平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

主要国、機関及び台湾における電子出願環境

に関する調査研究報告書

平成28年3月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

$AIPPI \boldsymbol{\cdot} JAPAN$

はじめに

企業活動のグローバル化により産業財産権制度が各国にて急速に普及している。特に出 願件数が増加している各途上国知財庁においては効率的な業務/審査環境を整える必要に 迫られており、その一環として電子出願環境の整備が進められている。

国際的に産業財産権の重要性が広く認識されることにより、とりわけ経済発展のめざま しいASEAN 諸国、BRICS、オセアニア、台湾等への特許出願、実用新案登録出願、意匠 登録出願及び商標登録出願に対する関心が高まっている。我が国産業財産権ユーザがそれ らの国々、地域へ出願する場合、どのような出願方法が存在するのか、電子出願を行う場 合には、どのような書式の書類をどのようなフォーマットで揃える必要があるのか事前に 知ることは有益である。さらに、WIPO がウェブサイトにて提供する統計データによれば、 日本から出願される産業財産権の出願先は、欧米、中韓への出願が多く、ASEAN 主要国、 BRICS 等への出願がつづく。したがって、米国、EPO、中国、韓国、ASEAN 諸国、BRICS、 欧州諸国、オセアニア及び台湾等に出願を行う我が国産業財産権ユーザが、適切な出願方 法を検討できるよう、当該国、地域の最新の電子出願環境に関する詳細な情報を我が国産 業財産権ユーザに提供する必要がある。

また、近年、特許庁は世界に先駆けて電子出願を導入した知財庁として、特許行政の電子化、特に電子出願に関する経験の共有を途上国知財庁から要請される機会が増えている。 しかしながら、電子出願に関する経験を共有する際、各国の電子出願環境等の情報が欠か せないものの、それら電子出願環境は各国知財庁独自に開発されているため、統一的な環 境とはなっておらず、最新の状況について把握しきれていない。このため、各途上国知財 庁に対して、ユーザーフレンドリーな電子出願環境、効率的な特許行政実現のためには、 現在の電子出願環境に対して何が不足していると考えられるか等、適切な助言をすること が困難な状況にある。

各国の電子出願環境に関する調査を実施し、収集した調査結果を広く一般に提供するこ とによって、日本の産業財産権制度ユーザが調査対象国へ出願する際に、どのような電子 出願環境を利用することができるのか事前に知ることができ、電子出願環境を利用するに あたって、適切な準備をすることができるようになる。さらに、調査の実施の結果を参考 にすることによって、より適切な助言を各途上国に行えることができるようになる。これ らを踏まえ本調査研究を行った。

本報告書をまとめるにあたり、ご指導、ご協力を頂いたアドバイザーの方々をはじめ、 海外質問票及びヒアリング調査にご協力いただいた諸外国官庁・機関、法律事務所の方々 に厚く御礼申し上げる。

> 平成28年3月 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN

調査にあたっては当該分野に精通した有識者によるアドバイザー会合を開催した。アド バイザー、オブザーバーの方々及び事務局は以下の通りである。

アドバイザー (敬称略、五十音順)

- 赤川 誠一 正林国際特許商標事務所 弁理士
- 伊藤 國久 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 総務部長
- 園 充 一般財団法人 工業所有権協力センター 情報システム部長
- 羽鳥 賢一 慶應義塾大学 特任教授
- 森田 修司 一般社団法人 日本知的財産協会 情報システム委員会副委員長、 富士通株式会社

オブサーバー (敬称略、五十音順)

- 青木 優佳 特許庁総務部情報技術統括室
- 岡澤 洋 特許庁総務部情報技術統括室室長補佐(情報技術国際班長)
- 津幡 貴生 特許庁総務部情報技術統括室企画調査官
- 中嶋 利次 特許庁総務部情報技術統括室海外協力係長
- 目黒 潤 特許庁総務部情報技術統括室機械化専門官

事務局

川上 溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 所長

小野 秀一 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員

大畑 摩利子 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員

アドバイザー会合の開催は以下のとおりである。

第1回会合 平成27年10月15日 調査研究の目的・内容の共有、スケジュール確認
 第2回会合 平成28年1月8日 海外ヒアリング結果報告、報告書の記載内容検討
 第3回会合 平成28年2月26日 報告書案の検討

調査にあたって次の関係機関に多大のご協力・ご助言をいただいた。ここに改めて感謝 の意を表したい。

海外調査票調査、ヒアリング調査協力者

・知財庁

欧州特許庁(EPO) 欧州共同体商標意匠庁(OHIM) 米国特許商標庁(USPTO) 韓国特許庁(KIPO) マレーシア知的財産公社(MyIPO) フィリピン知的財産庁(IPOPHL) インドネシア知的財産総局(DGIP) タイ知的財産局(DIP) ベトナム知的財産庁(NOIP) ブラジル産業財産庁(INPI) インド特許意匠商標総局(CGPDTM) ロシア特許庁(ROSPATENT) アフリカ広域知的財産機関(ARIPO) ドイツ特許商標庁(DPMA) イギリス知的財産庁(UKIPO) フランス産業財産庁(INPI) カナダ知的財産庁(CIPO) オーストラリア知的財産庁(IP Australia) メキシコ産業財産庁(IMPI) 台湾智慧財產局(TIPO) 世界知的所有権機関(WIPO)

法律事務所
Hoffmann Eitle
ELZABURU
Sughrue Mion, PLLC
Birch, Stewart, Kolasch & Birch, LLP
KIM & CHANG
崔達龍国際特許法律事務所
北京林達劉知識産権代理事務所
BEIJIN EAST IP LTD.
北京銀龍知識産権代理有限公司
Patrick Mirandah Co.

Henry Goh ACCRALAW E.B. Astudillo & Associates Drew & Napier LLC Patrick Mirandah Co. Rouse PT.Hakindah International Biro Oktroi Roosseno S&I International Bangkok Office Tilleke & Gibbins International Ltd. Dannemann Siemsen Licks Advogados Anand & Anand KAN AND KRISHME CHADHA & CHADHA Gorodissky & Partners Sojuzpatent Spoor & Fisher SA Adams & Adams Reddie & Grose LLP Mewburn Ellis $JA \cdot KEMP$ **Cabinet Plasseraud** Cabinet Beau de Loménie Smart & Biggar/Fetherstonhaugh Gowling Lafleur Henderson LLP F B Rice **GRIFFITH HACK** Arochi & Lindner UHTHOFF, GOMEZ VEGA & UHTHOFF, S.C. 理律法律事務所 Union Patent Service Center

独立行政法人	日本貿易振興機構(JETRO)	ソウル事務所
独立行政法人	日本貿易振興機構(JETRO)	バンコク事務所
独立行政法人	日本貿易振興機構(JETRO)	ニューヨーク事務所
独立行政法人	日本貿易振興機構(JETRO)	ニューデリー事務所

目 次

第1部 調査研究の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2部 概括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3部 各国の電子出願環境に関する調査研究結果 ・・・・・・・・・・・	21
I 五大特許庁等の機関	
A. 欧州特許庁 (EPO)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	23
2 電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	24
3 電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	27
4 電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・ :	32
5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	34
B. 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	36
2 電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	36
3 電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・ :	39
4 電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・・	50
5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ?	52
C. 米国特許商標庁(USPTO)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2 電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ?	54
3 電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ?	57
4 電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・・	35
5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
D. 韓国特許庁 (KIPO)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
2 電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
3 電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ '	75
4 電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・ 8	33
5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	38
E. 中国国家知識産権局(SIPO)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・	90
2 電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	90
3 電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	93
4 電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・ 10	00
5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10)2
F. 中国商標局 (SAIC)	
1 電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10)3

	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	104
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	113
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
II	ASEAN6		
	A. マレ	ーシア知的財産公社 (MyIPO)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
	3	電子出願の環境について・・・・・・・・・・・・・・・	122
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	131
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
	B. フィ	・リピン知的財産庁 (IPOPHL)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	136
	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	138
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・	149
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
	C. シン	·ガポール知的財産庁 (IPOS)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	151
	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	154
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・	159
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	D. イン	/ドネシア知的財産総局 (DGIP)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	164
	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	166
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・	169
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170
	E. タイ	'知的財產局(DIP)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	171
	2	電子出願に係る制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	173
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	177
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
	F. ベト	ナム知的財産庁 (NOIP)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	181
III	BRICS		

A. ブラジル産業財産庁 (INPI)

	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・	183
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・	183
	3	電子出願の環境について・・・・・・・・・・・・・・・	185
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	196
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
В.	イン	/ド特許意匠商標総局(CGPDTM)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・	200
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
	3	電子出願の環境について・・・・・・・・・・・・・・・	203
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	212
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	215
C.	ロシ	ア特許庁 (ROSPATENT)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・	216
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・	216
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	218
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	226
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	228
D.	アフ	フリカ広域知的財産機関 (ARIPO)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	231
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	232
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	238
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
その	他		
A.	ドイ	ン特許商標庁(DPMA)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・	241
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・	242
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	245
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	255
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	257
В.	イギ	ジリス知的財産庁 (UKIPO)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・・	259
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	260
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	262
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	269
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	272
C.	フラ	・ ンス産業財産庁 (INPI)	
	1	電子出願システム全般・・・・・・・・・・・・・・・・	273
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	274

IV

	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	277
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	284
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	286
D.	カナ	トダ知的財産庁 (CIPO)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	287
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	288
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	291
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	298
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	301
E.	オー	-ストラリア知的財産庁 (IP Australia)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	302
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	302
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	304
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	310
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	313
F.	メキ	·シコ産業財産庁 (IMPI)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	315
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	315
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	318
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	322
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	323
G.	台濯	等智慧財產局(TIPO)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	324
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	325
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	327
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	338
	5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	340
H.	世界	P知的所有権機関(WIPO)	
	1	電子出願システム全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・	342
	2	電子出願に係る制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・	343
	3	電子出願の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・	344
	4	電子出願書類のフォーマットについて ・・・・・・・・・	355
	5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	358

第1部 調査研究の概要

1 調査研究の目的

企業活動のグローバル化により産業財産権制度が各国にて急速に普及している。特に出 願件数が増加している各途上国知財庁においては効率的な業務/審査環境を整える必要に 迫られており、その一環として電子出願環境の整備が進められている。

国際的に産業財産権の重要性が広く認識されることにより、とりわけ経済発展のめざま しいASEAN 諸国、BRICS、オセアニア、台湾等への特許出願、実用新案登録出願、意匠 登録出願及び商標登録出願に対する関心が高まっている。我が国産業財産権ユーザがそれ らの国々、地域へ出願する場合、どのような出願方法が存在するのか、電子出願を行う場 合には、どのような書式の書類をどのようなフォーマットで揃える必要があるのか事前に 知ることは有益である。さらに、WIPO がウェブサイトにて提供する統計データによれば、 日本から出願される産業財産権の出願先は、欧米、中韓への出願が多く、ASEAN 主要国、 BRICS 等への出願がつづく。したがって、米国、EPO、中国、韓国、ASEAN 諸国、BRICS、 欧州諸国、オセアニア及び台湾等に出願を行う我が国産業財産権ユーザが、適切な出願方 法を検討できるよう、当該国、地域の最新の電子出願環境に関する詳細な情報を我が国産 業財産権ユーザに提供する必要がある。

また、近年、特許庁は世界に先駆けて電子出願を導入した知財庁として、特許行政の電 子化、特に電子出願に関する経験の共有を途上国知財庁から要請される機会が増えている。 しかしながら、電子出願に関する経験を共有する際、各国の電子出願環境等の情報が欠か せないものの、それら電子出願環境は各国知財庁独自に開発されているため、統一的な環 境とはなっておらず、最新の状況について把握しきれていない。このため、各途上国知財 庁に対して、ユーザーフレンドリーな電子出願環境、効率的な特許行政実現のためには、 現在の電子出願環境に対して何が不足していると考えられるか等、適切な助言をすること が困難な状況にある。

各国の電子出願環境に関する調査を実施し、収集した調査結果を広く一般に提供するこ とによって、日本の産業財産権制度ユーザが調査対象国へ出願する際に、どのような電子 出願環境を利用することができるのか事前に知ることができ、電子出願環境を利用するに あたって、適切な準備をすることができるようになる。さらに、調査の実施の結果を参考 にすることによって、より適切な助言を各途上国に行えることができるようになる。これ らのことを踏まえ本調査研究を行った。

そこで、本調査研究では、米国、EPO、中国、韓国、ASEAN 諸国、BRICS、欧州諸国、 オセアニア及び台湾の電子出願環境等に関して調査し、今後の各国へのIT 支援や我が国 特許庁のIT 化に関する経験を共有する際に、より適切な助言を検討する上での基礎資料 を作成することを目的とする。

3

2 調査対象

次の国、地域、機関(以下「調査対象国」という)を調査対象とした。

- I 米欧中韓:6機関(欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁、米国特許商標庁、韓国
 特許庁、中国国家知識産権局、中国商標局)(以下「五大特許庁等の機関」という)
- II ASEAN6:6カ国 (マレーシア、フィリピン、シンガポール、インドネシア、タ イ、ベトナム)
- III BRICS: 3 カ国、1 機関 (ブラジル、インド、ロシア、ARIPO)
- IV その他:6カ国、1経済地域、1機関(ドイツ、イギリス、フランス、カナダ、オ ーストラリア、メキシコ、台湾、世界知的所有権機関)
- 3 調査研究の対象法域

特許、実用新案、意匠、商標(なお、実用新案については調査対象国により適宜"小特 許"等に読み替えた。)

4 調査研究の対象項目

調査対象国の電子出願環境に関し、以下に記載した項目等を調査した。

<電子出願環境の概要>

A. 電子証明の要否

電子出願環境を利用して出願するにあたって、電子証明が必要であるか否かを調査した。

B. 電子認証の方法

電子証明が必要の場合、その形式(電子証明書カードや、電子証明情報が記録されたファイル等)を調査した。

C. サポート体制の整備

電子出願ソフトに関するヘルプデスクの有無、その連絡方法等について調査した。なお、連絡、問合せ方法毎に、その連絡、問合せ先についても調査した。

D. 電子メールによる通知又は送付

電子出願環境を利用して出願を行った案件について、オフィスアクションがあった際 に、その旨に関する通知や、オフィスアクション自体が電子メールにて出願人又は代理人 に通知又は送付されるか否かについて調査した。 E. 普及啓蒙の方法

電子出願環境及びヘルプデスク等の普及啓蒙の方法の他、電子出願専用ソフトを配布 している場合には、その配布方法等について調査した。

F. 電子出願環境の使用感について

電子出願システムの使用感を現地法律事務所等に対して調査した。

<具体的な機能等 >

G. プラットホーム

電子出願環境のプラットホーム (ウェブベースのサービス、専用ソフト等) について 調査した。なお、ウェブベースのサービスの場合、どのような技術 (例:HTML5、Adobe Flash 等) を用いてサイトが構築されているかについても調査した。

H. ユーザーインターフェイス (UI) とその簡単な説明

UIのスクリーンショット及び、各ボタン、ペインの説明(メイン画面について調査し、 機能が複数画面にわたる場合、出願手続きに必要な主な画面について調査した。

I. フォーマット (テキスト部)

電子出願環境を利用して出願人、代理人により出願又は提出される書面及び、電子出 願環境を利用して庁から発送される書面のテキスト部(書誌部、明細書等)のフォーマッ ト(XML、ワープロソフトの依存のフォーマット、PDF等)について調査した。出願人、 代理人により出願又は提出される書面がXMLフォーマットの場合、電子出願環境がXML へのコンバータを提供しているのかについても調査した。また、PDFファイルについては テキストデータが埋め込まれたマシンリーダブルなフォーマットであるか、イメージ PDF かの別を付けた。さらに、電子出願環境を利用して出願人、代理人により出願又は提出さ れる書面及び、電子出願環境を利用して庁から発送される書面のテキストデータとして作 成される部分とイメージファイルで作成される部分について調査した。また、明細書、請 求項、要約をXML文書として作成する場合、その作成方法やXML文書を作成するため のツールを調査した。

J. フォーマット (イメージ部)

電子出願環境を利用して出願又は提出する書面のイメージ部(図面、商標見本又は音等)の画像ファイルフォーマット(JPG、PNG、TIFF、MP3等)の他、カラー画像、グレイスケールの可否、解像度、圧縮レート等について調査した。

K. 紙書類の提出の要否(紙原本か否か)

電子出願環境を利用した際、紙の書類を提出することも求められるか否かについて調 査した。 L. 電子出願した際の出願料金の支払い方法

電子環境を利用して手続きを行った際、その手続き料金の支払い方法について調査した。

M. 電子出願による出願料金の減額、データエントリー料

電子出願環境を利用して手続きを行った場合、紙による手続きと比較して減額制度が あるのか否か。また、紙による手続きを行った場合、データエントリー料の徴収があるの か否か、またその払い先と支払い方法について調査した。

N. 申請書類作成補助機能

電子出願環境を利用するにあたって、申請書類の作成を補助するウェブサイトやツー ル、インタラクティブ申請等が提供されているか否かについて調査した。

5 調查研究手法

4で挙げた各項目について、以下に沿って調査研究を行った。

A. 文献調查

各知財庁が提供するウェブサイトを利用して、上記4で挙げた各項目に関連する情報 を収集し、整理・分析した。

B. 質問票調查

英語で作成した質問票を、郵送等にて「調査対象国」の知的財産権担当官庁又は「調査対象国」に営業所を構える法律事務所等(一つの国/地域に対して3カ所以上)へ送付し、 回収した。回収した質問票から得られた結果を整理・分析した。

質問票は、以下の知財庁、法律事務所に送付し、回答を得た1。

・欧州特許庁(EPO) Hoffmann Eitle ELZABURU

・欧州共同体商標意匠庁(OHIM)
 Hoffmann Eitle
 ELZABURU

¹ 中国国家知識産権局(SIPO)、中国商標局(SAIC)、シンガポール知的財産庁(IPOS)、インドネシア知的財産 総局(DGIP)及びインド特許意匠商標総局(CGPDTM)へは質問票を送ったが、送付先の事情により回答を得 ることができなかった、

- 米国特許商標庁(USPTO)
 Sughrue Mion, PLLC
 Birch, Stewart, Kolasch & Birch, LLP
- ・韓国特許庁(KIPO) KIM & CHANG 崔達龍国際特許法律事務所
- ・中国国家知識産権局(SIPO)
- ・中国商標局(SAIC) 北京林達劉知識産権代理事務所 BEIJIN EAST IP LTD. 北京銀龍知識産権代理有限公司
- ・マレーシア知的財産公社(MyIPO) Patrick Mirandah Co. Henry Goh
- フィリピン知的財産庁(IPOPHL)
 ACCRALAW
 E.B. Astudillo & Associates
- ・シンガポール知的財産庁(IPOS)
 Drew & Napier LLC
 Patrick Mirandah Co.
- ・インドネシア知的財産総局(DGIP) Rouse PT.Hakindah International Biro Oktroi Roosseno
- ・タイ知的財産局(DIP) S&I International Bangkok Office Tilleke & Gibbins International Ltd.
- ・ベトナム知的財産庁(NOIP)
- ・ブラジル産業財産庁(INPI) Dannemann Siemsen

Licks Advogados

- ・インド特許意匠商標総局(CGPDTM) Anand & Anand KAN AND KRISHME CHADHA & CHADHA
- ・ロシア特許庁(ROSPATENT) Gorodissky & Partners Sojuzpatent
- ・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO) Spoor & Fisher SA Adams & Adams
- ドイツ特許商標庁(DPMA)
 Vossius & Partner
 Hoffmann Eitle
- ・イギリス知的財産庁(UKIPO) Reddie & Grose LLP Mewburn Ellis JA・KEMP
- ・フランス産業財産庁(INPI) Cabinet Plasseraud Cabinet Beau de Loménie
- カナダ知的財産庁(CIPO)
 Smart & Biggar/Fetherstonhaugh
 Gowling Lafleur Henderson LLP
- ・オーストラリア知的財産庁(IP Australia) F B Rice GRIFFITH HACK
- ・メキシコ産業財産庁(IMPI) Arochi & Lindner UHTHOFF, GOMEZ VEGA & UHTHOFF, S.C.

- ・台湾智慧財産局(TIPO)
 理律法律事務所
 Union Patent Service Center
- ・世界知的所有権機関(WIPO)
 Sughrue Mion, PLLC
 北京林達劉知識産権代理事務所
 Vossius & Partner
 Cabinet Plasseraud
 - C. ヒアリング調査

各知財庁ウェブサイトの調査、質問票による調査の他、さらに詳細な調査を行うため、 調査項目について各知財庁へヒアリングをし、その結果を整理・分析した。

ヒアリングを実施する国(地域)の知財庁は、今後、IP5やTM5の場での議論が想定される IP5等の機関及び、日本からの特許出願の多いインド、ドイツ、台湾の知財庁とした。これらの知財庁及び現地法律事務所を研究員が訪問した。

ヒアリング調査は、以下の知財庁、法律事務所を対象として実施した2。

- ・欧州特許庁(EPO)
- ・欧州共同体商標意匠庁(OHIM) Hoffmann Eitle Vossius & Partner
- 米国特許商標庁(USPTO)
 Sughrue Mion, PLLC
 Birch, Stewart, Kolasch & Birch, LLP
- ・韓国特許庁(KIPO) KIM & CHANG
- ・中国国家知識産権局(SIPO)
- ・中国商標局(SAIC) 北京林達劉知識産権代理事務所 BEIJIN EAST IP LTD.

²欧州共同体商標意匠庁(OHIM)、米国特許商標庁(USPTO)、中国国家知識産権局(SIPO)、中国商標局 (SAIC)、インド特許意匠商標総局(CGPDTM)、ドイツ特許商標庁(DPMA)へは依頼をしたが、相手方の事情 によりヒアリング調査をすることができなかった。

北京銀龍知識產権代理有限公司

- ・インド特許意匠商標総局(CGPDTM) Anand & Anand KAN AND KRISHME
- ・ドイツ特許商標庁(DPMA) Hoffmann Eitle Vossius & Partner
- ・台湾智慧財産局 (TIPO) 理律法律事務所

第2部 概括表

各国/地域の電子出願システムを概観するため、調査結果を一覧表とした。一覧表頭の調 査研究項目は、以下のとおりである。なお、各項目の詳細は、『第3部 各国の電子出願環 境に関する調査結果』に記載した。

調査	研究の対象項目	概括表の記載内容の説明		
雪乙山頤	電子出願システム	未導入であれば、導入予定時期を記載した。		
电丁山旗	導入状況			
システム	電子出願率	2014年の電子出願率を記載した。		
土坝又	PR の方法	PRの方法を省略して記載した。		
	紙書類提出の要否	紙書類提出の要否を記載した。		
	原本の形態	電子手続きした書類の原本性を記載した。		
	在外者による	在外者による電子出願手続の可否を記載した。		
	電子手続			
	電子証明書の要否	電子証明書の要否を記載した。		
	電子証明書の種類	電子証明書の種類を記載した。		
電子出願	電子証明書の	知財庁指定の認証局を記載した。		
に係る	指定認証局			
制度	電子手続した際の出	電子出願料金の支払い方法を記載した。		
	願料金等の支払方法			
	電子手続による出願	電子出願時の出願料金の減免の有無を記載した。		
	料金の減免			
	データエントリー料	紙書類時のデータエントリー料の要否を記載した。		
	電子出願システム	電子出願システムの稼働時間を記載した。		
	稼働時間			
	電子出願システムの	電子出願システムがブラウザベースであるか、専用		
雷子出陌	環境	ソフトが提供されているかを記載した。		
电丁山線の一番店に	電子出願システムの	用意されているサポートの種類を記載した。		
の泉苑に	サポート体制			
	通知の送付方法	知財庁発出の通知の送付媒体を記載した(電子データ		
	通知》及自力拉	又は紙書類)。		
	出願フォーマット	出願書類のフォーマットを記載した。		
電子出願	毛続書箱の	電子手続きに求められる XML の定義で文書を作成		
書類の	J ^加 自衆 ^v XML 変換ツール	するための変換ツールが知財庁により提供されてい		
フォーマ		るかの有無を記載した。		
ットに	出願人による	中間処理書類のフォーマットを記載した。		
ついて	中間手続書類の			
	フォーマット			

	出願書類イメージ部	出願書類のイメージ部フォーマットを記載した。
	フォーマット	
	イメージ部のカラー	申請書類のカラー画像使用の可否を記載した。
	画像可否	
	イメージ部のグレイ	申請書類のグレイ画像使用の可否を記載した。
	画像可否	
	知財庁発出の通知	知財庁発出の通知書類(オフィスアクションなど)の
	書類フォーマット	フォーマットを記載した。
	通知書類のイメージ	通知書類のイメージ部フォーマットを記載した。
	部のフォーマット	
	通知書類の	通知書類のイメージ部に使われるイメージの色につ
	イメージ部について	いて記載した。
	申請書類の	電子出願環境上の申請書類の作成補助機能の有無を
	作成補助機能	記載した。
	電子記録媒体の提出	電子メディア提出の可否を記載した。
	電子出願ソフトの	知財庁による電子出願ソフトの API 公開の有無を記
その他	API 公開の有無	載した。
	実用新案手続	実用新案登録出願との出願手続の相違点の有無を記
	との相違	載した。

国/地域 知財庁		法域	電子出願システム 道み世辺	電子出願 率	PRの方法	紙書類 提出	原本の	在外者 による		
	<u>даж</u>))	FPO	融新	请入次 九	(2014年) 05%	ウーブ 延伸体 セミナー	の要否	一 一 小 忠	電子手続	
	欧州	EFU	行行	等八百か	95% 89%	リエノ、紙媒体、セミノー	小安	电丁垛冲	111116	
	801	OHIM	商標	導入済み	82%	ウェブ、紙媒体、セミナー	不要	電子媒体	可能	
$1P5^{c}$		11.24	特許		98%以上					
	USI	PTO	意匠	導入済み	98%以上	ウェブ、紙媒体、セミナー	不要	電子媒体	可能	
			商標		99.7%					
	韓	国	特許	National National	98.2%		~ =	孟 之卅仏		
	KI	PO	- <u></u> 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	導入済み	95.8%	ウェク、セミナー	个罢	電子媒体	个可	
			向小示 特許		86.5%					
		SIPO	実案	導入済み	回答無し	ウェブ、紙媒体、セミナー	不要	電子媒体	料金支払い	
	中国		意匠		回答無し				のみ可能	
		SAIC	商標	導入済み	60.6%	ウェブ、セミナー	不要	電子媒体	不可	
	マレー		特許		53.0%		不要			
	Myl	IPO	意匠	導入済み	約7%	ウェブ、セミナー	一部必要	電子媒体	不可	
			商標		57.0%		不要			
	フィリ	ノピン	符計 音尾	2016年中に 道入予定	-	_	-	_	_	
	IPO	PHL	商煙	導入 済み	28.0%	ウェブ 紙雄休 セミナー	不重	雷子旗休	不可	
			特許		20.070			电1%件	1.1	
	シンガ	ポール	意匠	導入済み	回答無し	ウェブ、セミナー	不要	回答無し	不可	
AN(11.	05	商標							
ASE	1.15	ナンア	特許	未稼働			-			
1	DG	πy) HP	意匠	未稼働	回答無し	ウェブ	_	回答無し	不可	
			商標	更新のみ			-			
	Я	イ	特許	導入済み(停止中)	i = 1.665 Amr. 1	h - + + +	× ــــ	如中和	T = 1	
	DI	IP	息匠	導入済み(停止中)	凹合悪し	リェノ、セミナー	必要		1, 11	
	ベトナム		特許	寺八道の						
			意匠	2016年中に 道1子室		-	_	_	_	
	NC	лг	商標	導入了定						
	ブラジル INPI		特許		70%			電子媒体		
			意匠	導入済み	回答無し	ウェブ、セミナー	不要	回答無し	不可	
			商標		回答無し			回答無し		
	インド CGPDTM		符計 音	道入済ム	同效無1	ウーブ・セミナー	小田	回來無1	र न	
\mathbf{s}			商標	特八賀め	凹谷無し	リエノ、セミノー	- 必安 不要	凹谷無し	小可	
3RI(173	17	特許	導入済み	2.2%		一部必要	電子媒体	不可	
I	R	os	意匠	2016年中	-	ウェブ、セミナー	-	_	_	
	PAT	ENT	商標	導入済み	15.3%		一部必要	電子媒体	不可	
			特許							
	ARI	IPO	意匠	導入済み	回答無し	ウェブ、セミナー	不要	電子媒体	不可	
			商標		71.19/					
	ドィ	イツ	谷矸	道入済み	66.9%	. ウェブ 紙雄休 セミナー	不重	雷子旗休	可能	
	DP	MA	商標	47.01.07	52.5%		A.I.	电 1 然 仟		
		11	特許		84%					
	イギ	リス IPO	意匠	導入済み	回答無し	ウェブ、紙媒体、セミナー	不要	電子媒体	可能	
		-	商標		98%					
	フラ	ンス	特許	導入済み	82%	1. 8 6001400 5	不要			
	IN	PI	意匠	(天規模 改造中)	42.9%	ウェブ、紙媒体、セミナー	必要	電子媒体	不可	
			間標		82.3% 24.7%	ウェブ ヤミナー	心安		不可	
	カナ	トダ	意匠	導入済み	18%	ウェブ、紙媒体	不要	電子媒体	可能	
の他		FU	商標		96.2%	ウェブ、セミナー			可能	
ž	± -1		特許		96.1%					
	IP Au	stralia	意匠	導入済み	97.2%	ウェブ	不要	電子媒体	可能	
			商標	and the set of the	99.2%					
	メキ	シコ	特許	2018年予定	-	-	-	_	_	
	IM	PI	息 <u></u> 商 栖	導入済み	12.8%	ウェブ、セミナー	不要	電子媒体	不可	
			特許		14.8%					
	台	湾 PO	意匠	導入済み	20.6%	ウェブ、セミナー	不要	電子媒体	料金支払い	
		TIPO			47.9%				いかり肥	
	wī	WIPO		導入済み	79%	ウェブ 紙媒体 セミナー	不要	電子媒体	-	
	W1		意匠	導入済み	89.2%	シェン、心淋巴、ヒミノー	不要	電子媒体	-	

国/地域 知財庁		法域	電子証明書 の要否	電子証明書の種類	電子証明書の指定認証局	電子手続した際の出願料金等の支払 方法	電子手続に よる出願料 金の減免			
		EPO	特許	必要	カード	EPO	銀行振込、EPO予納口座	有り		
	欧州	OHIM	意匠 商標	不要	_	-	銀行振込、OHIM予納口座	無し 有り		
	アメ USH	リカ TO	特許 意匠	必須ではな い	ファイル	USPTO	窓口での現金支払、郵便為替、 クレジットカード、銀行振込	無し		
桊			商標	不要	-	-		有り		
$1P5^{4}$	韓 KII	国 20	特許 意匠 商標	必要	ファイル又はUSB	公認認証センター他	銀行振込、銀行口座からの自動振 替、KIPO予納口座からの自動振替 及びクレジットカード	有り		
	中国	SIPO	特許 実案 意匠	必要	ファイル又はUSB	SIPO	銀行振込及びクレジットカード	無し		
		SAIC	商標	必要	USB	SAIC	銀行振込	無し		
	マレー MyI	-シア PO	特許 意匠 商標	必要	ファイル	MSC Trustgate	銀行振り込み、 MyIPO予納口座からの自動振替、 クレジットカード	有り		
	フィリ IPOI	ピン PHL	特許 意匠	-	_	_	_	_		
			商標	不要	-	-	銀行振込	有り		
N6	シンガ IPO	ポール DS	特許意匠	不要	_	-	銀行振込、銀行口座からの自動振 替、クレジットカード、小切手、 銀行為替手形	無し 無し		
EA			問係					11 9		
AS	インド DG	ネシア IP	意匠商標	不要	_	-	銀行振り込み、銀行ATMでの支払	_		
			特許							
	タ・ DI	イ P	意匠 商標	不要	_	-	銀行窓口で現金による 銀行振り込み	無し		
	ベトナム NOIP		特許 意匠 商標	_	-	_	_	-		
	ブラ	сžл.	特許	必要	ファイル、カード	複数指定				
	INPI		意匠 商標	 不要	_	-	銀行窓口、ネットバンキング	有り		
CS	インド CGPDTM		特許 意匠 商標	必要	ファイル、USBメモリー	複数指定	銀行振込、デビットカード、 クレジットカード	無し		
BRI	ロシ	17	特許	必要	ファイル、USB	複数指定	銀行振込	有り		
	RC)S	意匠	-	-	-		-		
	PAT	ENT	商標	必要	ファイル、USB	複数指定	銀行振込	有り		
	ARI	РО	特許意匠	不要	_	-	口座からの自動引き落とし、 クレジットカード	有り		
	ドイ DPI	・ツ MA	特許意匠	専用ソフト ログインに 必要	カード	EPO、その 他複数指定	DPMA窓口での現金払い、 銀行振込、	有り		
				四 (括) (注)					UIVIDO Z (de ⊨ mir) > ~	有り
	イギ	リス	意匠	不要	_	_	UKIPUT 割日座からの 自動振替、クレジットカード	無し		
	UK	rU	商標	,			デビットカード、小切手	有り		
			特許			DUDI	銀行振込、INPI予納口座からの白動	有り		
	フラ IN	ンス PI	意匠 商標	必要	ファイル、カード	INPI, EPO	引落、クレジットカード、 INPI窓口での現金払い	無し 有り		
	. i. i	- H	特許				h1.2% 1 ± 10	無し		
된	ガラ CII	- <i>9</i> 20	意匠	不要	—	-	クレシットカード、 CIPO予納口座の自動引落	無し		
501			商標					有り		
νP	オースト IP Au	ラリア stralia	特許 意匠 商標	不要	_	-	クレジットカード	有り		
			特許	-	-	-	_	-		
	メキ IM	ジコ PI	意匠 商標	必要	ファイル、USBメモリー	複数の公的 機関を指定	銀行振込	無し		
	台 TII	湾 20	特許 意匠 商標	必要	ファイル、カード、USB	複数指定	銀行振込、 銀行口座からの自動振替、 TIPO窓口での現金支払い	有り		
	1171	PO	特許	必要	ファイル、カード	WIPOなど	予納口座、クレジットカード	有り		
	vv 1.		意匠	不要		_	予納,クレジット,銀行振込	無し		

国/地域 知財庁		法域	データ エントリー 料	電子出願システム 稼働時間	電子出願シ ステムの 環境	電子出願システムの サポート体制	通知の 送付方法	
		EPO	特許	無し	24時間稼働	WEB	電話、メール、WEBフォーム	電子
	欧州	OHIM	意匠 商標	無し	24時間稼働	WEB	電話、メール	電子
IP5等	アメ	11 +	特許	有り	毎週末深夜を除き稼働	WEB		電子
	USI	PTO	意匠	無し			電話、電子メール、FAX及び郵便	
			商標	無し	24時間稼働	WEB		電子
	韓	E	将計	有り 400年1	日曜・祝日の9時から21	亩田ソフト	雪託 川エート相談	좋고
	KI	KIPO		有り	時を除き稼働	4·μ > > Ι.	电印、分上一印印欧	76. J
	中国	SIPO	 特許 実案 音匠 	無し	24時間稼働	専用ソフト	電話	電子
		SAIC	商標	無し	平日のみ稼働	WEB	電話、質問を投稿	紙書類
			特許					
	⊲ V- Myi	ーシア IPO	意匠商標	無し	24時間稼働	WEB	電話、メール	紙書類
	フィリ	ノピン	特許	_	_	_	_	-
	IPO	PHL	息匹	4996-1	24時間稼働	WEB	雷託 メール	紙事組
			向 (示 特許		23361 [1] (2) [30]	WED	电印、ハール	州首規
N6	シンガ IP	ポール OS	意匠商標	有り	水曜日、土曜日を除き稼 働	WEB	電話、メール、FAX	電子
SEA			特許	_		-	-	-
Ai	インド	ネシア HP	意匠	_	24時間稼働	_	_	_
	DC		商標	_		WEB	電話、メール	紙書類
	Ь	1	特許					
	D	IP	意匠	無し	24時間稼働	WEB 電話、メール		紙書類
			商標					
	ベトナム NOIP		特許					
			意匠	_	_	-	—	-
			問標			市田ハフレ		電子
	ブラ	ブラジル INPI		無し	24時間稼働	WEB	WEBフォーム	(通知は公
	IN			,		WEB		報にて公示)
			特許	有り				
	インド CGPDTM		意匠	無し	24時間稼働	WEB	電話、メール	電子送付 後、紙送付
ICS			商標	無し				
BR	13	ノア	特許	無し	24時間稼働	専用ソフト	電話、メール	電子
	PAT	ROS PATENT		-		- WED		
			問標	悪し	24時间1%19月	WED	電話、メール	電子
	AR	IPO	意匠	無し	平日6:00から18:30まで	WEB	メール又はARIPO専門家を訪問	電子
			商標		稼働			
	10	2.552	特許			古田いつい		
	DP:	MA	意匠	無し	24時間稼働	専 用 ソフト 及び WEB	電話、メール	紙書類
			商標					
	イギ UK	リス IPO	特許意匠商標	無し	AM1時からAM2:30を除 き稼働	WEB	電話、FAX、郵便	紙書類
	フラ IN	ンス PI	特許 意匠 商標	無し	24時間稼働	WEB	電話、電子メール、郵便、WEB フォーム	電子
		L <i>H</i>	特許				母乳 母マン さやた	電子
푄	D CI	г <i>э</i> РО	意匠	無し	24時間稼働	WEB	電話、電子メール、郵便、 CIPO事務所の訪問	紙書類
62			商標					紙書類
.,	オース	トラリア	特許	,	水曜の夜及び十曜の午後	WDD	apt winn 、	電子
	IP Au	stralia	意匠	無し	を除き稼働	WEB	電話、WEBフォーム	料書類 ● 7
			冏 標					電子
	メキ	ショ	141	_		_	—	
	IM	PI	商標	無し	平日のみ稼働	WEB	電話、メール	紙書類
			特許					
	台 TT	湾 PO	意匠	無し	半日21時から1時間を除 き稼働	専用ソフト	電話、メール	電子
			商標		○ 135 (明)			
	WI	PO	特許	無し	24時間稼働	WEB	電話、メール	電子
		-	意匠	有り		WEB	電話、メール、WEBフォーム	紙書類
						17		

国/地域 知財庁		法域	出願 フォーマット	手続書類の XML変換 ツール	出願人による中間手続書 類のフォーマット	出願書類イメージ部 フォーマット	イメージ部 のカラー 画像可否	イメージ部 のグレイ 画像可否	
		EPO	特許	XML, PDF	PatXML	XML, PDF	TIFF, JFIF	不可	不可
	欧州	OHIM	意匠 商標	PDF	_	PDF	JPEG	न	न्
IP5等	アメリカ		特許	PDF	_	PDF	PDF	申請後、可	申請後、可
	USI	РТО	息 <u>に</u> 商煙	PDF	_	PDF	JPEG	ਸ 	म न
	韓国 KIPO		特許意匠	XML, PDF	NKEAPS 及びKEDITOR	XML	JPEG, TIFF	ग	न्
	中国	SIPO	特許実案	XML, PDF, DOC	提供無し	XML, PDF, DOC	JPEG, TIFF	不可	不可
		SAIC	商標	PDF	_	紙書類	JPEG	ा म	ा म
	マレー	ーシア IPO	特許 意匠	PDF, DOC	_	PDF, DOC	TIFF, JFIF GIF, TIFF	不可	不可
	1119		商標				JPEG, GIF, TIFF	ग	<u>म</u>
	フィリ IPO	リピン PHL	特許 意匠	-	-	_	_	_	_
			商標	Form入力	-	紙書類	JPEG	न	न
	シンガ	ポール	特許			DDD DOG	PDF	不可	
N6	IP	OS	- <u></u> 一 志 挿	PDF, DOC	_	PDF, DOC	BMD IDEC TIE	<u></u> 	<u> </u>
EA			间保 <u> </u> <u> </u>				DMF, JFEG, HF	শ্ রূল	। ਜ
AS	インド	ネシア	117日 音序	PDF	_	紙書粗	JPEG	ाः म	 ਜ
	DO	ΗP	商標	101		194 10 754	0110	ा म	ाः च
			特許					•	
	タ D	イ IP	意匠	XML, PDF, DOC	—	XML, PDF, DOC	JPEG	可	可
	D.		商標	XML	提供無し	XML	JPEG, PNG, GIF		
	ベト NC	ナム DIP	特 許 意 腐 標	_	_	_	_	_	-
				PDF, XML	専用ソフト	PDF, XML	PDF		
	INPI		意匠	PDF	_	PDF	PDF, TIFF	म	म
			商標	PDF	-	PDF	JPEG, TIFF		
ICS	インド CGPDTM		特許 意匠 商標	PDF	_	PDF	JPEG	म्	म्
BR	13	レア	特許	XML, DOC	専用ソフト	XML, PDF, DOC	TIFF, JPEG	白黒推奨	白黒推奨
	RO	DS ENT	意匠	_	-	_	_	-	-
	FAI	ENI	商標	XML, DOC	専用ソフト	XML, PDF, DOC	TIFF, JPEG	ग	可
	AR	IPO	符計意匠商標	PDF, DOC	_	PDF, DOC	JPEG	म्	म्
	<i>.</i> ۲	イツ	特許				TIFF,JPEG	不可	म
	DP	DPMA		XML、PDF	提供無し	XML, PDF	JPEG	可	可
			 冏標				JLEC	দা কল	দ] কালা
	イギ	リス	1寸計 音序	PDF		紙書組	JPEG GIFTIFF	ार म ज	파
	UK	IPO	商標	101			JPEG. TIFF	ন	ন
	フラ IN	ンス PI	特許 意匠 商標	XML, PDF, DOC	提供有り	XML, PDF, DOC	JPEG, PNG, TIFF, GIF	म्	म्
	+	トダ	特許				TIFF	不可	不可
街	CI	PO	意匠	TIFF,PDF	-	TIFF,PDF	TIFF, JPEG	不可	可
80			商標				TIFF	不可	म
	オース	トラリア	特許			DDD14446 7 - 11	IDEG DUG TIDE	不可	不可
	IP Au	stralia	意匠商標	PDF·推奨、その他	提供無し	PDF 推奨、 その他	JPEG, PNG, TIFF	म म	ग ग
	メキ	シコ	特許	_	_	_	-	-	-
	IM	IPI	意匠	PDF	_	紙書類	GIF, JPEG, TIFF	न	ा ग
			商標				GIF	۳J	р
	台 TI	湾 PO	符許意匠商標	PDF	-	PDF	JPEG, TIFF	म्	म
	WI	РО	特許	PDF, XML	オンライン変換	PDF	PDF	不可	म
			意匠	PDF	-	紙書類	JPEG, TIFF	可	可

国/地域 知財庁		法域	知財庁発出の通知書類 フォーマット	通知書類のイメージ部の フォーマット	通知書類の イメージ部について	
		EPO	特許	XML, PDF	画像無し	EPのみグレイスケール
IP5等	欧州	OHIM	意匠 商標	XML	JPEG	白黒二値、グレイスケール又はカラー
	アメ	アメリカ		XML, PDF	TIFF	白黒二値
	USI	РТО	意匠	XML PDF DOC	JPEC TIFF	白黒二値、グレイスケール又はカラー
			h1示 特許	AME, I DF, DOC	51 EG,1111	
	韓国 KIPO		意匠	XML	JPEG, TIFF	白黒二値、グレイスケール又はカラー
		-	商標		GIF	
		SIPO	特許	YML PDF DOC	JPEC TIFE	白毘ご店
	中国	511 0	意匠	AML, I DF, DOC	51 EG, 11FF	山一堂口
		SAIC	商標	紙書類	_	—
	マレー	ーシア	特許	PDF	TIFF	白黒二値
	Myl	PO	意匠	回答無し	回答無し	回答無し
			商標			
	フィリ	リピン PHL	意匠	—	_	_
			商標	紙書類		
	シンガ	ポール	特許	DDE	DDE	
N6	IP	\mathbf{OS}	商標	PDF	PDF	日黒二個、クレイスクール文はカラー
SEA			特許			
A	インド DG	ネシア HP	意匠	紙書類	-	-
			商標			
	9	イ	府計 音匠	PDF	JPEG. TIFF	白里一値 グレイスケール又はカラー
	DI	P	商標			
	~	ナム	特許			
	NC	DIP	意匠	_	-	—
			問標	XML, PDF	PDF	白黒二値、グレイスケール又はカラー
	ブラ IN	ジル PI	意匠	E1/8/4E 1	E-1 /6/: 40E-1	in the second second
			商標	回谷無し	回谷無し	回谷無し
	イン	イド	特許 音序	PDF	JPEG	白里二値 ガレイスケールマけカラー
\mathbf{CS}	CGP	DTM	商標	1.51	0110	
BRI	ロシ	17	特許	XML, DOC	回答無し	回答無し
	R(PAT	DS ENT	意匠		-	
			問標 特許	PDF	TIFF	白黒一個、クレイスケール又はカラー
	ARI	ARIPO		PDF, DOC	JPEG	
	ドィ	ドイツ		紅井粘	_	_
	DP	MA	商標	和《百大凤		
	14	11 -7	特許	紅井粘	_	_
	UK	IPO	意匠			
			商標 告許	PDF	JPEG	日黒一値、クレイスケール又はカラー
	フラ	ンス DI	 意匠	PDF	PDF	白黒二値、グレイスケール又はカラー
	IN	11	商標			
	カイ	ーダ	特許	TIFF,PDF	TIFF	白黒二値
の他	CI	PO	<u></u> 商標	秋書類 PDF. DOC. HTML	- 	 白里 ^一 値 グレイスケール又はカラー
ž			特許	PDF	PDF	白黒二値
	IP Au	stralia	意匠	紙書類	_	システム未対応
			商標	PDF	PDF	グレイスケール
	メキ	シコ	17日計 意匠		_	_
	IM	r1	商標	紙書類		
	台	湾	特許		JPEG.	白黒二値、カラーマは
	TI	PO	意匠	PDF	TIFF	ガレイスケール
		D .0	问保 特許	PDF	PDF	白黒
	WI	FÜ	意匠	PDF	PDF	白黒二値、グレイスケール又はカラー

	国/地址 知財/	或 宁	法域	申請書類の 作成 補助機能	電子記録媒体の 提出	電子出願ソフトの API公開の有無	実用新案手続 との相違
		EPO	特許	PatXML	म	有り	
	欧州	OHIM	意匠 商標	無し	不可	無し	実案制度無し
争	アメ USI	リカ PTO	特許 意匠 商標	有り	不可	無し 無し 有り	実案制度無し
$\mathrm{IP5}^{4}$	韓 KI	国 PO	特許 意匠 商標	有り	म्	無し	同一
	中国	SIPO	特許 実案 意匠	無し	不可	無し	同一
		SAIC	商標	無し	不可	無し	
	マレー Myl	ーシア IPO	特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
	フィリ IPO	リピン PHL	特許 意匠	_	_	_	特許、実案 未導入
			商標	無し	不可	無し	···· · · · · ·
AN6	シンガ IP	ポール OS	特許 意匠 商標	無し	म्	無し	実案制度無し
ASE	インドネシア DGIP		特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
	タイ DIP		特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
	ベト NC	ナム DIP	特許 意匠 商標	_	_	_	特許、実案 未導入
	ブラ IN	ジル PI	特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
ICS	インド CGPDTM		特許 意匠 商標	無し	不可 不可 可	無し	実案制度無し
BR	D 3	ノア	特許	無し	ц	有り	
	R(PAT)S ENT	意匠	-	_	_	同一
	1711	EINT	商標	無し	ΡĴ	有り	
	ARIPO		将計 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
	ドイ DP:	イツ MA	特許 意匠 商標	無し	म (CD-ROM)	有り	同一
	イギ UK	リス IPO	特許 意匠 商標	無し	不可	無し	実案制度無し
	フラ IN	ンス PI	特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
この他	カウ CL	⊢ダ PO	特許 意匠 商標	無し	म्	無し	実案制度無し
R	オーストラリア IP Australia		特許 意匠 商標	無し	不可	無し	同一
	メキ IM	ショ PI	特許 意匠 商標	無し	規定無し	無し	特許、実案 未導入
	台 TI	湾 PO	特許 意匠 商標	無し	不可	有り	同一
	wi	PO	特許	無し	不可	無し	宝宏制度無Ⅰ
	**1		意匠	無し	不可	無し	へ不明反然し

第3部 各国の電子出願環境に関する調査研究結果

I. 五大特許庁等の機関

A. 欧州特許庁 (EPO)

1 電子出願システム全般

1.1 電子出願システム導入状況

EPO は特許に関する電子出願システムとして、Online filing (OLF)、New online filing (CMS)及び Web-form filing と呼ばれる 3 つのシステムを導入している。この 3 つの電子出願システムについては、その特徴、サポートしている手続、安全性などに ついて比較した表が EPO ウェブサイトにアップロードされている¹。

	EPO offers 3 on See comparison table	line filing options - Which one should which will help you to choose the rig	l choose? ht option for you
	Online filing (OLF)	New online filing (CMS) V. 1.11	Web-form filing
What is it	It is a client software which requires regular updates at the user's end. You prepare your PDF documents (except for the request) off-line. Your documents are stored locally and can be retrieved and re-used at any time later on. A receipt is issued immediately upon filing.	It is a web-based application – no need for updates at the user's end (except for Gemalto software for your smart card). You prepare your PDF documents off-line (except for the request). Your documents are stored on the EPO server during the whole process and can be retrieved and re-used at any time later on. A receipt is issued immediately upon filing	It is a web-based application, that means no need of updates at the user's end. You prepare your PDF documents off-line (including the request) and then submit them. Documents are not stored and cannot be retrieved or re-used later on. A receipt is issued immediately upon filing.
Supported procedures	 EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 (including appeal) PCT DEMAND PCT SFD (Subsequent actions) EP OPPO (opposition) PCT/RO 101 Supports filing with several national offices, including national office procedure and IB (PCT RO 101) 	 EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 (including Filing, Search , Examination, Opposition, Limitation and Appeal) PCT SFD (subsequent actions for all PCT phases and documents) PCT/RO101 Does not support filing with national offices. 	 EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 with the exception of Opposition, Limitation revocation and Appeal proceedings. PCT RO-EPO, PCT ISA-EPO, PCT IPEA subsequently filed documents PCT RO 101 – request Does not support filing with national offices.
Access/ level of security	Users need an activated Smart Card. The smart card is only needed for submission except for appeals when it must be used also for signing.	Users need an activated smart card and have to register to new online filing (CMS) before they can use it. The smart card is used to access the application and is needed during the whole process, including for signing. Account management enables restriction of certain actions per user.	Service is provided via a secure Internet connection. Users have to enrol and obtain a username and password within minutes.

EPO は、2015 年 3 月に新しい電子出願システム(CMS)を導入した²。CMS はウェ ブブラウザベースのシステムであって、EPO はこのシステムをベースとして料金支 払いシステムを統合する予定である³。

以下、CMS の仕様や機能を中心に、電子出願システムの状況を説明する。

¹ EPO online filing options comparison table,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/ \$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

² Decision of the President of the European Patent Office dated 11 March 2015 concerning the filing of documents using the EPO case management system (CMS).

https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/03/a27.html (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

³ EPO への調査結果

1.2 電子出願率4

出願年	電子出願率
2014 年	約 95%
2013 年	約 90%
2012 年	約 85%
2011 年	約 80%
2010 年	約 75%

1.3 PR の方法⁵

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。普及活動担当者は、より多くの出願をする出願人又は代理人が、紙出願から電子出願に移行するよう活動をしている。

動画を使った電子出願システムの使用方法を解説するページも充実している6。

2 電子出願に係る制度

1 紙書類提出の要否

電子出願システムによって提出された手続きについては、紙書類の提出は不要である7。

2.2 原本の形態

電子出願システムによって提出された書類の原本は電子媒体である。紙書類によって提出された書類は、EPOによって電子化される。この場合、提出された紙書類は 少なくとも5年間は保管される。

規則8147 ファイルの構成,維持及び保存

(3) 電子ファイルに組み込まれた書類は、原本とみなす。

http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/20151116.ht ml (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁴ EPO への調査結果

⁵ EPO への調査結果

⁶ EPO, Online Filing tutorial,

http://docs.epoline.org/tutorials/OnlineFiling/examples/OLFTutorial/tutEN/startEN.html (最終ア クセス日:2016年2月25日)

 $^{^7\,}$ Decision of the President of the European Patent Office dated 10 November 2015 concerning the electronic filing of documents, Article 12 Confirmation on paper,

⁸ 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州特許付与に関する条約の施行規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/epo/jyouyaku_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

2.3 在外者による電子手続

在外者は、電子出願システムを利用して、出願日を確保するために出願書類を提出 及び権利存続のための料金を支払うことが可能である。EPOの場合、登録の有無に かかわらず、出願した年を第1年目として第3年目から維持費用が発生する%。

条約10第133条 代理の一般原則

(1)(2)に従うことを条件として、何人も、本条約に規定される手続を職業代理人が代理することを強制されない。

(2) 締約国内に住所又は主たる営業所を有していない自然人又は法人については, 欧州特許出願の提出を除き,本条約に規定するすべての手続を職業代理人が代理しかつ その代理人を通して手続をする。施行規則には,その他の例外を規定することができる。

Europäisches Patentamt European Patent Office Office européen des brevets	Site search Patent search Enter search term Search Search current area only → Advanced search
Home Searching for pa	tents Applying for a patent Law & practice News & issues Learning & e
Home → Service & support → Orde	rring → Deposit account
Website updates	Request to open a deposit account
FAQ	
Online services and software	1. Select > 2. Preview > 3. Submit
Publications	
Ordering	Fields marked with an astorick (*) are mandatory
Legal texts and studies	Click the "Preview" button at the bottom of the page when you are ready to proceed to step 2.
Official journal	
Subscription databases	Details of account holder
Deposit account	
PATSTAT	
Patent documents	Organisation/company
40 years book	
Teaching kits	Adroost
Terms and conditions	Address
Forms	
Useful links	Postcode* City*
Contact us	
Official holidays	Postcode of the post
Forums	
Glossary	Country / Region* Website
RSS feeds	Japan

上の画面は、EPO 予納口座の申請画面である¹¹。Account holder の国に日本も選 択できる。

http://www.epoline.org/portal/portal/default/epoline.Scheduleoffees (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹⁰ 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州特許付与に関する条約、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/epo/mokuji.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

١	European Patent Office
Home	sch English Français
Enrol for EPO smart car	d
Enter your data	
Please complete the fi	elds below. Fields marked with an asterisk * are compulsory.
Smart cards are delive are duly completed. S	red to the address provided under the tab Contact details below, so please ensure that the address fields mart cards are sent by registered post and cannot be delivered to PO boxes.

Company name:*	
	Your company name will appear on your smart card.
	You should therefore enter the official version of your company name as used on your patent applications.
	If you do not have a company name, enter your first name and last name, e.g.: John Smith.
	FUROPEAN PATENT OFFICE
	Note: it is important of hot.
City:*	
0	
Country:*	Japan v
Website:	
Website.	
EPO deposit account(s):	
	If you wish to pay fees online (using the Online Fee Payment service or via Online Filing), you should enter your EPO
	deposit account number(s) here. Please separate each deposit account number by a comma: e.g. 28xxxxxx.

同様に、システムログイン時に必要となるスマートカード(電子認証カード)の申請 ¹²も、日本から可能である。

2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である13。

2.5 電子証明書の種類

電子証明書はカードタイプである14。

2.6 電子証明書の指定認証局

スマートカードは EPO から入手可能である¹⁵。EPO 以外の認証局はない¹⁶。

¹¹ EPO, Service & support, Ordering, Deposit account,

https://forms.epo.org/service-support/ordering/deposit-order-form.html (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹² EPO, Enrol for EPO smart card、https://nrm2.epoline.org/myepoline/pcf/scEnrolment.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)

¹³ EPO, Online services, Security、https://www.epo.org/applying/online-services/security.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴ EPO, Online services, Security、https://www.epo.org/applying/online-services/security.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)
2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

支払い方法は、銀行窓口での現金による銀行振り込み、インターネット上での銀行 振り込み及び EPO 予納口座からの自動振替が利用できる¹⁷。

2.8 電子手続による出願料金の減免

出願料金のみ減免される(紙書類による出願:210EUR,電子出願:120EUR)¹⁸。その他の手続は減免されない¹⁹。

2.9 データエントリー料

紙出願に対してデータエントリー料は課されない20。

2.10 電子出願システム稼働時間

CMS に定期的なメンテナンス時間は定められてない。システムメンテナンスがある場合、事前に周知される²¹。

3 電子出願の環境について

3.1 電子出願システムの環境

CMS はウェブベースの電子出願システムである²²。以下の4種類のブラウザーを サポートしている。

- Internet Explorer 9 and higher (Windows)
- Mozilla Firefox 33 and higher (Windows)
- Google Chrome 38 and higher (Windows)
- Safari 7 and higher (MacOS)

¹⁵ EPO, Enrol for EPO smart card、https://nrm2.epoline.org/myepoline/pcf/scEnrolment.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶ 現地法律事務所への調査

 $^{^{\}rm 17}\,$ EPO, Applying for a patent, Forms and fees, Making payments,

https://www.epo.org/applying/forms-fees/payment.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁸ EPO, Applying for a patent, Forms and fees, Schedule of fees and expenses applicable as from 1 April 2014、https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/etc/se3/p1.html (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹ 現地法律事務所への調査

²⁰ 現地法律事務所への調査

²¹ EPO new online filing (CMS), User guide, CMS version 1.1112. System maintenance、 http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ²² EPO, Settings and quick access to new online filing (CMS) functions, 1.1. WHICH BROWSER CAN I USE 、

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/5455703A60A26EA7C1257D7E0051E72D/ \$File/new_online_filing_CMS_settings_quick_access_en.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日)

3.2 電子出願環境の使用感23

現地法律事務所によれば、電子出願ソフト OLF はメニューが複雑であって、PDF ファイルを開くときや、アップロードするときに多少の時間を要するが、慣れれば簡 単に使えるとのことである。

3.3 電子出願システムのサポート体制

EPO では、電話、電子メール、問い合わせフォームによるサポートを受けられる。 電話番号は 00800 8020-2020 であって、EP 域内 34 カ国から通話料無料で電話を かけることができる。電話の受付時間は月曜日から金曜日の 8 時から 18 時までであ る²⁴。通話料無料の電話番号の他にも、ミュンヘン、ハーグ、ベルリン、ウィーンに 電話受付窓口が設けられている。それぞれの電話番号は、以下のとおりである。

- Munich: +49 89 2399-4500
- The Hague: +31 70 340-4500
- Berlin: +49 30 25901-4500
- Vienna: +43 1 52126-4500

電子メールのアドレスは support@epo.org、問い合わせフォームの URL は http://www.epo.org/service-support.html である。問い合わせ先の一覧が"Contact us" のページにも、まとめられている²⁵。

²³ 現地法律事務所への調査結果

 $^{^{24}\,}$ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 1.1. Contacting EPO Customer Services,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁵ EPO, Service & support, Contact us、http://www.epo.org/service-support/contact-us.html(最終 アクセス日:2016年2月25日)

3.4 ユーザーインターフェイス

新しい電子出願システム CMS のインターフェイスを説明する。以下の画面は、ス マートカードを使って、CMS にログインした後の画面である²⁶。

Uppart Uppart	se management system	ו	2	eutsch Engl	ish Français Contact
		4	🛛 🗷 Thomas	Miller - Miller /	Associates 🔻
Applications Templates Address	book System message	ount management	Online help		
My applications Inbox My	demo applications				
Reference:					
Title of invention:					
Procedure: 6	Choose a value		Ψ.		
Form:	Choose a value		Ŧ		
Status:	Choose a value		v		
	Filter				
	Filler				
New application Use for nu 7 pl	ate Remove Move to folder Ex	port Folder •			9
New application Vuse for no pl	ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8	oport Folder ▼ Procedure •	Form •	Date •	9 Status +
New application Use for nt 7 pl Seference Folder 1 (2)	ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8	port Folder ▼ Procedure •	Form €	Date •	9 Status + 🌣
New application ▼ Use for nt 7 pl ▲ ♡ Reference • .	ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8	xport Folder ▼ Procedure •	Form •	Date ≎	9 Status • 🌣
New application Use for nt 7 pl ▲ ▷ Reference : . Folder 1 (2) . <td< td=""><td>ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8</td><td>Procedure •</td><td>Form •</td><td>Date ≎</td><td>9 Status • 🌣</td></td<>	ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8	Procedure •	Form •	Date ≎	9 Status • 🌣
New application ▼ Use for nt 7 pl. * Reference • . . Folder 1 (2) • Folder 1-1 (2) 10 . • Folder 1-1-1 (2) . . • Folder 1-1-1 (2) . . • EP-1038-DE . . .	ate Remove Move to folder Ex Title of invention • 8	Procedure • <u>Procedure</u> • <u>EP</u>	Form •	Date • 15-03-2015	9 Status • 🌣
New application Use for nt 7 pl ▲ To Reference : Folder 1 (2) ▲ Folder 1-1 (2) 10 ▲ Folder 1-1 (2) 10 ▲ Folder 1-1 (2) 10 ▲ Folder 1-1-1 (2) 10	ate Remove Move to folder E	Procedure • Procedure • EP EP	Form •	Date • 15-03-2015 15-03-2015	9 Status • 🌩 Draft Draft
New application Use for n(7) 1 ℃ Reference : . . Folder 1 (2) . . . Folder 1-1 (2) . .	ate Remove Move to folder E	Procedure • Procedure • EP EP	Form •	Date • <u>15-03-2015</u> <u>15-03-2015</u>	9 Status • 🌩 Draft Draft
New application ▼ Use for n(7) pl * ○ Reference • . • ○ Folder 1 (2) . • ○ Folder 1-1 (2) . • ○ Folder 2 (0) . • ○ Folder 2 (0) .	Title of invention • 8	Procedure • Procedure • EP EP EP	Form • 1038 1038 1038	Date • <u>15-03-2015</u> <u>15-03-2015</u> <u>15-03-2015</u>	9 Status • 🌣 Draft Draft Signed
New application ▼ Use for n(7) pl ¹ ○ Reference • ¹ ○ Folder 1 (2) ¹ ○ Folder 1 (2) ¹ ○ Folder 1 (2) ¹ ○ Folder 1 -1 (2) ¹ ○ Folder 2 (0)	Title of invention • 8	Procedure • Procedure • EP EP EP EP	Form •	Date • 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015	9 Status • 🌣 Draft Draft Signed Submitted
New application ▼ Use for n(7) * Reference : . Folder 1 (2) • Folder 1-1 (2) • Folder 2 (0) • Folder 2 (0) • EP-1038-DR • Folder 2 (0) • EP-1038-FR • EP-1038-001	Title of invention • 8	Procedure • Procedure • EP EP EP EP EP PCT	Form •	Date • 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015	9 Status • 🌣 Draft Draft Signed Submitted Draft
New application ▼ Use for n(7) pl * © Reference • . Folder 1 (2) • Folder 1-1 (2) • Folder 2 (0) • Folder 2 (0) • EP-1038-FR • EP-1038-001 • PCT-SFD-001 • EP-1200-001	Title of invention • 8	Procedure • Procedure • EP EP EP EP PCT Euro-PCT	Form • 1038 1038 1038 1038 1038 1038 1038 1038	Date • 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015 15-03-2015	9 Status • 🌣 Draft Draft Signed Submitted Draft Draft
New application ▼ Use for n(7) pl ¹ · Reference • ¹ Folder 1 (2) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 1 · 1 (2) ¹ (1) ¹ · Folder 2 (0) ¹ Folder 2 (0) ¹ · Folder 2 (0) ¹ (1) ¹ · Folder 2 (0) ¹ (1) ¹ · Folder 2 (0) ¹ (1) ¹ · PCT-SFD-001 ¹ (1) ¹ · EP-1200-001 ¹ (1)	Filler ate Remove Move to folder Example Title of invention • 8	Procedure • Procedure • EP EP EP EP PCT Euro-PCT EP	Form •	Date • 15-03-2015 15-03-201	9 Status • 🌣 Draft Draft Signed Submitted Draft Draft Draft

1: EPO のロゴをクリックすると、どの画面からも"My application"のページに戻ってくることができる。

2: CMS において表示する言語を、ドイツ語、英語、フランス語から選択する。

3: EPO の連絡先を表示する。

4:現在のログインユーザーを表示します。また、他の EPO Online Service に移動することや、CMS からログオフすることもできる。

5: CMS の機能を利用するための、タブ、サブータブが表示されている。

6:出願リストの中から、特定の出願を検索するためのフィルターオプションが表示 されている。

7: toolbar から task を選択、ドロップダウンメニューからタスクを表示させる。

8:出願リストの並び順を変更する。

9:出願リスト表示項目を選択する

10:出願リスト中の出願をフォルダにまとめる。

11:出願の詳細を表示する。

²⁶ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 1.3. Overview of the CMS、 http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日)

次に、EPO が受理官庁となる新規の PCT 出願を行う時のインターフェイスを説明 する²⁷。"My application"内の"New application"から Form PCT/RO/101 を選択する。

	New application	Jse for new template	Remove	Move to folder	Export	Folder 💌			
1	→ Form PCT/RO/101) Title of	invention	• Pi	rocedure +	Form +	Date +	Status +	•
	→ <u>EPO Form 1001</u>								
	→ Euro-PCT Form 1200								
	→ <u>Form 1038</u>			P	CT	1038	08-06-2015	Draft	
	→ Import from file			<u>E</u> (uro-PCT	1200	08-06-2015	Draft	
	→ Use template	Magic I	lesh	E	<u>P</u>	<u>1001</u>	08-06-2015	Draft	

以下は、Form PCT/RO/101の入力画面である。Reference(整理番号)、発明の名称、 使用する言語、指定を除外する国(DE,JP,KR)、発明が属する分野などを入力する。

Form PCT/RO/101	X
Application	
Store in folder:	Folder 1 *
Reference: *	Filenr 123456
Title of invention: *	PERPETUUM MOBILE
Receiving office: International searching authority:	EP: European Patent Office (EPO) EP: European Patent Office (EPO)
Language of filing of the international application: *	 English German French
States not designated:	 The filing of this request constitutes under Rule 4.9(a) the designation of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents. However, DE Germany is not designated for any kind of national protection JP Japan is not designated for any kind of national protection KR Republic of Korea is not designated for any kind of national protection (The check-boxes above may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.
	1, the international application contains a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application. For details see the PCT Applicant's Guide, Annex B1.)
Technical field: *	Civil Engineering and Thermodynamics •
Remarks:	My remark to the EPO regarding the <u>Perpetuum</u> Mobile invention.
Date created:	20-03-2015

²⁷ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 5. Form PCT/RO/101、 http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日)

		Draft Signed Submitted
Application	Application	
Applicant V		
Agent (i)	Reference:	Filenr 123456
Address for	Title of invention:	PERPETUUM MOBILE
correspondence	Receiving office:	EP: European Patent Office (EPO)
Priority claim	International searching	EP: European Patent Office (EPO)
Earlier search	authority:	
Declarations	Language of filing of the	English
Biological	international	
material	application:	
Documents 🛇	States not designated:	
Fee sheet	Technical field:	Civil Engineering and Thermodynamics
Dates	Remarks:	My remark to the EPO regarding the Perpetuum Mobile
History		invention.
	Date created:	20-03-2015

次に、新しい出願の Draft が作成される。画面左側にある Tab をクリックし、必要 事項を入力する。タブには、以下の種類がある。

・Application:整理番号、発明の名称、使用する言語、指定を除外する国、発明が 属する分野などを入力する。(前ページで説明)

・Applicant:出願人の詳細やメールアドレスを入力する。

・Inventor:発明者や承継人の詳細を入力する。

・Agent: 代理人の詳細を入力する

Address for correspondence:連絡先を入力する。代理人の詳細を入力済みであれば、入力は不要である。

・Priority claim:優先権主張を希望する場合は、先の出願の出願番号、出願国及び出願日を入力する。

 Earlier search results: 先の出願に関するサーチ結果を引用する場合には、先の 出願の詳細情報を入力する。

・Declarations:国内法を遵守するための宣誓書が必要な場合は、入力する。

・Biologocal material:引用文献、Depository institution(予納口座)、指定国など 必要がある事項を入力する。

・Documents:提出書類を提出添付するためにアップロードする。

・Fee sheet:必要事項の入力が完了すると、料金が表示される。

・Dates:関連する出願の、国際出願日や最先の優先日が表示される。

・History:本願に関する操作履歴が確認できる。

3.5 通知の送付方法

EPO から発出する文書は Mailbox²⁸を通じて受信することができる。複数のファイルをダウンロードする際は、ZIP フォーマットに圧縮される。

4 電子出願書類のフォーマットについて

4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続29

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・EPOを受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・知財庁予納口座の履歴照会

4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

4.2.1 出願書類のフォーマット

XML フォーマット及び PDF(テキストデータの有無を問わない)により提出される ³⁰。遺伝子配列表(Sequence listings)はテキストファイルでの提出が可能である。

4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

Microsoft Word を使って、XML フォーマットの出願書類を作成できる PatXML が EPO によって提供されている³¹。PatXML は Word ファイルから直接 XML へ変 換する。PatXML ソフトウエアをインストールすることによって、EPO や WIPO が 規定する書類フォーマットに沿って、提出書類を作成することができる。³²

³⁰ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 9.1.1. Accepted file types、 http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

³¹ EPO, Applying for a patent, Online services, Online filing, Download auxiliary software, PatXML、http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/auxiliary/patxml.html (最終ア クセス日:2016年2月25日)

²⁸ EPO, Applying for a patent, Online services, Mailbox,

https://www.epo.org/applying/online-services/mailbox.html (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁹ 現地法律事務所への調査結果

³² EPO, PatXML user manual,

http://docs.epoline.org/epoline/products/patxml/PatXML_user_EN.pdf (最終アクセス日:2016年3 月7日)

4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)

<特許>33

- ・書誌部(願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ又はイメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
- 図面:イメージデータ

4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願人より提出される中間処理書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無 は問わない)及び XML である³⁴。

4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

イメージフォーマットは、TIFF (Tagged Image File Format)及びJFIF (JPEG File Interchange Format)である³⁵。

4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

カラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない。

規則3646 図面の形式

(2) 図面は次のとおり作成する。

(a) 図面は,耐久性があり,黒色で,十分に濃厚で,一様な太さの明瞭な線で着色することなく作成する。

³³ 現地法律事務所への調査結果

³⁴ 現地法律事務所への調査結果

 $^{^{35}\,}$ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 9.1.5. Annex F compatibility requirements,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日) ³⁶ 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州特許付与に関する条約の施行規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/epo/jyouyaku_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

4.2.7 画像の推奨サイズ37

TIFF ファイルの仕様は "TIFF V6.0 with Group 4 compression, single strip, Intel encoded"であって、解像度は 300dpi 又は 600dpi、最大サイズは A4 又はレターサイズ、推奨の最大サイズは 255mm×170mm である。

JFIF ファイルの解像度は 300dpi 又は 600dpi、最大サイズは 255mm×170mm で ある。

4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット38

EPO 発出の書類は XML 及びテキストデータを含まない PDF で発出される。例え ば、PCT サーチレポートは、XML フォーマットで、EP サーチレポートはテキスト データを含まない PDF でそれぞれ発出される。

4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット39

XML フォーマットで EPO より発出される PCT サーチレポートは、イメージ部を 含まない。

4.3.3 通知書類のイメージ部について

EPOより発出される EP サーチレポート中のイメージ部は、グレイスケールイメ ージのみ発出される。カラーイメージでは発出されない⁴⁰。

4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

EPO から回答は得られなかった。

5 その他

5.1 申請書類の作成補助機能

既に、「4.2.2 手続書類の XML 変換ツール」の項でも説明したが、 Microsoft Word を使って、XML フォーマットの出願書類を作成できる PatXML が EPO によって提供されている⁴¹。PatXML は Word ファイルから直接 XML へ変換する。

 $^{^{37}\,}$ EPO new online filing (CMS) User guide CMS version 1.11, 9.1.5. Annex F compatibility requirements,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/65987810A97DCBF7C1257D620023C53C/ \$File/New-online-filing-CMS_user-guide_1-11_EN.pdf(最終アクセス日:2016年2月25日) ³⁸ EPO への調査結果

³⁹ EPO への調査結果

⁴⁰ EPO への調査結果

⁴¹ EPO, Applying for a patent, Online services, Online filing, Download auxiliary software, PatXML、http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/auxiliary/patxml.html (最終ア クセス日:2016年2月25日)

PatXML ソフトウエアをインストールすることによって、EPO や WIPO が規定する 書類フォーマットに沿って、提出書類を作成することができる。

5.2 電子記録媒体の提出

CD-R(ISO 9660 フォーマット)、DVD-R 又は DVD+R の提出が可能である⁴²。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

EPO は、オンラインファイリングソフトウエアである OLF の API として Patent Management System (PMS) gateway interface を公開している。これを用いること により、直接 EPO のシステムにアクセスすることが可能となる⁴³。

5.4 実用新案手続との相違

EPO は日本の実用新案登録制度に相当する制度を管轄していない。

⁴² Decision of the President of the European Patent Office dated 12 July 2007 concerning the electronic signatures, data carriers and software to be used for the electronic filing of patent applications and other documents (OJ EPO 2007, Special edition No. 3, 17), Article 2,Data carriers, http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/etc/se1/p101.html (最終アクセス 日:2016年2月25日)

⁴³ EPO, Online filing, PMS interface,

http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/interface.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

B. 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)44

1 電子出願システム全般

1.1 電子出願システム導入状況

OHIM は、所管する意匠、商標の電子出願システムをともに導入済みである。

1.2 電子出願率45

山西左	意	匠	商相	票46
山原平	電子出願率	全出願件数	電子出願率	全出願件数
2014 年	89%	23,701	82%	117,493
2013 年	85%	23,194	80%	114,294
2012 年	81%	22,504	81%	107,987
2011 年	77%	21,310	80%	105,939
2010年	70%	20,307	80%	98,361

1.3 PR の方法⁴⁷

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。

そのほかにも、Webinar(Web-based seminar)⁴⁸、ユーザー会(User Association events)の開催、国内官庁でのイベント開催を通じて PR の活動を実施している。

2 電子出願に係る制度

2.1 紙書類提出の要否

電子出願システムによって提出された手続きについては、紙書類の提出は不要である。⁴⁹。

⁴⁴ 2016 年 3 月 23 日より OHIM の名称が変更される予定である。新たな名称は欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office; EUIPO)と発表されている。

European IPR Helpdesk[[]Welcoming the "European Union Intellectual Property Office (EUIPO)" and the "European Union trade mark"]、

https://www.iprhelpdesk.eu/news/welcoming-%E2%80%9Ceuropean-union-intellectual-property-of fice-euipo%E2%80%9D-and-%E2%80%9Ceuropean-union-trade-mark%E2%80%9D (最終アクセス 日:2016年2月25日)

⁴⁵ OHIM への調査結果

⁴⁶ 国際登録を含む

⁴⁷ OHIM への調査結果

⁴⁸ OHIM Website functionalities、https://oami.europa.eu/knowledge/course/view.php?id=1657 (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁴⁹ 現地法律事務所への調査結果

2.2 原本の形態

出願手続が電子的にされた場合、意匠、商標ともに電子出願システムによってされた出願書類の原本は電子データであると考えられる⁵⁰。

意匠委員会規則51 第67条 電子的手段による通信

(1) 共同体意匠の登録出願は, 意匠の表示を含め, かつ, 見本の提出に関する第65条(2)に拘らず, 電子的手段によって提出することができるその条件は, 商標意匠庁長 官が定めるものとする

商標委員会規則52 第82条 電子的手段による通信

(1) 商標意匠庁長官は,通信を電子的手段により商標意匠庁に送信することができるか否か,その範囲及びその技術的条件を決定する。

(2) 通信が電子的手段により送信される場合は、規則 80(2)を準用する。

(3) 通信が電子的手段により商標意匠庁に送信される場合は,送信者の名称の表示は,署名と同等であるものとみなす。

2.3 在外者による電子手続⁵³

在外者は、意匠、商標ともに、電子出願システムを利用して、出願日を確保するた めに、出願書類を提出及び権利存続のための料金を支払うことが可能である。

意匠理事会規則54 第77条 代理に関する一般原則

(2)(3)第2段落を損なうことなしに、共同体内に住所、主たる営業所又は現実かつ実 効的な工業上若しくは商業上の事業所の何れも有していない自然人又は法人は、登録 共同体意匠を出願することを除き、本規則によって定められている商標意匠庁に対す るすべての手続においては、第78条(1)に従って、商標意匠庁に対する代理人を立て なければならない。施行規則によって、他の例外を認めることができる

51 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州共同体商標意匠庁、意匠委員会規則、

^{50 (}意匠) DECISION No EX-03-8 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 25 June 2003 concerning the electronic filing of Community design applications, Article 6、

http://oami.europa.eu/en/office/aspects/pdf/Ex03-8.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標) DECISION No EX-02-2 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 7 November 2002,

Article 6、http://oami.europa.eu/en/office/aspects/pdf/ex02-2.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁵² 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州共同体商標意匠庁、共同体商標に関する商標委員会規則、 http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/shouhyou_iinkai.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁵³ OHIM への調査結果

⁵⁴ 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州共同体商標意匠庁、意匠理事会規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

共同体商標に関する理事会規則55 第92条 代理の一般原則

(2)(3)第2文を害することなく,共同体において自己の住所,又は自己の主営業所若し くは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない自然人又は法人は,共同体商標 出願以外は,本規則に定めるすべての手続について,第93条(1)に従い商標意匠庁に 対し代理されなければならない。実施規則は,その他の例外を認めることができる。

2.4 電子証明書の要否

電子証明書は不要である56。

2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金の支払いは、意匠57、商標58ともに、銀行窓口で現金による銀行振り込み、 インターネット上での銀行振り込み及び OHIM 予納口座からの自動振替を利用でき る。

2.6 電子手続による出願料金の減免

意匠を電子出願した場合でも出願料金の減免はない⁵⁹。一方、商標は減免される(紙 出願:1050EUR、電子出願 900EUR⁶⁰)。

2.7 データエントリー料

紙出願に対して、データエントリー料は課されない61。

2.8 電子出願システム稼働時間

特に決められたメンテナンス時間はない62。

⁵⁵ 特許庁、外国産業財産権制度情報、欧州共同体商標意匠庁、商標理事会規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/shouhyou_rijikai.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁵⁶ 現地法律事務所への調査結果

⁵⁷ OHIM, Designs Route to registration, Fees and payments, Payments,

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/rcd-fees-and-payments (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁵⁸ OHIM, Trade marks, Route to registration, Fees and payments, Payments,

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/fees-and-payments (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁵⁹ Fees directly payable to OHIM、

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/rcd-fees-directly-payable-to-ohim (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁶⁰ Fees payable directly to OHIM,

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/fees-payable-direct-to-ohim (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁶¹ 現地法律事務所への調査結果

⁶² 現地法律事務所への調査結果

3 電子出願の環境について

3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザである。以下の4種類のブラウザーに対応している⁶³。JAVAの技術が使われている⁶⁴。

- Internet Explorer 9 or later
- Firefox 3 or later
- Safari 4 or later
- Chrome 5 or later

3.2 電子出願環境の使用感65

現地法律事務所によると、各ステップが明確かつ詳細に説明されており、OHIMの 電子出願システムは使い易い。

しかしながら、意匠出願の図面の数が極端に多くなる場合には、紙書類での出願が 好ましい。

3.3 電子出願システムのサポート体制

OHIM では、電話及び電子メールによるサポートを受けられる。電話番号は+3496 513 9100、電子メールアドレスは information@oami.europa.eu である⁶⁶。

⁶³ OHIM, Help Centre, Technical Information, System requirements, Software https://oami.europa.eu/ohimportal/en/system-requirements (最終アクセス日:2016年2月25日)

64 現地法律事務所への調査結果

⁶⁵ 現地法律事務所への調査結果

⁶⁶ 現地法律事務所への調査結果

3. 4 ユーザーインターフェイス

OHIM では、電子出願システムのログインアカウントの作成方法、出願方法などの 解説動画が OHIM ウェブサイトにて紹介されている⁶⁷。出願方法には、初心者でも簡 単に出願ができるよう簡易化された Five-step application と、実務者向けの Advanced form application との二つがある。ここでは、動画の画面を引用して、商 標出願の Five-step application のユーザーインターフェイスを説明する。



まず、言語を選択して、"Start Application"をクリックする。

Apply for a trade mark using our five step proces Create and submit your application in 10 m is proces We will guide you step-by-step through the proces You can save your email account of fing You can save your application at any time during the process Choose your language: English (en) Restore saved application Start application Trade marks once registered - CTM 			Арріу Пом	Route to registration - CTM
 Apply for a trade mark entrement of the will guide you step-by-step through the process Ye will guide you step-by-step through the process of the proces		File a Community tro application	de mark using our five step	> Checklist - CTM
-CTM	Apply for a table music end The result of the result of t	Create and submit you We will guide you step- process You will need access to filing You can save your app Choose your language: Restore saved application	application in 10 m to by-step through the op- your email account to incation at any time during the process English (en)	e you start, choose your language press "Start Application" > Goods and services - CTM > Ownership - CTM > Frees and payments - CTM > Apply now - CTM > The registration process - CTN Trade marks once registered
the design of the second s			\triangleright	- CTM
Professional registration Recommended for professional users If you are a professional practitioner and you have to file more complex applications, we recommend that you use this form. Start application	Professional registration If you are a professional practitioner and y complex applications, we recommend that	Re ou have to file more you use this form.	commended for professional users Start application	

⁶⁷ OHIM Academy, Course Catalogue, TUTORIALS, OHIM Website functionalities、 https://oami.europa.eu/knowledge/course/view.php?id=1657 (最終アクセス日:2016年2月25日)

第1ステップでは、5つの official OHIM languages から第2言語を選択する。

Apply for a trade mark online	Basic fee 900,00 €
	Extra Class Fee 0,00 €
1 Trade mark 2 Goods and 3 Similar trade 4 Your details 5 Confirm and	Total classes 0
- decaus — services — mark(s) — pay	• Total fee 900,00 €
Trade mark details	
a this first step you will provide the languages and indicate the type.	Reset application form
n this in st step you will provide the longerger	ē Print
Languages	
fou selected English as your first language. Please choose your second language.	
Second language *	
SELECT	
I want to use a personal reference for this trade mark application.	

登録を希望する商標の態様(文字商標、立体商標など)を選択する。

		Basic fee	900,00€	
Which of the following types best describes the mark you w	ant to apply for?	Extra Class Fee	0,00 €	
		Total classes	0	
A Word mark	Figurative mark	• Total fee	900,00 €	
A word mark is represented using words, letters, numbers or any other characters that can be typed.	A figurative mark is represented using pictures, graphics or images: a figurative mark does not contain words or letters.	C Reset applicat	ion form	
		print		
View examples	View examples			
Figurative mark containing word elements A figurative mark containing word elements combines the use of pictures, graphics or images with words or letters.	3D mark A three-dimensional mark is represented using a three-dimensional shape, such as the actual product or its packaging.			
View examples	View examples			
See mo	ore types			3
	The	en you ente	er the b	asic details of t

文字商標の場合、文字の言語と商標を入力する。

combines the use of pictures, graphics or images with words or letters.	A three-dimensional mark is represented using a three-dimensional shape, such as the actual product or its packaging.	Basic fee 900,00 €
View or second or		Extra Class Fee 0,00 €
view countries	view examples	Total classes 0
See mo	ore types	■ Total fee 900,00 €
Word mark		C Reset application form
Character set *		Print
English 🗸 💌		
For technical reasons, we need to know the character set lang	Jage.	
Trade mark *		
demo trade mark	~	
	Previous Nex 0	

第2ステップでは、指定商品、指定役務を選択する。

A secolar form			_		
Apply for a	I trade mark of the se	econd step	o is to sp	ecify	ma
	the go		ervices	or your trade	IIIa
1 Trade mark 2 Goods and 3 Simila details 3 Simila	r trade 4 Your details 5 Confirm and pay	Total classes	0		
		 Total fee 	900,00 €		
Goods and Services				e.	
 Your application for a Community trade mark must contain 	a list of the goods and/or services to be covered by the	CD Reset applicat	tion form		
mark.	id a second sector remires to your	ē Print			
 Once you have filed your application you won't be able to a specification. 	add any more goods and/or services to your				
•				4	
Think hig	Be realistic				
THINK DIG	in might seem tempting to claim a wide range of				
You may actually be providing more goods and services than you think. Although you may feel	goods and/or services, but remember, if you don't				
certain of what market you are in today, think about how you want to develop your mark in the future.	apply for, your CTM will be vulnerable to attack.				
now you have to a set of you					
	and the second			-	
Searc				•	
or://f5dmzdevfloat01.oami.europa.eu/fsp/tm/efiling/wizard.htm?executi	ion=e1s2#modal-gs				

検索ボックスに入力することによって、検索することができる。

Select Goods and Sel	rvices		Find them	using the s	search box,	or navig
٩	Search Na	wigate through all goods and services	through th	e whole lis	ε τ	
emember you are entering the terms in Engl	flish				F	
The classification of goods and servi administrative purposes only. Usage use, or similarity and/or identity bet	vices is subject to a ge of the tree struc tween goods and	article 2 paragraph 1 of the Nice Agree cture is without prejudice to legal decisi /or services. Such decisions can only be	nent, and serves ons concerning genuine taken by the competent	View your selec	tion	
Think hig		Be realistic			- 11	
Think big You may actually be providing mor services than you think. Atthough y certain of what market you are in t how you want to develop your mar	re goods and you may feel today, think about rk in the future-	Be realistic It might seem tempting to di goods and/or services, but t use your mark on all the go apply for, your CTM will be v	lim a wide range of member, if you don't ds or services you uinerable to attack.	_		

該当する指定商品と対応するクラスが表示される。

Select Goods	and Services				View y select	tion	х				
Q. Remember you are entering t	Search he terms in English	Navigate through all goods and services	Find them u through the	isin wh	g th Iole	ne so e list	ear	ch k	oox,	or na	aviga
Term					Class				F		
Filtering media of chemic	al and non-chemical sub	stances included in the class; Chemical prepa	rations and	۲	1	-	>				
Dyes, colorants, pigment	s and inks; Thinners and	thickeners for coatings, dyes and inks; Coatin	gs; Raw	٢	2		>				
Toiletries: Animal groom	ing preparations; Essenti	al oils and aromatic extracts: Abraders: Clean	ing and	۲	3	-	>				
Fuels and illuminants; El	ectrical energy; Dust con	trolling compositions: Lubricants and industr	al greases,	۲	4	-	>				
Dietary supplements an	d dietetic preparations; D	Dental preparations and articles; Hygienic pre	parations	۲	5		>				
© Disclaimer The classification of g administrative purpo use, or similarity and authorities.	oods and services is sub ses only. Usage of the tre /or identity between goo	ject to article 2 paragraph 1 of the Nice Agree e structure is without prejudice to legal deci ds and/or services. Such decisions can only b	ement, and serves sions concerning genuine we taken by the competent	V	'iew yo	our selec	tion				

画面上部のクラス一覧から、該当する指定商品、指定役務を選択する。

		Search	Navig	gate throug	gh all good	s and services							^
Remen	nber you are entering the terms in Engl	sh											1
Goods	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13	3 14 15	6 16 17 1	18 19 20	21 22 23 24	25 26 27	28 25	30 31 32	33 34	Services >		11
Toilet	tries: Animal grooming preparat	ions: Essent	itial oils a	and aroma	atic extracts	; Abraders; Cle	eaning and f	ragran	cing preparation	ons; Tailo	ors' and	۲	
Class 3													4
	Term												-11
	Tailors' and cobblers' wax					\bowtie					-	>	
	Abraders											>	
	Cleaning and fragrancing	preparation	ins								•		
O I The adm	Disclaimer e classification of goods and sen ninistrative purposes only. Usag e, or similarity and/or identity be	rices is subj e of the tre tween good	ject to ar ee structi ods and/c	rticle 2 par ture is with or services	ragraph 1 c hout prejud s. Such dec	of the Nice Agr lice to legal de isions can only	eement, and cisions conc y be taken by	i serve erning the ci	s genuine ompetent	Vie	ew your sel	ection	,

指定商品、指定役務の選択が完了した後、"Continue"を選択する。

		=(5) =	^
	Term		Class
•	Dyes, colorants, pigments and inks		2
v	Cleaning and fragrancing preparations		3
~	Essential oils and aromatic extracts		3
O Di The c admi	sclaimer lassification of goods and services is subject to article 2 paragraph 1 of the nistrative purposes only. Usage of the tree structure is without prejudice to v cimilarity and/or identity between goods and/or services. Such decision	Nice Agreement, and serves o legal decisions concerning genuine s can only be taken by the competent	Çontinue

第3ステップでは、類似する先行商標が表示される。

	Apply	/ for	r a tra	ade	e mark onli	ne	Basic fee	900,00 €	-		
							Extra Class Fee	0,00 €			
1 Trade mark	2 Goods and	3	Similar trade	4	Your details 5 Confirm	n and	Total classes	2			
Details	services		mark(s)		bay		• Total fee	900,00 €	Ŧ		
Similar tı	rade mark	(s)									
Your trade mark deta	iils						C Reset applicat	ion form			
Trade mark				ci	lass		Print		1.		
demo trade mark					88						
demo trade mark 368 results have bo Trade mark ID	een found	Туре :	S Origin :	earch pow	2 3 vered by TMview : Class	Detalls					
demo trade mark 368 results have be Trade mark ID UK00003018977	trade mark	Type : Word	GB	owner Ray Lace	2 3 vered by ThView : Class :ey 1 2 3	Details					
demo trade mark 368 results have bu Trade mark ID UK00003018977 UK00003018971	een found Trade mark = Trade Mark Eight Trade Mark Three	Type : Word Word	Si Origin : GB	owner Ray Lace Ray Lace	2 3 vered by TMview : Class :ey 1 2 3 :ey 1 2 3	Details Q Q					
demo trade mark 368 results have be Trade mark ID UK00003018977 UK00003018979	een found Trade mark : Trade Mark Eight Trade Mark Three Trade Mark Ten	Type : Word Word	GB GB GB	owner Ray Lace Ray Lace Ray Lace	2 2 2 vered by TMview : Class :ey 1 2 3 :ey 1 2 3	Details Q Q Q					
demo trade mark 368 results have by Trade mark ID UK00003018977 UK00003018979 UK00003018972	een found Trade mark 3 Trade Mark Eight Trade Mark Three Trade Mark Tree Trade Mark Three	Type : Word : Word : Word :	GB GB GB GB GB GB	owner Ray Lace Ray Lace Ray Lace Ray Lace	2 3 vered by ThView : Class :ey 1 2 3 :ey 1 2 3 :e	Details Q Q Q					
demo trade mark 368 results have bu Trade mark ID UK00003018977 UK00003018979 UK00003018972 UK00003018978	een found Trade mark Trade Mark Eight Trade Mark Three Trade Mark Three Trade Mark Three Trade Mark Three Trade Mark Nine	Type 2 Word 3 Word 4 Word 4 Word 4 Word 4 Word 4	GB GB GB GB GB GB GB GB	owner Ray Lace Ray Lace Ray Lace Ray Lace Ray Lace Ray Lace	2 2 2 vered by TMview : Class :ey 1 2 2 :ey 1 2 3 :ey 1 2 3 :ey 1 2 3 4 :ey 1 2 3 :ey	Detalls Q Q Q rd st	ep you ma	ay be sh which o	nown	a list	of trae

先行する類似商標を確認した後、出願を継続する場合には、優先権に関する情報を 入力する。優先権を主張する場合には、先の出願の出願国、出願番号などを入力する。

UK00003018972	Trade Mark Three	Word	GB	Ray Lacey	1 2	3 4		Basic fee	900.00 F		
UK00003018978	Trade Mark Nine	Word	GB	Ray Lacey	1 2	3 4					
					4 4	2 3	. 74 .	Extra Class Fee	0,00 €		
ODisclaimer								Total classes	2		
One in five applica note that the list is	tions is opposed. This l not exhaustive. If you	ist may con are concerr	tain compe ned about o	eting trade marks conflicting trade r	s. Please marks,			Total fee	900,00 €		
please seek legal a	dvice from an IP prote	ssional.				8 D	ownload PDF				
								C Reset applicati	ion form		
Claimac											
Claims								🖨 Print			
Claims	the same trade mark	in the last	six months	(priority)?				Print		E.	
Have you applied for	or the same trade mark	in the last	six months	; (priority)?	Y	ou c	an also	Claim for	priority	or seniori	ty, in
Have you applied fo	or the same trade mark	in the last	six months	(priority)?	Y	ou c ase	an also you hav	claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befc
Have you applied fo	or the same trade mark	in the last	six months	(priority)?	Y	ou c ase	an also you hav	e claim for presented the	priority same t	or seniori rade mark	ty, in befo
Have you applied fo Yes Priority	r the same trade mark No	in the last	six months	: (priority)?	Y c	ou c ase	an also you hav cel Add	e claim for prefiled the	priority same t	or seniori rade mark	ty, in befo
Have you applied fo Yes Priority	or the same trade mark	in the last	six months	(priority)?	Y c	ou c ase can	an also you hav cel Add	e claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befc
Have you applied fo Yes Priority	n the same trade mark	in the last	six months	; (priority)?	Y c	ou c ase : can	an also you hav cel Add	e claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befc
Have you applied fo Yes Priority Country of fi	or the same trade mark No claim rst filing *	in the last	six months	(priority)?	Y	ou c ase car	an also you hav cel Add	e claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befo
Have you applied fo Yes Priority Country of fi	or the same trade mark No claim rst filing *	in the last	six months	(priority)?	Y c	ou c ase can	an also you hav cel Add	e claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befo
Have you applied for Yes Priority Country of fi SELECT- <u>-SELECT- Austria</u>	or the same trade mark No claim rst filing *	in the last	six months	(priority)?	Y c	ou c ase can	an also you hav cel Add	e claim for re filed the	priority same t	or seniori trade mark	ty, in befc

第4ステップでは、ログインアカウントを作成する。既にログインアカウントを作 成済みの場合は、ユーザーネームとパスワードを入力する

Apply for a trade mai	rk online	Basic fee	900,00 €	1	
11.9		Extra Class Fee	0,00 €		
1 Trade mark 2 Goods and 3 Similar trade 4 Your details	5 Confirm and	Total classes	2		
	Pol Pol	• Total fee	900,00 €	5	
Create an account		C Reset applicati	ion form		
		C3 Reset approx			
In order to continue, please register or login	Log in	Print			
	Do you already	have an account	?	4	
Create new user account what OHIM user account offers you?	Username				
White of this set of the set	A				
	Password				
User area External watch Full access		Forgot your password?			
OHIM user account allow you to manage your trade marks, designs &		Clear	Log in		
oppositions with the personal asafoadu china bob advantages, such as customize alerts for specific publications, regulations, quick links and many more additional tools	In the OHIM otherw	fourth ste account, ir vise just lo	p you wil n case yo g in	ll need to u do not	create an have one,

ユーザーネームとパスワードを入力すると、詳細情報が表示され、次のステップに 進むことができる。

Trade mark	Good	s and Similar	trade	the E	Confirm and	Total classes	2	Þ
details	Z servis	tes 3 mark(s)	4 Your	r details 5	pay			
Your det Applicants	ails				import Otherw	the applic vise, just p	ant deta roceed to	ils at this poir o the next ste
Your Da	ata					print		
Vour Da	ata 10	: Туре :	Name :	Country	: Options	print		4
Number :	ata 10 39809	Type Individual(s)	Name : John Smith	Country ES	: Options	Print		

第5ステップでは、入力した情報をすべて確認する。

Apply for a trade mark online	Basic fee 900,00 € Extra Class Fee 0,00 €	Ì
1 Trade mark details 2 Goods and 3 Similar trade mark(s) 4 Your details 5 Confirm and pay	Total classes 2 ⊡ Total fee 900,00 €	u l
Confirmation	Save application	
Before you submit your trade mark application, please comminist the begans and contexts modify modify	print	
Word mark Trade mark demo trade mark		
First language English		
French In the fifth and confirm proceeding	step you can chec n them by enterin to pay	k all your details g your name, before

最後に名前と日付を入力し、署名をする。その後、支払画面へ進む。

Add files			Basic fee	900.00 €	
Signature			Total classes	2	
Entering your name below constitute	is a signature and confirms that you h	ave checked the details and wish to submit	• Total fee	900,00 €	
this application form.	Canacity o	fignatory	Save application	n	
John Smith	✓ Applicant		Reset applicat	ion form	
	+ Additional signatory				
	Prev	Confirm and Pay			÷
					7

画面左側に3種類の支払方法がある(クレジットカード、銀行振り込み、OHIM予納口座)ので、希望の支払方法を選択する。

F	Purchase infor	rmation			Total	900.00€	2	
	Payment description	n				Amount		
	• EFEM201300	000008634				900.00 €		
	Credit card payment	You are req bank accou	uired to make a transacti nts:	ion for 900.00 €	to one of the fo	bllowing OHIM		
	(CC)	Bank	Account number	Address	BIC code	IBAN		
	Bank	La Caixa-Test	0000-1111-22-1234567890	Alicante/SPAIN	BBVAESMMXX	E588 0182 5596 9000 9222 2222		
	(BT)	La Caixa- Test-1	0000-1111-22-1234567892	Alicante/SPAIN/1	BBVAESMMXX-1	ES88 0182 5596 9000 9222 2222 111		
	OHIM current	Please indica	te the following					

クレジットカードを選択した場合は、カードの情報を入力する。最後に、"Confirm Payment"をクリックする。

ŀ					0.00 €
1	Purchase inform	mation	Tot	900.00€	·
	Payment description			Amount	10,00 €
on	EFEM2013000	00008634		900.00 €	
efore	Credit card payment (CC) Bank transfer (BT) OHIM current account (CA)	Type of card	Card number 5402052202924019 Expiry date 09 ✓ 19 ✓	✓ Security code 455 ▷ ✓	
			Ca	ncei 🖌 Confirm Pa	yment
			Bay	mont can be	e made by credit card

支払手続が完了後、確認ページが表示され、領収書をダウンロードすることができる。

			Print Confirmation	
Application details CTM Application Number 011654721	S Process number: EFEM20130000008634		You can download yo confirmation page	ur receipt on the
Date of submission 12/09/2013	Time of submission 17:12 CEST			
 Review applica 	tion details	ease review the PDF to check that the tered on your application form is co rther assistance, please contact us.	information rrect. If you require	

以上で出願が完了する。



3.5 通知の送付方法

OHIM からのオフィスアクション自体を、電子出願システムの User Area の Communications⁶⁸にて確認することが可能である⁶⁹。

User Area で確認する他にも、FAX にて受け取ることを選択することが可能である。 ⁷⁰。User Area で確認することを選択した場合には、FAX で受け取ることはできない。

4 電子出願書類のフォーマットについて

4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

電子的に行うことができる手続の一覧が OHIM ホームページに掲載されている⁷¹。

<意匠及び商標>

- ・出願に係る願書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求

4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

4.2.1 出願書類のフォーマット72

意匠、商標ともに、出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無を問わない)である。ただし、付加的な情報についての書類のみ、PDF で提出できる。意匠の図面や商標見本は JPEG ファイルで提出する必要がある。

4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 73

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

⁶⁸ OHIM, User Area, Communications, https://oami.europa.eu/ohimportal/en/communications (最 終アクセス日:2016年3月7日)

⁶⁹ OHIM, Help Centre, User Area, Communications

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/communications (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁷⁰現地法律事務所への調査結果

⁷¹ OHIM, Forms and Filings,

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/forms-and-filings (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁷² OHIM, Help Centre, Technical Information, Attachments, CTM efiling (Community trade mark)/RCD efiling (registered Community design)、

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/attachments (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁷³ 現地法律事務所への調査結果

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・ 商標 見本: イメージデータ

4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット74

意匠、商標ともに、出願人より提出される中間処理書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無を問わない)である。ただし、付加的な情報についての書類のみ、 PDF で提出できる。意匠の図面や商標見本を PDF で提出することはできない。

4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

イメージ部は、意匠、商標ともに、JPEG フォーマットである⁷⁵。

4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

意匠、商標ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能である76。

4.2.6 画像の推奨サイズ77

<意匠>

JPEG フォーマットの最大サイズは 5000pixel×5000pixel、最小解像度は 72dpi、 最大解像度は 300dpi である。

<商標>

JPEG フォーマットの最大サイズは 2835pixel×2010pixel、最小解像度は 96dpi、 最大解像度は 300dpi である。

MP3 フォーマットのサンプリングレートは、音声だけの場合は 8KHz、効果音の 場合は 11.025KHz、音楽の場合は 22.05KHz 又は 44.1KHz である。ビット深度(Bit depth)は 8 又は 16 ビットである。

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/attachments (最終アクセス日: 2016年2月25日)

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/attachments (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁷⁴ OHIM, Help Centre, Technical Information, Attachments, Communications/actions (including opposition communications),

⁷⁵ OHIM, Help Centre, Technical Information, Attachments, CTM efiling (Community trade mark)/RCD efiling (registered Community design),

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/attachments (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁷⁶ OHIM, Help Centre, Technical Information, Attachments, CTM efiling (Community trade mark)/RCD efiling (registered Community design)、

https://oami.europa.eu/ohimportal/en/attachments (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁷⁷ OHIM, Help Centre, Technical Information, Attachments, CTM efiling (Community trade mark)/RCD efiling (registered Community design)、

4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット78

OHIM 発出の書類は、意匠、商標ともに、XML フォーマットで発出される。

4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット79

OHIM 発出の書類のイメージ部は、意匠、商標ともに、JPEG フォーマットである。 意匠が3次元形状である場合には、OBJ, STL 及びX3D フォーマットも使われる。 音商標の場合には、MP3 フォーマットも使われる。

4.3.3 通知書類のイメージ部について

意匠、商標ともに、OHIM 発出の書類のイメージ部はカラー画像及びグレイスケールにより発出される⁸⁰。

4.3.4 イメージ部分における画像サイズ⁸¹

<意匠>

・JPEG フォーマット:1ファイルにつき 2MB まで。合計 10 ファイルまで

・3 次元モデルフォーマット:1ファイル 20MB まで。

<商標>

• JPEG フォーマット:1ファイル 2MB まで(2835×2010 ピクセル)。

・MP3 及び PDF: 1 ファイル 2MB まで。

5 その他

5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁸²。

5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体を提出することはできない83。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 OHIM は API を公開していない⁸⁴。

⁷⁸ OHIM への調査結果

⁷⁹ OHIM への調査結果

⁸⁰ OHIM への調査結果

⁸¹ OHIM への調査結果

⁸² 現地法律事務所への調査結果

⁸³ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁴ OHIM への調査結果

C. 米国特許商標庁(USPTO)

1 電子出願システム全般

1.1 電子出願システム導入状況

USPTO は、特許及び意匠の電子出願システムとして EFS-Web を、商標の電子出 願システムとして TEAS(Trademark Electronic Application System)を、それぞれ別 に導入している。

1.2 電子出願	郂
----------	---

	特許		意匠		商標	
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014年		579,782	—	36,216	99.7%	379,315
2013年		564,007	_	35,065	99.5%	342,094
2012年		530,915	_	$32,\!258$	99.3%	298,917
2011年		504,663	_	30,247	99.1%	313,036
2010年		479,332		28,577	98.7%	306,302

特許及び意匠については、出願年ごとの電子出願割合について個別の回答を得ることはできなかった⁸⁵。

2013年の USPTO 年次報告書⁸⁶によると、Patent Applications⁸⁷の電子出願率は、 2013fy 目標:98.0%に対して、2010fy:89.5%, 2011fy:93.1%, 2012fy:97.1%, 2013fy:98.1%と増加している。2014年の年次報告書⁸⁸によると、電子出願率は電子 出願の普及度合いを測る指標として使用されていたが、2013年度には当該年次の目 標である 98.0%を超過し、電子出願率 98.1%を達成した。紙による出願が認められて いる以上、100%を目標に設定することは意味が無いので、2014年以降は、電子出願 率を指標として評価する必要は無いとしている。

⁸⁵ USPTO への調査結果

⁸⁶ USPTO, FY 2013 Performance and Accountability Report, page 14,

http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/USPTOFY2013PAR.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁸⁷ 日本の特許出願及び意匠登録出願に相当する出願を含むものである推測される。

⁸⁸ USPTO, FY 2014 Performance and Accountability Report, page 141,

http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/USPTOFY2014PAR.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁸⁹。

2 電子出願に係る制度

2.1 紙書類提出の要否

特許90、意匠91、商標92ともに、紙書類の提出は不要である。

2.2 原本の形態

特許⁹³、意匠、商標⁹⁴ともに、電子出願システムによって提出された書類の原本は 電子媒体である。

2.3 在外者による電子手続

<特許及び意匠>

在外者は、基本的には、電子出願システムを利用して、出願日を確保するために出 願書類を提出及び権利存続のための料金を支払うことが可能である。

しかしながら、米国居住者のみが USPTO を受理官庁とする国際特許出願⁹⁵及び国際意匠出願⁹⁶をすることができる。また、法人(juristic entity)は patent practitioner により代理されなければならい⁹⁷。よって、外国の法人も patent practitioner により代理される必要がある。

⁸⁹ USPTO への調査結果

⁹⁰ Nonprovisional (Utility) Patent Application Filing Guide,

http://www.uspto.gov/patents-getting-started/patent-basics/types-patent-applications/nonprovisio nal-utility-patent (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹¹ Design Patent Application Guide

http://www.uspto.gov/patents-getting-started/patent-basics/types-patent-applications/design-pate nt-application-guide (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹² Filing Online、http://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online (最終アクセス 日:2016年2月25日)

 $^{^{93}}$ USPTO, MPEP, 502.05 Correspondence Transmitted by EFS-Web,

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁹⁴ USPTO, TMEP, 301 Electronic Filing、

http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TM EP-300d1e7.xml (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁵ 37 CFR § 1.421(a) Applicant for international application,

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁶ 37 CFR § 1.1011 (a) Applicant for international design application.

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁷ USPTO, MPEP, 401 U.S. Patent and Trademark Office Cannot Aid in Selection of Patent Practitioner、http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s401.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

<商標>

一方、商標においては、在外者は USPTO に対していかなる手続も直接することが できる⁹⁸。

2.4 電子証明書の要否

特許及び意匠においては、電子証明書がなくとも Unregistered eFiler⁹⁹として出願 は可能である。手書きの署名や以下に示す S-Signature¹⁰⁰も代用可能である。しかし、 電子証明書を用いずに出願した場合、後の手続はすべて紙書類での手続となる。

I. S-SIGNATURE EXAMPLES, 37 CFR 1.4(d)(2) effective September 21, 2004 <u>A. BY INVENTORS, AFFIANTS (e.g., §§ 1.131 & 1.132), ASSIGNEES</u> <u>AND PRACTITIONERS SIGNING AS INVENTORS</u>				
	SIGNATURE TYPE	SIGNATURE	TREATMENT	PREFERRED
1.	S-Signature within forward slashes, name below	<u>/John T. Smith/</u> John T. Smith	Proper Signature Treat as signed, § 1.4(d)(2)	✓
2.	S-Signature with spaces within forward slashes, name below	<u>/ John T. Smith /</u> John T. Smith	Proper Signature Treat as signed, § 1.4(d)(2)	
3.	S-Signature within forward slashes, name below but no line under the S-Signature	/John T. Smith/ John T. Smith	Proper Signature Treat as signed, § 1.4(d)(2) as a line is not required, although it is recommended	, I.
4.	Script font S-Signature within slashes, name below	<u>/Jahn T. Smith/</u> John T. Smith	Proper Signature Treat as signed, § 1.4(d)(2)	
5.	Name above, S-Signature within slashes, below	<u>John T. Smith</u> /John T. Smith/	Proper Signature Treat as signed, § 1.4(d)(2)	-

一方、電子証明書を使用し、Registered eFilers¹⁰¹として出願した場合は、後の手 続は別の電子システムである Private PAIR(Patent Application Information Retrieval)¹⁰²において手続が可能となる。

⁹⁸ USPTO への調査結果、37 CFR § 11.14(e) Individuals who may practice before the Office in trademark and other non-patent matters、

https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2010-title37-vol1/xml/CFR-2010-title37-vol1-sec11-14.xml (最 終アクセス日:2016年2月25日)及び37 CFR § 2.190 Addresses for trademark correspondence with the United States Patent and Trademark Office、

https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2005-title37-vol1/xml/CFR-2005-title37-vol1-sec2-190.xml (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁹ Electronic Patent Filing for Unregistered eFilers -- for basic initial filing of new patent applications、https://efs.uspto.gov/efile/portal/efs-unregistered (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁰⁰ I. S-SIGNATURE EXAMPLES, 37 CFR 1.4(d)(2) effective September、

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/sigexamples_alt_text.pdf (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

¹⁰¹ Electronic Patent Filing for Registered eFilers -- for enhanced filing, follow-on processing, and saved submissions using assigned Customer Number and a Digital Certificate,

https://efs.uspto.gov/efile/myportal/efs-registered (最終アクセス日:2016年2月25日)

商標においては、電子証明書は不要である¹⁰³。

2.5 電子証明書の種類

電子証明書はファイル形式である。電子証明書の詳細な仕様は Certificate Policy for the United States Patent and Trademark Office¹⁰⁴において規定されている。

2.6 電子証明書の指定認証局

電子証明書は USPTO によって発行される。電子証明書の発行を希望する場合は、 Patent Electronic Business Center ウェブページ¹⁰⁵の "Register Now"から申請をす る。

2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

USPTO 窓口での現金支払い、郵便為替、クレジットカード、銀行振り込みによる 支払ができる¹⁰⁶。

2.8 電子手続による出願料金の減免107

<特許> 電子手続による出願料金の減免はない(1.16(a))。ただし、紙出願の場合 には、追加料金が必要である(1.16(t))。

<意匠> 電子手続による出願料金の減免はない(1.16(b))。

<商標> 電子手続による出願料金の減免がある。電子出願の場合は 325 ドル (2.6(a)(ii))、紙出願の場合は 375 ドル(2.6(a)(1)(i))である。

9 データエントリー料¹⁰⁸

前項で説明したとおり、特許のみ紙出願の場合は、400ドルが増額される(1.16(t))。 意匠の場合、紙出願に対してデータエントリー料は課されない。

103 現地法律事務所への調査結果

Version 2.5、http://www.uspto.gov/security/uspto-pki-cert-policy.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹⁰⁵ Patent Electronic Business Center、http://www.uspto.gov/ebc/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁶ Home / Learning and Resources / Fees and Payment / Accepted Payment Methods,

http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/accepted-payment-methods (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁷ USPTO Fee Schedule, Patent Application Filing Fees,

http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule#Patent%20Fee s (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule#Patent%20Fee s (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰² Private PAIR、https://ppair.uspto.gov/epatent/myportal/privatepair (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹⁰⁴ Certificate Policy for the United States Patent and Trademark Office November 26, 2013

¹⁰⁸ USPTO Fee Schedule, Patent Application Filing Fees,

2.10 データエントリー料の支払い方法

データエントリー料の支払い方法は出願料金と同じであって、USPTO 窓口での現金支払い、郵便為替、クレジットカード、銀行振り込みによる支払ができる¹⁰⁹。

2.11 電子出願システム稼働時間110

特許及び意匠の電子出願システム EFS-Web は、毎週土曜日の午後 11 時から毎週 日曜日午前 6 時(米国東部時間)を除き、稼働している。

商標の電子出願システム TEAS は、1 日 24 時間、1 年 365 日稼働している。

3 電子出願の環境について

3.1 電子出願システムの環境

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムの環境はウェブブラウザである。JAVA の技術も使われている。

¹⁰⁹ Home / Learning and Resources / Fees and Payment / Accepted Payment Methods、 http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/accepted-payment-methods (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁰ Home / Using USPTO.gov / Online Business Systems,

http://www.uspto.gov/using-usptogov/online-business-systems (最終アクセス日:2016年2月25日)

特許及び意匠の電子出願システムである EFS-Web がサポートする、OS、ブラウザー、JAVA の組み合わせは以下のとおりである¹¹¹。

Supported Operating Systems (OS), Browser, and JRE/JVM version combinations			
Operating Systems	Web browsers	Java Runtime Version	
 Microsoft Windows Vista Home Edition SP 2 (32-bit / 64-bit) Microsoft Windows 7 (32-bit / 64-bit) Microsoft Windows 8 	 Microsoft Internet Explorer 9.0, 10, and 11 Mozilla Firefox 24.5 and above Google Chrome 33 and above * 	 Oracle Java JRE 1.7u71 Oracle Java JRE 1.8u45 	
• Mac OS X 10.7.3 (Lion) - 10.8 (Mountain Lion)	 Apple Safari 6 Mozilla Firefox 24.5 and above Google Chrome 33 and above * 	 Latest version of Java JRE 	
• Mac OS X 10.9 (Mavericks)	 Apple Safari 7** Mozilla Firefox 24.5 and above Google Chrome 33 and above * 	 Latest version of Java JRE 	
• Mac OS X 10.10 (Yosemite)	 Apple Safari 8 Mozilla Firefox 24.5 and above Google Chrome 33 and above * 	 Latest version of Java JRE 	

商標の電子出願システムがサポートするウェブブラウザは Microsoft Internet Explorer (IE) 9+、FireFox 5+, Safari 5+, and Google Chrome 13.0+である¹¹²。なお、 それぞれのブラウザーで、JavaScript の機能を使えるよう設定する必要がある。

¹¹¹ EFS-Web System Requirements,

http://www.uspto.gov/patent/patents-announcements/efs-web-system-requirements (最終アクセス 日:2016年2月25日)

¹¹² Browser Information,

http://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/browser-information (最終アク セス日:2016年2月25日)

3.2 電子出願環境の使用感

現地法律事務所によれば、USPTO は電子出願システムの解説動画を公開し、手続 をすすめる時には、電子出願システムにステップ毎に必要な操作が表示されるため、 電子出願システムは使いやすいとコメントしている。

また、電子的に優先権書類を交換できない国の優先権書類や、著作権によって保護 されている引用文献を提出する場合には、紙書類で提出必要がある¹¹³。

3.3 電子出願システムのサポート体制

電話、電子メール、FAX 及び郵便によるサポートを受けられる。電話番号は +1-866-217-9197 (無料通話)及び+1-571-272-4100 (local)、電子メールアドレスは ebc@uspto.gov、FAX 番号は+1-571-273-0177、郵便での送付先は Mail Stop EBC, Commissioner for Patents, PO Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450 である。

USPTOの Patent Electronic Business Center¹¹⁴がサポートを担当している。電話 によるサポートは、毎週月曜日から金曜日まで、午前6時から深夜12時(米国東部時 間)まで受けることができる。

¹¹³ USPTO, MPEP, 502.05 Correspondence Transmitted by EFS-Web, B(1)及び B(2)、

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹¹⁴ Patent Electronic Business Center、

http://www.uspto.gov/learning-and-resources/support-centers/patent-electronic-business-center (最終アクセス日:2016年2月25日)

3. 4 ユーザーインターフェイス

USPTO は、EFS-Web の各種ユーザーマニュアルを一括してウェブサイトに掲載 している¹¹⁵。その中の Quick Start Guide for EFS-Web¹¹⁶から抜粋して説明する。

User Authentication			
Select Digital Certificate C:\JaneDoe.epf	Browse		
☑ I understand that technology and/or software included in patent applications may be subject to U.S. dual-use export controls, which are set out in the Export Administration Regulations (15 C.F.R. parts 730-774). Access to such technology and/or software by any person located outside the United States or by a foreign national inside the United States constitutes an export that may require a license from the U.S. Commerce Department's Bureau of Industry and Security (BIS). I affirm that I am not accessing or permitting access by others to technology or software in a manner that would violate or circumvent the Export Administration Regulations.			
Information regarding U.S. dual-use export controls and their application to technology and so available from BIS. Please see BIS's website, available at www.bis.doc.gov, or contact BIS's O	oftware included in patent applications is Office of Export Services at 202-482-4811.		
Authenticate Reset			

EFS-Web¹¹⁷にアクセスするために、電子証明書ファイルを選択し、パスワードを入力する。

Your Digital Certificate has been authenticated - please certify your identity:
 I certify that I am the certificate holder: Jane Doe I certify that I am working under the authority of the certificate holder: Jane Doe "Main Functions"
 New application (This includes new filings of continuation, divisional, and continuation-in-part applications. A request for continued examination (RCE) and continued prosecution application (CPA) are considered existing documents and must be filed as a registered eFiler.) Existing application/patent
O My Workplace
Cancel Continue

電子認証された後、パソコンの操作者が、電子証明書所有者本人か、代理人かを選 択する。次に、新規出願をするのか、既に出願済みの案件についての手続をするのか を選択する。

¹¹⁵ EFS-Web Guidance and Resource,

http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/efs-web-guidance-and-resources (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{116}\,}$ Quick Start Guide for EFS-Web,

http://www.uspto.gov/sites/default/files/patents/process/file/efs/guidance/EFS-WebQuickStartGuid e.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁷ EFS-Web、https://efs.uspto.gov/efile/myportal/efs-registered (最終アクセス日:2016年2月25日)

Your Digital Certificate has been authenticated - please certify your identity:		
O I certify that I am the certificate holder : Jane Doe		
I certify that I am working under the authority of the control to the following information is required if you are not the recorder.	ertificate holder: Jane Doe I holder of the digital certificate	
* Your First Name		
* Your Last Name		
* Your e-Mail Address		

代理の人が操作する場合は、名前及び電子メールアドレスを入力する。

Registered eFilers Announcer	ad Application Attach Review Calculate Confirm & Pay Receipt Data Documents Documents Fees Submit Fees
A submission has not Acknowledgement Re All items denoted by *	been filed officially at the USPTO until the e-filer executes the Submit function and the documents are received at the USPTO Eastern Time. The ceipt is evidence of this submission. re required.
* Title of Invention	
Attorney Docket Nur First Named Inver	ber 0
*First Name	
Middle Name	
Middle Name *Last Name	
Middle Name *Last Name Correspondence	Address: 1)
Middle Name *Last Name Correspondence Enter a customer num	Address: () Address: () Deer for correspondence or provide an address where USPTO should send correspondence for this application.

新規出願の入力画面に遷移する。画面上部にタブがあるので、必要な事項をそれぞ れ入力する。 I. 五大特許庁等の機関 C. 米国特許商標庁 (USPTO)

EFS Registered = 문		
Registered erilars Z Please Read Announcements Application Data Attach Documents Review Fees Calculate Submit Pay Fees Receipt		
Application Data		
A submission has not been filed officially at the USPTO until the e-filer executes the Submit function and the documents are received at the USPTO Eastern Time. The		
Acknowledgement Receipt is evidence of this submission.		
An items bended by - are required.		
* Title of Invention		
*		
Attorney Darket Number		
"First Name		
Niddle Name		
Middle Name		
*Last Name		
Correspondence Address: 🍞		
Enter a customer number for correspondence or provide an address where USPTO should send correspondence for this application.		
Customer Number Blasse enter a valid Customer Number		
C Correspondence Address		
Policy Cancel Continue		

"Application Data"のタブである。発明の名称、発明者の氏名、連絡先を記入する。

Attach Documents			
submission has not been filed officially at the USPTO until the e-filer executes the Submit function and the documents are received at the USPTO Eastern Time. The Acknowledgement			
This is the application	data associated with your filing. If any information is incorrect, please edit the <u>Application Data</u>		
Title of Invention	This is the title of my invention		
First Named Inventor	John C. Patent		
Customer Number or Correspondence Address	MyCompany Inc 1 Main Street Anyplace VA 0123 US 123-345-6789 Jane.Doe@uspto.gov		
Filed By	RegAtty1 Tester/Jane Done		
Attorney Docket Number			
Application Type	Utility under 35 USC 111(a)		
Files to be Sub	mitted A Category A Document Description A		
1	Browse View All Categories 💌 🔽 Delete		
Does your PDF file contain documents?	n multiple C Yes © No		
	Add File		
Users are advised not to submit credit card payment form PTO-2038 via EFS-Web. Submission of the credit card payment form via EFS-Web may result in the form being included among the patent or trademark records open for public inspection. Users choosing to pay with a credit card should instead utilize the on-line payment method available through EFS-Web.			
	Cancel Upload & Validate Review		
	Prease opioau & validate before REVIEW		

連絡先を入力後、"Attach Documents"のタブに遷移すると、画面上部に入力した 発明の名称、発明者の氏名などが表示されるので、確認する。

画面下部では、提出する PDF ファイルを指定してアップロードする。
I. 五大特許庁等の機関 C. 米国特許商標庁 (USPTO)

	Files to be Subr	nitted 🕧	Cat	egory 👔	Docum	ent Description 👔
1	Does vour PDF file contain	Browse multiple documents?	⊙ Yes 🔘 No			
	Category	Document Description		Page Start	Page End	
	View All Categories 💌		*			
	View All Categories 💌		*			
						Add Document
						Add File

PDF ファイルを複数提出するときには、右下の Add Document をクリックして入力欄を増やすことができる。

If you are not paying fees for this filing at this time, you may continue to Confirm/Submit	
Failure to pay these fees on filing a new application will result in a surcharge. See <u>27. CPR 1.16 (f) and (g)</u> .	
submission has not been filed officially at the USPTO until the e-filer executes the Submit function and the documents are received at the USPTO Eastern Time. The Acknowledgement R	teceipt is evidence of this submission.
Change Business Size: Large Entity Small Entity 0	
Fee Calculator	
	Total Fees Due: \$ 0
Utility Patent Application Filing Fees (select all that apply) Utility Patent Application Filing Fees	
🗌 Filing 🔲 Search 🔄 Exam	
Amount \$300 \$500 \$200	
Fee Code 1011 1111 1311	Sub-Total \$
Application Size Fee - Number of Pages in the Specification (including any external tables) and drawings 🕧	
Was this application originally filed in paper? O O Yes No	
Number of Pages 0 * .75 = / 50 = / 50 = \$ 250 =	Sub-Total \$
Claims (select all that apply)	
Claims in excess of twenty 0 * \$50 = \$	
Independent claims in excess of three 0 * \$200 = \$	
Multiple Dependent Claims(\$360) = \$	Sub-Total \$
Miscellaneous Fees: (select all that apply)	
Non-English Specification (\$ 130)	
Publication Fee for early, voluntary or normal publication (\$ 300) 🕖	
I ne publication tee tor normal publication is not que until the application is allowed. Requests for early publication must include a separate statement requesting early publication.	
Surcharge - Late filing fee, search fee, examination fee or oath or declaration (\$ 130)	Sub-Total \$
Petition Filing Fees (select all that apply)	
Cancel Calculate Clear Continue	

"Calculate Fee"のタブである。Large Entity 又は Small Entity の別を選択し、明 細書のページ数、請求項の総数、独立請求項の数を入力すると、出願料金が自動計算 される。その他にも、英語以外の言語で記載された明細書を提出する場合の追加料金 や、早期公開の追加料金が必要となる場合も、ここで入力する。

EFS Registered							- Ø
Registered Please Read	Application Attach Review Data Documents Document	ts Fees	Confirm & Pay Receip Submit Fees	t			
Submit Application							
A submission has not be	en filed officially at the USPTO	until the e	filer executes the Submit fun	ction and the documents are rece	ived at the USPTO Eastern Time.	The Acknowledgement Receipt	is evidence of this submission.
This is the application	n data associated with your	r submiss	on. If any information is i	ncorrect, please edit the Applic	cation Data		
Title of Invention	This is the title of my invention	n					
First Named Inventor	John C. Patent						
Customer Number or Correspondence Address	99999						
	MyCompany Inc. 1 Main Stree						
	Anyplace VA						
	01234						
	Jane.Doe@uspto.gov 866 217 9197						
Filed By							
Attorney Docket Number							
Application Type	Utility						
This is the fee data as	ssociated with your submis	sion. If th	e following amount is inco	orrect, please edit the Fee Calc	ulation		
				Total Fees Due: \$ 300			
To Review a Docum	ent, please click on the doc	cument na	me.				
Sequence	Files to be Submitted	Page	Document Description		File Size 👔	Validation Status Message	
1	efsweb-overview.pdf	6	Abstract		3732918 byte	PASS	
	No validation errors found.						
2	fee-info.pdf	2	Fee Worksheet (PTO-06)		8061 byte	PASS	
	No validation errors found.						
Edit Attached Files							
			Privacy Save for La	ter Submission Cancel	Submit Please click Submit on	ly once	

USPTOに書類を提出する前の最終確認画面である。上から、発明の名称、発明者、 連絡先、料金、添付して提出する書類を確認する。確認後、一番下の"Submit"をクリ ックする。

EFS Registered				
Registered eFilers Please Read Announcements	Application Attach Review Calculate Confirm & Pay Receipt Data Documents Documents Fees Submit Fees			
Congratulations! You a	re ready to pay fees associated with your submission.			
14:28:03 Eastern Time on	01-AUG-2008			
The USPTO has rec course. Prior to receir confirm receipt by the filed. You may contir contact info and hour	Eived your submission. An Acknowledgement Receipt will be received in due ving the Acknowledgement Receipt, registered users may check "My Workplace" to e USPTO of their submission and access Private PAIR to view the actual document use by paying fees. For questions, contact the EBC. See the <u>EBC</u> Web Page for 's.			
The following identification of the following identification o	ition numbers are associated with your submission.			
Application Number	59956065			
Confirmation Number	1634			
EFS ID	1104359			
The following fees are	due.			
	Total Fees Due: \$ 820			
The USPTO's RAM payment one of the following credit o account holder information	server is ready to accept your fee payments using a <u>USPTO Deposit Account</u> , an <u>Electronic Funds Transfer</u> , ards: <i>American Express, Discover, MasterCard</i> , or <i>Visa</i> . Please have all access codes, account numbers and ready to ensure a successful online payment experience.			
Would you like to pay your	fees at this time?			

提出後、確認画面が表示される。出願番号や確認番号が表示される。この後に、料 金の支払い手続に遷移することができる。

3.5 通知の送付方法

特許及び意匠については、通知自体が代理人宛てに送付される。商標については、 通知があった旨がメールで通知される。メールに記載されている URL をクリックす ると、通知自体が表示される。

4 電子出願書類のフォーマットについて

4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続118

- <特許、意匠、商標共通>
 - ・国内出願に係る願書の提出
 - ・USPTOを受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
 - ・オフィスアクションの受領
 - ・オフィスアクションへの応答
 - ・拒絶査定不服審判の請求
 - ・無効審判の請求
 - ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求119
 - ・優先権証明書の請求
 - ・知財庁予納口座の履歴照会120
 - ・銀行口座振替の履歴照会121

4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

4.2.1 出願書類のフォーマット

特許、意匠、商標ともに PDF ファイル(テキストデータの有無は問わない)である122。

http://portal.uspto.gov/pair/PublicPair (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁸ (特許及び意匠) USPTO, MPEP, 502.05 Correspondence Transmitted by EFS-Web, B(1)及び B(2)、 http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) Home / Trademarks: Application process / Filing online / Index of All TEAS Forms、 http://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/index-all-teas-forms (最終アク セス日:2016年2月25日)

¹¹⁹ Public Patent Application Information Retrieval(Public PAIR),

¹²⁰ Welcome to the Financial Profile、https://ramps.uspto.gov/ramfp/welcome.html (最終アクセス 日:2016年2月25日)

¹²¹ Welcome to the Financial Profile、https://ramps.uspto.gov/ramfp/welcome.html (最終アクセス 日:2016年2月25日)

¹²² (特許) Home / Patents: Application Process / Filing Online / Files to be Submitted - Naming PDF Files、

http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/files-be-submitted-naming-pdf-files (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) USPTO, TMEP, Chapter 301 Electronic Filing、

http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TM EP-300d1e1.xml (最終アクセス日:2016年2月25日)

4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 123

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims) : テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- 書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願書類と同様、特許、意匠、商標ともに出願人より提出される中間処理書類のフ オーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない)である¹²⁴。

4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

特許及び意匠の図面は PDF で提出する¹²⁵。商標見本は JPEG フォーマットで作成 しなければならない¹²⁶。GIF, BMP, TIFF 又は PNG フォーマットは、PDF ファイル の一部としてなら、使用することができる。

¹²³ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁴ (特許) Home / Patents: Application Process / Filing Online / Files to be Submitted - Naming PDF Files、

http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/files-be-submitted-naming-pdf-f iles (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) USPTO, TMEP, Chapter 301 Electronic Filing、

http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TM EP-300d1e1.xml (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁵ USPTO, MPEP, 502.05 Correspondence Transmitted by EFS-Web,

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁶ Trademark FAQs, What image file types does TEAS accept?、 http://www.uspto.gov/learning-and-resources/trademark-faqs (最終アクセス日:2016年2月25日)

4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許において、基本的にはカラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない¹²⁷が、Petitionを提出して認められれば、カラー画像及びグレイスケール画像による提出は可能である¹²⁸。

意匠¹²⁹及び商標¹³⁰においては、カラー画像及びグレイスケール画像による提出ができる。

4.2.6 画像の推奨サイズ

特許及び意匠の場合、図面は PDF ファイルで提出する必要がある¹³¹。解像度は、 300dpi 以上であることが求められている。

商標の場合、すべての画像の解像度は 300dpi 以上 350dpi 以下、高さ又は幅のサイズは 250pixel 以上 944pixel 以下である必要がある¹³²。また、PDF ファイルは最大 5MB である¹³³。

- ¹²⁸ 37 CFR § 1.84 Standards for Drawings
- http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-9020-appx-r.html#d0e320999(最終アクセス日: 2016年2月25日)
- 129 37 CFR § 1.152,

及び USPTO Guide to filing a Design Application、

http://www.uspto.gov/web/offices/com/iip/pdf/brochure_05.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹³⁰ 37 CFR. §2.52(b)(1)、

https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2002-title37-vol1/xml/CFR-2002-title37-vol1-sec2-52.xml (最終 アクセス日:2016年3月7日)及び

Examination Guide No. 1-03,

¹³¹ MPEP Section 502.05 (D)(1) re: Filing Documents as PDF Files via EFS,

¹²⁷ USPTO, MPEP, 608.02 Drawing,

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s608.html#d0e47639(最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-9020-appx-r.html#d0e324205 (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

http://www.uspto.gov/trademarks/resources/exam/examguide1-03.jsp#IB(最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html#d0e27008(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³² TMEP, 807.05 Electronically Submitted Drawings,

http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TM EP-800d1e1348.xml (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{133}}$ Trademark Electronic Application System (TEAS), Does TEAS have specific PDF requirements?,

http://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/trademark-electronic-application-system-teas-1 (最終アクセス日:2016年2月25日)

4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット134

特許及び意匠の USPTO 発出の書類は、XML 及び PDF(テキストデータを含まない)である。遺伝子配列表は TXT である。USPTO が公開する出願案件の書誌事項デ ータは XML、審査官が発出するはテキストデータを含まない PDF である¹³⁵。

商標の庁発出書類は、XML、PDF(テキストデータを含まない場合もある)、 Microsoft Word である。

4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット136

特許及び意匠は庁発出書類に TIFF を使用している。ハーグ協定に基づく国際出願 にのみ JPEG が用いられる、

一方、商標は庁発出書類に JPEG、TIFF、MP3、WAV、MPEG のフォーマットを 使用しており、商標の登録証は TIFF を使用している。

4.3.3 通知書類のイメージ部について137

特許は庁発出書類にカラー画像又はグレイスケールにより発出されることはない。 意匠及び商標は庁発出書類にカラー画像又はグレイスケールにより発出されること がある。

4.3.4 イメージ部分における画像サイズ138

特許及び意匠については¹³⁹、PDF ファイル一つに付き 25MB まで、全部で 60 件 のファイルがアップロードできる。遺伝子配列表は 100MB までアップロード可能で ある。イメージファイルの解像度は 300dpi で発出される。

商標については、それぞれの添付ファイルが最大 5MB までである。

5 その他

5.1 申請書類の作成補助機能

USPTO は、PDF のフォーム機能を使って、PDF ファイルに必要事項を書き込み、 その PDF ファイルを電子的に提出することができる Form-Fillable PDF を公開して いる¹⁴⁰。ウェブページには、Form-Fillable PDF の一覧が公開されている。

¹³⁴ USPTO への調査結果

¹³⁵ USPTO への調査結果

¹³⁶ USPTO への調査結果

¹³⁷ USPTO への調査結果

¹³⁸ USPTO への調査結果

¹³⁹ USPTO, MPEP, 502.05 Correspondence Transmitted by EFS-Web,

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴⁰ Home / Patents: Application Process / Filing Online / Form-Fillable PDFs Available、 http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/form-fillable-pdfs-available (最 終アクセス日:2016年2月25日)

5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体を提出することはできない。何らかの理由により、EFS-Webのサー バーを使えない場合でも、代用となるバックアップシステム(EFS-Web

Contingency¹⁴¹)が構築されており、このバックアップシステムを通じて、電子的な手 続を行う。なお、このバックアップシステムは、新規出願など限られた手続しかでき ない。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

特許及意匠については API を公開していない。

商標については、TSDR(Trademark Status & Document Retrieval)¹⁴²を公開して いる。TSDR によって、TSDR のウェブサイトに行かなくとも、ユニークな URL を ウェブブラウザに入力するだけで、書類の電子データをダウンロードすることができ る。例えば、登録番号 12345678 番の登録状況を PDF ファイルでダウンロードした い場合には、https://tsdrapi.uspto.gov/ts/cd/casestatus/sn12345678/download.pdf とブラウザーに入力するだけでダウンロードが可能となる。ダウンロードのための URL の作成規則は、TSDR FAQ¹⁴³に説明がある。

¹⁴¹ Home / Patents: Application Process / Filing Online / EFS-Web Contingency、 EFS-Web Contingency、

http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/efs-web-contingency (最終アクセス日:2016年3月9日)

¹⁴² TSDR(Trademark Status & Document Retrieval), http://tsdr.uspto.gov/ (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

¹⁴³ USPTO > Trademark > TSDR > FAQ、http://tsdr.uspto.gov/faqview (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

D. 韓国特許庁 (KIPO)

1 電子出願システム全般

1.1 電子出願システム導入状況

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムは導入済みである。電子出願のポータ ルサイトは、"特許路"¹⁴⁴と呼ばれている。また、電子出願システム(KIPOnet)につい ての報告書を英語で作成し、公表している¹⁴⁵。

1.2 電子出願率

直近5年間の電子出願率は以下のとおりである¹⁴⁶。特許、意匠、商標ともに、93% 以上が電子的に出願されている。

	特許		意匠		商標	
	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014年	98.2%	210,292	95.8%	67,586	93.3%	183,815
2013年	98.2%	204,589	95.8%	70,054	94.2%	177,685
2012年	98.2%	188,915	95.5%	65,469	93.6%	160,447
2011年	98.1%	178,924	95.2%	58,571	93.4%	150,977
2010年	98.1%	170,101	94.8%	59,204	93.2%	153,179

1.3 PR の方法

インターネットのウェブサイトでの広報活動及び利用者向けのセミナー開催によって、PR 活動が行われている。

セミナー開催については、地方に職員が出向いて、電子出願のセミナーを開催して いる。また、紙書類の出願窓口の横に電子出願端末を設置し、紙出願した出願人にそ の場で電子出願の方法を教えており、KIPOのソウル事務所にも、そのような端末を 設置している。また、プサンやテグの公益センターにおいても、定期的なセミナーを 行っている。公益センターには地域知識センターを設置し、特許情報院のコンサルタ ントを配置し、民間企業から要求があれば、そのコンサルタントが電子出願の教育を 行うことができる体制を整備している¹⁴⁷。

¹⁴⁴ KIPO、特許路、http://www.patent.go.kr/portal/Main.do (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁴⁵ e-Government of Korea, Online Patent System(KIPOnet)、

http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/KIPOnet.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁴⁶ KIPO への調査結果

¹⁴⁷ KIPO への調査結果

2 電子出願に係る制度

2.1 紙書類提出の要否

基本的には、紙書類の提出は不要である。ただし、次の書類は紙書類の提出が必要 であって、電子データを提出することはできない¹⁴⁸。

<特許>

・外国出願人の包括委任状

・優先権証明書類が電子的に交換されない国家の優先権証明書類

・1999年1月1日前に出願した件に関する中間書類、2002年3月1日前に請求 された審判事件または異議申立件に関する中間書類(特許顧客サービス便覧76頁)

<意匠>

·優先権証明書類

<商標>

·優先権証明書類

特許法施行規則149 第9条の2(電子文書で提出できる書類)

①法第28条の3第4項により特許庁長または特許審判院長に電子文書で提出できる書類は、次の各号のものを除いた書類とする。

1. 電子文書添付書類等物件提出書

2. <削除>

- 3. <削除>
- 4. 訂正発給申請書
- 5. 条約第2条(vii)による国際出願(以下"国際出願"という。)の使用語が日本語である国際出願関連書類(書類原本を含んで提出する別紙第35号書式及び別紙第51号書式を含む)
- 6. 法第 214 条第1 項による決定申請書
- 7. 電子化内容訂正申請書
- 8. <削除 2003.5.17>

デザイン保護法施行規則150 第15条(電子文書で提出することができる書類)

法第30条第1項により特許庁長又は特許審判院長に電子文書で提出することができる書類は、次の各号の書類を除いた書類とする。

1.「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書

2.「特許法施行規則」別紙第29号書式の訂正交付申請書

¹⁴⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁹ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法施行規則、http://www.choipat.com/menu31.php?id=16(最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵⁰ 崔達龍国際特許法律事務所、デザイン保護法施行規則、

http://www.choipat.com/menu31.php?id=25(最終アクセス日:2016年2月25日)

3.「特許法施行規則」別紙第59号書式の電子化内容訂正申請書

商標法施行規則151 第15条(電子文書で提出することができる書類)

法第5条の27第4項によって特許庁長又は特許審判院長に電子文書で提出することができる書類は、次の各号のものを除いた書類とする。

1. 「特許法施行規則」別紙第7 号書式による電子文書添付書類品物提出書

2. 「特許法施行規則」別紙第29号書式による訂正交付申請書

3. 「特許法施行規則」別紙第59 号書式による電子化内容訂正申請書

2.2 原本の形態

特許、意匠、商標ともに、電子データを原本としている。

特許法152 第28条の3(電子文書による特許に関する手続の遂行)

①特許に関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出したり移動式貯蔵装置等の電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同一な 効力を有する。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができるときに特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付けられたものとみなす。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他 電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

2.3 在外者による電子手続

現在、韓国は Patent Law Treaty (PLT) に加入しておらず、原則的には在外者の 場合、代理人を通じないと国内出願手続を進めることができない。ただし、PCT を 通じて韓国国内に移行する場合(韓国は PCT 出願日から 31 か月以内に国内に翻訳を 提出しなければならない)翻訳文を提出する時点までは、出願人が代理人なく特許の 手続を踏むことが可能である。これは、電子出願であるか否かを問わないもので、31 か月となる時点からは必ず代理人が必要となる。

¹⁵¹ 崔達龍国際特許法律事務所、商標法施行規則、http://www.choipat.com/menu31.php?id=28(最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵² 崔達龍国際特許法律事務所、特許法、

http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=(最終アクセス日:2016年2月25日)

特許法153 第206条(在外者の特許管理人の特例)

①在外者である国際特許出願の出願人は、基準日までは第5条第1項にかかわらず 特許管理人によらずに特許に関する手続を踏むことができる。

②第201条第1項により韓国語翻訳文を提出した在外者は、産業通商資源部令で定める期間に特許管理人を選任して特許庁長に申告しなければならない。

③第2項による選任申告がなければ、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす。

2.4 電子証明書の要否

電子出願環境を利用して出願するにあたり、電子証明書は必要となる。

特許法154 第28条の4(電子文書利用申告及び電子署名)

①電子文書で特許に関する手続を踏もうとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別することができるように電子署名をしなければならない。
 ②第28条の3によって提出された電子文書は、第1項による電子署名をした者が提出したものとみなす。

③第1項による電子文書利用申告手続、電子署名方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

2.5 電子証明書の種類

電子証明書の種類はファイル形式(パソコンのハードディスク等に格納する形式)又は USB メモリ形式である。なお、韓国国内では、カード形式(スマートカード)は一般的ではない。

特許法施行規則155 第9条の3(電子文書利用申告)

法第28条の3によって電子文書によって特許に関する手続きをしようとする者は、 次の各号のいずれか一つに該当する電子署名に必要な認証書を使用して電算情報処 理組職を通じて法第28条の4第1項による電子文書利用申告をしなければならな い。この場合、電子署名に必要な認証書の内容は、出願人コードの出願人情報と一致 しなければならない。

1. 「電子署名法」第2条第3号による公認電子署名

153 崔達龍国際特許法律事務所、特許法、

http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵⁴ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法

¹⁵⁵ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法施行規則、http://www.choipat.com/menu31.php?id=16(最終 アクセス日:2016年2月25日)

2. 「電子政府法」第2条第9号による行政電子署名

2.6 電子証明書の指定認証局

KIPOが指定している認証局は韓国貿易情報通信の公認認証センターである。特許 庁専用の公認認証書を発給しており、申請に際して、内国人は公認認証申請書1部及 び身分証明書を、外国人は公認認証申請書1部及び外国人登録証又はパスポートを提 出する必要がある。証明を受けるための条件は特にない。

KIPO 指定の認証局以外にも、次の認証局がある。

•金融決済院 http://www.yessign.or.kr/home/index.do

- ・コスコム http://www.signkorea.com/main.jsp
- •韓国情報認証 https://www.signgate.com/main.sg
- ・韓国電子認証 http://www.crosscert.com/
- •韓国貿易情報通信 http://www.tradesign.net/

2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

特許、意匠、商標ともに、電子出願環境を利用して手続を行った際、その手続料金の支払い方法は、銀行窓口での現金振り込み、インターネット上での銀行振り込み、 銀行口座からの自動振替、知財庁の予納口座からの自動振替及びクレジットカードで ある¹⁵⁶(特許顧客サービス便覧 21 頁の手数料納付)。

2.8 電子手続による出願料金の減免

特許157、意匠、商標158ともに、電子手続による出願料金の減免がある。

	特許	意匠	商標
紙出願	66,000	104,000	72000
電子出願	46,000	94,000	62000
		(光/告, VDW)

(単位:KRW)

2.9 データエントリー料

特許について、紙出願に対して明細書、図面、要約書の紙書類の合計が20ページ を超える場合、ページごとに1,000 KRWの追加料金が徴収される¹⁵⁹。

¹⁵⁶ KIPO, 手数料の納付, http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain02.jsp (最終アクセス日: 2016年2月25日)

¹⁵⁷ KIPO, Patents & Utility Models, Fees and Payments,

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=92004&catmenu=ek03_04_0 1 (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵⁸ KIPO, Trademarks & Designs, Fees and Payments,

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=93006&catmenu=ek04_04_0 1 (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵⁹ KIPO, Patents & Utility Models, Fees and Payments)

また、2012年1月以降の紙書類による商標出願に対して、クラスごとの指定商品が20を超える場合、2,000 KRWの追加料金が徴収される¹⁶⁰。

2.10 データエントリー料の支払い方法

データエントリー料は、KIPO に対して支払う。支払い方法は、銀行窓口で現金に よる銀行振り込み、インターネット上での銀行振り込み、銀行口座からの自動振替、 知財庁の予納口座からの自動振替、クレジットカードがある。

2.11 電子出願システム稼働時間

平日と土曜日は24時間稼働している。日曜と祝日は9時から21時まで稼働している。KIPOの電子出願ポータルサイト¹⁶¹のトップページに案内が掲示される。

3 電子出願の環境について

3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境は、専用ソフト"Kiponet"である。KIPO のウェブサイト¹⁶² からダウンロードすることができる。

3.2 電子出願環境の使用感

現地法律事務所によると、電子出願のための出願人コードの発行から出願関連書類のすべてを電子的に行うことができ、送信結果もリアルタイムで確認できるから韓国の電子出願システムは使いやすいようである。ただし、一部使用者のコンピューターの仕様と互換性が適さない場合もあり、使いにくい箇所もあることが指摘されている¹⁶³。

3.3 電子出願システムのサポート体制

KIPO では、電話でのサポートを受けられる。電話番号は+82-02-1544-8080 である。また、KIPO のオペレーターとの間で画面を共有してサポートを受ける「リモート相談」というサービスも提供されている¹⁶⁴。

¹⁶⁰ KIPO, Trademarks & Designs, Fees and Payments

¹⁶¹ KIPO, 特許路、http://www.patent.go.kr/portal/Main.do (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁶² KIPO, 電子出願 SW のインストール,

http://www.patent.go.kr/jsp/kiponet/ma/websolution/OnlineInstall.jsp (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹⁶³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶⁴ KIPO, 1:1 リモート相談、

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.kcall.html.HtmlApp&c=20301&catmenu=cm020301(最 終アクセス日:2016年2月25日)

3. 4 ユーザーインターフェイス

KIPO が公開しているユーザーマニュアル165から抜粋して説明する。

] 최근서식 • 🕞 플러오기 • 🏠 제출근과 🖓 통지서수식	년 [문수수류님부 🗇 서식 정 🔹 [편] 🔢 왕 동특내비거이선 🔡 작성에져 보기 👻
시식답석기	
다 PCI 제작 約 국제상품 서식 행 등록서식	다. 서식작성기 안내 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전
輕 심관서식 1월 제종명서식 1월 미의신형서식 1월 서도	·····································
해 국가디자인 사실	출연인코드부정신청 → 인증서등록 → 전용원 GM 다운분드 및 설계
	·····································
	★월시 중인서용 → 온라인세용 → 저용편가 조치 → 수수도 방부
	사지역(27)(KAPS) 사지역(27)(KAPS) 사지역(27)(KAPS) 전체및 영립 도쿄 휴대사리 도쿄 슈퍼가지 도쿄 슈퍼가지 도쿄 슈퍼가지
구분항목	· 문학사유가 운사하는 것은 문학사유 입적가를 이용하여 해당당사를 수 있는 수 이 문자가 하는 수 있는 것이 같은 수 있는 것이 같은 것이 같은 것이 같은 것이 같은 것이 같이 많이
	시식학상가(第 함부에 유명 전 사실)(第 함부 8 시신 (.RF)는 '위석학성기' 또는 '백성용 총표여호' 즉 위 (또한) 중 위성 · 특성용역시 발송하는 왕자위(.RF)는 '위석학성기' 또는 '백성용 총표여호' 즉 위
	다르도는 하세다. 전체에는 전체 (도면) 또는 경지 입적이 가능한 세적은 전자문서적성가에서 적성된 문서를 (K-Editor) 활부에이면 온전의 제품이 가능합니다.
x	
	·····································
입객황복	17 HERDINI HARDITONO 체중으로 인생 [마당기]
전계선택	

この画面は、特許、意匠及び商標の出願及び中間手続(意見書など)の手続等に必要な書式を作成できる専用のプログラム(NKEPAS)の初期画面である。

¹⁶⁵ KIPO, 전자출원 사용자 매뉴얼(電子出願ユーザーマニュアル)、

http://www.patent.go.kr/jsp/kiponet/common/AllRouteDown.jsp?fn=Patent_Manual&fh=pdf (最終 アクセス日:2016年2月25日)

G 서식작성7_V7.32		o x
파일만 적합한책도 도구에 도의한사항을 도움했다. 김 최근서식 • 😭 물려오기 • 🚱 제출결과 (상통지서우신 🔂	수수료님부 🔲 세식 장 🔹 🗭 🛛 🛞 등록내비게이션 🎽 작성에게 보기 🔹	
• 서식탐색기 🖉 🖌		4 4
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	75-12-10 · H 🗑 🕼 🖉	-
✿ 특허령 민원서식작성 S/₩	제출일자 저장 다른이름으로 달기 입력형육변경 미리보기 서면줄격 전자문서제출 오류경색	
- 또하고 주 쓰는 서석함 IF- 또하 사진들을 서석		÷
	🛄 특히로(www.pstenigo.kr)에서 온라인으로 제용가능합니다.	
·····································		
	특허출원서	
- 오 특허법 제214조제 18배 따른 결정신청서		
	실조번호 19	
 		
	● 물원구분 집 《 특허출원 · 분량증원 · 변경승원 · 정당한 권리자의 출원	
표-~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	0 \$90 % R 22002 ADD	
요~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	수병 선명/명철 후원이코드 주 소	
- ····································		
9 - 45 제공명서식 9 - 85 대의신철서식		
a 45 선동복사식	Q 718 %	
a ~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		
(<u> </u>		
▶ 구분왕족 	○ 법정대리인 등 함 역 24492	
·	순변 성 명 출원인코드	
표·(2) 변경출원 1) · (2) 분발출원		
- <mark>2</mark>		
	Q 대리인 ¹ 8 Q 2408€ Ø 29 X	
	순번 성 명 대리인코드 포괄위임등족번호	
자하는 경우 미용하는 서식	● 몇명의 국문명칭 웹	
O 입력항목	😡 발명의 영문명칭 앱	
☑ 기타 코 ₩ 10,300 등		
M 방영에디안 등 M 대리인		
로 우선원주장 코스스트 파트나님께요	● 발명자 혐 Q 급보수용적	
되 수수표 생용 집 수 있 것	순번 성 명 출원인코드 주 소	
F 전체선택		
[별표세석보기][세석면공][세식학용]		
티 " 키를 누르시면 현재 사용중인 기능(회면)에 대한 상세한 도움말을 5	보실수 있습니다. CAPS NUM 2015-12-10 10	00010

願書などの書類を作成するためには、左上のナビゲーションウインドウで、作成し ようとする書類を検索する。ナビゲーションウインドウの下には、追加できる項目が 表示されるので、必要に応じて選択する。選択が完了した後、「書式の作成」ボタン をクリックして書類を作成する。

書類を作成した後、画面右側のフォーマットに、必要事項を入力する。

77

고 최근서식 • 🕄 블레오기 • 😒 제출결과 🖄 통지서수신	신 😼 수수료님부 🗖 서식 창 🔹 😗 🛛 🚸	등록내비게이신 📕 작성에게 보기 +		
0서식당색기 🔮	√특허물원서[특허물원]			e =
(국기 (광씨율)	2015-12-10 💽 💾 🙀			
▶ 특허설 면회서식작실 S/W	제출입자 저장 다른이름으로 닫기	입력항육변경 미리보기 서면출력	전자문서제출 오유경색	_
- 월 자주 쓰는 사석함				1 4
· 4월 사건등록지역 - 8월 그녀중위 사실				
			Weight Brithold Cold TT of Excellence	
등록자연해 따른 특허권(실용신안권)의 존속기간의 연장동 특징(H 120)2744 m로 시대		특히출원서		
·····································				
	O HTWO D			
	● 정소먼호 '성			
 ・ ・ ・	C ANNU D			
·····································	● 출원구분 앱	·특허출원 · 분합술원 · 면원	경출원 🦸 정당한 관리자의 총원	
s- 월 국내 중간서석				
	출원인 월	표, 펄석어입력	<i>ତ</i> ପ୍ରଥ୍ୟ	
- ~ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	순번 グ면/면질	출원인코드	주 소	
85 심판시석				
- 약후 제중면서식				
-월월 이목신철서식				
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	🕡 발명의 국문명칭 🕲 🛛 🏹	24	조성물, 고체 활상 소자, 학색	
		Contract of the second		
H		-	-	
▶ 구분항목	·····································	출원인 정부가 임력되지 않았습니다.	OF THEFETOP COLORED	
9978	V 204 0200 U	-	ATE MAGING ELEMENT, AND	
🕼 무권리까의 출원 후배 한 정당한 권리까의 출원				
( H2#3		2.0		
	🕑 발명자 🖄		<b>₽</b> 입퀵	
- ( <u>1</u> = 4 = 2	순번 성 및	물원인 코드		

必要事項を入力後、画面右上の「電子文書の提出」をクリックする。

2은라인제출 마법사
3 단계 : 전자서명된 파일을 제출파일로 생성하여 몬라인으로 제출하는 단계입니다.
제출내용
[KEAPS버전] 6.0.0 [제출인] [제출인코드] 9-3000-000215-1 [제출인성명] english name attorn [제출목록] [파일명] 대리인정보변경신고서_pct.cnt [접수창구] A066 [PCT서식구분] 국문 [권리구분] 00 [서류코드] 00A5113 [서류명] 대리인정보변경신고서 [사건번호구분] 50307 [사건번호구분] 50307 [사건번호] PCT/KR1998/000001 [십판종류] [접수발송번호]  ✓
제출파일명 C:\KIPONET\KEAPS\DATA\SUBMIT\CID정보변경신고서_pct.zip
진행상태
온라인 제출 : 생성된 제출파일을 특허청으로 전송합니다.
전자적기록매체 제출서 출력 : 제출파일을 기록매체(CD, FD)에 저장하여 특허청에 제출하는 경우 이용하는 서식을 출력합니다.
🕃 달기

専用ソフトが入力した書類を XML フォーマットに変換し、変換後の内容が表示される。内容を確認し、問題が無いようであれば、KIPO に提出する。

☑ 제출 마법사		
(한국년 전 1 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년 년	<u>서</u> 선변환, 전자사명, 서식제출 지출내용 [KEAPSH전] PI,1.2 [제출인코드] 1-3000-00215-6 [제출인정] 이번인 [제출연력] [파일명] 상표출원시,cnt [접수황구] A0501 [PCT서식구분] [접구분] 40 [서류코드] 401101 [서류코트] 401101 [서류구분] 상표통록출원시 [서류구분] 상표통록출원시 [서류구분] 상표통록출원시 [서류구분] 상표통록출원시 [서류구분] 상표통록출원시 [서구번호] [다표출원의 출원인변경신청] [검관증류] [접수발송번호] [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표출원인코드] 1-3000-00215-6 [대표율원인코드] 1-3000-00215-6 [대표율원인코드] [지정된 변리사] [딸명의 명칭] 제이류 [검사장구여부] 0 [조가공개여부] 10 [조가공개여부] 10	
	제출파일명 C:\#KIPONET\#PKEAPS\#data\#submit\#상표출원서.zip 진행상태	
		온라인 제출
		전자적기록매체 제출서 인쇄 닫기

書類を作成した後、オンライン提出ボタンをクリックする。

e Korean Intellectual Property Office	국 특허청 File Transfer software
업로드 할 파일 설정 동작 상태 : 전송중	파일 전송 상황 접속 서비 : www.kipo.go.kr 전송 속도 : Kb/ Sec 남은 시간 : 0초
진행 상황 현재 파일 : C:\KIPONET/PKEAPS/data/SG	ML/t
전체 파일 : 1/1개	

電子署名が正しい正常なファイルの場合、受付処理が完了すると、結果画面が表示 される。上の画面は、KIPO へのアップロードウインドウである。

제출결과안내	서식작성	기로 작성된 특허관련 서류를 온라	마인으로	제출할 수 있습니다.			III III
🖸 온라인제 출결과	안내						
<ul> <li>온라인 제출 결.</li> <li>제출결과조화를</li> <li>수수료는 서식적 니다.</li> <li>특정 시점에 접 특허로사이트에</li> </ul>	과 아래오 통해 접 작성기에/ 수건이 많 서 직접	+ 같이 접수되었습니다. 수하신 서류에 대한 접수결 ┥ 입력한 수수료 금액이며, +를 경우 간혹 은행, 지로사 납부하시거나 잠시 후(최대	과 및 빙 제출결 이트 등 1시간	(식심사 진행상태를 3 과조회 화면에서 특허 에서 납부대상건이 조 이내) 다시 조회를 하(	회하실 수 있습니다 청 전산시스템에서 : 회가 안되는 경우가 면 정상적으로 조회기	, 계산한 수수료를 조회 발생할 수 있습니다 H됩니다.	피할 수 있습 이런 경우
				T. F. Shinakay	접	수일시: 2015년 12월	07일 17시 07분
접수번호(납부지	번호)	사건번호 권리		서류명	명칭	수수료(원)	접수결과
1-1-2015-0000847-	17-65 원 40-2015-0000076 상표 원		출 [성 표	상표등록출원][상표]실 등록출원서	제01류	56,000	접수완료
🖸 납부이용안내							
납부 서비스		신용카드 등 온	라인 ե	ả부		인터넷 지로	
납부 방법	*특허 (계좌	청 사이트에서 직접 납부 이체의 경우 공인인증서 필.	묘)		* 인터넷 지로 사이 (공인인증서 필요 * 회원가입 시에는 인은 법인번호)로 3	* 민등록번호(법 합니다.	
	ne e	5명서료(개인/법인) 특허수수료(개인)	Ē	허수수료(법민)			
납부 수단		신용카드/휴대폰 /계좌이체		계좌이체 중소기업은 시용카드 가능)	계좌이체(모든 수수료)		
이용 수수료		무	단, 특 로 닙 결	유(납부자 부담, 중소기업이 신용카드 부 할 경우 신용카드 제수수료는 없음)		무	
도움말		상세보기 📀		상세보기 🚯		상세보기 📀	
특징		다건 일괄 납	부 가능	E.		건별 납부	
바로가기		온라인납부 배	로가기 (	0	인터	넷지로 <b>바로가기 ◎</b>	]

上の画面は、提出結果の照会画面である。受付日時、受付番号(納付番号)、事件番号、権利(特許、実用新案、意匠、商標)、書類名、発明の名称、受付結果が表示される。

<b>A B</b>	특히점 친	자문서 작성 SW (1991)	_ <b>-</b> ×
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 전자문서 작성 가이드		스타일 · 😥
사운서에 PCT 특히 문이기에 좋지만 사운서에 사온서·마정사· 파일 문의 문의 문의 문의 문의 문의 문을 통합	🏓 전자출원 절차안내		지 전치수기 대부분권적 유민 대 전 분권적 전기 등 모두산역 2기 및 선택 동
	요약서, 명해서(도면) 등 출탄서 중간서류 등 온라인 지성	지승권가 조희	
	20184892) (x-Editor) (xEAPG)	사학역성기(KEAPS) 는 홈페이지 또는 홈페이지	
	출탄서 중간서류 등 사식작성 보무문서입면기	<u> </u>	
		A-12017	
	요약서, 명세서(도면) 등 작성방법		
	요약사, 형세시 명세시 동보정시 디자인(인제디자인, 생명디자인) 자성	작성시 유의사항 출원서 만들기	
	F 오늘은 이 양 표시하지 않기	~	
· 준비	C		

次に、明細書を提出するために使う、統合明細書ビルダーについて説明する。これは、特許出願の明細書、補正書、意見書などの書類を作成する。専用のソフトである。

신규 특허문서 선택			
<ul> <li>문제그램</li> <li>특허/실용신안 문서</li> <li>□ 디자인문서</li> <li>○ 상표문서</li> <li>□ 의견서/번역문/기타문서</li> <li>□ 심판서식</li> <li>□ 미의신청서식</li> <li>□ 등록서식</li> <li>□ (구)특허/실용신안 문서(정정/새로운 번역문)</li> <li>□ PCT명세서(국제출원)</li> <li>한 최근작업문서</li> </ul>	특허 명세서등(국어) 특허 명세서등(영어) 실용신안 명세서등(영어) 실용신안 명세서등(영어) PCT특허 출원서 PCT실용신안등록 출원서		
		확인 취소	] 불러오기   보정서 작성

この専用ソフトで、「文書の作成」コマンドを実行すると、上記画面が表示される。 特許、実用新案、PCT 出願、PCT 実用新案などのメニューがあるので、作成する書 類を選択する。

	제목없음1 - 투제청 전자문서 작성 SW	
을 입력 모양 들	표 도구 보기 도움말	스타일 + 🕖
사문서® PCT 특허 사문서® 사문서* 파법사* 파일 클립크	종 (*) 비영체 12 * 100% · 가 가 간 을 즐자모양 문학모양 일액 (*) 사용목록 * 가 도면 실일 수식 이미지 등장상파일 실입 일액	
제목없음1 ×		-
<ul> <li>특취</li> <li>당 성세사</li> <li>양 방명의 명칭</li> <li>2 실명의 명칭</li> <li>2 실명의 배경미 되는 가술</li> <li>알 방의 배경미 되는 가술</li> <li>방 일하고자 하는 과저</li> <li>행 일하고자 하는 과저</li> <li>행 일하고자 하는 과저</li> <li>행 일하고자 하는 과저</li> <li>행 말함의 효과</li> <li>도면의 간단한 성명</li> <li>당면을 식사하기 위한 구처적인</li> <li>낮 도의 실망</li> <li>다 특취성구범위</li> <li>중 위학가 범위</li> </ul>	[요약처] - [요약] - [대표도] -	
B-10 294		

作成しようとする書類を選択すると、書類の作成画面に遷移する。画面右側のドキ ュメントペイン(ウインドウ)の空いている場所をクリックすると、文章を入力するこ とができる。



明細書の作成が完了した後に、メニューバーの「ツール」→「XML 変換」を選択 すると、自動的に XML フォーマットに変換される。このとき、文書にエラーが存在 する場合には、画面下部にエラーの内容が表示される。

구성 ▼ 새 몰더					922 -	
<ul> <li>➡ 라이브러리</li> <li>➡ Subversion</li> <li>➡ 문서</li> <li>➡ 비디오</li> <li>➡ 사진</li> <li>➡ 음악</li> </ul>	- W	이름 [] 제목없음1.hlz	수정한 날짜 2014-09-18 오후	유형 HLZ 파일	크기 81KB	
<ul> <li>컴퓨터</li> <li>로컬 디스크 (C:)</li> <li>내 볼륨 (F:)</li> </ul>						
파일 이름(N): 파일 형식(T): 명	허명세 세서등	x (*.HLZ)				

エラーの修正が完了した後は、再び XML 変換を実行する。エラーが存在しない場合、KIPO 提出用明細書のファイルフォーマットである HLZ 形式で保存するための ダイアログボックスが表示される。

KIPO へのアップロードは、統合書式ビルダーと同様に行う。

## 3.5 通知の送付方法

KIPOからオフィスアクションがあった旨の通知及びオフィスアクション自体が代理人に電子的に送付される。ポータルサイト特許路で確認することができる¹⁶⁶。

## 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

- <特許、意匠、商標共通167>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・KIPO を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出

¹⁶⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶⁷ 現地法律事務所への調査結果

- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・KIPO 予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

## 特許法168 第28条の3(電子文書による特許に関する手続の遂行)

①特許に関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出したり移動式貯蔵装置等の電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同一な 効力を有する。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人 が情報通信網を通じて受付番号を確認することができるときに特許庁又は特許審判 院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付けられた ものとみなす。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他 電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

## デザイン保護法169 第30条(電子文書によるデザインに関する手続きの遂行)

①デザインに関する手続きを踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に 提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従っ て電子文書化してこれを情報通信網を利用して提出し、または移動式貯蔵装置又は光 ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類同じ効力 を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人 が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は特許審判院 で使用する受付用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で受け付けられた ものと見る。

¹⁶⁸ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法、

http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶⁹ 崔達龍国際特許法律事務所、デザイン保護法、http://www.choipat.com/menu31.php?id=23 (最終 アクセス日:2016年2月25日)

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他 電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

## 商標法170 第5条の27(電子文書による商標に関する手続きの遂行)

①商標に関する手続きをする者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する商標登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出するかフロッピー又は光ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同じ効力を持つ。

③ 第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、該当文書の提出人 が情報通信網を通じて受付番号を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する受 付用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で受付されたものとみる。

④ 第1 項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他 に電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット171

出願書類のフォーマットは、XML である。優先権証明書や代理人委任状は PDF で 提出可能である。

#### 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

願書や中間手続書類などは KIPO の電子出願システム(Kiponet)の書式ビルダ ー"NKEAPS"を、出願明細書は統合明細書ビルダー"KEDITOR"を利用して XML フ ァイルを作成する¹⁷²。

#### 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 173

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims) : テキストデータ
- 要約:テキストデータ

¹⁷⁰ 崔達龍国際特許法律事務所、商標法、http://www.choipat.com/menu31.php?id=26(最終アクセス日: 2016年2月25日)

 ¹⁷¹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷² KIPO, 전자출원 사용자 매뉴얼(電子出願ユーザーマニュアル)、

http://www.patent.go.kr/jsp/kiponet/common/AllRouteDown.jsp?fn=Patent_Manual&fh=pdf (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁷³ 現地法律事務所への調査結果

・図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

## 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願人による中間手続書類のフォーマットは、XML である¹⁷⁴。

#### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット¹⁷⁵

特許出願及び意匠登録出願について、イメージ部の画像フォーマットは、JPEG及び TIFF である。統合明細書ビルダー"KEDITOR"を利用して図面の書類を作成する際には、図面の画像ファイルとして JPEG 及び TIFF のみが図面の書類に貼付することができる¹⁷⁶。

さらに、意匠登録出願の場合は、GIF 及び 3D 図面として DWG、DWF、3DS、IGS、 IGES 及び 3DM も利用可能である。

商標出願については JPEG, TIFF 及び GIF が利用可能である。動きの商標につい ては、MPEG、MPG、AVI 及び MP4 が利用可能であり、音商標については、MP3 及び WAV が利用可能である。

¹⁷⁴ 現地法律事務所への調査結果

^{175 (}特許) 特許法施行規則別紙第14号書式、

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&subMenu=1&query=%ED%8A%B9%ED%97%88%EB%B 2%95#J6236884 (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠) デザイン保護法施行規則別紙第4号、

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&section=&tabNo=&query= %EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95%20%EC%8B %9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99#AJAX(最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)商標法施行規則別紙第4号、

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&section=&tabNo=&query= %EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95#J6230830(最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁷⁶ 現地法律事務所への調査結果

## 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許、意匠、商標ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能で ある¹⁷⁷。

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ178

イメージファイルの解像度は 300dpi から 400dpi までである。特許の場合、白黒の TIFF での提出が推奨されている。必要な場合には、グレイスケール又はカラー画像 の提出も可能である。この場合、JPEG フォーマットで提出する。

意匠はすべての電子ファイルの合計が10MBを超えてはならない。

商標の動画の解像度は 640×480 ピクセル、毎秒 600KB から 700KB、1 出願につき 200MB を超えてはならない¹⁷⁹。音声のファイルサイズは 3MB を超えてはならない。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

KIPO 発出の書類(指令、通知書、査定など)のフォーマットは XML である¹⁸⁰。

## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット181

特許出願及び意匠出願について、KIPO 発出書類のイメージ部の画像フォーマットは、JPEG 及び TIFF である。

さらに、意匠出願の場合は 3D 図面として DWG、DWF、3DS、IGS、IGES 及び 3DM も利用可能である。これらの 3D データは、審査官端末で直接閲覧が可能であ る。汎用的なフォーマットを扱える Viewer を、審査官端末にインストールしてある。

商標出願については JPEG が利用可能である。動きの商標については、MPEG、 MPG、AVI 及び MP4 が利用可能であり、音商標については、MP3 及び WAV が利用 可能である。

(意匠) デザイン保護法施行規則別紙第4号、

¹⁷⁷ 現地法律事務所への調査結果

^{178 (}特許) 特許法施行規則別紙第14号書式、

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&subMenu=1&query=%ED%8A%B9%ED%97%88%EB%B 2%95#J6236884 (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&section=&tabNo=&query= %EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95%20%EC%8B %9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99#AJAX(最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)商標法施行規則別紙第4号、

http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&section=&tabNo=&query= %EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95#J6230830(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁷⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁰ KIPO への調査結果

¹⁸¹ KIPO への調査結果

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について182

特許、意匠、商標ともに、カラー画像、グレイスケール画像、白黒画像が発出可能 である。ただし、TIFF は白黒画像のみ可能である¹⁸³。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ184

イメージファイルの解像度は 300dpi から 400dpi まで、サイズは最大で横 165mm、 縦 222mm である¹⁸⁵。

## <u>5 その他</u>

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

個人出願人向けのウェブブラウザを使った「Easy 出願サービス」¹⁸⁶を提供している。このサービスでは、国内出願(PCT 国際出願の国内移行手続を含む)の手続のみ可能である。しかし、現地法律事務所によると、このサービス使用時にエラーが頻発するようである。

## 5.2 電子記録媒体の提出

KIPO の専用ソフトで提出しようとする電子データを結合し、結合した電子データ を格納した電子記録媒体(CD-ROM、DVD-ROM、USBメモリ)と、「電子的記録媒体 提出書」と共に提出することができる。

## 特許法187 第28条の3(電子文書による特許に関する手続の遂行)

①特許に関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出したり移動式貯蔵装置等の電子的記録媒体に収録して提出することができる。

¹⁸² KIPO への調査結果

¹⁸³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁴ KIPO への調査結果

 ¹⁸⁵ 特許法施行規則(別表/書式 書式 17 記載要領 3)、デザイン保護法施行規則(別表/書式 書式 3 デザイン登録出願書 記載要領 18. ホーヌ)及び商標法施行規則(別表/書式 書式 4 商標出願書 記載要領 15.ロ)

¹⁸⁶ KIPO, Easy 出願 Service、

http://www.patent.go.kr/jsp/kiponet/ma/websolution/OnlineEasyService.jsp (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

¹⁸⁷ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法、

http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=(最終アクセス日:2016年2月25日)

## 特許法施行規則188 第9条の4(電子文書の提出等)

②電子文書を電子的記録媒体に収録して提出する場合には、別紙第7号書式の電子文 書添付書類等物件提出書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。 この場合電子的記録媒体に収録して提出できない書類は電子文書添付書類等物件提 出書に添付して提出しなければならない。

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 KIPO は API を公開していない¹⁸⁹。

## 5.4 実用新案手続との相違

特許出願手続と実用新案登録出願手続は同一である190。

¹⁸⁸ 崔達龍国際特許法律事務所、特許法施行規則、http://www.choipat.com/menu31.php?id=16(最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁸⁹ KIPO への調査結果

¹⁹⁰ 現地法律事務所への調査結果

# E. 中国国家知識產権局 (SIPO)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

SIPO が所管する特許、実用新案、意匠ともに、電子出願システムを導入済みである。

#### 1.2 電子出願率

特許のみ情報を入手することができた191。

	特	許	実用	新案	意	匠
	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014 年	—	928,000	—	869,000	—	563,000
2013年	86.5%	825,136	—	892,362	—	659,563
2012 年	81.9%	652,777	—	740,290	—	$657,\!582$
2011年	67.2%	526,412	_	585,467		521,468
2010年	26%	391,177	_	409,836	_	421,273

SIPO のウェブサイトには、2012 年前半の月毎の電子出願率が掲載されている¹⁹²。

## 1.3 PR の方法¹⁹³

インターネットのウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・ 配布及び利用者向けのセミナー開催によって、PR 活動が行われている。

電話やネットによるカウンセリングや、代理人への教育が実施されている。

#### 2 電子出願に係る制度

#### 2.1 紙書類提出の要否

特許、実用新案、意匠ともに、紙書類の提出は不要である194。

#### 2.2 原本の形態

電子出願システムによって提出された書類の原本は、電子データである。

¹⁹¹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁹² SIPO, 2012 年上半年专利电子申请数据统计、http://www.cponline.gov.cn/newsdt/1131.jhtml (最終 アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

¹⁹³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁹⁴ JETRO、専利審査指南、第五部分、第十一章、5.5 紙書類の原本提出が必要な書類、

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_201006221059.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

## 専利法実施細則195 第二条

専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は国務院特許行政部 門が規定するその他の形式によって行うものとする。

「その他の形式」に電子データが含まれる196。

#### 2.3 在外者による電子手続

在外者は電子出願システムを使って、料金の支払いのみ手続可能である。

## 専利法¹⁹⁷ 第十九条

中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国 で特許を出願する場合、及びその他の特許事務を行う場合、法に基づき設立された特 許代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の部門又は個人が国内で特許を出願する場合、及びその他の特許事務を行う場 合、法に基づき設立された特許代理機関に委託し処理することができる。

特許代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、特許 出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。特許代 理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。

#### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である198。

## 2.5 電子証明書の種類

電子証明書の種類は、ファイル形式及び USB メモリ形式である199。

¹⁹⁵ JETRO、専利法実施細則、https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹⁶ JETRO、専利審查指南、第五部分、第十一章、1. 序文、

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_201006221059.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹⁷ JETRO、中華人民共和国専利法(改正)、2009 年 10 月 1 日施行、

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹⁸ SIPO, 电子申请介绍, http://www.cponline.gov.cn/apply/851.jhtml (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹⁹⁹ SIPO, 电子申请用户操作流程(初次使用者必读)、2ページ、

http://www.cponline.gov.cn/helpword/964.jhtml (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 2.6 電子証明書の指定認証局

認証局はSIPOのみである200。

## 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金の支払いは銀行窓口での現金振り込み及びインターネット上での銀行振り込みが可能である²⁰¹。また、クレジットカードによる支払いも可能である²⁰²。

#### 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許203、実用新案、意匠204ともに、電子手続による出願料金の減免はない。

## 2.9 データエントリー料

特許²⁰⁵、実用新案、意匠²⁰⁶ともに、紙出願に対してデータエントリー料の課金はない。

#### 2.10 電子出願システム稼働時間

SIPO の電子出願システムは 24 時間、365 日使用することができる²⁰⁷。SIPO サー バーのメンテナンスは事前に通知される。メンテナンス中にもデータ送信が可能であ る。なお、通常メンテナンスは休日に行われる。庁提出の締め切りが休日の場合、締 め切りは翌開庁日に自動的に延長されるので、出願人の不利益は生じない²⁰⁸。

http://www.cponline.gov.cn/helpword/1249.jhtml (最終アクセス日: 2016年2月25日)

²⁰² SIPO,关于专利申请人和专利权人缴纳专利费用的公告(第172号)、

²⁰⁰ SIPO, 电子申请介绍, http://www.cponline.gov.cn/apply/851.jhtml (最終アクセス日:2016年2月 25日)

²⁰¹ SIPO, 电子申请注册用户网上缴费操作手册(机构用户)、

http://www.cponline.gov.cn/video/video1/content/ch02/index_02.html (最終アクセス日:2016年2月 25日)

²⁰³ SIPO, FEES、http://english.sipo.gov.cn/application/howtopct/200804/t20080416_380500.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁰⁴ SIPO, FAQs on Chinese Design System,

http://english.sipo.gov.cn/examination/referencematerialssy/201403/t20140331_925633.html (最終 アクセス日:2016年2月25日)

²⁰⁵ SIPO, FEES、http://english.sipo.gov.cn/application/howtopct/200804/t20080416_380500.html (最終アクセス日: 2016年2月25日)

²⁰⁶ SIPO, FAQs on Chinese Design System,

http://english.sipo.gov.cn/examination/referencematerialssy/201403/t20140331_925633.html (最終 アクセス日:2016年2月25日)

²⁰⁷ SIPO, 电子申请介绍、http://www.cponline.gov.cn/apply/851.jhtml (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

²⁰⁸ 現地法律事務所への調査結果

## 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境は、専用ソフトウエアである²⁰⁹。専用ソフトウエアは、 SIPO のウェブサイトからダウンロードできる²¹⁰。また、専用ソフトウエアを格納し た電子記録媒体が配布されている。

#### 3.2 電子出願環境の使用感²¹¹

現地法律事務所によると、SIPO の電子出願システムはシンプルなインターフェイ スを備えており、動作が速く、すべての日に使えるため、使い易い。また、この電子 出願システムは書式上の不備を自動的に指摘するので、代理人としての仕事の正確性 が向上するとの感想がよせられた。

## 3.3 電子出願システムのサポート体制

SIPO では、電話でのサポートが受けられる。電話番号は+86-10-62356655 である²¹²。

http://www.cponline.gov.cn/helpword/964.jhtml (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁰⁹ SIPO, 电子申请用户操作流程(初次使用者必读)、5ページ、

²¹⁰ SIPO, CPC 安装程序(20110218)、http://www.cponline.gov.cn/tooldown/865.jhtml (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

²¹¹ 現地法律事務所への調査結果

²¹² SIPO, 電子出願ポータルサイト、http://www.cponline.gov.cn/(最終アクセス日:2016年2月25日)

## 3.4 ユーザーインターフェイス

SIPO のウェブサイトにて、動画を使った電子出願システムの操作方法が案内されている。その中の動画から一部を抜粋して説明する。

申请文件制作 00	中间文件	制作(2) 案卷管理	(A) 通知书管理(	の 批量接口 @	) 数字证书管理(L)	系统设置位	新助田		
13 .	0		. 1	1	<b>.</b> .			٠.	
申请专利 13 1	PCT申请		答复补正	主动提交	快課事务			摄收	
发明专利 实用新型									
外观设计		类型				数量	ŧ		
一 新申访	ŧ	▶ 蘇申请				62			
一一一中间式	之件	中间文件				113			
<ul> <li>二次送</li> <li>新中辺</li> <li>一、新中辺</li> <li>一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、</li></ul>	書 之件 收								

上の画面は、電子出願システム専用ソフトの初期画面である。新規出願の場合は、 画面左上の「申請専利」を選択する。



次に、提出する書類の一覧として、願書、明細書、特許請求の範囲が表示される。

☑ 电子中诺编辑器		_ # X
日保存 日保存全部 18188	8 進出	
文档 0.4 × 一堆加 · [ 修改 》 田除 。 名称 页 (项)教		
<ul> <li>一次明号利請求书</li> <li>注説明书</li> <li>注説明书</li> <li>1 权利要求书</li> </ul>	文明を利請求书 初刊要求书 記明书 独美的田 記明书換要 建立方式 ③新建 ③ 新建	
□ 增加 □ 修改 為 删除 名称 页 (项)数		
	就讓	
	- 00: 37   00: 38 - 44	- 0

図面などの書類を追加する時は「増加」をクリックして、必要な書類を選択する。



次に、願書の編集画面を説明する。願書を選択すると、画面中央に入力事項の一覧、 画面右側に願書の見本が表示される。

● 小子中请编辑器 計 ● 保存 ● 保存全部 計 发明专利请求书	- 13119 8	退出										6	a X
文档	D P X	_											^
<ul> <li>增加</li> <li>增加</li> <li>增数</li> <li>名称</li> <li>支明专利请求书</li> <li>说明书</li> <li>说明书</li> <li>权利要求书</li> </ul>	N 田除 🥫		A 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	10 12 14 23	¥ 18	20 _{,22,2}	4,28,28, F 求 书	№	34 36	38 T\$1177	40 42 •权局填写	
		10	Ø	-					① 申请号	ł		(发明	,
-		ě.	发明 名称	一种单细胞绿薄	藏固肢的制作	备方法			@分算	<b>提</b> 交日			
		-	-						③申请	日			
名称 耳	[(項)数	-	@	发明人1			□ 不公布	过名	<ul> <li>④费调</li> </ul>	审批			
		- MORE	爱	mon i a			ET at	- 414 - 22	Oth	AL etta 200mth	2441		

次に、発明の名称を入力する場合には、該当する入力欄のグレー色部分をクリック し、発明の名称を入力する。



出願人の住所なども、同様に入力欄のグレー色部分をクリックして入力する。

	A B		Q +		00 04 N	20 20 22	- 14 - DE	-		
名称 页 (项)数 1 发明专利请求书 1 说明书		0分 申i	斋	] 原申请号201110082361X 针对的分案申请号		(申请号)	原申谒日 2011年4 月			
权利要求书		<b>1B</b> 4	= 100	保藏单位中国微生物菌种保藏管理委员会普通微生物中心	磁单位中国额生物菌种保藏管理 昂金等通数生物中心 地址北京市海淀区中关村北一条 13 号					
	2	材料	详品	保藏日期2009年11月15日	保藏编 No.8765	号 CGNCC 分	分类命名牌 norganells	Windowsganii F8		
	0	6序	列表	🛛 本专利申请涉及核苷酸或氨基酸	序列表					
	6	0#	使深圳	夏 图本共利申请进取的发明创造员	供搬干课供改	调空成的	_			
			序号	原受理机构名称	在先申请日	在先申课	18 C			
i加文档 □ # ×		a	1	中国	2011-08-11	201110229	9091	的国际展览会		
日本加 日 修改 20 明末		10	2	美国	2011-07-07	PCT/US201 4532	1/23 2	上首次展出		
日塔加 日 修改 20 田除 月		and the			-			已在规定的 学术会议或技		
日増加 日修改 予囲除 。 名称 页(項)数		求	3							
		安求优先	3	中国 cu A	1			术会议上首次		
□ 培加		安求优先权	3 4 5	中国 CN 一			۵. E	术会议上首次发表		
- 〕 培加		安求优先权声明	3 4 5 6				页 主 記 見 月	术会议上首次 发表 □他人未经申 语↓□□常声进		

優先権を主張する場合は、先の出願の出願国、出願日、出願番号を入力する。



次に、明細書の作成について説明する。明細書は、専用ソフトの編集機能を使って 作成することができる。画面右上には、各種の編集コマンドが並んでいる。

一保存 日保存全部 10338	2 通出	
☐ 增加 • 2 修改 下田 ※ 名称 页(项)表 ★ 3 表明专利请求书 5页	■ 添加文件 送释文件类型	
12 权利要求书	发明专利请求书 权利要求书 说明书 我要附图 说	明书摘要
Distancielas 🗖 🖬	·建立方式。 〇 新雄	
☐增加 ☐ 修改 約 删除 名称 页(项)数	也得文件 文件名称:	
	THE LE	
	() 微定 () 放弃	

また、予め、Microsoft Word などで作成したファイルをアップロードすることも 可能である。画面左上の増加ボタンをクリックすると、書類を追加するためのダイア ログボックスが表示される。その中の「導入」を選択し、アップロードするファイル を選択する。

查找范围(I):	😂 則這案例		× 0	17	•	
表泉近的文档 原面 教的文档 一 教的文档 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	○ 祝明书附图 ● 祝和要家书。 ● 说明书附图 ● 说明书附图 ● 说明书附图 ● 说明书描述 ● 说明书书 ● 说明书描述 ● 说明 ● 说明书描述 ● 说明 ● 说明 ● 说明 ● 说明 ● 』	doc doc doc				
NTANE	文件名 (10):	说明195. doc			~	打开回
		C.C. MIL				

明細書として、Microsoft Word ファイルをアップロードする画面である。特許請求の範囲や図面をアップロードする際も、同様の手順で行う。
		28 \$2 24 28 28 30 32 34 36 入门请求书
□ 扬要附图 1页 附加发着 □ 4 × □ 增加 □ 修改 图 图除 5 名称 页 (页) 数 □ 费用减缓请求书 1页	23 申请文件清甲 1. 发明专利请求书 共6页 2. 说明书 共1页 3. 权利要求书 共1页 4. 说明书附图 共2页 5. 说明书箱要 共0页 6. 擴要附图 共1页 权利要求的项数 2 项	◎附加文件清单 1.费用减缓请求者共正页 总委托书(编号 ) 证明文件备案编号

すべての書類の準備が完了したら、願書に添付する書類の一覧を願書にコピーする。



すべての入力が終了したら、願書に署名を入力して提出する。

# 3.5 通知の送付方法

通知自体が、出願人又は代理人に電子的に送付される²¹³。

213 現地法律事務所への調査結果

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

- <特許、実用新案、意匠共通214>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・SIPO を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出
  - ・オフィスアクションの受領
  - ・オフィスアクションへの応答
  - ・拒絶査定不服審判の請求215
  - ・無効審判の請求
  - ・優先権証明書の請求
  - ・銀行口座振替の履歴照会

### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

### 4.2.1 出願書類のフォーマット²¹⁶

出願書類は、XML、PDF(テキストデータの有無は問わない)及び Microsoft Word フォーマットである²¹⁷。

願書、実体審査請求書、庁通知に対する意見陳述書や補正書などの書類は XML フ オーマットを使って提出することができる。明細書は PDF を使うことができる。電 子出願ソフトの仕様で、書類毎にフォーマットが決められている。組み合わせが記載 されているマニュアルは存在しない。なお、PDF と Microsoft Word ファイルの混在 は認められていない。

現地法律事務所では、文字の大きさの制限があり、ソフトによって見え方も若干異なってくることもあるため、通常XMLファイルは使わない。特に化学式を含む場合は、問題が生じるおそれがあるため、見え方が変わらない PDF を普段は使っている。なお、PDFファイルの条件は、プリントアウトができることやパスワードがかけられていないことである。PDFファイル内のリンクは認められていない。

# 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

XML フォーマットへの変換ツールは、SIPO から提供されていない²¹⁸。

218 現地法律事務所への調査結果

²¹⁴ 現地法律事務所への調査結果

²¹⁵ JETRO、専利審査指南、第五部分、第十一章、4. 電子出願の受信と受理、

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_201006221059.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²¹⁶ 現地法律事務所への調査結果

²¹⁷ SIPO, 电子申请文件格式要求说明、http://www.cponline.gov.cn/standard/874.jhtml (最終アクセス日: 2016年2月25日)

### 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)219

<特許及び実用新案>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ又はイメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

# 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願書類は、XML、PDF(テキストデータの有無は問わない)及び Microsoft Word フォーマットである²²⁰。

### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

イメージ部分のフォーマットは、JPEG及び TIFF である²²¹。

### 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許²²²、実用新案²²³ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない。意匠²²⁴はカラー画像及びグレイスケール画像による提出はできる。

### 4.2.7 画像の推奨サイズ225

特許及び実用新案については、画像のサイズは 165mm×245mm、解像度は 72dpi から 300dpi である。

意匠については、画像のサイズは 150mm×220mm、解像度は 72dpi から 300dpi である。

²²¹ SIPO, 电子申请文件格式要求说明

²¹⁹ 現地法律事務所への調査結果

²²⁰ SIPO, 电子申请文件格式要求说明、http://www.cponline.gov.cn/standard/874.jhtml (最終アクセス日: 2016年2月25日)

²²² JETRO、専利審査指南、第一部分、第一章、4.3 説明書の添付図面、

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_201006221059.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²²³ JETRO、専利審査指南、第一部分、第二章、7.3 説明書の添付図面

²²⁴ JETRO、専利審査指南、第一部分、第三章、4.2 意匠の図面又は写真

²²⁵ SIPO, 电子申请文件格式要求说明、http://www.cponline.gov.cn/standard/874.jhtml (最終アクセス日: 2016年2月25日)

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

# 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

SIPO 発出の書類は、XML、PDF(テキストデータの有無を問わない)、Microsoft Word で発出される。

# 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

SIPOが発出する書類のイメージ部分のフォーマットは、JPEG及びTIFFである²²⁶。

### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

イメージ部において、カラー画像及びグレイスケールによる発出はできない227。

## 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

特許及び実用新案については、画像のサイズは 165mm×245mm、解像度は 72dpi から 300dpi である。

意匠については、画像のサイズは 150mm×220mm、解像度は 72dpi から 300dpi である。

## <u>5</u> その他

# 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない²²⁸。

### 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体を提出することはできない229。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 SIPO は API を公開していない²³⁰。

²²⁶ SIPO, 电子申请文件格式要求说明、http://www.cponline.gov.cn/standard/874.jhtml (最終アクセス日: 2016年2月25日)

²²⁷ 現地法律事務所への調査結果

²²⁸ 現地法律事務所への調査結果

²²⁹ 現地法律事務所への調査結果

²³⁰ 現地法律事務所への調査結果

# F. 中国商標局 (SAIC)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

SAIC は、所管する商標の電子出願システムを導入済みである。

### 1.2 電子出願率

出願年	電子出願率	全出願の件数
2014 年	61%	2,283,828
2013 年	62%	1,881,546
2012 年	60%	1,648,316
2011 年	57%	1,416,785
2010年	_	1,072,000

# 1.3 PR の方法

インターネットのウェブサイトでの広報活動及び利用者向けのセミナー開催によって、PR 活動が行われている。

### 2 電子出願に係る制度

# 1 紙書類提出の要否

紙書類の提出は不要である231。

# 2.2 原本の形態

電子出願システムによって提出された書類の原本は、電子データである²³²。

# 2.3 在外者による電子手続

在外者が電子出願システムを介して直接できる手続はない。

# 商標法233 第18条

如何なる外国人又は外国企業も中華人民共和国で商標登録を出願し,及びその他の商 標に係わる手続を処理するときは,国が指定した代理資格を有する組織に委任しなけ ればならない。

²³¹ 現地法律事務所への調査結果

²³² 中華人民共和国商標法実施条例、第8条

²³³ 特許庁、外国産業財産権制度情報、中国、商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/china/shouhyou.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である234。

#### 2.5 電子証明書の種類

電子証明書の種類は、USBメモリ形式である²³⁵。

#### 2.6 電子証明書の指定認証局

認証局は SAIC である。SAIC に対して申請する²³⁶。

## 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金の支払い方法は、銀行振り込みである237。

### 2.8 電子手続による出願料金の減免

電子出願により出願料金の減免はない238。

# 2.9 データエントリー料

紙出願に対してデータエントリー料は課されない239。

### 2.10 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは平日の午前8時から午後4時30分まで稼働している240。

### 3 電子出願の環境について

### 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザである²⁴¹。Internet Explorer がサポートされている。

²³⁴ SAIC, 商标注册网上申请流程、http://sbsq.saic.gov.cn[:]9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m21.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²³⁵ SAIC, 数字证书(KEY)安装指南、

http://sbsq.saic.gov.cn:9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m45.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²³⁶ SAIC, 商标数字证书申请流程、http://sbsq.saic.gov.cn:9080/tmoas/tmoas/wssqsy/szzssqlc.jsp (最 終アクセス日:2016年2月25日)

²³⁷ SAIC, 商标网上申请缴费须知、http://sbsq.saic.gov.cn:9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m31.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²³⁸ SAIC, 缴纳商标业务规费、http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sqzn/201404/t20140430_144485.html (最終 アクセス日:2016年2月25日)

²³⁹ SAIC, 缴纳商标业务规费、http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sqzn/201404/t20140430_144485.html (最終 アクセス日: 2016年2月25日)

²⁴⁰ SAIC, 网上申请、http://sbsq.saic.gov.cn:9080/tmoas/login.jsp (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁴¹ SAIC, 网上申请、http://sbsq.saic.gov.cn[:]9080/tmoas/login.jsp (最終アクセス日:2016年2月25 日)

### 3.2 電子出願環境の使用感242

SAIC の電子出願システムの使用感は普通であるが、システムには制限が多い。例 えば、商品・役務を指定する際には、中国の区分表に沿った選択しかできない。自由 に指定商品・指定役務を記載することができない。中国の区分表に拠らない指定商 品・役務を出願する場合には、紙書類で出願する必要がある。よって、電子出願の割 合が約 60%に留まっている。

## 3.3 電子出願システムのサポート体制

SAIC では、電話によるサポートが受けられる。電話番号は+86-10-63219000 である²⁴³。電話の他にも、電子出願システムに質問を投稿する機能がある²⁴⁴。また、SAIC を訪問し、電子出願システムの責任者に質問する方法もある²⁴⁵。

²⁴² 現地法律事務所への調査結果

 ²⁴³ SAIC,国家工商行政管理总局商标局商标评审委员会通达商标服务中心搬迁公告、
 http://sbj.saic.gov.cn/tz/201210/t20121024_130374.html (最終アクセス日:2016年2月25日)
 ²⁴⁴ SAIC 操作手册、商标注册网上申请、1.2.7 我的问题

http://sbsq.saic.gov.cn[:]9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m53.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁴⁵ 現地法律事務所への調査結果

3. 4 ユーザーインターフェイス

SAICのウェブサイトで公開されているユーザーマニュアル²⁴⁶から一部抜粋して説明する。

and other	
重要继接: 新申读用户短距sab-kee调告_  用户后续业务短距sab-kee调告_  高振风上申请指宽  差见问题	
重要声明	商标代理机构
二、加速地理查托网上出达》这些主"查托网上出达解查"。 本词"查托网上出达会经统人"。	用户PIN码:
一、SUMMERSEMENTALE IN INSUE INVESTIGATION ALL INTERNATION STATE IN A SUBMERSE AND SUBMERSE AND STATE IN A SUBMERSE AND SUBMERS	
清波程、商标网上申请鉴要须知、商标数字证书申请指商、商标注册网上申请填写要求及各商标申请业务网	• <u>vsbriag</u> 的运动还应用的
上申请指南等,并按相关要求办理。	
三、登录本系统并提交商标构上申请的,视为完全知晓上述规定和要求,并同意接受其约束。	
四、商标码上申请的搬版时间为法定工作目的 8: 00至10: 30。但因缺临时调整的,将在中国商标码予以公 告,并以公告中标明的时间为准。	商标申请人登录
	用户名:
	密 码:
	你说得: 書 君 :
系统通告	看不清楚? 点击星馆

上の画像は、電子出願システムのポータルサイトである。右側にユーザー名とパス ワードを入力してシステムにログインする。

²⁴⁶ SAIC、商标注册网上申请指南、5.3 商标注册网上申请用户手册、 http://sbsq.saic.gov.cn[:]9080/tmoas/wssqsy_getBullList.xhtml (最終アクセス日:2016年2月25日)



この画面は、新規出願を選択したときの最初の画面である。画面中央部分に7つの タブがあるので、それぞれに必要事項を入力する。最初のタブは「ホームオプション」 である。出願人の属性(法人又は個人)及び出願人の国籍(中国、台湾など)を選択する。

🧶 【开始填写前,请点击这里	習者看商标注册网上申请填写要求】		
顶选项 申请人信息 商标	类型 共同申请信息 优先权信息	商品	商标图样
代理文号:			请输入代理文号,此为代理机构选填
代理组织名称:	系统管理员		代理用户故本项不可改动。
代理委托书:	选择文件		请上传代理委托书
申请人名称:			请输入申请人名称,应与能够证明其身份 的有效证件保持一致
申请人名称(英文):			请输入申请人英文名称,应与能够证明其 身份的有效证件保持一致
主体资格证件类型:	请选择 【更多说明】	*	请选择主体资格证件类型
主体资格证件号:		*	请输入登记证号
主体资格证明文件:	选择文件	*	请上传主体资格证明文件
申请人地址:	【更多说明 <u>】</u>	*	请认真填写申请人详细地址
申请人地址(英文):			请认真填写申请人英文详细地址
申请人大陆接收人名称:		*	请输入申请接收人
接收人地址:		*	请认真接收人详细地址
接收人邮编:		*	请输入接收人邮编

次のタブは出願人情報のタブである。出願人の氏名住所などを入力する。

<ul> <li>商标</li> <li>【3</li> </ul>	注册申请 羹 -始填写前,	据填写>预览界面>提交成功 适点击这里查看商标注册网上申请填写要求】	
首页选项	申请人信息	商标类型 共同申请信息 优先权信息 商品 商标图样	
	商标种类:	<ul> <li>● 一般 ○ 集体 ○ 证明 ○ 特殊</li> <li>● 请选择商标和</li> </ul>	类
是否	三维标志:	<ul> <li>否 C 是 请选择是否当</li> </ul>	维标志
	颜色声明:	<ul> <li>・ 无</li> <li>・ 指定颜色</li> <li>・ 颜色组合</li> <li>・ 请选择商标覧</li> <li>・ 指定颜色与颜色组合</li> <li>(         <b>ī</b> 多说明         ]         </li> </ul>	色声明
商标	形式类型:	□ 声音 (更多说明]	形式类型
	商标说明:	请输入商标证	明
		上一步	

次は、「商標の種類」のタブである。商標のカテゴリ(一般商標、団体商標など)、音の商標に該当するか否かを選択する。

商标形式类型:	请选择你商标形式类型
声音文件: 选择文件	声音商标必须上传声音文件

音の商標に該当する場合は、音声ファイルをアップロードする。

• **	开始描写前,语言	5.主议里查考系	商标注册网上由语言	<b>街写要求</b> 】				
					10140400			
顶选项	申请人信息	商标类型	共同申请信息	优先权信息	商品	商标图样		
	是否共同申	暗: 6 是	- <u>-</u>		θ	请选择是否共同申请	1,是共同申请则	请输
	是否共同申	時: ①是			• "加共同申请	请选择是否共同申请 \ 井同申请人信息 人信息】	ā,是共同申请则)	请输
	是否共同申 共同申请人信	睛:	4月申请人名称	【 <u>点</u> 击添 名称(英文)	● 加共同申请 证件 名称	请选择是否共同申请 社同申请人信息 人信息1 证件号	記,是共同申请则 1 证明文件	请输 操作

首页选项	申请人信息	商标类型	共同申请信息	优先权信息	商品	商标图样	
	优先权利	〇 无	先优先权 会优先权 又证明文件后补 明】			请按要求填写	
E	申请/展出国家/坋	b <b>©:</b>				请填写优先权初	贝次申请国
	申请/展出E	3期:				请选择优先权申	∃请日期
	申请	<b>青号:</b>				请填写优先权申	這一
			( E-	-#) (T-:	#)		

次のタブは、優先権情報の入力である。優先国、優先日、出願番号を入力する。

次のタブは共同出願情報である。共同出願人がいる場合には、入力する。

一个商品	或服务项 否则系	目可能出现 统将视为汤	【点击)添加的 1多个类似群, 和多个商品或	商品/服务项目 因此,相同的商品 就服务项目,并以1	品或服务仅需添加 比进行扣费处理。 四100~4-30	
序号	英别	奕1以群	商品编码	間品名称	delt年生中	上下採作
1	01	0101	010039	碱土金属	删除	1 1
2	01	0101	010061	氨	删除	1 1
2	01	0101	010061	氨	删除	1 1
2	01	0101 0101	010061	氨. 无水氨.	刑除 刑除	1 1 1 1

次のタブは、商品・役務の入力画面である。



中国の区分表に沿って、該当するクラスを選択する。指定商品・指定役務の自由記 載はできない。

<u>版回上级1</u> 选择类似和	<u>[直接关闭]</u> 点击类似群弹出相应商品列表
前类别为∶【0 抖物质; 肥料	1】用于工业、科学、摄影、农业、园艺和林业的化学品; 未加工人造合成树脂; 未加 ; 灭火用合成物; 淬火和焊接用制剂; 保存食品用化学品; 鞣料; 工业用粘合剂。
类似群	说明
0101	工业气体,单质
0102	用于工业、科学、农业、园艺、林业的工业化工原料
0103	放射性元素及其化学品
<u>0104</u>	用于工业、科学的化学品、化学制剂,不属于其他类别的产品用的化学制品
0105	用于农业、园艺、林业的化学品、化学制剂
0106	化学试剂
0107	攝影用化学用品及材料
0108	未加工的人造合成树脂,未加工塑料物质(不包括未加工的天然树脂)
0109	肥料
0110	灭火用合成物
0111	淬火用化学制剂
0112	焊接用化学制剂
0113	食品用化学品(不包括食品用防腐盐)
<u>0114</u>	鞣料及皮革用化学品
0115	工业用粘合剂和胶(不包括纸用粘合剂)
0116	纸浆
	III

商品、役務の類似群リストからも選択ができる。

首页选项	申请人信息	商标类型 共同申请信息 优先权信	息 商品 商标图样
		选择图片 * (点击按钮选择图片) 下 商标图像中含有人物肖像 事多说明】	) 请按照下面的图片说明选择图片
	商标图	送择文件 样:	* 请上传肖像使用证明文件
		(商标图样文件格式应为jpg,图册 00×400-1500×1500"之间。如果通 描符合《商标法》及其实施条例规定 申请人(或代理人)应确保扫描后的 《商标注册证》上图册的清晰度。) 勿下一步,否则后果自己负责	形应清晰,图样文件大小应小于"200KB"且图形像素介于"4 通过扫 描获得商标图样的,应按24位彩色、300dpi分辨率扫 自的图形(图形清晰,大于5×5厘米且小于10×10厘米)。 物图形与原图形的色彩深浅(或灰度)一致,否则,可能影响 : <mark>当图片没有正确显示时,那是因为您的图片不符合要求请</mark>
		上一步	确认

最後のタブは、商標の入力画面である。アップロードするファイルを選択してアッ プロードする。

商标形式类型:	
是否立体商标:	否
指定颜色、颜色商标:	无
裔标设计说明:	说明说明
娄别:	01
商品服务项目:	调土金属
优先权:	无
商标图像:	■ 西西 員工的萬取原茂林林悠悠。只有 两点最異实11、後、滚桥列位2.20、奏 孩子。这些如根刻起此一条:干得不 矣。 預工給走还會尽心思找重任的 管理有多短、他时你已失望进顶。任知 怒怒,真是人性本善。 马云谈图工辞职
是否含有肖像:	<b>否</b>
用户: <mark>北京天心科技</mark> 当前业务今日累计网上申请044 所有今日累计网上申请044(不	- (不包含无效申请) 包含无效申请) 上一步 正式握交 放 弃 打印页面

必要事項を入力後、プレビュー画面で確認し、問題が無ければ、出願する。

# 3.5 通知の送付方法

SAIC からのすべての通知は紙書類で送付される²⁴⁷。

### 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

国内出願の手続のみ、電子出願システムを利用して行うことが可能である²⁴⁸。

### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

#### 4.2.1 出願書類のフォーマット249

出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない)である。代理人の委任状や優先権証明書は、PDF で提出可能だが、優先権証明書は紙書類の提出も必要である。

# 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 250

- <商標>
  - ・書誌部:テキストデータ
  - ・指定商品又は指定役務: テキストデータ
  - ・ 商標見本: イメージデータ

### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

すべての中間処理書類は、紙書類で送付する251。

### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

イメージ部分のフォーマットは JPEG である²⁵²。音の商標を出願する場合、MP3 又は WAV フォーマットを使うことが可能である²⁵³。

### 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

カラー画像及びグレイスケール画像による提出ができる²⁵⁴。

²⁴⁷ 現地法律事務所への調査結果

²⁴⁸ 現地法律事務所への調査結果

²⁴⁹ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

²⁵¹ 現地法律事務所への調査結果

²⁵² SAIC, 商标注册网上申请填写要求、23. 商标图样、

http://sbsq.saic.gov.cn:9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m52.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁵³ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁴ 現地法律事務所への調査結果

# 4.2.6 画像の推奨サイズ

画像の大きさは最小で 5cm×5cm、最大で 10cm×10cm、解像度は 300dpi、ピク セル数は最小で 400pixel×400pixel、最大で 1500pixel×1500pixel、ファイルサイズ は最大で 200KB である²⁵⁵。音の商標を出願する場合、ファイルサイズは最大 5MB である²⁵⁶。

# 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

SAIC からの通知はすべて紙書類で送付される257。

### 5 その他

### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない²⁵⁸。

### 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体を提出することはできない259。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 SAIC は API を公開していない。

²⁵⁵ SAIC, 商标注册网上申请填写要求、23. 商标图样、

http://sbsq.saic.gov.cn[:]9080/tmoas/tmoas/wssqsy/help/m52.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁵⁶ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁷ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁸ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁹ 現地法律事務所への調査結果

# II. ASEAN6

# A. マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

MyIPO では、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

# 1.2 電子出願率1

	特	許	意	匠	商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014年	53%	7,760	7%	1,882	58%	34,571
2013年	35%	7,350	_	2,053	45%	32,225
2012年	19%	7,027	_	2,082	31%	31,876
2011年	3%	6,559	_	1,871	20%	28,833
2010年	2%	6,464	_	1,677	4%	26,370

これらの数字は、MyIPO が公開している統計情報に基づいている。

特許の全出願件数は http://www.myipo.gov.my/web/guest/paten-statistik から入 手した。マレーシアでは、電子出願された案件の出願番号は、西暦四桁に続いて「7」 を先頭にした六桁の番号が採番される規則が採用されている。例えば、2014 年にさ れた電子出願であれば、出願番号は 20147nnnn となる。この規則を元に MyIPO サ ーチシステム²から電子出願件数を算出した。

意匠の全出願件数は http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-statistik から入手 した。意匠の正確な電子出願件数は入手できていないが、おおよそ 7%が電子出願さ れている³。

商標の全出願件数は、http://www.myipo.gov.my/web/guest/cap-statistik から入手 した。電子出願件数は 2013 年 MyIPO 年次報告書に記載されている⁴。2014 年の電 子出願件数は記載されていないが、おおよそ 58%が電子出願されている⁵。

¹ 現地法律事務所からの調査結果

² https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm (最終アクセス日:2016年2月25日)

³ 現地法律事務所への調査結果

⁴ MyIPO, 2013 Annual Report, Page 61,

http://www.myipo.gov.my/documents/10192/139011/AR2013.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁵ 現地法律事務所への調査結果

### 1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁶。

### 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標共に、紙書類の提出は不要である。ただし、意匠に関しては優先 権証明書を紙で提出する必要がある⁷。

# 特許規則⁸ 52B. 電子提出の条件

(1) 第 52A 条(2)において一般的に制限を受けるものに限らず, 電子提出の条件は次の事項を含むものとする。

(a) 書類及び物の電子提出のための条件に従った手続き,

(b) 電子提出を目的として書類及び物が記録し保存されるフォーマット又はメディア,

(c) 書類又は物を提出する者の電子署名の要件を含む,押印,署名,捺印又は認証が 求められている書類又は物を認証する方式,及び

(d) 電子提出実行中に中断された場合の対処。

(2) 規則 52A にかかわらず,登録官は,電子提出された次の書類又は物の受領又は登録を拒絶することができる。

- (a) 当該書類又は物に含まれる情報が判読できる形で画面表示されない場合,
- (b) 当該書類又は物の電子記録が電子提出システムに保存されない場合

(c) 当該書類又は物の電子記録が、改竄されたもの、損傷を受けたもの、不完全なもの又は偽造されたものであると登録官に認められた場合、又は

(d) 登録官が定めた電子提出の条件に従っていない場合。

# 意匠規則⁹ 42b 電子的提出の条件及び要件

(1) 規則 42a(2)の一般性を制限することなく、電子的提出の条件には次の事項が含まれる。

(a) 書類又は物の電子的提出において順守すべき手続,

(b) 電子的提出において書類又は物を記録又は格納するための様式又は媒体,

⁶ MyIPO への調査結果

⁷ 現地法律事務所への調査結果

⁸ 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシア特許規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年2月25日)

⁹ 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシア意匠規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/ishou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

(c) 書類又は物を提出する者のデジタル署名の要求を含み,押印,署名,印章又は認証が要求されている書類又は物の真正性の証明方法及び

(d) 電子的提出の実行過程が中断された場合に取るべき措置

(2) 規則 42a の規定に拘らず,登録官は,次の場合は電子的に提出された書類又は物の受領又は登録を拒絶することができる。

(a) 書類又は物に含まれる情報を, 読み取り可能な様式で表示することが不可能な場合,

16(b) 書類又は物の電子的記録を,電子的提出システム内に格納することが不可能な場合,

(c) 書類又は物の電子的記録が改ざんされているか,損傷しているか,不完全である

か、偽造されていると登録官が判断する場合又は

(d) 登録官が定めた電子的提出の条件が順守されていない場合

# 商標規則¹⁰ 8B 電子提出の条件

(1) 第8A条(2)の通常の場合における,書類及び物の電子提出の条件は次のことを含む ものとする。

(a) 書類等の電子提出に従うべき当該手続き

(b) 電子提出の目的に従って記録及び保存された書類等の当該フォーマット或いはメ ディア

(c) 書類等を提出する者の電子署名の要件を含み、押印、署名、捺印或いは証明が求められている書類等を証明する方式、及び

(d) 電子提出が途中で中止された場合の対処。

(2)規則 8A にかかわらず、登録官は,電子提出された次の場合、書類及び物の受領又 は登録を拒絶することができる。

(a) かかる書類及び物に含まれる情報が判読できる形で画面表示されない場合、

(b) かかる書類及び物の電子記録が電子提出システムに保存されない場合、

(c) かかる書類及び物の電子記録が、改竄又は損傷された又は不完全あるいは強制的 なものとして、登録官が認めた場合、或いは

(d) 登録官が定めた電子提出の条件に従っていない場合。

## 2.2 原本の形態

出願手続が電子的にされた場合、原本は電子データとなる。

# 特許規則 52A. 書類及び物の電子提出

(1)登録官は、特許法又は本規則において登録官に提出するよう求められ又は提出することが認められている書類又は物を電子提出するためのサービスを提供できる。

¹⁰ 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシ商標規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

(2) (1)に基づき定められたサービスを利用しようとする者は、一般的には公式ホーム ページ上で公告された通知により、特別な場合には当該サービスを利用することを希 望する者に対する電信を含む通知により規定される、登録官が定める条件に従わなけ ればならない。

(3) 本規則に基づいて電子提出された書類又は物は、電子提出システムによって受領 された時点で効力を発するものとみなされる。

(4) 添付書類又は物が電子提出において受領されない場合,かかる添付書類又は物は登録官に対し規則8 に定める方法により登録官が定める条件に従って送付することができる。

## 意匠規則 42a 書類及び物の電子的提出

(1)登録官は、本法又は本規則により請求される又は認められる局若しくは登録官への提出書類又は提出物につき、電子的提出のためのサービスを提供することができる。

(2)(1)の規定に基づき提供されるサービスを利用しようとする者は、公式ウェブサイトで一般に公表される通知又は特定の場合に当該サービスの使用を希望する者への通知(電子的手段を含む)を通じて登録官が定める条件及び要件を順守するものとする。

(3) 本規則に基づき電子的に提出される書類又は物は、その書類又は物が電子的提出 システムにより受領された時にされたものとみなす。

(4) 添付する書類又は物で,電子的に提出することが不可能なものがある場合,添付 書類又は添付物は,登録官が定める条件及び要件に従うことを条件として,規則 42 に規定する方法で登録官に届けるか又は送付することができる。

# 商標規則 8A 書類及び物の電子提出

(1)登録官は、商標法又は本規則により提出を要求され、又は許可されるすべての書類及び物について電子提出を許可することができる。

(2) 規則(1)に基づき電子提出をする者は,通常の場合は公式サイトに公告する通知により,特別の場合は電子提出を希望する者に対する通知により,登録官が規定する条件に従うものとする。

(3) 本規則に基づき、電子的方法により提出された書類及び物は、当該書類が電子提出システムにより受理されたときに提出されたものとみなされる。

(4) 添付書類及び物の電子的方法による提出が不可能な場合,規則8に明記されているとおり,登録官が規定する条件により,当該添付書類及び物は,登録官へ提出し,または郵送することができる。

### 2.3 在外者による電子手続

電子出願システムを利用して、在外者が MyIPO に対して直接できる手続はない。

# 特許法11 第86条 特許代理人

(5)マレーシアに本拠も居所も有していない者は、特許代理人を経由する場合を除き、 その者の特許に関し、本法の規定に基づく特許登録局に対する手続をすることができ ない。

# 特許規則 51 送達宛先

(1) 特許法又は特許法に基づき制定される規則に基づく手続に関係するすべての者及 び特許権者はすべて,所定の手数料を納付し様式 20 により,マレーシア国内におけ る自己の送達先を登録官に届け出なければならず,かかる宛先は,当該手続又は特許 に関するすべての関係において,当該届出人の住所として取り扱われる。

(2)(1)の規定に拘らず,特許代理人が任命されている場合は,送達宛先は当該特許代理人の住所とする。

(3) 送達宛先が既に附則 II の他の様式により届けられている場合で,当該送達宛先が 変更されないときは,様式 20 による届出は要求されない。

# 意匠法12 第14条 登録出願

(2) 出願人の通常の居所又は主要事業所がマレーシア外にある場合は、出願人は、マレーシアにおいて代理人を選任し、意匠登録出願に係る手続の通知を当該代理人に対して送達できるようにするものとし、出願人が代理人の選任を怠る場合は、登録官は、代理人が選任されるまで出願の処理を拒絶することができる。

# 意匠規則 40 送達のための住所

(1) 本法第14条(2)に従うことを条件として、本法又は本法下で制定される規則の利 害関係人は、マレーシアにおける送達のための住所を登録官に提出するものとし、当 該住所は、当該手続に係る一切の目的で当該利害関係人の実在住所とみなすことがで きる。

(2)(1)に拘らず,代理人が任命されている場合は,送達のための住所は,代理人の住所とする。

(3) (1)及び(2)に拘らず,意匠登録出願人のマレーシアにおける送達のための住所は, 登録後は,別段の送達のための住所が提出されない場合は,意匠権者のマレーシアに おける送達のための住所とみなすものとする。

¹¹ 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシア特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹² 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシア意匠法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

## 商標法¹³ 第 80 条 代理人 [法律 A881 による置換]

(1) 商標登録出願人がマレーシア国内に居住せず,マレーシア国内で事業も行っていない場合は,当該出願人は,自己のために行動する代理人を選任しなければならない。 (2) 本法に基づき,ある商標若しくは予定の商標又はこれらに関係する何らかの手続に関して,何らかの行為が何人かによって又は何人かに対してなされるべき場合は,当該行為は,本法及び本法に基づく規則に従い又は特定の場合は登録官が与える特別の許可に基づいて,所定の方法で適正に授権された代理人によって又はこれに対して行うことができる。

(3) 如何なる者,企業又は会社も,その者がマレーシア国内に住所を有し若しくは居住しているか,又はその企業又は会社がマレーシア国法に基づいて設立されたものであり,かつ,その者,企業又は会社が主としてマレーシアで事業又は業務を行っているのでなければ,本法の適用上,代理人として行動することを認められない。

# 商標規則 10 送達の宛先

(1) マレーシア国内に居住せずまたマレーシア国内において事業も行っていない出願 人,異議申立人,登録商標所有者又は登録使用者は,マレーシア国内において送達を 受けるための住所を様式 TM1 において届け出るものとし,かかる住所は問題の事項 に係るすべての関係においてその者の現実の住所として取り扱われるものとする。

# 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である14。

# 2.5 電子証明書の種類

電子証明書の種類はファイルタイプである15。

¹³ 特許庁 外国産業財産権制度情報 マレーシア商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴ MyIPO IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵ MyIPO IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最終 アクセス日:2016年2月25日)

### 2.6 電子証明書の指定認証局

MyIPO が指定する MSC Trustgate.com のホームページ¹⁶から電子証明書を取得す ることができる。ただし、マレーシア国内に居住地を有する者のみが、電子証明書を 取得することができる¹⁷。

# 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

特許、意匠、商標ともに、インターネット上での銀行振り込み、知財庁の予納口座からの自動振替、クレジットカードによる支払が可能である¹⁸。

# 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標共に出願料金の減免がある。

	特許19	意匠20	商標21
紙出願	290 RM	$500 \mathrm{RM}$	$1350 \mathrm{RM}$
電子出願	260 RM	480 RM	1300 RM
	(単位:	マレーシア	リンギット)

# 2.9 データエントリー料

特許、意匠、商標ともに紙出願に対してデータエントリー料は課されない²²。

# 2.10 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは、365 日、24 時間稼働している²³。

¹⁶ MyIPO, Digital ID Center, https://digitalid.msctrustgate.com/MyIPO/digitalidCenter.htm (最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸ MyIPO, IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最 終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹ WIPO Lex、Malaysia Patents (Amendment) Regulations 2011、Amendment of Schedule I、 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=345359 (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁰ WIPO Lex、Malaysia Industrial Designs (Amendment) Regulations 2012、Substitution of First Schedule、http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15379 (最終アクセス日:2016年2月25日)

²¹ WIPO Lex、Malaysia Trade Marks (Amendment) Regulations 2011、Amendment of First Schedule、http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15375 (最終アクセス日:2016年2月25 日)

²² 現地法律事務所への調査結果

²³ 現地法律事務所への調査結果

### 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザであって、Internet Explorer browser version 6 以上の使用が推奨されている。Adobe Flash Player と、JAVA を用いてサ イトが構築されており、Flash Player、Java Runtime 及び Adobe Reader のインス トールが要求される²⁴。

### 3.2 電子出願環境の使用感25

MyIPO が提供するウェブブラウザによるインターフェイスは単純で分かり易いが、 システムダウンがかなり頻繁に発生する。オンラインシステムが使用できない場合、 紙出願で対応している。

また、ファイルのアップロードに時間を要することがあって、サーバーを使用する ユーザー数の増加に伴い、ファイルのアップロード完了が遅くなることもある。ファ イルのアップロードは中断することも可能であるが、中断した場合には再アップロー ドが必要になる。また、アップロードするデータにはサイズの制限がある。

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

MyIPO では電話と電子メールでサポートが受けられる。電話番号は +603 2299 8418 / 8420、メールアドレスは iponline@myipo.gov.my である²⁶。

²⁴ MyIPO, IP Online Portal トップページ、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²⁵ 現地法律事務所への調査結果

²⁶ MyIPO, IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最 終アクセス日:2016年2月25日)

# 3. 4 ユーザーインターフェイス

特許の新規出願について、以下に説明する。MyIPO は電子出願システムのマニュ アルを公開していない。現地法律事務所に依頼して取り寄せた画面のスクリーンショ ットを用いて説明する。

		ctual Property Corporat NE SEARCH & FILIN	ion of Malaysia G SYSTEM					
A		Fast processing		INCOLUTE B	Pate & Ge	ent, Trade Mark, eographical Ind Applications	Industrial ication via IP Onli	Design ne Portal
Click "Filing		Forms List		LOGDOT				
	O Home	Patent		Select Patent				
		Patent Expedited						
	Membership Type: AG	Trade Mark	rednesday, January 20 2016 at 01:56 PM					
		Trade Mark Expedited						
		Geographical Indications						
	Latest Filing	Industrial Design						
	No Application N	Fling List	Title	Document D	ate	Receipt No	View	Attach File
	1 0015001005			001010010010101	00.014	ID01 00 100000000 170 10		

- A: "FILING"をクリック
- B: "Patent"を選択

Select New Filing to file new patent application	What do you want to do with the filing, today? →       ● New Filing      ○ Search for Existing Filing
	O Unpaid Application
	O Other Request
	Document Upload
	Next>>

C: "New Filing"を選択

D: "Next"をクリック



E: "Patent Application"を選択

F: "Next"をクリック

	age 1	▼ >>> 100% ▼ Paged ▼	Online	-
	Borang Paten 1 Patent Form 1	Key in Applicant's or agent file reference in the below field	MVIPO	
	PERMOHONAN SUPAYA REQUEST FOR GRANT OF PATENT	DIBERIKAN PERAKUAN PATEN		н
	Applicant's or agent file reference	<b>▲</b>	Нер	Key in the Tit
			•	- of Invention i
I.	TAJUK REKACIPTA *		*	the field
I. H.	TAJUK REKACIPTA * TITLE OF INVENTION PEMOHON APPLICANT(S)		×	the field

- G: 出願人又は代理人の整理番号を記入
- H:発明の名称を記入

Pemohon adalah perekacipta Applicant is inventor Untuk pemohon ini, jika "Pemohon a bahagian III PEREKACIPTA (invento For this particular applicant, if "Appli	Tanda Tick if adalah perekaci or)	jika tidak ingi f not wish to be pta" ditandaka	in dinamakan e named in ga an , tidak per	dalam warta az <i>ette</i> lu mengisi maklum	10 200 2 11 10 10 10 10 10			
Untuk pemohon ini, jika "Pemohon a bahagian III PEREKACIPTA (Invento For this particular applicant, if "Appli	adalah perekaci or)	pta" <mark>ditandaka</mark>	an , tidak per	lu mengisi maklum	and the second			
For this particular applicant, if "Appli				2	lat pemohon di		1	
(Inventor)	cant is inventor	is checked , o	do not re-ente	or this applicant's in	nfo in Part III PEREK	ACIPTA		
Kategori Category	Select One		1	•		S	elect Category of the Applicant	
Kata Kunci Nama Carian Search Name Keyword								Ţ
Nama (seperti dalam IC/Sosial/Pasp Name (as per IC/Social/Passport)	ort) SELE	ECTONE				-	3◀	Ľ
Nota: Untuk mengisi maklumat pemoł di ruangan yang disediakan di bawah Note: To fill in new applicant informat field provided below.	hon baru, sila pil tion, please choo	ih Other dari r ose Other from	ruangan Nama 1 field Name a	ı di atas, dan isikar bove and then fill i	n nama pemohon n the name at the	To fill in please c and the provideo	n new applicant info hoose Other from fir en fill in the name at d. Please read the se red colour	rmatio eld Nar the fie ntence

- I: 発明者が出願人になる場合は、このチェックボックスをクリック
- J: 出願人のカテゴリーを選択
- K: 出願の書誌事項を入力する。

Nama (seperti dalam IC/Sosial/ Name (as per IC/Social/Passport)	Pasport) SELECT ONE			•	
Nota: Untuk mengisi maklumat p di ruangan yang disediakan di b Note: To III in new applicant inf field provided below.	emohon baru, sila pilih Other dari ru awah. ormauon, please choose Other from f	angan Nama di atas, dan i Ield Name above and ther	isikan nama pemohon n tili in the name at the	Key in addre Postcode in select	ss of Appli the field a
				Sciect	country
Gelaran	SELECT ONE	•			
Title					+
Nombor KP/Sosial/Pendaftarar	Syarikat/Pasport				<b>†</b>
IC/Social/Company Registration/	Passport Number				
Alamat (Alamat penuh)					
Address (Fail address)	+				
Poskod *		Bandar			
Postcode	•	Town			
Negara *	SELECT ONE	V de Novori	SELECT ONE	~	
Country	OLLEON ONE	State	OLLEOTONE		
Status (Malaysia sahaja)	Select One	-			
Status (Malaysian only)				If got additions	Annlicant
Kerakyatan	SELECT ONE	•		click "+" to fill th	he second A
Nationality				info	rmation
Nombor telefon (jika ada)			1.7		
Telephone number (If any)			I M		
Nombor faks (jika ada)					
Fax number (if any)	1				
E-mel					
E-mail					
Alamat penyampaian dalam Ma Address for service in Malaysia	laysia *				
C/O MIRANDAH ASIA (MALA)	(SIA) SDN. BHD., SUITE 3B-19-3, F	LAZA SENTRAL, JALAI	N STESEN SENTRAL 5	5,	
Poskod +	50470	Negeri *			
Postcode	00410	State	NO/LD Y LONIT ON		
Negara * Country	MALAYSIA				
Nombor telefon (jika ada)	03-2278 8686				
•	100 LL 10 0000				

- L: 出願人の住所、郵便番号、国などを入力する
- M:出願人が複数ある場合には、"+"をクリックして記入欄を増やす。

C/O MIRANE	AH ASIA (MALAY	SIA) SDN, BHD., SUITE 3B-19-3	PLAZA SENTRAL, JALAI	N STESEN SENTRAL 5.	
Poskod *	•	50470	Negeri * State	KUALA LUMPUR	Auto in the system when log in
Negara * Country		MALAYSIA			Mirandah (Malaysia) Sdn Bh
Nombor tele	fon (jika ada) umber (if anv)	03-2278 8686		N	username and password
Nombor faks	s (jika ada) (if any)	03-2274 6677		IN	
Maklumat Ta Additional int	ambahan (jika ada) formation (if any)				
		Isikan maklumat tambah information (if any)	an (jika ada) / Fill in additiona	i	

N: 代理人の住所は自動入力される。

Permanent residence or principa	al place of business			 * >	
Poskod * Postcode Negara * Country Nombor telefon (jika ada) Telephone number (if any) Nombor faks (jika ada) Fax number (if any)	SELECT ONE	•	Negeri State		Auto key in when Applicant information entered at the above Click "Next"

0:入力済みの出願人情報が自動入力される。

III. PE								
10	EREKACIPTA VENTOR Isikan ruangan di bavrah jika per Fili in the field below if is/are invo	rekacipta bukan entors but not on	salah seorang daripa e of the applicants	ida pemohon	To fill in new app Other from field N field provided. Ple	blicant inform ame and the ase read the	nation, plea n fill in the r sentences ir	se choose name at t n red colo
	Tanda jika tidak ingin dinam Tick if not wish to be named Kata Kunci Nama Carian Search Name Kewword	akan dalam wart i <i>in gazette</i>	a					
	Nama (seperti dalam IC/Sosial/P Name (as per IC/Social/Passport) Nota: Untuk mengisi maklumat pe di ruangan yang disediakan di ba Note: To fill in new applicant info	asport) SE mohon baru, sila wah. rmation, please c	LECT ONE pilih Other dari ruan hoose Other from fiel	gan Nama di atas, dai d Name above and th	n isikan nama pemohon en fill in the name at th	[Q] • ←		
	field provided below.			an a		If "Ap	oplicant is in ed, do not re	ventor" is e-enter th
	Gelaran	SELECT ONE	Ŧ			appli	cant's info i	n the field

P: 発明者の氏名などを入力する。

Q:発明者が出願人になる場合は、チェックをいれる。この場合、発明者情報の再入 力は不要。

Galama		Post	tcode in the field and select	
Title	SELECTONE		,	
Nombor KP/Sosial/Pasport				
IC/Socia/Passport Number				+
Alamat *				
Address				
	•			
Poskod * Postcode	•	Bandar <i>Town</i>		
Negara * Country	SELECT ONE	Negeri State	SELECT ONE *	
Status (Malaysia sahaja)	Select One -	Kerakyatan	SELECT ONE -	
Status (Malaysian only)		Nationality		
Nombor Telefon (jika ada) Telephone Number (if any)				
E-mel <i>E-mail</i>				

R:発明者の住所、郵便番号などを入力

E-mel		by Agent of Applicant
E-mail		
Pernyataan yang mewajarkan hak A statement justifying the applican	pemohon atas paten disertakan bersama-sama Borang ini 's right to the patent accompanies this Form	Attach
Maklumat Tambahan (jika ada)		
Additional Information (if any)		
		*
		-

S: A statement justifying the application's right(SJAR)を添付(アップロード)する。

Applicant has appointed a pat	n paten dalam Borang 17 yang disert	akan	• fa	lidak	
Applicant nas appointed a pat	ent agent in accompanying Form No 1	/	res	NO	
Search Name Keyword					
Nama Name	PATRICK MIRANDAH			▼	
Nombor Kad Pengenalan Identity Card Number					
Alamat penyampaian dalam N Address for service in Malaysi	lalaysia di mana surat-menyurat patu a to which correspondence should be	it dihantar sent			
C/O MIRANDAH ASIA (MAL	AYSIA) SDN. BHD., SUITE 3B-19-3,	PLAZA SENTRAL, JALA	N STESEN SENTRAL 5,	÷ )	- r
Poskod Postcode	50470	Negeri State	KUALA LUMPUR		
Negara	MALAYSIA				1
Country				]	Au
Status (Malaysia sahaja) Status (Malaysian only)	Non-Bumiputra	-			sys log i
Nombor Telefon Telephone Number	03-2278 8686				(IVIa Bhd and
Nombor faks <mark>(</mark> jika ada)	03-2274 6677				
Fax number (if any)	MALAYSIA@MIRANDAH.COM				
<i>Fax number (if any)</i> E-mei <i>E-mail</i>	1				
Fax number (if any) E-mel E-mail Nombor Pendaftaran Ejen Agent's Registration Number	PA/87/0005			/	

T: 代理人の情報が自動入力される。

VII.	TUNTUTAN PRIORITI (jika ada) PRIORITY CLAIM (if any) TT	C Y	'a 💽 Tidak Yes No	_
	Negara Country     SELECT ONE       Tarikh Pemfailan     If got priority to c Country and k Application Number	claim. Click "Y key in Filing D Number in th	/es". Select ate and e field	
	Simbol Klasifikasi Paten Antarabangsa Symbol of the International Patent Classification If got additional priority to add. And then	/ to claim click click "Yes"	k "+"	
	Jika belum diperuntukkan, sila tandakan 🛛 If not yet allocated, please tick V			
	Prioriti lebih daripada satu permohonan terdahulu dituntut The priority of more than one earlier application is claimed	↓ © ĭ	ra 🖲 Tidak Yos No	
	Salinan diperakui bagi permohonan terdahulu disertakan bersama-sama borang ini The certified copy of the earlier application(s) accompanies this Form	ר © נ	ra 🖲 Tidak Yes No	
	Jika Tidak, la akan diberikan tidak lewat daripada If No, it will furnished by			
	Maklumat Tambahan (jika ada) Additional Information(if any)		Attach	
			*	
		Back	Next	

U:優先権の主張を伴う場合には、"Yes"をクリックして、優先国、出願日、出願番号を入力する。

V:優先権の基礎となる出願が二つ以上ある場合には、"+"をクリックして記入欄を追加する。

VIII. SENARAI PENGESAHAN CHECKLIST A. Permohonan ini mengandungi A. This application contains the fo Jumlah tuntutan	yang berikut: Howing:		x	
Jenis fail : File type : Anda mesti mengepilkan salinan Must attach copies of description,	perihalan, tuntutan dan ringkasan. Jenis fali lain ada claim and abstract. Other file(s) is not compulsory.	ılah tidak wajib.	Select attachment: needed for subn	that hission
Perihalan		V	Attach	-
Description Tuntutan Claim	Key in Abstract in the field		Attach	-
Ringkasan * Abstract		, I▼	Attach	-
		* *		
Lukisan Drawings			Attach	-
B. Borang ini, sebagaimana difail	kan, disertai dengan butiran-butiran yang ditandaka Iod by the items checked below:	n di bawah:		
B. This Form, as filed, is accompar			Attach	
B. This Form, as filed, is accompan (a) Borang 17 yang telah ditandat (a) signed Form No 17	angani	h		
B. This Form, as filed, is accompan (a) Borang 17 yang telah ditandat (a) signed Form No 17 (b) akuan bahawa perekacipta tid (b) declaration that inventor does	angani ak mahu dinamakan dalam paten not wish to be named in the patent		Attach	

W: クレーム数を入力する

X:提出の必要があれば、クリックしてアップロードするファイルを添付する Y:要約を入力する。

	(a) Borang 17 yang telah ditandatangani (a) signed Form No 17		Attach	
	(b) akuan bahawa perekacipta tidak mahu dinamakan dalam paten (b) declaration that inventor does not wish to be named in the patent		Aitach	
	(c) pernyataan mewajarkan hak pemohon atas paten (c) statement justifying applicant's right to the patent			
	(d) pernyataan supaya penzahiran tertentu tidak diambil kira (d) statement that certain disclosure be disregarded		Attach	
	(e) dokumen prioriti (salinan diperakui bagi permohonan terdahulu) (e) priority document (certified copy of earlier application)		Attach	
Щ	(f) wang tunai, cek, kiriman wang, draf bank atau wang pos bagi bayaran fi permohonan (f) cash, cheque, money order, bank draft or postal order for the payment of application fee			
If this application to file	(g) dokumen-dokumen lain (nyatakan) (d) other documents (specify)	Ē	Attach	
click the box below			*	
IX. Tar Sig	Untuk penghantaran Borang ini bersama-sama Borang 5, sila tandakan For submission of this Form together with Form 6, please tick Untuk penghantaran Borang ini bersama-sama Borang 5A, sila tandakan For submission of this Form together with Form 5A, please tick Indatangan Indutangan Indutre SIGN	Tarikh Date 22/01/2016	AB	
	Back Preview Submit or save	▼ Go ◄	Click "Go"	

Z: Form5, Form5A を一緒に提出する場合には、チェックを入れる。

AA: サインをするために、クリックする。 AB: "Go"をクリックする。

以上で、特許の新規出願手続は終了である。

# 3.5 通知の送付方法

MyIPO からの通知やオフィスアクションは電子的に送付されることはなく、すべて紙書類が送付される²⁷。

### 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

電子出願環境を利用して行うことができる手続は以下のとおりである28。

<特許>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションへの応答
- ・知財庁予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

²⁷ 現地法律事務所への調査結果

²⁸ 現地法律事務所への調査結果

<意匠>

- ・国内出願に係る願書の提出
- 知財庁予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- 知財庁予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

# 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

# 4.2.1 出願書類のフォーマット

出願書類のフォーマットは、PDF (テキストデータの有無は問わない)又は Microsoft Word でなければならない²⁹。

# 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)

電子出願環境を利用して出願人又は代理人により出願又は提出される書類のテキ ストデータとして作成される部分とイメージファイルとして作成される部分は以下 のとおりである³⁰。

<特許>

- ・書誌部(願書):テキストデータ³¹
- 明細書:テキストデータ又はイメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ32
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ33

²⁹ MyIPO, IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最 終アクセス日:2016年2月25日)

³⁰ 現地法律事務所への調査結果

³¹ 書誌部はシステムの入力フォームにおいて入力する

³² 書誌部はシステムの入力フォームにおいて入力する

³³ 物品名はシステムの入力フォームにおいて入力する

・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ³⁴

## 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願人より提出される中間処理書類のフォーマットは、PDF (テキストデータの有無は問わない)又は Microsoft Word である³⁵。出願書類と同じである。

### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

電子出願環境を利用して出願又は提出する書類のイメージ部の画像ファイルフォ ーマットは以下のとおりである。

- <特許>36 TIFF
- <意匠>37 GIF, TIFF
- <商標>38 JPEG, GIF, TIFF

# 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

電子出願環境を利用して出願又は提出する書類のイメージ部の、カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否は以下のとおりである³⁹。

	特許	意匠	商標
カラー画像	不可	不可	可
グレイスケール	不可	不可	可

34 非伝統的商標は電子出願できないようである

³⁶ MyIPO, Patent Online Filing,

https://iponline.myipo.gov.my/iponline/index.cfm?92DE6D9C-DEB8-4FFB-3850-9A88CB256D5A (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁷ MyIPO, Industrial Design Online Filing,

https://iponline.myipo.gov.my/iponline/index.cfm?235F1706-C942-BB75-2F5C-0CDF8FE29E1D (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁸ MyIPO, Trademark Online Filing,

39 現地法律事務所への調査結果

³⁵ MyIPO, IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最 終アクセス日:2016年2月25日)

https://iponline.myipo.gov.my/iponline/index.cfm?92D04ECE-AC01-81E1-CCD8-C89A656AAEFF (最終アクセス日:2016年2月25日)及び

MyIPO, IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最終ア クセス日:2016年2月25日)

特許規則では、図面の着色は認められていない。

### 特許規則4018 物的要件

(10) 図面は,耐久性のある,十分な緻密性を有する黒色の,一様な厚みの明確な線と 筆法で,着色せずに作成するものとする。

また、意匠法では意匠の定義に色彩は含まれない。

## 意匠法41 第3条 解釈

(1) 本法において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は 装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるも のをいう。ただし、次に掲げるものを含まない。

(a)構成の方法若しくは原理

(b) 物品の形状若しくは輪郭の特徴であって,

(i) 当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの、又は

(ii) 意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している 他の物品の外観に依存するもの

## 4.2.6 画像の推奨サイズ

いずれのファイルサイズも 5MB が最大のファイルサイズである⁴²。商標見本については、100KB 及び 120×90 ピクセル⁴³を超過してはならない⁴⁴。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許については、テキストデータを有する PDF 発出される⁴⁵。なお、意匠及び商 標については、回答を得られなかった。

⁴⁵ MyIPO への調査結果

⁴⁰ 特許庁 外国産業財産権制度情報、マレーシア特許規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁴¹ 特許庁 外国産業財産権制度情報、マレーシア意匠法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/malaysia/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁴² 現地法律事務所への調査結果

⁴³ MyIPO ウェブサイトの FAQ には、単位が「ピクセル」と記載されているが、正しくは「dpi」と 推測される。

⁴⁴ MyIPO IP Online Portal FAQs、https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm (最終 アクセス日:2016年2月25日)
## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

特許のイメージ部は TIFF で発出される⁴⁶。意匠及び商標については、回答を得られなかった。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許では白黒画像のみ発出され、カラー画像及びグレイスケール画像では発出され ない⁴⁷。なお、意匠及び商標については、回答を得られなかった。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

イメージ部分における画像の推奨サイズは無い⁴⁸。意匠及び商標については、回答 を得られなかった。

## 5 その他

## 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁴⁹。

## 5.2 電子記録媒体の提出

予期しない自然災害時などの緊急時に電子記録媒体を提出することはできない50。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 MyIPO は API を公開していない⁵¹。

## 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Utility Innovation)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である ⁵²。

49 現地法律事務所への調査結果

⁴⁶ MyIPO への調査結果

⁴⁷ MyIPO への調査結果

⁴⁸ MyIPO への調査結果

⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁵¹ MyIPO への調査結果

⁵² 現地法律事務所への調査結果

# B. フィリピン知的財産庁 (IPOPHL)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況53

IPOPHL は特許及び意匠の電子出願システムを未導入であるが、いずれも 2016 年 中に導入予定である。なお、商標は 2006 年に導入済みである。

#### 1.2 電子出願率

直近5年の電子出願率は、下記のとおりである。

	特許54	意匠55	商相	票56
	全出願件数	全出願件数	電子出願率	全出願件数
2014年	3,589	1,348	28%	21,772
2013年	3,285	1,376	20%	19,398
2012年	2,994	$1,\!225$	17%	19,760
2011年	3,196	1,112	11%	18,613
2010年	3,393	847	11%	16,830

#### 1.3 PR の方法⁵⁷

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。フィリピン国内の主要都市には 10 か所の IP Satelite Office が設けられ、そのオフィスに配属されている IP Field Specialists によって、PR 活動が推進されている。

#### 1. 4 電子出願システムの改善・導入計画58

<特許>

OHIM によって開発されている ECAP e-Filing System をフィリピン国内の特許出 願の要件に合致するよう IPOPHL によってカスタマイズすることによって、電子出 願システムを導入する予定である。

⁵³ IPOPHIL への調査結果

⁵⁴ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/?lang=en (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

⁵⁵ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/?lang=en (最終アクセス日:2016 年 3 月 7 日)

⁵⁶ IPOPHIL への調査結果

⁵⁷ IPOPHIL への調査結果

⁵⁸ IPOPHIL への調査結果

<意匠>

OHIM によって、開発されている電子出願システムを導入する予定である。

<商標>

現状、IPOPHL が独自に開発した電子出願システムか稼働中ではあるが、OHIM による ECAP III プロジェクトによって開発されている TM e-Filing system にまも なく置き換わる予定である。

また、現状は IPOPHL から書類が電子的に発出されることはないが、2017 年には それが可能になるよう改善が検討されている。

#### 2 電子出願に係る制度

#### 1 紙書類提出の要否

電子出願システムによってされた出願の紙書類は提出する必要はない5%。

#### 2.2 原本の形態

電子出願が可能である商標においては、電子データが原本となる60。

## 2.3 在外者による電子手続

在外者は IPOPHL に直接手続きできない。

## 知的財産法 第124条 出願の要件61

124.1 標章の登録出願は、フィリピン語又は英語で記載しなければならず、かつ、次の事項を含まなければならない。

(e)出願人がフィリピンに居住していない場合は、代理人又は代表者の選任

#### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は不要である62。

## 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

銀行窓口で現金による銀行振り込み及びインターネット上での銀行振り込みが可 能である⁶³。

⁵⁹ 現地法律事務所への調査結果

⁶⁰ Office Order No. 125, Series of 2004, Paragraph 3.0

⁶¹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、知的財産法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

⁶² 現地法律事務所への調査結果及び Trademarks Online FAQs、

http://121.58.254.45/tmonline/TM_Online_FAQs_14Feb2012.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁶³ 現地法律事務所への調査結果、

## 2.6 電子手続による出願料金の減免

紙出願に比較して、電子出願は出願料金が20%減免される。

	紙出	願64	電子と	出願65
商標	Big Entity ⁶⁶	Small Entity	Big Entity	Small Entity
	2,160 PHP	1,080 PHP	1,728 PHP	864 PHP

(単位:フィリピン・ペソ)

#### 2.7 データエントリー料

紙出願に対してデータエントリー料は課されない67。

## 2.8 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは、365日、24時間稼働している68。

## 3 電子出願の環境について

#### 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザであって、システム構築には JAVA の技術が用いられている。

#### 3.2 電子出願環境の使用感69

現地法律事務所によれば、フィリピンではインターネットの通信速度は遅く、信頼 性に欠ける。また、現状の電子出願制度では、代理人委任状や優先権書類は紙書類で 提出する必要がある。

67 現地法律事務所への調査結果

Trademarks Online FAQs、http://121.58.254.45/tmonline/TM_Online_FAQs_14Feb2012.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

BPI Payment Procedures、

http://121.58.254.45/tmonline/BPI_Payment_Procedures_ver2_02Feb20121.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

TMOnline Payments Via BPI-ExpressOnline,

http://121.58.254.45/tmonline/TMOnlinePaymentsViaBPI-ExpressOnline04182013.pdf (最終アク セス日:2016年2月25日)

⁶⁴ Schedule of Trademark-related Fees.,

http://www.ipophil.gov.ph/images/WhatsNew2015/PDFFilesForMenus/TrademarkFees.pdf (最終ア クセス日:2016年2月25日)

 $^{^{65}}$  Schedule of Fees SECTION 4. Electronic Filing, Reduction  $\diagdown$  .

http://121.58.254.45/tmonline/newfees.pdf (最終アクセス日: 2016年2月25日)

⁶⁶ 総資産(Total Assets)が 100 万フィリピン・ペソを超過する場合、Big Entity に分類される。

⁶⁸ 現地法律事務所への調査結果

⁶⁹ 現地法律事務所への調査結果

一方、電子出願システムはオンラインフォームを入力する形式となっているので、 使いやすいとの評価もある。ただし、料金支払いのための銀行口座開設手続に多くの 要件がある。

## 3.3 電子出願システムのサポート体制

電話と電子メールでサポートが受けられる。電話番号は+63-2-2386300 ext. 365 (Roger)、電子メールのアドレスは roger.tobongbanua@ipophil.gov.ph である⁷⁰。

⁷⁰ TM Online トップページ、http://121.58.254.45/tmonline/(最終アクセス日:2016年2月25日)

## 3.4 ユーザーインターフェイス

フィリピンの電子出願システムは電子証明書やID・パスワードの入力を必要としない。ウェブブラウザを使って、入力フォームに書誌事項を入力する形態である。

	Click here to view the basic requirements
	Advisory:
Pursuant to only be mad	Office Order No. 199, s. 2011, payments for trademark applications filed online can de via the following channels:
1. Banco de	e Oro (BDO) Debit Payment System: For corporate clients of BDO
2. Bank of t individual pa	he Philippine Islands (BPI) Over-the-Counter and BPI Express Assist (BEA): For ayors (depositors and non-depositors of BPI)
All applicati	ons made online will continue to receive the 20% discount.
The Intelle Bank of the	ectual Property Office of the Philippines no longer accepts payments via Land e Philippines (LBP) over-the-counter facility.
lf you have Telephone: Email: roge	queries please contact the IPOPHL: +632-2386300 ext. 365 (Roger) r.tobongbanua@ipophil.gov.ph
	File Online

電子出願システムのトップページ⁷¹にある、上記画面の File Online のボタンをク リックすると、誰でも商標出願の入力ページに進むことができる。

⁷¹ http://121.58.254.45/tmonline/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

Applicant Basic Information
Туре
Natural (Individiual Applicant)
<ul> <li>Juridical (Company, Corporation or Partnership Applicant)</li> </ul>
Citizenship or Place of Incorporation
Philippines
O Other Country
Resident Agent or Authorized Representative in the Philippines
O Yes (Please select from the list)
[ Choose Agent ] v
No
Trademark Basic Information
Entity
Big (Total Assets: More than Php 100M)
Small (Total Assets: Php 100M or Less)
Claim of Convention Priority
○ Yes Please specify number of class/es 1 ×
No
Color Claim
○ Yes
● No

Applicant Basic Information:出願人の種別を選択する。

**Resident Agent or Authorized Representative in the Philippines : IPOPHL** に登録 されている代理人であるか否かを選択する。

Trademark Basic Information:出願料金に関係する Entity の種別と、優先権主張の 有無、ニース分類のクラス数を選択する。優先権主張を伴う場合は、追加料金が必要 である。

Color Claim: 商標見本がカラーであるか否かを選択する。カラーの場合は追加料金が必要である。

	Goods or Services
	If class/es is/are known, please check the applicable <u>class/es</u> and identify the goods or services on the next page. (Please refer to the <u>Nice Classification 9th Edition</u> )
	Nice Class
	1       2       3       4       5       6       7       8       9       10         11       12       13       14       15       16       17       18       19       20         21       22       23       24       25       26       27       28       29       30         31       32       33       34       35       36       37       38       39       40         41       42       43       44       45
	O Check your Nice Classification
	Payment
1	Currency Peso V
	Payment Type: BDO Debit Payment  For enrolled corporate clients and online payment choose BDO and for over-the-counter  payment choose BPI over the counter
	Back Next

Goods or Services:指定商品又は役務について、該当するニース分類のクラスを選択 する。該当するクラスが不明である場合は、"Check your Nice Classification"を選択 する。この場合、次の画面で具体的な商品又は役務が列挙されたページに遷移する。 Payment:支払い方法を選択する。通貨はフィリピン・ペソのみ選択できる。

入力後、Next ボタンをクリックすると、次のページに遷移する。

Note: Tho cha	Applicant Informationse marked with an asterisk (*) are required fiel racters such as ¢, ¤, ¥, §, ©, ¬, ¶, ", £.	ds. The system does not accept special
Name		
	Last Name	First Name MI.
Citizenship	[select your country]	~
Address		
Street:		
Town/City:		
Province:	[Choose Province]	¢
Country:	Philippines	
Zip Code		
Tel. Number: Fax Number: Mobile Number:	Country/ Area Number Code.	
e-Mail Addre	ess of Agent or Applicant:	@

Applicant Information:出願人の氏名、居住地、住所、連絡先等を入力する。

	Tr	adem	ark Information		
Title of the Mark	(				
* Type of Mark	[Choose Mark Type]	۷	Three-dimensional Mark O Mark is a stamped or marked O container of goods	Yes ◉ Yes ◉	No No
Description of the mark, device or ogo (If the mark consists of mage/s or words and images)					
Translation or Transliteration:					

Trademark Information:商標についての詳細を入力する。画像ファイルのアップロード画面は次の画面である。Type of Mark は、以下のとおりである。

* Type of Mark	[Choose Mark Type]	¥	
	[Choose Mark Type]		
	M-Trademark		
	N-Tradename		
	S-Service mark		
	I-Internet Domain Name		
D 1.0 00	C-Collective Mark		
Description of the	e		

	*Nice Class Goods and Services
List the goods and/or so number of classes of go Important : The IPO re services is/are not prop	ervices based on the <u>Nice Classification (9th Edition</u> ). Fees are based on the oods/services. eserves the right to revoke the filing date of an application if the class/es of goods or perly identified and if the corresponding fees are not paid.
Nice Class 01	ony racination and in the conceptioning lees are not paid.
Disclaimer	
	Back Validate Reset

Nice Class Goods and Services: ニース分類のクラスごとに商品・役務名を入力する。

入力後、Validate ボタンをクリックすると、入力漏れがないか自動的にチェックされる。問題ない場合には、次の画面に遷移する。

	Upload Image
Please uploa .jpg format. It	I trademark image or reproduction of the mark. (The image should be saved i dimensions should be 50.8 mm (height) x 76.2 mm (width) (or 2 in. x 3 in.)

Upload Image:商標見本画面のアップロード画面である。

INTELL R TM (	ECTUAL PROPERTY OFFICE epublic of the Philippines ON-LINE REQUEST FORM
Please Check the correc	ctness of information/data in this validated Form
Applicant Key Number :	561088
Name:	TEST TEST
Citizenship:	JAPAN
Address:	
Street:	TEST
City:	TEST
Province/State:	METRO MANILA
Region:	NCR
Country:	PHILIPPINES
Zip Code:	TEST
Tel. Number:	TESTTEST
Fax Number:	N/A
Mobile Number:	N/A
E-Mail Address:	test@test

Title of the Mark	:	TEST			
Type of Mark		TRADEM	ARK	Three-dimensional Mark(Y/N) Mark is a stamped or	NO
				marked container of goods(Y/N)	NO
Agent Name	:	N/A			
Description of the mark, device or logo	:	TEST			
Translation or Transliteration	:	TEST			
Goods & Services	:	Nice Class		Class Description	
		01	TEST		
Claim of Convention Priority	:	Со	untry	Registration/Application Number	Date Filed
		N/A		N/A	N/A
Disclaimer	:	TEST			
Color Claim	:	N/A			

支払手続き前に、入力した事項が表示される。

mount (in Philippine Peso, F	hp")	
	1 728 00	
	0.00	
	0.00	
	1,728.00	
Legal Research Fund PD200 (1% of Total):		
100	1,745.28	
usive of bank/remittance	e charges.)	
	1000	
	Imount (in Philippine Peso, F	

入力した事項から、必要な出願料金が自動計算される。Proceed ボタンをクリック すると、以下の画面が表示され、Pay to Banco de Oro ボタンをクリックすると、銀 行のインターネットバンキングのログイン画面に遷移する。Print Document ボタン を選択すると画面が印刷され、銀行窓口での支払手続をおこなうことになる。

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES					
STATEN	MENT OF ACCOUNT	0001220165349120 1/21/2016			
Applicant :	TEST TEST				
R.C.	Nature of Collection		Amount		
535	Filing Fee		1,728.00		
536 Claim of Priority		0.00			
537 Claim of Color		0.00			
Legal Research Fund PD200 (1% of Total):		17.28			
Total Amount Due:( Philippine Peso, Php ) 1,745.2			1,745.28		

Applicant		тест тест			
Applicant Title of the Mark	÷	TEST TEST			
Type of Mark	1		Three d	imanaianal N	0
ijpo ol mun	1	TRADEMARK	Mark(Y	/N)	0
			Mark is	a stamped or	
			marked	container of N	0
Agent Name		N/A	goods(		
Goods & Services	÷				
		Nice Class		Class Description	
		01	TEST		
Color Claim		N/A	1201		
Claim for Priority Date	:	Count	ry	Degistration (Application	
				Number	Date Filed
		N/A		N/A	N/A
Translation or		TEST		-	
Transliteration	1	TEOT			
Disclaimer	÷	IESI			
Mark	:	TEST			
	tes				
		-			
Intel		Pay t	o Banco d	e Oro	
portant:		Pay t	o Banco d	e Oro	
nportant: oplicants are requested payment facility.	l to	Pay t	count bal	e Oro ance before and after	paying with BDC
p <mark>ortant:</mark> pplicants are requested payment facility.	l to	check their ac	count bal	e Oro ance before and after ervice charge of BDO.	paying with BDC

# 3.5 通知の送付方法

電子出願システムでは、新規出願のみ手続できるため、出願後の通知等はすべて紙 書類が送付される⁷²。

⁷² 現地法律事務所への調査

- 4 電子出願書類のフォーマットについて
- **4.1** 電子出願環境を利用して行うことができる手続 電子出願システムでは、新規出願のみ手続できる⁷³。

#### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

4.2.1 出願書類のフォーマット

商標出願の際に、必要な書誌事項をウェブブラウザ上の入力フォームに入力してい く形式であって、XMLフォーマットや PDF などの電子ファイルをアップロードする 形式ではない⁷⁴。

#### 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)

- <商標>
- ・書誌部:テキストデータ
- ・ 指定商品又は指定役務: テキストデータ
- ・商標見本:テキストデータ又はメージデータ

## 4.2.3 出願書類イメージ部フォーマット

商標見本が JPEG フォーマットで提出できる⁷⁵。

## 4.2.4 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

商標見本のカラー画像及びグレイスケールの画像の提出は可能である⁷⁶。出願時に Color Claim であるか否かを選択できる。

## 4.2.5 画像の推奨サイズ

商標見本の画像サイズは 1MB を超えないことが必要である。また、原本のサイズ が高さ 50.8mm×幅 76.2mm であることが求められている⁷⁷。

4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

IPOPHLから出願人又は代理人に対して、書類が電子的に発出されることはない78。

⁷³ 現地法律事務所への調査

⁷⁴ 現地法律事務所への調査

⁷⁵ Trademarks Online FAQs、http://121.58.254.45/tmonline/TM_Online_FAQs_14Feb2012.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁷⁶ 現地法律事務所への調査

⁷⁷ Trademarks Online FAQs、http://121.58.254.45/tmonline/TM_Online_FAQs_14Feb2012.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁷⁸ IPOPHIL への調査結果

# 5 その他

## 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁷⁹。

## 5.2 電子記録媒体の提出

予期しない自然災害時などの緊急時に電子記録媒体を提出することはできない⁸⁰。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 IPOPHL によって、API は公開されていない⁸¹。

⁷⁹ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁸¹ IPOPHIL への調査結果

# C. シンガポール知的財産庁 (IPOS)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

IPOS は、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

#### 1.2 電子出願率

IPOS から回答を得ることはできなかった。IPOS は電子出願システムによる出願の件数を公表していない⁸²。参考として、WIPO が公表している各法域の全出願件数を以下に示す⁸³。

	特許	意匠	商標
2014 年	10,312	2,305	21,505
2013 年	9,722	2,393	20,968
2012 年	9,685	2,160	19,776
2011 年	9,794	2,131	18,954
2010年	9,773	1,926	17,504

## 1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁸⁴。電子出願システムに関する最新情報は、IPOSウェブサイトから入手できる⁸⁵。

#### 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに、紙書類の提出は不要である86。

## 2.2 原本の形態

IPOS から回答を得ることはできなかった。電子出願システムに関する規則を以下 に掲載する。

⁸² 現地法律事務所への調査結果

⁸³ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016年3月7日)

⁸⁴ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁵ IPOS, IP2SG Updates,

http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/IP2SGUpdates.aspx (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁸⁶ 現地法律事務所への調査結果及び IP2SG FAQ 14、

https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日: 2016年2月25日)

## 特許規則⁸⁷96A 電子オンラインシステムの設置

- (1) 本規則の適用上,電子オンラインシステムを設置する。
- (2) 登録官は、次の事項を定める実施指針を発出することができる。
- (a) 電子オンラインシステムを用いて登録局に提出するべき様式及び書類,及び
- (b) 前記の様式又は書類を提出する態様

#### 意匠規則8858A 電子オンラインシステムの設置

(1) 本規則の適用上,電子オンラインシステムを設置する。

(2) 電子オンラインシステムは,規則 7(4),規則 8(3),規則 13,規則 24,規則 27(4), 規則 32,規則 33,規則 35,規則 35A(3),規則 37(3A),規則 57(1)並びに規則 66(1) 及び(2)にいう何れかの取引を実行するのに使用される。

## 商標規則8978A 電子オンラインシステムの設置

(1) 本規則の適用上,電子オンラインシステムを設置する。

(2) 電子オンラインシステムは、次の目的で利用することができる。

(a) 規則 9(5)及び(7), 規則 10(3), 規則 15(1), 規則 22(1), 規則 24(2A), 規則 44(1), 規則 49, 規則 50A(3), 規則 53(3A)並びに規則 55(1)(a)及び(5A)にいう取引の何れかの実行

(b) ある者による登録官又は登録局に対する,次に挙げる以外の書類の引渡し,送付, 提出又は送達

(i) (a)にいう何れかの取引の実行に使用しない様式,又は

(ii) 裁判所の手続において送達すべき通知又は書類, 並びに

(c)登録官又は登録局によるある者に対する,裁判所の手続において送達すべき通知 又は書類以外の通知又はその他の書類の引渡し,送付,提出又は送達

## 2.3 在外者による電子手続

在外者は IPOS に対して直接手続することはできない。

## 特許規則 31 送達宛先

⁸⁷ 特許庁、外国産業財産権制度情報、シンガポール、特許規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/singapore/tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年2月25日)

⁸⁸ 特許庁、外国産業財産権制度情報、シンガポール、意匠規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/singapore/ishou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁸⁹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、シンガポール、商標規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/singapore/shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

本規則が関連する手続の各関係人及び各特許所有者は、シンガポールにおける送達宛 先を登録官に提供するものとし、当該宛先は、当該手続又は当該特許に関するすべて の目的上、当該手続の関係人及び当該特許所有者の宛先として取り扱うことができ る。

## 意匠規則7送達宛先

- (1) シンガポールにおける送達宛先は、次の者が又はその代理が、提出する。
- (a) すべての意匠登録出願人,及び
- (b) 登録官に対するその他の手続のすべての当事者

### 商標規則9 送達宛先

(1)登録官に対する手続の適用上,シンガポールにおける送達宛先は,次の者が又は その代理で(2)又は(5)に基づき提出する。

(a) すべての商標登録出願人

(b) 商標登録出願に異議申立するすべての者

(c) 商標法第22 条に基づく商標登録の取消, 商標法第23 条に基づく商標登録の無効の宣言, 又は商標法第67 条に基づく登録簿の更正を登録官に申請するすべての申請人

(d) 規則 60 に基づき参加の許可を付与されたすべての者

(e) 商標登録の取消,登録の無効の宣言又は登記簿の更正を求める登録官への申請の 対象で

ある登録商標のすべての所有者,及び

(f) 登録官に対する手続の他のすべての当事者

## 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は不要である90。

### 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、インターネット上での銀行振り込み、銀行口座からの自動振替、クレ ジットカードによる支払が可能である。その他にも小切手(cheque)や銀行為替手形 (bank draft)による支払も可能である⁹¹。

#### 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠の電子出願については出願料金の減免はない。商標のみ減免がある⁹²。

⁹⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁹¹ IPOS, Payment、http://www.ipos.gov.sg/services/FilingandRegistration/Payment.aspx (最終アク セス日:2016年2月25日)

#### 2.7 データエントリー料

紙出願に対して、Service Bureau⁹³ charges としてデータエントリー料が徴収される。

<特許>基本料金 40 シンガポールドル、ページ毎に 0.5 シンガポールドル⁹⁴ <意匠>基本料金 40 シンガポールドル、ページ毎に 0.5 シンガポールドル⁹⁵ <商標>基本料金 40 シンガポールドル、ページ毎に 0.5 シンガポールドル⁹⁶

## 2.8 データエントリー料の支払い方法

データエントリー料は IPOS に対して支払う。支払い方法は、出願料金と同じである⁹⁷。

#### 2.9 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは、365日、24時間稼働している⁹⁸。ただし、毎週水曜日20時 から23時59分及び毎週土曜日の13時から17時はサーバーのメンテナンスがある⁹⁹。

#### 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザであって、JAVA 及び ActiveX の技術が 用いられている¹⁰⁰。

⁹⁵ Singapore Registered Designs Act & Rule, First Schedule, Paragraph 28,

http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx(最終アクセス日:2016年2月25日)及び IPOS, Forms and Fees, Registered Designs、

⁹⁶ Singapore Trade Marks Rules, First Schedule, Paragraph 35,

http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)及び IPOS, Forms and Fees, Trade Marks、

https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees/TradeMarks.aspx (最終アク セス日:2016年2月25日)

99 現地法律事務所への調査結果

⁹² IPOS, Forms and Fees,

http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees.aspx (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁹³ Singapore Patents Rules, Paragraph 96K、http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁴ Singapore Patents Rules, First Schedule, Paragraph 57,

http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx(最終アクセス日:2016年2月25日)及び IPOS ホームページ, Forms and Fees, Patents、

http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees/Patents.aspx (最終アクセス 日:2016年2月25日)

http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees/RegisteredDesigns.aspx (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁷ 現地法律事務所への調査結果

⁹⁸ IP2SG FAQ 17、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

## 3.2 電子出願環境の使用感

現地法律事務所への調査によると、電子出願システムはユーザーフレンドリーで使い易く、ユーザーマニュアルも整備されており、平易な英語で記載されているとのことである。ただし、新規出願の手続ではほぼ毎日、中間処理書類の提出では月に1・2回ほど、接続の問題やシステム上の不具合が生じることがある。

また、電子出願システムでアップロードできるファイルのサイズは 100MB までに 制限されており、それを超過する場合には電子記録媒体による提出が必要である¹⁰¹。 さらに、意匠出願においては、複数意匠の一括出願は電子的にはできない¹⁰²。シンガ ポールはハーグ協定の締約国であり¹⁰³、複数意匠の一括出願を行う場合、紙出願を行 う必要がある。

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制¹⁰⁴

IPOS では、電話、電子メール及び FAX でのサポートが整備されている。電話番号 は+65 67052333、電子メールのアドレスは ip2sg@ipos.gov.sg、FAX 番号は+65 63399230 (特許)、+65 63390252 (意匠、商標、その他)である。

¹⁰⁰ IPOS, IT Hardware and Software Requirements,

https://www.ip2.sg/RPS/Common/SPFileDownloaderV2.ashx?fileLocatorKey=5b6595cd-42a6-4806 -8d00-40b232337bcc&contentType=download (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰¹ IP2SG FAQ 15、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰² 現地法律事務所への調査結果

¹⁰³ 特許庁、ハーグ協定の締約国と指定手数料一覧、

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/hague_teiketsu_fee.htm (最終アクセス日: 2016年3月7日)

¹⁰⁴ IPOS, Contact、https://www.ip2.sg/RPS/FAQ/FAQP.aspx#(最終アクセス日:2016年2月25日)

## 3. 4 ユーザーインターフェイス

電子出願システムで提出できる書類の入力フォームの一覧が記載されているページがあり¹⁰⁵、その中から特許出願のフォーム¹⁰⁶を選択する。以下に、特許出願の入力フォームを説明する。なお、各法域の出願フォームの入力方法の PDF マニュアルが IPOS ホームページ¹⁰⁷に、動画が YouTube¹⁰⁸にアップロードされている。

Form Selection Form Filling	Payment Acknowledgement
PART 1	
Applicant/ Agent Reference	
PART 2	
Title of Invention*	j.
PART 3	
Applicant Details *	Remove
PART 4	
Declaration of Priority(s) under Section 17(2)	Remove
PART 5	
Inventor(s)*	Are all the applicants named above also inventors? () Yes () No
PART 6	
Claiming the Filing Date of an Earlier Singapore Application	<ul> <li>A divisional of an earlier Singapore Application</li> <li>An application filed in response to an order by the Registrar after determination of a question regarding the entitlement of earlier Singapore application</li> </ul>

Part 1: Applicant / Agent Reference:出願人又は代理人独自の番号等を入力する。 Part 2: Title of Invention:発明の名称を入力する。

**Part 3: Applicant Details**: 出願人の詳細(法人又は自然人、名称又は氏名、住所など) を入力する。

**Part 4: Declaration of Priority(s) under Section 17(2)**: パリ条約による優先権の主張 を伴う場合には、先の出願の出願番号、出願国、出願日を入力する。

Part 5: Inventor(s):出願人と発明者が同一であるか否かを選択する。異なる場合は、別の書類¹⁰⁹にて発明者の詳細を入力する。

Part 6: Claiming the Filing Date of an Earlier Singapore Application:先のシンガ ポール国内出願の出願日(国内優先権)を主張するか否かを選択する。主張する場合は、 先の出願の出願番号と出願日を入力する。

¹⁰⁵ IPOS, Online Filing, Forms、https://www.ip2.sg/RPS/WP/Default.aspx (最終アクセス日:2016 年2月25日)

¹⁰⁶ Request for Grant of Patent (PF1)、https://www.ip2.sg/RPS/WP/PT/FormPF01P.aspx (最終アク セス日:2016年2月25日)

¹⁰⁷ IPOS, User Manuals、https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁸ 特許:https://www.youtube.com/watch?v=UTjExpJclXA (最終アクセス日:2016年2月25日) 意匠:https://www.youtube.com/watch?v=ohAyVjQHeLE (最終アクセス日:2016年2月25日) 商標:https://www.youtube.com/watch?v=36lrdPdNakE&feature=youtu.be (最終アクセス日:2016

年2月25日)

¹⁰⁹ Statement of Inventorship and of Right to Grant of Patent(PF8),

https://www.ip2.sg/RPS/WP/PT/FormPF08P.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

PART 7				
Disclosure of Invention Prior to Filing Invention was displayed at an international exhibition on a date later than the start of the period of months before the date of filing this application				
PART 8				
Micro-Organism Deposited under the Budapest Treaty The invention requires the use of a micro-organism and for disclosure purposes, a culture of the micro-organism has been deposited for with an international depository authority under the Buda Treaty				
PART 9				
Description Incorporated by Reference to an Earlier Relevant Application	No description is filed with this request. Instead the description of the invention sought is incorporated in the application by reference to, and is completely contained in, the following earlier relevant application, as filed			

**Part 7**: Disclosure of Invention Prior to Filing:出願に係る発明が、出願日の前 12 か月以内に国際的な展示会で開示されている場合は、チェックする。

**Part 8: Micro-Organism Deposited under the Budapest Treaty**: 出願に係る発明が 微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約による寄託を必要とする場合にチェックする。

Part 9: Description Incorporated by Reference to an Earlier Relevant Application : 優先権を主張する先の出願で明細書を提出済みであって、本願で明細 書を提出しない場合には、チェックする。

PART 10			
Contact Details*	Representative or C/O Name (If applicable)		
		Address For Serv	vice in Singapore
		Postal Code	Enter postal code to auto retrieve the address
		Block/ House No.	
		Level - Unit No. (If applicable)	# Enter only one level and unit number
		Building Name (If applicable)	
		Street Name	
	Name of Contact Person (If applicable)		
	Direct Telephone No. (If applicable)		
	Email Address (If applicable)		

Part 10: Contact Details:代理人の住所や電話番号などの連絡先を入力する。

PART 11						
Declaration *	By Person Filing the Application					
	I, do hereby declare that the information furnished above on behalf of the person(s) filing this request is true to the best of my knowledge.					
	By Agent					
	<ul> <li>I, do hereby declare that :</li> <li>I have been duly authorized to act as an agent, for the purposes of this application, on behalf of the person(s) filing this request.</li> </ul>					
	<ul> <li>The information furnished above on behalf of the person(s) filing this request is true to the best of the person(s)' knowledge.</li> </ul>					
	Name of Declarant					
	Name *					

Part 11: Declaration:発明者自身によって出願する場合は入力する情報が真実であることを、代理人によって出願する場合は、さらに発明者の代理人であることを宣言する。

PART 12					
Checklist A	The application consists of the following No. of sheets				
	Description				
	Claim(s)				
	Drawing(s)				
	Abstract Note: Please indicate on the abstract the figure of the drawing, if any, which should accompany the abstract when published				
	Total No. of Sheets				
Checklist B	The application as filed is accompanied by:				
	Statement of inventorship & right to grant International exhibition certificate				
PART 13					
Attachment	If the attachment(s) exceed the total allowable file size (100 MB), please check this box to submit the form without any attachment. Your submission is considered as complete only when all the attachment(s) have been received. Please see instructions in receipt page on submission of attachment(s).				
Allowable file size : 100 MB, current file size : 0.00 MB There are no uploaded files.					

Part 12: Checklist:明細書、特許請求の範囲、図面、要約書のページ数を入力する。 また、他の書類を同時に提出する場合は、該当する書類にチェックをいれる。 Part 13: Attachment:提出する書類ごとに、電子ファイルをアップロードする。ア ップロードできるファイルタイプは PDF のみ¹¹⁰である。アップロードできるファイ ル容量は合計 100MB までである。100MB を超過する場合には、チェックを入れる。

¹¹⁰ User Manual – e-Filing for Form PF1,

https://www.ip2.sg/RPS/Common/SPFileDownloaderV2.ashx?fileLocatorKey=22624227-f716-42ac-8ecc-52c9e3113916&contentType=download (最終アクセス日:2016年2月25日)

	Hunte	
Upload Attachment		□ ×
File*	<b>参照…</b> ファイルが選択されていません。	
DocType	Please Select V	
Allowable Uploaded File Types: Allowable Uploaded File Size: 100 MB	Abstract Cover Letter Description (with claims) Description (without claims) Drawing(s)	Cancel Upload

PART 14	
Filing Fee	Pay Now [If unchecked, fee to be paid within 1 month of filing this form]

Part 14: Filing Fee: 画面入力後、すぐに料金支払い手続を行う場合には、チェックを入れる。後日支払う場合には、1か月以内の支払が必要である。

すべて入力後、画面右上の Next ボタンをクリックすると、入力漏れが自動的にチェックされる。問題なければ Submit ボタンをクリックすると書類は提出され、料金 支払い画面へ遷移する。

#### 3.5 通知の送付方法

通知又はオフィスアクションは電子出願システムのウェブサイト宛てに発出される。代理人は電子出願システムにログインして、オフィスアクションを確認する必要がある。発出された旨の通知は無く、電子出願システムにログインする必要がある。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

### 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続111

<特許>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・IPOS を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求

¹¹¹ IPOS, Online Filing, Forms, https://www.ip2.sg/RPS/WP/Default.aspx (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

- ・優先権証明書の請求
- ・IPOS 予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

<意匠>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・IPOS を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・IPOS 予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・IPOS を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・無効審判の請求
- ・優先権証明書の請求
- ・IPOS 予納口座の履歴照会
- ・銀行口座振替の履歴照会

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット

IPOS は PDF ファイルによって出願書類を提出するよう、FAQ で求めている¹¹²。 また、テキストデータを有する PDF ファイルを推奨(recommended)している。ただ し、PDF 以外にも Microsoft Word 形式の電子ファイルの提出も可能である¹¹³。

## 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)

<特許>

 [・]書誌部(願書):テキストデータ¹¹⁴

¹¹² IP2SG FAQ 31、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹³ 現地法律事務所への調査結果

・明細書:テキストデータ又はイメージデータ

- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ115
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ85
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- 書誌部:テキストデータ¹¹⁶
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

IPOS の FAQ¹¹⁷によると、出願書類と出願人提出の中間処理書類に電子データのフ オーマットの区別をしていない。よって、出願人提出の中間処理書類の電子データの フォーマットは出願書類と同様に PDF ファイルである。また、テキストデータを有 する PDF ファイルを推奨(recommended)している。ただし、PDF 以外にも MS-Word 形式の電子ファイルの提出も可能である¹¹⁸。

#### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

<特許> 画像ファイルを単独で提出することはできず、PDF ファイルに貼付して提出する。

<意匠> JPEG ファイルのみが提出可能である¹¹⁹。

<商標> BMP, JPEG, TIFF の提出が可能である¹²⁰。音商標については、MP3, WAV、動きの商標については MPEG, AVI, MP4, WMV の提出も可能である¹²¹。

¹¹⁴ 特許出願の書誌事項は電子出願システムの入力フォーム(PF1)において入力する

¹¹⁵ 意匠出願の書誌事項及び物品名は電子出願システムの入力フォーム(D3)において入力する

¹¹⁶ 商標出願の書誌事項及び指定商品・指定役務は電子出願システムの入力フォーム(TM4)において入 力する

¹¹⁷ IP2SG FAQ 31、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹¹⁹ IPOS, Forms, Application for Registration of Design (D3), PART 12 Representation、 https://www.ip2.sg/RPS/WP/DS/FormD03P.aspx (最終アクセス日: 2016年2月25日)

¹²⁰ IPOS, Forms, Application to Register a Trade Mark, Collective Mark or Certification Mark (TM4)、https://www.ip2.sg/RPS/WP/TM/FormTM04P.aspx(最終アクセス日:2016年2月25日) ¹²¹ 現地法律事務所への調査結果

## 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許については、白黒又はグレイスケールによる提出が求められている。意匠、商標についての記載はないので、カラー画像及びグレイスケールの提出が可能である¹²²。 ただし、意匠については別のガイドラインに「白色の背景に黒線で明確に定義される 必要があり、Rough-hand sketches は認められない。」と記載されている¹²³。

## 4.2.7 画像の推奨サイズ

<特許> 図面の解像度は 300dpi であることが求められている¹²⁴。

<意匠> 図面の解像度は少なくとも 200dpi、写真の解像度は少なくとも 150dpi であることが求められている¹²⁵。また、画像の大きさは原本のサイズが 3cm×3cm 以上、13cm×15cm 未満であることが求められている。

<商標>アップロードする画像ファイルのサイズが 2MB を超過しないことが求められている。音の商標や動く商標の場合は、100MB である¹²⁶。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

## 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許、意匠、商標ともに、IPOSから発出される書類はPDFで発出される。テキ ストデータが有る場合と無い場合がある¹²⁷。

## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット128

特許、意匠、商標ともに、IPOS から発出される書類は PDF で発出され、イメージファイルは PDF の中に貼り付けられている。イメージファイル単独では発出されない。

¹²⁵ IPOS, Guidelines for Submitting Representations, Dimensions of Views,

¹²² IP2SG FAQ 33、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²³ IPOS, Guidelines for Submitting Representations, Mode of Representations,

http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisaregistereddesign/Re gistereddesignsresources/GuidelinesforSubmittingRepresentations.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁴ IPOS, Forms, Application for Registration of Design (D3), PART 12 Representation、 https://www.ip2.sg/RPS/WP/DS/FormD03P.aspx (最終アクセス日: 2016年2月25日)

http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisaregistereddesign/Re gistereddesignsresources/GuidelinesforSubmittingRepresentations.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁶ IPOS, Application to Register a Trade Mark, Collective Mark or Certification Mark (TM4)、 https://www.ip2.sg/RPS/WP/TM/FormTM04P.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁸ 現地法律事務所への調査結果

4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許、意匠、商標ともに、イメージ部分のカラー画像及びグレイスケールで発出される¹²⁹。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ130

特許、意匠、商標ともに、IPOSから発出される書類はPDFであって、イメージファイルはPDFの中に貼り付けられている。イメージファイル単独で送付されることはない。

#### 5 その他

### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供されていない¹³¹。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

IPOS に提出するデータが 100MB を超過する場合には、CD-R 又は DVD-R での提 出が可能である¹³²。一方、システムの不具合などにより電子出願システムが使えない 場合には、紙書類の提出が求められている¹³³。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 IPOS は API を公開していない¹³⁴。

## 5.4 実用新案手続との相違

シンガポールには、日本の実用新案登録制度に相当する制度はない。

¹²⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹³⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹³¹ 現地法律事務所への調査結果

¹³² IP2SG FAQ 34、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³³ IP2SG FAQ 38、https://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FAQs/IP2SGFAQ.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³⁴ 現地法律事務所への調査結果

# D. インドネシア知的財産総局 (DGIP)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

DGIPは、特許、意匠、商標の電子出願システムを2015年9月に導入済みである が、本調査時(2015年12月)時点においては、DGIPは電子手続による著作権及び商 標登録の更新申請手続に関するガイドラインのみ公表している。DGIPは特許、意匠、 商標についてのガイドラインを準備中であり、2016年にはガイドラインの公表を予 定している。

DGIP は特許、意匠、商標の電子出願システムのデモバージョンを用いて特許事務 所などの知財専門家向けのトレーニング・セミナーを開催中である。以下に記載する 情報は、このセミナーから得られた情報であって、公式ガイドラインでは変更される 可能性がある¹³⁵。

#### 1.2 電子出願率

DGIP からの回答が得られなかったため、不明である。参考として、WIPO が公表 している各法域の全出願件数を以下に示す¹³⁶。

	特許	意匠	商標
2014 年	8,023	3,731	46,452
2013 年	7,450	4,259	60,983
2012 年	データ無し	4,612	62,455
2011 年	5,830	4,196	53,196
2010年	5,630	4,066	47,794

## 1.3 PR の方法

DGIP ホームページでの広報活動が実施されている。

## 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

紙書類の提出は不要である137。

## 2.2 原本の形態

DGIP からの回答が得られなかったため、不明である。

¹³⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹³⁶ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

¹³⁷ 現地法律事務所への調査結果

## 2.3 在外者による電子手続

特許、意匠、商標ともに、在外者が DGIP に対して直接できる手続はない。

#### 特許法138 第26条

(1) インドネシア共和国内に住所又は常居所を有していない発明者又は出願人により 提出される出願は、インドネシアの代理人を通じて行われるものとする。
(2) (1)にいう発明者又は出願人は、当該特許出願のためにインドネシアにおける住所 又は法律上の居所を選定し、明記しなければならない。

## 意匠法139 第14条

(1) 出願人がインドネシア国外に居住する場合は、その出願は代理人を通じて提出されなければならない。

(2)(1)の規定における出願人は、インドネシアにおける法律上の居所を選択して陳述しなければならない。

## 商標法140 第10条

(1) インドネシア共和国外に住所又は居所を有する出願人によってなされる出願は, インドネシアには代理人を通して申請されるものとする。

(2)(1)にいう出願人は、インドネシアにおける法的住所として、代理人の住所を選択して明示しなければならない。

## 2.4 電子証明書の要否

現在、商標登録の更新申請手続に電子証明書は不要で、事前に DGIP に登録した ID とパスワードでログインする¹⁴¹。

¹³⁸ 特許庁 外国産業財産権制度情報、特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹³⁹ 特許庁 外国産業財産権制度情報、意匠法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴⁰ 特許庁 外国產業財產権制度情報、商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹⁴¹ PANDUAN PENGGUNAAN APLIKASI ONLINE PERPANJANGAN JANGKA WAKTU PERLINDUNGAN MEREK TERDAFTAR (USE GUIDELINES ONLINE APPLICATION EXTENSION OF TERM REGISTERED BRAND PROTECTION), No.1 Point2、

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/panduan-perpanjangan-merek.pdf (最終アク セス日:2016年2月25日)

## 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

商標登録の更新料は、銀行窓口で現金による銀行振り込み、インターネット上での 銀行振り込み及び銀行の ATM での支払が可能である¹⁴²。

#### 2.6 電子手続による出願料金の減免

商標登録の更新料の減免はない143。

#### 2.7 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは、365日、24時間稼働しており¹⁴⁴、定期的なメンテナンスの時間は設定されていない。

#### 3 電子出願の環境について

### 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザであり、JAVAの技術が使われている145。

## 3.2 電子出願環境の使用感146

現地代理人によると、インドネシアの電子出願システムは2015年9月に導入され たばかりであって、ログインすることも困難であり、動作もスムーズではない。現地 の法律事務所は、まだ紙書類による出願を好んでおり、電子出願を薦めることはして いない。その主な理由は以下の3点である。

- 電子出願をした日に出願番号を受け取れる保証がない
- ・ DGIP に提出するデータの安全性が保証されていない
- ・ 度々、システムにアクセスできない

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制

DGIP では、電話と電子メールによるサポートが整備されている。電話番号は +62-21-57905615 (Directorate of Information Technology)、メールアドレスは doit@dgip.go.id (Directorate of Information Technology)である。

¹⁴² PANDUAN PENGGUNAAN APLIKASI ONLINE PERPANJANGAN JANGKA WAKTU PERLINDUNGAN MEREK TERDAFTAR (USE GUIDELINES ONLINE APPLICATION EXTENSION OF TERM REGISTERED BRAND PROTECTION)、

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/panduan-perpanjangan-merek.pdf (最終アク セス日:2016年2月25日)

¹⁴³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁶ 現地法律事務所への調査結果

## 3.4 ユーザーインターフェイス

現状の DGIP の電子出願システムでは、著作権及び商標登録の更新申請のみ手続で きる。また、DGIP は電子出願システムのマニュアルを公開していない。現地法律事 務所に依頼して取り寄せた画面のスクリーンショットを用いて説明する。

1/27/2016	eFiling DJKI	
🏦 eFiling DJKI		
TRADEMARKS	DIREKTORAT JENDERAL KEKAYAAN INTELEKTUAL KEMENTERIAN HUKUM DAN HAK ASASI MANUSIA	
PHENIS	eFiling DJKI ( <u>Disclaimer</u> )	
	Pengguna :*	
INDUSTRIAL DESIGNS	Kata Sandi.*	
٨	RESET	

電子出願システムのログイン画面である。ID とパスワードを入力してログインする。

7/2016									Filing DJKI			
1	È e	eFil	ing	DJI	Ø	Menu Utama					DR. TOETI HERATY N. RO	OSSENO   Tentang   Keluar   🔇
MEN	បហ	TAMA										
Filt	er	Ð										
						Nomor eFiling	Tanggal Pengajua	Jenis Permohonan	Portfolio	Status	Ringkasan	Nomor Referensi P
			×			WFU2015000052	2015-12-14 08:58:25	01. Perpanjangan Jangka Waktu Perlindungan Merek/Merek Kolektif (IDM)		Diterima	No.Permohonan :	820151217507600
											D/00/2006/001119	
	•		Z			WFU2015000037	2015-11-26 09:19:08	01. Perpanjangan Jangka Waktu Perlindungan Merek/Merek Kolektif (IDM)		Diterima	No.Permohonan : D/00/2006/001115	820151126977422
		8 C	p z			WFT2015000001	2015-11-24 15:46:35	Merek Dagang Non UMKM		Rejected Payment failed	ABCDEFG	820151126977421
	•		æ			WFU2015000002	2015-09-28 08:44:21	01. Perpanjangan Jangka Waktu Perlindungan Merek/Merek Kolektif (IDM)		Diterima	No.Permohonan : V/00/2005/005708	820150928538278
		T	E			WFU2015000001	2015-09-28 08:35:37	01. Perpanjangan Jangka Waktu Perlindungan Merek/Merek Kolektif (IDM)		Diterima	No.Permohonan : V/00/2005/005709	820150928538279
	1	-	-	i.				re <e 1<="" page="" td=""><td>of 1 =&gt; == 10 ¥</td><td></td><td></td><td>View 1 - 5 o</td></e>	of 1 => == 10 ¥			View 1 - 5 o
Lak	ukar	n Tin	daka	an pa	da F	ermohonan Terp	ilih:					
Teta	pkan	n por	tofoli	o: P	ilih P	ortofolio 🔹	ОК					

商標登録のリスト画面である。

1/27/2016		eFiling DJKI
eFiling DJKI   Dokumen Paska Po	ermohonan - TradeMark	DR. TOETI HERATY N. ROOSSENO   Tentang   Keluar   🕐
MENU UTAMA		
		ð
Jenis Dokumen Permohonan *	Pilih	×
Catatan		
		ĥ
Permohonan Terkait		
Nomor Pernohonan * Nomor Pendaftaran *	Tambah	

案件の検索画面である。出願書類の種類(「jenis dokumen permohonan」)を選択 (「pilih」)し、出願番号(「nomor permohonan」)又は登録番号(「nomor pendaftaran」) を選択した後、番号を入力する。

2016	eFiling DJN					
			5			
nis Dokumen Permohonan *	01. Perpanjangan I	langka Waktu Perlindungan Merek/Merek Kolektif (IDM)				
atan						
ermohonan Terkait						
) Nomor Permohonan * ) Nomor Pendaftaran *		Tambah 🛦 Nomor permohonan yang dimasukkan tidak cocok dengan layanan dipilih				
incian Konsultan						
Detail Konsultan		记 Tambah Konsulta	n   🔯 Hapus Terpilih			
Ubah Nama Pemohon	1	Alamat				
🕑 🥒 Dr. Toeti Heraty N. Roosseno		Kantor Taman A-9, Unit C1 & C2 Jl. DR. Like Anak Agung Gde Agung Mega Kuningan Akatari 12950				
		re <e 1="" of="" page="">&gt; &gt;&gt; 5 V</e>	View 1 - 1 of 1			
Dokumen pendukung:	Choose File sar	nnle.odf				
Calinan Cale Alda Dandisian Dadan Uuluun	Choose File No	file choreen				
Sainan San Akta Pendinan Dadan Hukum						
Surat Kuasa	Choose File No	tile chosen	E			
Surat Pernyataan Penggunaan Merek 🔹	Choose File sar	nple.pdf	6			
Fotokopi KTP	Choose File No	file chosen	e			
Fotokopi Sertifikat *	Choose File sar	nple.pdf	G			

案件の詳細(「Rician Konsultan」)が表示される。該当する案件にチェックを入れ、 次に進む。

(以降の画面には、具体的案件に関する情報を含んでいるため、現地法律事務所から画像を入手できなかった。)

## 3.5 通知の送付方法

オフィスアクションは、代理人宛に紙書類で送付される147。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

公式に電子手続できる手続は、著作権及び商標登録の更新申請のみである。特許、 意匠、商標の新規出願手続のシステム構築は完了しているが、現地法律事務所に対し てセミナーを行っている段階である¹⁴⁸。

#### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

### 4.2.1 出願書類のフォーマット

PDF(テキストデータの有無は問わない)の利用が可能である。書類のファイルサイズは 5MB が上限である¹⁴⁹。

#### 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 150

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims) : テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:テキストデータ又はイメージデータ

¹⁴⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

# **4.2.3** 出願人による中間手続書類のフォーマット 中間処理の書類はすべて紙書類が送付される¹⁵¹。

## 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

JPEG フォーマットのみ使用できる¹⁵²。

## 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否153

特許の場合、カラー画像は提出できないが、グレイスケールは提出できる。意匠及 び商標は、カラー画像及びグレイスケール画像の提出が可能である。

## 4.2.6 画像の推奨サイズ

一つのファイルにつき、5MBを超えることはできない¹⁵⁴。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

DGIP よって発出される書類はすべて紙書類である¹⁵⁵。

# <u>5 その他</u>

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない¹⁵⁶。

## 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体を提出することはできない157。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 DGIP によって API は公開されていない。

## 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Simple Patent)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である¹⁵⁸。

¹⁵¹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵² 現地法律事務所への調査結果

¹⁵³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁸ 現地法律事務所への調査結果
# E. タイ知的財産局 (DIP)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

JETRO バンコク事務所の情報¹⁵⁹によると、特許、意匠、小特許(pretty patent)の 電子出願出願の受付が 2015 年 7 月時点で開始されている。また、DIP の Information Technology Center 担当者へのアンケート調査によると、特許及び商標の電子出願シ ステムは導入済みであるが、意匠は 2016 年 10 月から 12 月の間(4Q)に導入の予定と の回答を得た¹⁶⁰。

しかしながら、現地法律事務所は、2016年1月時点で特許の電子出願システム¹⁶¹は 改良中で利用できなく、DIPから再開の時期の発表はないとしている。ただし、商標 の電子出願システム(特許、意匠、小特許とは別システム)は使用できている。

なお、DIPの電子出願システムは DIP が独自に開発したものである。

#### 1.2 電子出願率

電子出願件数の回答を DIP から得ることができなかった。参考として、WIPO が 公表している各法域の全出願件数を以下に示す¹⁶²。

	特許	意匠	商標
2014 年	7,930	4,077	45,661
2013 年	7,404	3,802	46,097
2012 年	6,746	3,481	44,963
2011 年	3,924	3,749	38,950
2010年	1,937	3,614	37,656

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。

¹⁵⁹ JETRO, タイ知的財産ニュース, 2015年7月8日 タイ知的財産局における電子出願の導入ついて、 https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/asia/2015/3a8c4001bb528467.html (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹⁶⁰ DIP, Information Technology Center への調査結果

¹⁶¹ DIP, ePatent, Login, https://patentonline.ipthailand.go.th/ePatent/Login2.aspx (最終アクセス 日:2016年2月25日)

¹⁶² WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

# 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに紙書類を電子手続(出願及び中間書類提出を含む)の後15 日以内に提出しなければならない。なお、特許及び小特許の場合は2部、意匠及び商 標の場合は1部の紙書類の提出が必要である¹⁶³。

# 2.2 原本の形態

特許、意匠及び商標ともに、原本は紙書類である164。

# 2.3 在外者による電子手続

特許、意匠及び商標ともに、在外者が電子出願システムを使って DIP に直接できる手続はない¹⁶⁵。

# 2.4 電子証明書の要否

特許、意匠及び商標ともに、電子証明書は不要である¹⁶⁶。ID とパスワードの入力のみである。

# 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

特許、意匠、商標ともに、銀行窓口で現金による銀行振込みのみである167。

#### 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標ともに、出願料金の減免はない168。

# 2.7 データエントリー料

特許、意匠、商標ともに、紙出願に対してデータエントリー料は課されない169。

#### 2.8 電子出願システム稼働時間

特にメンテナンス時間の定めはなく、24時間、365日稼働しているようである。ただし、16時30分以降の業務処理(transaction)は翌日になされたものとみなされる¹⁷⁰。

¹⁶³ DIP's announcement regarding registration, procedure and condition for electronic filing of patent or petty patent application dated June 22, 2015, Section 10 of Chapter 4

¹⁶⁴ DIP への調査結果¹⁶⁵ DIP への調査結果

¹⁶⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶⁷ DIP's announcement regarding registration, procedure and condition for electronic filing of patent or petty patent application dated June 22, 2015, Section 7 and 8 of Chapter 3

¹⁶⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁰ 現地法律事務所への調査結果

# 3 電子出願の環境について

# 3.1 電子出願システムの環境

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムの環境はウェブブラウザである。特許、 意匠の電子出願システムには HTML5、Abobe Flash Player 及び JAVA の技術が使わ れており、商標のシステムには、HTML5 の技術が使われている¹⁷¹。

# 3.2 電子出願環境の使用感

すべての書類をスキャナーでスキャンする作業が必要なこと、さらに電子出願時に は多くの情報を入力する必要がある上に、電子出願システムが不安定でもあるため、 現地法律事務所は電子出願システムを使いにくいとの感想をもっている。

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制

電話と電子メールでのサポート体制が整備されている。電話番号は+66-2-547-6038
 / Hotline: 1368、電子メールアドレスは vsakol@hotmail.com 及び

sulak_s_3@hotmail.com(特許及び意匠)、etrademark@ipthailand.go.th(商標)である¹⁷²。

¹⁷¹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷² 現地法律事務所への調査結果

# 3. 4 ユーザーインターフェイス

現地法律事務所より、電子出願システムのユーザーインターフェイス画像を入手したので、その画像をもとに説明する。

อาการ อาการ์พย์สินทาง เวลาหรักชาตินทาง	
	<u>คำขอจดหะเบียนเครื่องหมาย (n.01)</u> วิธีการใช้งาน การยื่นคำขอจดหะเบียนเครื่องหมานการดำผ่านอินเตอร์เน็ต ท่านจะใต้รับเลขคำขอหลังจากที่บันทึกรายละเอียดเรียบร้อยแล้ว และคำขอรี่ยื่นหลัง 16:30 วันที่ยืนคำขอจะเป็นวันทำการถึดไป
ion 1.	ส่วนที่1 ส่วนที่2 ส่วนที่3 ส่วนที่4 ส่วนที่5 ส่วนที่6
	ผู้ขึ้นคำขอ
	Applicant.         Filing date         วันที่อื่นคำขอ (03/02/2559)         มาระการและ           Applicant.         ผู้อันคำขอ เป็น         เจ้าของ          Agent.
	เข้าของเครื่องหมาย Proprietor of Mark. 2 + เพิ่มข้อมูล 🖨 ลบข้อมูล
	ลำดับ Order. ชื่อ Name. ที่อยู่ Address. โพรศัพท์ Phone No
	"ไม่พบข่อมูล
	หน้า 1/1 รายการที่ 0-0/0 📧 🔜 🔛 📧 10 🔽 ใปหน้าที่
	ด้วแทนผู้รับมอบอำนาจ(ถ้ามี)
	สำลับ Order. ชื่อ Name. ที่อยู่ Address. โบรสัพรท์ Phone No
	นทบบอยูล พบ้า 1/1 รายการที่ 0-0/0 (≪ ≪ ≫ ≫ โป โปหน้าที่
	→ ถัดไป
	Next

商標出願の入力画面は6つに分割されており、上の画面は1つめの入力画面である。 この画面では、出願人や代理人の情報を入力する。

			Individuals	000
Cate	ory of Person ประเภทบุคคล * [	บุคคลธรรมดา 🔹	Corporations	
ด่าขอจดหะเบียง	No เลขที่*		Foreigner	
การยื่นค่าขอจดทะเบิ	Title Name ดำนำหน้าชื่อ	۹ ×	Government Arencie	
และคำขอที่ยื่นหลัง	Name ชื่อผู้ขอ/เจ้าของ *		Other	
ส่วนที่1 ส่วนที่2	Last Name นามสกุล *			
ผู้ยื่นคำขอ	Nationality. สัญชาติ*	۹ ×		
	Occupation อาชีพ * [	A X		
	Address		^	
เจ้าของเครื่ะ	มอยู่ -		$\sim$	
CT I BENCH JI	Swine หมู่ที่*			ข้อมูล
ล่าดัง	Alley. ช่อย *			
	Road ถนน *			
	City ดำบล/อ่าเภอ/จังหวัด *		× ₽	
	Post Code รหัสใปรษณีย์ *			
ด้วแทนผู้รับ	Country ประเทศ *	<b>م</b> ×		
	Telephone No. โทรศัพท์ *			ข้อมูล
ลำดับ	Fax โทรสาร *			1
	E-Mail			

この画面は出願人の情報についての入力画面である。代理人についても同様である。

	การยื่นค่าขอจดทะเบียนเครื่องหมานการค้าผ่านอินเตอร์เน็ต ท่านจะได้รับเลขค่าขอหลังจากที่บันทึกรายละเอียดเรียบร้อยแล้ว และค่าขอที่ยื่นหลัง 16:30 วันที่ยื่นค่าขอจะเป็นวันทำการถัดไป ส่วนที่1 ส่วนที่2 ส่วนที่3 ส่วนที่4 ส่วนที่5 ส่วนที่6
f the Mark	ประเภทเครื่องหมายที่ต้องการขอจดทะเบียน Tradmark Service Mark Certification Mark Collective Mark เครื่องหมายการค้า เครื่องหมายบริการ เครื่องหมายรับรอง เครื่องหมายรับม
for contact hailand	สถานที่ดิดต่อในไทย
	(จ้าของ Owner)
	🧼 ตัวแทน
	อื่นๆ(ระบุ) 04m
	การขอให้ถือว่าวันที่ยื่นค่าขอนอกราชอาณาจักรครั้งแรกเป็นวันที่ยื่นค่าขอในราชอาณาจักรตามมาตรา 28
	🔵 ขอถือสิทธิ์และได้ยื่นค่าขอพร้อมเอกสารหลักฐาน Claims and seeding application form with documents
	🔘 ขอถือสิทธิ์และได้ยื่นหนังสือขอผ่อนผันส่งเอกสารหลักฐาน Claims and rending documents after applied date
	ไม่ขอถือสิทธิ์ No claima
	การขอให้ถือว่าวันที่น่าสินค้าที่ใช้เครื่องหมายการค้าออกแสดงในงานแสดงสินค้าระหว่างประเทศตามมาตรา 28 หวั
	🔘 ขอถือสิทธิ์และได้ยื่นค่าขอพร้อมเอกสารหลักฐาน Claims and seeding application form with documents.
	🔘 ขอถือสิทธิ์และได้อื่นหนังสือขอผ่อนผันส่งเอกสารหลักฐาน Claim: and reading document: after applied date
	A Harrison R. B

# 次に、商標の種類、DIP からの連絡先などについての入力画面である。

เละคาขอ	อจดทะเบีย าี่ยื่นหลัง 16	แครื่องหมา :30 วันที่ยื่า	านการค้าผ่า เศาขอจะเป็	นอินเดอร์เ นวันทำกา	เน็ต ท่านจะได้รับเลขคำขอหลังจากที่บันทึกรายละเอียดเรียบร้อยแล้ว เรถัดไป
ส่วนที่1	ส่วนที่2	ส่วนที่3	ส่วนที่4	ส่วนที่5	ส่วนที่6
การใช้เ	ครื่องหมายใ	ู นการจำหน่	่ายก่อนยื่นต	ร่าขอนี้ 🚽	The use of mark for selling, disseminating, or advertising before filing this application
٥ı	Using or lice ด้ใช้หรืออนุถ	unดให้ใช้ (	Never โม่เคยใ	been used ชัหรืออนุญ	บาดให้ใช้
การขอ	จดทะเบียนเค	ครื่องหมาย	การค้าที่มีลั	กษณะเป็น	สรูปร่างหรือรูปทรงวัตถุ Applying for Trademark having shapes and figures
	ได้ยื่นค่าท	เรรณารปร่า	งหรือรปทร	งของวัดถง	พร้อมคำขอนี้
	Apply fo	r Trademark h	aving shapes a	ad figures	
-					
۲	ไม่มีค่าพร	รณา	applying		
	ฉพะเบียบเล	จรื่องหมาย	ที่มีลักษณะ	ເປັນກລຸ່ມສື	Applying for Trademark having the group of colors
การขอ	()))))))				
การขอ	เครื่องหม	ายที่จดทะเร	บียนประกอ	บด้วยกลุ่มข	เของสีที่มีลักษณะดังนี้ (ให้บรรยายลักษณะของสีและระบุสีให้ชัดเจน)
การขอ	เครื่องหม Apply for	ายที่จดทะแ Trademark ha	บียนประกอ ving the group	ນທັວຍກລຸ່ມ: of colors (clea	เของสีที่มีลักษณะดังนี้ (ให้บรรยายลักษณะของสีและระบุสีให้ชัดเจน) wity specify the group of colors and each color)
การขอ	เครื่องหม Apply for	ายที่จดทะแ Trademark ha	บียนประกอ ving the group	ນດ້ວຍກລຸ່ມາ of colors (clea	เของสีที่มีลักษณะดังนี้ (ให้บรรยายลักษณะของสีและระบุสีให้ขัดเจน) arly specify the group of colors and each color).

3つめのタブでは、商標の使用の有無、図形を用いた商標又は色彩を有する商標で あるか否かを選択する。

4つめのタブでは、指定商品/指定役務を選択する。

	ดำขอจดทะเบียนเครื่ การยื่นคำขอจดทะเบียนเค และคำขอที่ยื่นหลัง 16:30 ส่วนที่1 ส่วนหี2 ส่ว	<u>องหมาย (ก.01)</u> วิธี รื่องหมานการค้าผ่านอินเตอ วันที่อื่นคำขอจะเป็นวันทำเ นห่3 ส่วนที่4 <u>ส่วนที่</u>	ไการใช้งาน อร์เน็ต ท่านจะได้รับเลขคำขอหลังจากเ การถัดไป 5 ส่วนที่6	<i>ว</i> ี่บันทึกรายละเอียดเรียบร้อยแล้ว	
	รูปเครื่องหมายกรณีที่ข	นาดเกิน 5x5 เซนดิเมตร	Picture Mark that in case over than 5x5 cm.		
	Additional Fee. รูปเครื่องา	หมาย (จะต้องเสียค่าธรรมเา่	นียมเพิ่ม) 🔸 Browse		
	รูป 3 มิติ <u>3D Picture</u> .				
		Picture 1 รูป 3 มี	เดิรูปที่ 1 🕂 Browse		
		Picture 2. รูป 3 มี	iดิรูปที่ 2 🕇 Browse		
		Picture 3 รูป 3 มี	iดิรูปที่ 3 🕇 Browse		
		Picture 4. รูป 3 มี	iดิ รูปที่ 4 🛛 🕇 Browse		
		Picture 5 รูป 3 มี	iดิรูปที่ 5 🕇 Browse		
		Picture 6. รูป 3 มี	iดิรูปที่ 6 🕂 Browse		
Back	← ก่อนหน้า				→ ถัดไป Next.

5つめのタブでは、商標の画像ファイルをアップロードする。

ส่วนที่1	ส่วนที่2	ส่วนที่3	ส่วนที่4	ส่วนที่5	ส่วนที่6	5							
กรุณาแ	นบเอกสาร	ให้ตรงกับเล	อกสารที่ด้อ	งส่งตัวจริงใ	ให้ส่านักเค	รื่องน	งมายการค้า	้ำ แล	ะเป็นไฟล์ pdf ขนา	ดไม่เกิน 50 M	B Please att: document that is not file to the	ach files same as s and send the de over than 50ME Trademark offic	the ocuments 3 with .pd :e
	* 1. สำเ	นาบัตรประจ	่าตัวหรือต้า	แฉบับหนังสื เ	งื่อรับรอง เดิบุคคล	+	Browse		A copy of Personal ID or	Certificate of Corp	oration registrat	ion	
2. สำเา	นาหนังสือม	เอบอำนาจ(	ก.18) และ	ส่าเนาบัดรา ของเ	ประจำตัว ผู้รับมอบ	+	Browse		A copy of Power of Attor	ney (Kor.18) and a	copy of personal	ID of Agent.	
	3.	. หนังสือจด	ทะเบียนเค	รื่องหมายชุ	ด(ก.13)	+	Browse		Registration of Collective	e Mark (Kor.13)			
		4. 1	หนังสือแสด	จงการปฏิเส	iธ(ก.12)	+	Browse		A letter of denial (Kor.12	2)			
5. หล่	งักฐานหรือ	คำชี้แจ้งแส	ดงความสัม	พันธ์ของผู้ว่ เครื่องห	มีสิทธิ์ใช้ เมายร่วม	+	Browse		Evidence or statement of	the relationship of	Mark holder.		
	6	. ข้อบังคับว่	าด้วยการใช	ช้เครื่องหมา	ายรับรอง	+	Browse		Regulating the use of cer	tification marks.			
		7. ห	ลักฐานจำส์	<u>่บลักษณะ1</u>	ມ່งເฉพาะ	+	Browse		Evidence to proof distin	ction.			
	8.	คำขอถือสิ่า	กธิวันที่ยื่นค	ง่าขอในต่าง	บประเทศ	+	Browse		The claims of registered	overseas.			
	9.	หนังสือขอเ	ผ่อนผันการ	ส่งเอกสารเ	หลักฐาน	+	Browse		The lenient letter of sen	ding the documents			
			ค่าธร	รรมเนียมที่ด	ด้องชำระ			5	500.00 บาท				
					8	ตกล	3 0	ยกเ	ลิก				

最後のタブでは、代理人の委任状や、団体商標に関する書類をアップロードする。

# 3.5 通知の送付方法

DIPからの通知はすべて紙書類で受け取る173。

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続174

- <特許及び意匠>
- ・国内出願に係る願書の提出
- ・DIPを受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出(特許のみ)
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- <商標>
- ・国内出願に係る願書の提出
- ・オフィスアクションへの応答

¹⁷³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁴ 現地法律事務所への調査結果

・拒絶査定不服審判の請求

# 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット175

特許及び意匠の場合、PDF(テキストデータ含む)、Microsoft Word のフォーマット が使われている。商標の場合、ウェブブラウザ上の入力フォームに入力していく形式 であって、電子ファイルをアップロードする形式ではない。

#### 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 176

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット177

出願書類と同様、特許及び意匠は、PDF(テキストデータ含む)、Microsoft Wordのフォーマットが使われている。

# 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット178

特許、意匠は JPEG フォーマットを使うことができる。商標は JPEG、PNG、GIF のフォーマットを使うことができる。

¹⁷⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁸ 現地法律事務所への調査結果

#### 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否¹⁷⁹

特許、意匠及び商標ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出ができる。

#### 4.2.6 画像の推奨サイズ180

特許及び意匠の場合、1ファイル 2MB が上限である。商標の場合、いずれのフォ ーマットも1ファイル 500KB が上限であって、原本のサイズは 5cm×5cm が上限で ある。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許、意匠及び商標ともに、テキストデータを含む PDF の書類で発出される¹⁸¹。

# 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

特許、意匠及び商標ともに、知財庁より発出される書類のイメージ部は JPEG および TIFF のフォーマットで発出される¹⁸²。

## 4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許、意匠及び商標ともに、カラー画像およびグレイスケールで発出される183。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

特許、意匠及び商標ともに、いずれの画像フォーマットも1ファイル 1MB が上限 である¹⁸⁴。

# 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能¹⁸⁵

申請書類の作成補助機能は提供されていない。

# 5.2 電子記録媒体の提出186

電子記録媒体は提出できない。

¹⁷⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸¹ DIP への調査結果

¹⁸² DIP への調査結果

¹⁸³ DIP への調査結果

¹⁸⁴ DIP への調査結果

¹⁸⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁶ 現地法律事務所への調査結果

- 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 DIP は API を公開していない¹⁸⁷。
- 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Petty Patent)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である¹⁸⁸。

¹⁸⁷ DIP への調査結果

¹⁸⁸ 現地法律事務所への調査結果

# F. ベトナム知的財産庁 (NOIP)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況189

NOIP の庁内システム開発においては、JICA により日本から専門家が派遣されて おり 2000 年 4 月~2004 年 3 月に MOIPA (Modernization of IP Administration) プロジェクトを実施している。さらに 2005 年~2009 年に UTIPINFO (Utilization of IP Information) プロジェクトを実施している。

UTIPINFO プロジェクトにおいて、電子出願システムを開発したものの、当該電子出願システムは電子認証書を必要としたシステムとなっていたが、ベトナムでは電子認証局が設置されなかったため、このシステムが稼動することはなかった。

一方、ベトナム政府は、電子政府(e-government)に関する 2015 年 10 月 14 日付け の Resolution 36a/2015/NQ-CP を作成し、この resolution に基づき、科学技術省 (Ministry of Science & Technology)は 2016 年までに電子出願システムを構築するこ とになっている。現在、NOIP は、電子出願システムの開発を含む IT プロジェクト を 3 年かけて実行中である。

# 1.2 電子出願率

参考として、WIPO が公表している各法域の全出願件数を以下に示す¹⁹⁰。

	特許	意匠	商標
2014 年	4,447	2,311	38,744
2013 年	3,995	2,095	36,454
2012 年	3,805	1,812	34,341
2011 年	3,560	1,833	32,859
2010 年	3,582	1,717	32,289

¹⁸⁹ NOIP への調査結果

¹⁹⁰ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

# III. BRICS

# A. ブラジル産業財産庁 (INPI)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

INPIは、特許、意匠、商標の電子システムは導入済みである。特許の電子出願シ ステムは e-Patentes¹、商標は e-Marcas²と呼ばれる。意匠の電子出願システムに特 別な名前は無いが、https://gru.inpi.gov.br/peticionamentoeletronico/からログインで きる。

#### 1.2 電子出願率

特許の電子出願件数についてのみ、INPIから情報を入手することができた³。

	特	許	意匠4	商標5
出願年	電子出願率	全出願件数	全出願件数	全出願件数
2014 年	70%	33,059	6,590	157,016
2013 年	45%	33,989	6,847	163,422
2012 年	—	33,780	6,563	151,711

なお、商標は2012年に74%が電子出願されている6。

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている7。

# 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに、紙書類を提出する必要はない8。

¹ Plataforma e-Patentes、http://epatentes.inpi.gov.br/(最終アクセス日:2016年2月25日)

² E-Marcas、http://www.e-marcas.com.br/(最終アクセス日:2016年2月25日)

³ INPI への調査結果、MyIPO からは特許についてのみ回答が得られた。

⁴ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日:2016 年 3 月 7 日)

⁵ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日:2016 年 3 月 7 日)

⁶ BRAZIL 知財、ブラジル特許庁は意匠の電子出願を開始する、ホベルト・カラペト氏、 https://brazilchizai.wordpress.com/2015/04/09/(最終アクセス日:2016年2月25日)

⁷ INPI への調査結果

⁸ 現地法律事務所への調査結果

#### 2.2 原本の形態

電子的に出願された書類が原本となる%。

# 2.3 在外者による電子手続

電子出願システムを使って在外者が INPI に対して直接できる手続はない¹⁰。

## 産業財産権法11 第217条

海外に住所を有する者は、正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人を指 名し、かつ、雇用しなければならず、代理人には、召喚の受諾を含め、行政及び司法 手続に関して本人を代表する権限を付与しなければならない。

# 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は特許出願のみ必要であって、意匠商標及び商標出願には不要である¹²。

# 2.5 電子証明書の種類

電子証明書はファイル形式(Types A1 for software)と、トークン又はスマートカー ド形式(A3 for hardware)がある ⁷。電子証明書の規格は Decree 3.996/2001 ¹³(ICP-Brasil)によって規定されている。

# 2.6 電子証明書の指定認証局

INPI は特定の認証局を指定していないが、電子証明書は ICP-Brazil というブラジルの標準に準拠している必要がある。ICP-Brazil は 2001 年の連邦法 (MP2.200-2/2001¹⁴)によって規定された。なお、連邦政府が認証している幾つかの認 証局がインターネット上にリスト化されている¹⁵。

⁹ INPI への調査結果

¹⁰ INPI への調査結果

¹¹ 特許庁 外国産業財産権制度情報、ブラジル産業財産権法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/brazil/sanzai.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹² INPI Resolution 62/2013 dated 18/03/2013, Article 5 and 6、

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_62-2013.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹³ Decreto nº 3.996,

http://www.iti.gov.br/images/icp-brasil/legislacao/Decretos/DECRETO_3_996_DE_31_10_2001.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴ Medida Provisória nº 2.200-2,

http://www.iti.gov.br/images/icp-brasil/legislacao/Medida%20Provisoria/MEDIDA_PROVIS_RIA_2 _200_2_D.pdf (最終アクセス日: 2016年2月25日)

¹⁵ Instituto Nacional de Tecnologia da Informação, ICP-Brasil,

http://www.iti.gov.br/icp-brasil/estrutura (最終アクセス日:2016年3月7日)

# 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

INPIのシステムとは別のシステムから GRU と呼ばれる公的な請求書が電子的に 発行されるので、それを用いて出願人は銀行窓口又はネットバンキングで支払いが可 能である¹⁶。

# 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標ともに出願料金の減免がある。

	特許17	意匠18	商標19
紙出願	260  BRL	$350 \ \mathrm{BRL}$	$530 \ \mathrm{BRL}$
電子出願	175 BRL	235  BRL	355  BRL

(単位:ブラジル レアル)

# 2.9 データエントリー料

紙書類による出願に対してデータエントリー料は課されない。

# 2.10 電子出願システム稼働時間

定期的なメンテナンス時間の定めはなく、365日、24時間稼働している20。

#### 3 電子出願の環境について

#### 3.1 電子出願システムの環境

特許出願の電子出願システムの環境は専用ソフト、意匠及び商標出願の電子出願シ ステムはウェブブラウザである。特許出願の専用ソフトは INPI ホームページ²¹から ダウンロード可能で有り、また、意匠及び商標出願の電子出願システムには、 Javascript の技術が使われている。

¹⁸ INPI, SERVIÇOS RELATIVOS A DESENHOS INDUSTRIAIS,

¹⁶ INPI, Passo 3: Pague a taxa (料金の支払い)、

http://www.inpi.gov.br/pedidos-em-etapas/pague-taxa (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁷ INPI, TABELA DE RETRIBUIÇÕES DOS SERVIÇOS PRESTADOS PELO INPI,

http://www.inpi.gov.br/arquivos/patentes.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.inpi.gov.br/arquivos/desenho-industrial_novo-formato.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

¹⁹ INPI, SERVIÇOS RELATIVOS A MARCAS,

http://www.inpi.gov.br/arquivos/marcas_novo-formato.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁰ INPI Resolution 25/2013 dated 18/03/2013, Article 3, Paragraph 1、

http://www.inpi.gov.br/legislacao-1/resolucao_25-2013_0.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)²¹ INPI, e-Depósito – Downloads,

http://epatentes.inpi.gov.br/modulo2/edeposito/index.php?p=downloads (最終アクセス日:2016年3月7日)

# 3.2 電子出願環境の使用感

現地法律事務所によると、INPIの電子出願システムは便利でエラーもなく使いや すいということである。特に、商標の電子出願システムは、ユーザーフレンドリーな インターフェイスを有しているとのことである。さらに、紙書類での出願を選択する 理由は見当たらないという意見もあった²²。

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

INPI では、ホームページ上の問い合わせフォーム

(http://faleconosco.inpi.gov.br/faleconosco)によるサポート体制が整備されている。

なお、電話でのサポートは受けられない23。

²² 現地法律事務所への調査結果

²³ 現地法律事務所への調査結果

3.4 ユーザーインターフェイス

特許の電子出願システムについて、オンラインマニュアル²⁴から一部を抜粋して説 明する。

AB	С	]	D	Е
Barra _j de Menu 🛛 Barra de Fen	amentas 🛛 Barra Indica	dora de Localização Ban	a de seleção de status	Busca
Ce Patentes/Depósito Editor Arquivo Editar Ver Fluxo de Trab Codas as petições - Todos Todas as petições - Todos Pasta Padrão Pasta Padrão Pasta Padrão Nudustria de Pneus SA ano 2012 ano 2013 rodas Metalúrgica São Bento Fornos Universidade SA Formulários Modelos Lixeira	pneu #1 alho Ferramentas Ajuda CONTROSTICIÓN - pries Todos Rascunho Última Alteração / 13/03/2013 pr	eu #1 Pronto para Assinar Pronto Cod. Referência neu #1	o para Enviar Enviado Última. Descrição Pedido de Patente Nacional do Brasil	Alteração
Corectado como Administrator Pastas e Modelos F	Formulário DIRPA ID: Título: Status: Mensagens: Salvo em: Depositante: Arquivos anexados: Notas Internas: Elementos seleciorados: 1 Painel de Informaçõe: G	A-FQ001 2 PNEU PARA VEICULO A MOT Rascunho S 1 A 2 © 0 Administrator, 13/03/2013 Industria de Pneus SA 9 Visualizar s Lis	ror, E, MC LDE PARA PRODUZIR UM	PNEU Barra de Status

専用ソフトウエアの初期画面25である。初期画面の構成を以下に説明する。

http://epatentes.inpi.gov.br/modulo2/edeposito/webhelp/eDEP_HelpFM_PT/1024.htm (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁴ INPI e-Patentes, Manual on-line,

http://epatentes.inpi.gov.br/modulo2/edeposito/webhelp/eDEP_HelpFM_PT/index.htm (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

²⁵ INPI, e-Patentes/Depósito Editor,

構成要素	説明
A: メニューバー	専用ソフトウエアを使って書類を作成、編集して保存す
(Barra de Menu)	るために必要なすべてのコマンドの一覧である。
B: ツールバー (Barra	頻繁に使用するタスクやツールへのショートカットボタ
de Ferramentas)	ンの一覧である。
C: ロケーションバーの	フォルダ、ステータス、ユーザー、参照コードなど、選
表示(Barra Indicadora	択したアプリケーションに関する特定の情報を表示す
de Localização)	る。
D: ステータス選択バー	選択しているフォルダ内の書類の状態(ドラフト中、署名
(Barra de Seleção de	の準備完了又は送信の準備完了)を表示する。
Status)	
E: 検索 (Busca)	特定の検索語を入力してを検索を実行する。
F: フォルダとテンプレ	すべての書類、デフォルトのフォルダ、フォーム、テン
ート (Pastas e Modelos)	プレートやゴミ箱が含まれているシステムフォルダであ
	る。。必要に応じて、さらにフォルダとサブフォルダを
	作成することができる。
G: 情報パネル (Painel	リストで現在ハイライト表示されたアプリケーション
de Informações)	(又はテンプレート)の一般的な情報を表示する。
H: 書類(petition)リスト	左側のフォルダ内にあるすべてのアプリケーション、テ
(Lista de Petições)	ンプレートやフォームの一覧を表示する。
I: ステータスバー	専用ソフトが最後に実行した動作に関する情報を表示す
(Barra de Status)	る。

🖨 e-Datentes/Denósito Editor				
Arquivo Editar Ver Fluxo de Trab	alho Ferramentas Aiuda			
				502 (2)
				\$\$r 🕕
Formulários - DIRPA-FQ00	1 - DIRPA-FQ001 Depósit Pedido de	Patente ou de Certifi	ficado de Adiçi	1 item disponível
Todas as petições 4	Todos Bascunho Pronto para Assinar	Pronto para Enviar Env	viado Nome 🔻	P
3 Pasta Padrão				
E Formulários 1	Nome	Tipo ∧	Descrição	Grupo
Modelos	DIRPA-FQ001 Depósito de Pedido de Patente ou de Certificado de Adicão	DIRPA-FQ00 Pedido	o de Patente Nacional do Brasil	BR
📅 Lixeira		9		

新規出願を行う場合、各種の Form が格納されているフォルダ"Formulários"①を 選択する。Form の一覧が②に表示されるので、新規出願の Form(DIRPA-FQ001)を 選択する。

	Denésite de l	Dadida da Data	nte eu de Centificade	da Adiaão - Dassu	who '		Calu	27	
C				E Deserve to O					
Principal 🛇	2 - Nome 📎	3 - Prioridade	4 - Material Biologico	5 - Documento 📎	6 - Declarações 📎				
Ao Institu	uto Nacional d	la Propriedade	Industrial:						
O requerente	e solicita a conces	são de um privilégio i	nas condições indicadas ness	e formulário eletrônico:					
Natureza:	Invenção	<b>a</b> 0	Modelo de utilidade	C Certificado de adiçã	ão				
		0							
				Número do p	processo original do cer	tificado d	le adição		
				Número do p	processo original do cer	tificado d	le adição		
	~			Número do p	processo original do cer	tificado d	e adição		
 Título da Ir	nvenção ou Moc	delo de Utilidade (	54):	Número do p	processo original do cer	tificado d	le adição	D	
Título da Ir	ivenção ou Moc	delo de Utilidade (	54):	Número do,p	rocesso original do cer	tificado d	ie adição	2	~
Título da Ir	ivenção ou Moo	delo de Utilidade (	54):	Número do p	rocesso original do cer	tificado d	ie adição	7	~
Título da Ir	ivenção ou Moc	delo de Utilidade (	54):	Número do p	rrocesso original do cer	tificado d	ie adição	7	~
Título da Ir	ηνεηςão ou Moc	delo de Utilidade (	54):	Número do p	rrocesso original do cer	tificado d	le adição	D	~
Título da Ir	ivenção ou Moc	delo de Utilidade (	54}:	Número do p	rrocesso original do cer	tificado d	le adição	7	×
Título da Ir	ivenção ou Moc	delo de Utilidade ( o Anterior Não Pre	54): judicial:	Número do p	rocesso original do cer	tificado d	le adição	7	<
Título da Ir	ivenção ou Moc o de Divulgação	delo de Utilidade ( ) Anterior Não Pre	54): judicial:	Número do p	rocesso original do cer		10 A	0	
Título da Ir Declaração	ivenção ou Moc o de Divulqação validação/1 - P	delo de Utilidade ( ) Anterior Não Pre trincipal	54): judicial:	Número do p	rocesso original do cer	tificado c	le adição	0	
Título da Ir Declaração Declaração consagens de tr S Gravidade	venção ou Moo o de Divulqação validação/1 - P e 1: 1 erro(s)	delo de Utilidade ( ) Anterior Não Pre rincipal	54): judicial:	Número do p	rocesso original do cer		10	0	
Título da Ir Declaração ensagens de v Gravidade *É neces:	venção ou Moo o de Divulgação validação/1 - P e 1: 1 erro(s) sário fornecer u	delo de Utilidade ( o Anterior Não Pre trincipal m título.	54): judicial:	Número do p	rocesso original do cer		10	0	

新規出願の Form(DIRPA-FQ001)の Form は、画面上部の6つのタブから構成される。それぞれ、メイン、名前、優先権などを入力する。

C e-Patentes/Depósito Ager	ıda	
Arquivo Editar Visualizar Ajuda	3	
Buscar Nome	completo	3
J	Nome:	
-	Sobrenome:	Empresa:
	T ítulo:	Departamento:
	CEP:	País:
	Edifício:	Estado:
	Endereço:	Tielefone:
		Fax:
	Estado:	E-mail:
	Cidade:	Nacionalidade:
	Código Postal:	Logradouro:
	País da sede:	Estado da sede:
	BR	
	CPF:	
	CNPJ:	
	API:	
	040	<b>V</b>
Conectado como Administrator		

この画面は、2つめのタブである"Nome"の入力画面である。出願人、発明者、代理人の名前や住所などを入力する。

🕒 e-Patentes/Depósito - DIRP	A-FQ001 Dep	ósito de Pedido de Pat	ente ou de Certifica	do de Adi	ção - ID O	01		
Arquivo Editar Visualizar Ferram	nentas Janelas	Ajuda						
								?
DIRPA-FQ001 Depósito de P	edido de Pate	ente ou de Certificado	) de Adição - Rascu	unho - I		Sa	alvo em 2	8/3/2013
1 - Principal 📎 2 - Nome 🛇 🔅	3 - Prioridade	4 - Material Biologico	5 - Documento 🚫	6 - Declara	ações 🚫			
5.1 - Especificação 5.2 - Especific	acão Adicional   §	5.3 - Outros Documentos   5	.4 - Listagem de Seguênci	ias				^
	Nome origin Este arquivo	al do arquivo olf_deposi o contém:	to.pdf		Págir	1 <b>as</b> 5		
<ul> <li>Relatório Descritivo</li> <li>Reivindicações</li> </ul>	🔽 Relatório	Descritivo 18		De	1 A	té 2	2	
• Resumo     DOCUMENTO-1.pdf     Documento-1.pdf	Reivindio	ação <b>1</b> 9		De	2 A	té 3	2	
	Resumo	20		De	3 А	té 4	2	
					—			~
						<b>A</b> 10	A 0	
Mensagens de validação/5 - Do	ocumento					<b>V</b> 10	<u> </u>	E ×
▼ SGravidade 1: 7 erro(s)								
<ul> <li>Especificação: Sobreposiç</li> <li>Especificação: Informo o</li> </ul>	ções de páginas	de documento nao são p	permitidas.					
<ul> <li>Especificação: Número de</li> </ul>	riumero uos de e desenhos não	informado.	is com o resumo.					
<ul> <li>Especificação texto: É ne</li> </ul>	ecessário anexar	o arquivo de relatório de	scritivo em formato te	exto.				
<ul> <li>Especificação texto: É ne</li> </ul>	ecessário anexar	o arquivo de reivindicaçõ	es em formato texto.					
<ul> <li>Especificação texto: É ne</li> </ul>	ecessário anexar	o arquivo de resumo em	formato texto.					
<ul> <li>Outros Documentos/GRU serviço 200.</li> </ul>	J: E necessário a	anexar uma Guia de Recol	himento da União (GR	:U) com co	mprovante	e de pagam	ento pa	ra o

"Documento"(左から5つめのタブ)の入力画面である。提出する必要のある書類の PDFファイルを選択してアップロードする。 意匠の電子出願システムについても、電子出願マニュアル²⁶から一部抜粋して説明 する。



INPI ホームページ27右側の "Veja o DI on line"をクリックする。

I BRASIL	Acesso à informação			Participe	Serviços	Legislação	Canais	
PETICIONAMENT ELETRÔNICO	0			Aumentar Fonte	🗛 Tamanho No	rmal 🙇 Diminu	ir Fonte 🌗	Alto Contraste
		Formula	ário de log	in				
		ediniz						
		•••••						
		Acessar >> Esqueceu a Senha	Cadastre-se a	aqui				

ID とパスワードを入力してシステムにログインする。以下は、代表的な書誌事項の入力画面のみ説明する。

 ²⁶ MANUAL DO USUÁRIO MÓDULO DE DESENHO INDUSTRIAL DO PETICIONAMENTO ELETRÔNICO DO INPI, 6 - SEXTO PASSO: ACESSO E REENCHIMENTO DOS FORMULÁRIOS ELETRÔNICOS DE PEDIDOS E PETIÇÕES DE DESENHO INDUSTRIAL、 http://www.inpi.gov.br/sobre/arquivos/manual_do_usuario_do_mudulo_de_di_no_peticionamento_e letronico.pdf (最終アクセス日: 2016年2月25日)
 ²⁷ INPI ポータルサイト、http://www.inpi.gov.br/ (最終アクセス日: 2016年2月25日)

Dados da Prioridade do depósito	
O Depositante reinvindica prioridades de Depósito	

優先権の主張を伴う場合には、チェックを入れる。

Dados da Prioridade	e do depósito		
O Depositante reinvindica prior	ridades de Depósito		
*Data Prioridade	*Número Prioridade	*Pais Prioridade	
		Selecione	▼ Adicionar Prioridade

優先権主張の基礎となる出願日、出願番号、出願国を入力する。

O Depositante reinvindica prio	oridades de Depósito				
Data Prioridade	*Número Prioridade	"Pais Prioridade			
		Selecione	•	Adicionar	Prioridade
8/01/2015	2000000000	ANDORRA		Editar	Excluir

複数の優先権を主張する場合にはチェックを入れ、基礎出願情報の入力欄を追加す る。

"Nome		
"Nacionalidade	Selecione	
CPF		
"Qualificação Física		-
"Endereço		
*Cidade		
Estado	Selecione	
CEP		
"Pais	Selwinne	
Telefone	- decision -	
Fax		
Email		
E.m.au		
Requer a na	) divulgação do Autor de acordo com o art (	'' § 4'' da LPI
		_
		Fechar Confirmar

意匠の創作者の入力画面である。意匠登録を受ける権利を出願人に譲渡する場合、 出願人の情報を入力する。

*Tipo Anexo :	Selecione •	Adi	cionar Anexo	
	Selecione Declaração de divulgação anterior			
📄 Declaro, sob as penas da lei,	Desenhos e/ou Fotografías Documento de Prioridade Outros Procuração Retvindicações	são completa	as e verdadeiras.	
15	Relatório Descritivo	<< Voltar	Terminar em outra hora	Avancar >>

出願に付属する書類(図面など)をアップロードする画面である。添付するファイルは PDF である。

Tipo Anexo :	Outros	•	Descreva o Anexo	Adicionar Anexo
--------------	--------	---	------------------	-----------------

商標の電子出願システムについても、オンラインマニュアル²⁸から一部抜粋して説 明する。

BRASIL	Acesso à informação	
	INPRIMACIONAL ACIONAL A PROPRIEDADE INDUSTRIAL	C-MARCAS Formulário Eletronico
		Versão 2.1
	Certificado Digital	Login: Senha:
		Não possui login? <u>cadastre-se aqui</u> Esqueceu a Senha? <u>clique aqui</u> Acessar >>
	Rua Mayrink Veiga, 9 - Centro - Rio de Jan	iro / RJ - CEP: 20090-910   Praça Mauá, 7 - Centro - Rio de Janeiro / RJ - CEP: 20081-240

商標電子出願システム(e-MARCAS)のホームページ²⁹において ID とパスワードを 入力してログインする。

	TELEVISION -		Atterne
Natureza da Marca:	Serviço		Alterar
Elemento Nominativo da Marca:		2	
🗏 Marca possui elementos em id	ioma estrangeiro.		

商標についての詳細な情報やイメージデータを入力する画面である30。

http://manualdemarcas.inpi.gov.br/projects/manual/wiki/Manual_de_Marcas (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

²⁹ INPI, e-MARCAS、https://marcas.inpi.gov.br/emarcas/(最終アクセス日:2016年3月7日)

 $^{^{\}rm 30}$  3.5.2 Preenchimento do formulário eletrônico

<ul> <li>4 - Graxas e óleos industriais; lubrific</li> <li>5 - Preparações farmacêuticas e vete</li> <li>6 - Metais comuns e suas ligas; mate</li> <li>7 - Máquinas e ferramentas mecânica</li> <li>8 - Ferramentas e instrumentos manu</li> </ul>	antes; produtos pai	ra absorver, molh	ar e ligar pó; combustíveis (incluindo gasolina ;
	rinárias; preparaçõ	ies higiênicas par	a uso medicinal; substâncias dietéticas adaptad
	riais de metal para	construção; cons	truções transportáveis de metal; materiais de n
	is; motores (exceto	para veículos ter	rrestres); e engates de máquinas e componente
	uais (propulsão mus	cular); cutelaria;	armas brancas; aparelhos de barbear.
<ul> <li>9 - Aparelhos e instrumentos científic</li> <li>10 - Aparelhos e instrumentos cirúrgi</li> <li>11 - Aparelhos para iluminação, aque</li> <li>12 - Veículos; aparelhos para locomo</li> <li>13 - Armas de fogo; munições e proje</li> <li>14 - Metais preciosos e suas ligas e p</li> <li>15 - Instrumentos musicais.</li> </ul>	os, nauticos, geode cos, médicos, odon cimento, produção ção por terra, ar ou éteis; explosivos; fo rodutos nessas mat	sicos, totográfico tológicos e veteri de vapor, cozinha a água. ogos de artifício. térias ou folheado	s, cinematográficos, ópticos, de pesagem, de m nários, membros, olhos e dentes artificiais; artiv ar, refrigeração, secagem, ventilação, fornecime os, não incluídos em outras classes; jóias, bijute i
Buscar por: Digite o termo	Pesquisar (	OU Listar Todas	in our division of a concerned of Confidence of the
<ul> <li>16 - Papel, papelão e produtos feitos</li> <li>17 - Borracha, guta-percha, goma, ar</li> <li>18 - Couro e imitações de couros, pro</li> <li>19 - Materiais de construção (não me</li> <li>20 - Móveis, espelhos, molduras; pro</li> <li>21 - Utensilios e recipientes para a ca</li> <li>22 - Cordas, fios, redes, tendas, toldo</li> </ul>	desses materiais e	não incluídos em	outras classes; material impresso; artigos para
	mianto, mica e prod	lutos feitos com e	stes materiais e não incluidos em outras classe
	adutos nessas maté	irias não incluídos	s em outras classes; peles de animais; malas e
	tálicos); canos rígid	dos não metálicos	para construção; asfalto, piche e betume; cons
	dutos (não incluídos	s em outras class	es), de madeira, cortiça, junco, cana, vime, chit
	asa ou cozinha; pen	tes e esponjas; e	iscovas (exceto para pintura); materiais para fa
	os, oleados, velas, :	sacos, sacolas (ni	ão incluídos em outras classes); matérias de en

指定商品、指定役務を一つの国際分類の中から検索し、選択する画面である。

<ul> <li>6 - Casa transportável de metal</li> <li>6 - Números de metal para casas, não luminosos</li> <li>6 - Casa pré-fabricada de metal</li> <li>11 - Luminosos (Números de casas -)</li> <li>11 - Números de casa, luminosos</li> <li>19 - Casa transportável, exceto de metal</li> <li>19 - Casa pré-fabricada, exceto de metal</li> <li>20 - Casas (Números de -), não luminosos e não metálicos</li> <li>20 - Casa (exceto gaiola) para animal doméstico</li> <li>25 - Casaco para operador</li> <li>25 - Casacos [vestuário]</li> <li>25 - Lenço de lapela [parte anterior e superior de um casaco voltada para fora]</li> <li>28 - Casas de bonecas</li> </ul>	ite o ternio para busca. casa	Pesquisar
	<ul> <li>6 - Casa transportável de metal</li> <li>6 - Números de metal para casas, não lumi</li> <li>6 - Casa pré-fabricada de metal</li> <li>11 - Luminosos (Números de casas -)</li> <li>11 - Números de casa, luminosos</li> <li>19 - Casa transportável, exceto de metal</li> <li>19 - Casa pré-fabricada, exceto de metal</li> <li>20 - Casas (Números de -), não luminosos e</li> <li>20 - Casa (exceto gaiola) para animal domé</li> <li>25 - Casaco para operador</li> <li>25 - Casacos [vestuário]</li> <li>25 - Lenço de lapela [parte anterior e super</li> <li>28 - Casas de bonecas</li> </ul>	osos não metálicos stico or de um casaco voltada para fora]

複数のクラスの中から、該当するクラスを検索する画面である。

# 3.5 通知の送付方法

INPI から紙書類や電子メールなどによる通知や、書類の送付は行われない。代理 人が INPI から直接書類を受け取る手段はなく、毎週火曜日に発行される公報を通じ てオフィスアクション等の通知の内容を確認する必要がある³¹。なお、公報は INPI のウェブサイト³²において電子的に発行され、特許の場合はテキストデータを含む PDF 及び TXT ファイルにて、商標の場合はテキストデータを含む PDF 及び XML ファイルにて公開される³³。

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

INPI 審査官に対する提出する書類は、電子出願システムを利用してすべて提出することが可能である³⁴。

# 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット35

# 4.2.1 出願書類のフォーマット

出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない)である³⁶。特許のみ、専用ソフトに入力した書誌事項は XML フォーマットに変換された後、INPI に送信される³⁷。

- http://www.inpi.gov.br/legislacao-1/resolucao_22-2013.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ³² INPI, Revista RPI, http://revistas.inpi.gov.br/rpi (最終アクセス日:2016年3月8日)
- 33 現地法律事務所への調査結果

http://www.inpi.gov.br/legislacao-1/resolucao_26-2013.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ³⁵ (特許) INPI, MANUAL DO USUÁRIO MÓDULO DE PATENTES DO PETICIONAMENTO ELETRÔNICO DO INPI, 6.10. Anexos、

³¹ INPI Resolution 22/2013 dated 18/03/2013, Article 1,

³⁴ (特許) INPI Resolution 62/2013 dated 18/03/2013, Article 3 and 4、

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_62-2013.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

⁽意匠) INPI Resolution 146/2015 dated 01/04/2015, Article 2、

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao-no-146-115-protocolo-eletronio-di.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) INPI Resolution 26/2013 dated 18/03/2013, Article 2、

http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/arquivos/ManualdoUsurioDIRPAverso1419012016.p df (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠) INPI, MANUAL DO USUÁRIO MÓDULO DE DESENHO INDUSTRIAL DO PETICIONAMENTO ELETRÔNICO DO INPI, 6.2.8. Anexos、

http://www.inpi.gov.br/sobre/arquivos/manual_do_usuario_do_mudulo_de_di_no_peticionamento_e letronico.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) INPI, Manual de Marcas, 3.5.2 Preenchimento do formulário eletrônico、 http://manualdemarcas.inpi.gov.br/(最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁶(意匠)MANUAL DO USUÁRIO MÓDULO DE DESENHO INDUSTRIAL DO PETICIONAMENTO ELETRÔNICO DO INPI, 6.2.8. Anexos

⁽商標) Manual de Marcas, 3.5.2 Preenchimento do formulário eletrônico, Anexos ³⁷ 現地法律事務所への調査結果

# 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

変換ツールは、特許の電子出願ソフトに組み込まれている38。

- 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 39
  - <特許>
    - ・書誌部 (願書): テキストデータ
    - ・明細書:テキストデータ又はイメージデータ
    - ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
    - ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
    - 図面:イメージデータ
  - <意匠>
    - ・書誌部:テキストデータ
    - ・意匠に係る物品名:テキストデータ
    - ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務: テキストデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

#### 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願書類と同様に、フォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない)である。 特許のみ INPI へ送付される直前には、XML フォーマットに変換される⁴⁰。

#### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

特許の図面は PDF⁴¹、意匠の図面は PDF 又は TIFF⁴²、商標は JPEG 又は PDF で 提出される⁴³。

³⁸ 現地法律事務所への調査結果

³⁹ 現地法律事務所への調査結果

⁴⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁴¹ 現地法律事務所への調査結果

⁴² MANUAL DO USUÁRIO MÓDULO DE DESENHO INDUSTRIAL DO PETICIONAMENTO ELETRÔNICO DO INPI, 6.2.8. Anexos

⁴³ Manual de Marcas, 3.5.2 Preenchimento do formulário eletrônico,

# 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許、意匠、商標ともにカラー画像及びグレイスケールでの提出が可能であるが、 特許の場合、カラー画像の提出が認められるのは金属材料分野など分野が限られてい る⁴⁴。

# 4.2.7 画像の推奨サイズ

特許については 30MB、意匠については 3MB の PDF ファイルのサイズ上限が有 り、また意匠の場合、少なくとも 300dpi の解像度が必要である。また、商標のファ イルサイズについては 2MB の上限、945×945pixel の画素数が下限であり、少なく とも 300dpi の解像度が必要である⁴⁵。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

# 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

INPI が発出する書類は、XML フォーマット及び PDF(テキストデータを含む場合 と含まない場合がある)である⁴⁶。

# 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

特許の場合、庁発出書類においてイメージファイルが単独で発出されることはなく、 すべて PDF ファイルに含まれる⁴⁷。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許の場合、超発出書類のイメージ部の画像はすべて PDF ファイルに含まれるので、カラー画像及びグレイスケールでの発出が可能である⁴⁸。

# 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

庁発出書類の画像サイズに特段の定めはない⁴⁹。

# 5 その他

# 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁵⁰。

⁴⁴ 現地法律事務所への調査結果

⁴⁵ Manual de Marcas, 3.5.2 Preenchimento do formulário eletrônico,

⁴⁶ INPI への調査結果

⁴⁷ INPI への調査結果

⁴⁸ INPI への調査結果

⁴⁹ INPI への調査結果

⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

# 5.2 電子記録媒体の提出51

非常時の電子記録媒体での提出は認められておらず、紙書類で提出することになる。 例外的に、特許出願に係る明細書の量が膨大になる場合、DVD-ROM での提出が認 められる(DNA 配列の分野など)。

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 INPI は API を公開していない⁵²。

# 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Utility Model)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である53。

⁵¹ 現地法律事務所への調査結果

⁵² INPI への調査結果

⁵³ 現地法律事務所への調査結果

# B. インド特許意匠商標総局(CGPDTM)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

CGPDTM は、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

# 1.2 電子出願率

CGPDTM から情報を入手することができなかった。参考として、WIPO が公表している各法域の全出願件数を以下に示す⁵⁴。

	特許	意匠	商標
2014 年	42,854	9,309	$222,\!235$
2013 年	43,031	8,497	200,769
2012 年	43,955	8,545	190,850
2011 年	42,291	8,216	198,547
2010年	39,762	7,038	189,925

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁵⁵。

# 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許56及び商標57については、紙書類の提出は不要である。意匠58については、電子 出願の日から15日以内に紙書類を提出する必要がある。

⁵⁴ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

⁵⁵ 現地法律事務所への調査結果

⁵⁶ Draft Patent (Amendment) Rules, 2015 are published for public comments, Rule6,

http://www.ipindia.nic.in/IPActs_Rules/PatentRules_2015_E_29October2015.pdf (最終アクセス 日:2016年2月25日)

 $^{^{57}}$ Draft Trade Marks (Amendment) Rules, 2015 are published for inviting Public Comments, Rule<br/>14(1),

http://www.ipindia.nic.in/IPActs_Rules/TMR_Amendment_Rules_2015_19November2015.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁵⁸ The Indian Designs (Amednment ) Rules, 2015, Rule3(1)

# 意匠規則593 書類の提出及び送達方式

(1)特許庁,長官又はその他の者に対して,法若しくは本規則に基づいて提出,送達, 作成若しくは差出することを授権され又は必要とする願書,通知,その他の書類につ いては,手交し、または長官又はその他の者宛ての郵便料前払書状によって、又は宅 配便、又は正式な認証を得た電子送信により送付することができる。郵便料前払書状、 又は宅配便、又は認証を得た電子送信により送付する場合,それを同封した書状が通 常の郵送、宅配便、または正式な認証を得た電子送信の経路により配達される筈のと きに,提出,配達,作成若しくは差出されたものとみなす。前記送付を立証するに当 たっては,当該書状が宛先記入の上、投函されたことを立証すれば、十分とする。フ ァクシミリ、又は Eメールで送付された願書、通知又は書類については、その内容が 明瞭且つ十分に判読でき、且つ手数料と書類を同時に提出することが要求される場合 を除き、その原本又は写しをその受理日から15日以内に特許庁に提出すれば、提出、 配達,作成若しくは差出されたものとみなす。

# 2.2 原本の形態

CGPDTM から情報を入手することができなかった。

# 2.3 在外者による電子手続

電子出願システムを使って在外者が CGPDTM に対して直接できる手続はない。

#### 特許規則4 所轄庁

(1) 特許庁の所轄庁は、次の通りとする。

- (i) 法に基づくすべての手続については,所轄庁は,次の事項が該当する地域を管轄 する特許庁の本庁又は場合により支庁とする。
- (a) その地域内において,特許出願人又は共同出願の場合は最初に記載された特許出 願人が,通常居住し若しくは住所を有するか,又は営業所若しくは当該発明が実際に 生み出された場所を有すること,又は
- (b)特許出願人又は手続当事者がインドにおいて営業所又は住所を有していないときは、当該出願人又は当事者の届け出た送達宛先がインドにおいて存在すること、及び(ii)(削除)
- (2) 法に基づく何らかの手続に関して一旦決定された所轄庁は,通常は変更されない。

特許規則 5 送達宛先

⁵⁹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、インド意匠規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

法又は本規則が関係する何らかの手続の各関係人及び各特許権者は,インドにおける 送達宛先を長官に届け出なければならず,かつ,その宛先は,当該手続又は特許に関 連するすべての目的で,当該手続における関係人又は特許権者の宛先として取り扱う ことができる。当該宛先の届出がない限り,長官は,何らかの手続若しくは特許を遂 行し若しくは処理する義務,又は法若しくは本規則に基づいて必要とされることがあ る通知を送付する義務を一切負わず,長官はその事項について職権による決定をする ことができる。

# 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である60。

# 2.5 電子証明書の種類及び電子証明書の指定認証局

電子証明書の種類は、ファイル形式又は USB メモリー形式である⁶¹。電子署名の 形式(Class III)や CGPDTM 指定の認証局もユーザーマニュアルにおいて規定されて いる⁶²。

•	• Digital Signatures:				
		Vendor(s)	Signature	URL	
			Class		
		(n)Code	Class III	https://www.ncodesolutions.com	
		Solutions			
		TCS	Class III	http://www.tcs-ca.tcs.co.in	
		Safe Scrypt	Class III	https://digitalid.safescrypt.com	
		e mudhra	Class III	https://www.e-mudhra.com	

# 2. 6 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、インターネット上での銀行振り込み、デビットカード及びクレジット カードによる支払いが可能である⁶³。

⁶⁰ User Manual Digital Signature Certificate(DSC)

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/DSCManual.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁶¹ User Manual Digital Signature Certificate(DSC)

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/DSCManual.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁶² 2014 Indian Patent Office Comprehensive e-filing services for Patents, BASIC REQUIREMENTS:

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual. pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{63}}$  2014 Indian Patent Office Comprehensive e-filing services for Patents, BASIC REQUIREMENTS:  $\diagdown$ 

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual. pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)



Credit Card (VISA & MASTER CARD)

# 2.7 電子手続による出願料金の減免

特許⁶⁴、意匠⁶⁵、商標⁶⁶ともに、電子手続による出願料金の減免はない。しかし、特許を紙出願した場合、料金が10%増額される。

# 2.8 データエントリー料

データエントリー料という名目ではないが、前項で述べたように特許を紙出願した 場合、料金が10%増額される。

## 2.9 電子出願システム稼働時間67

特に決まったメンテナンス時間は無く、いつでも電子出願システムを使用できる。 システムのアップグレードやメンテナンスなどで、システムが停止するときは、 CGPDTMのWEBページを通じて周知されており、半年に1回程度、24時間ほど停止することがある。

# 3 電子出願の環境について

# 3.1 電子出願システムの環境

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムの環境はウェブブラウザであり、ユー ザーマニュアルでは、Internet Explorer 6 以上が要件とされている⁶⁸。

# 3.2 電子出願環境の使用感⁶⁹

現地代理人によると、CGPDTM が提供する電子出願システムは全体的には、シン プルで便利に使用できる。ただし、時々、ソフトウエアの不具合が生じることや、一

⁶⁴ Patents (Amendment) Rules 2014, Rules 7(1),

http://www.ipindia.nic.in/iponew/patent_Amendment_Rules_2014.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁶⁵ Designs (Amendment) Rules 2014, Rule 5,

http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Rules/design_Amendment_Rules_2014_01January2015.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁶⁶ Draft Trade Marks (Amendment) Rules, 2015 are published for inviting Public Comments, Rule 11、http://www.ipindia.nic.in/IPActs_Rules/TMR_Amendment_Rules_2015_19November2015.pdf

⁽最終アクセス日:2016年2月25日)

⁶⁷ 現地法律事務所への調査結果

 $^{^{68}}$  2014 Indian Patent Office Comprehensive e-filing services for Patents, BASIC REQUIREMENTS:  $\diagdown$ 

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual. pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁶⁹ 現地法律事務所への調査結果

部の機能が動作しないことがある。また、サーバーが使用できなくなることや、ファ イルサイズが小さい場合であっても、アップロードに時間を要することがある。

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

CGPDTM では、電話と電子メールによるサポートが受けられる。電話番号は +91-11-28032253、メールアドレスは ipohelpdesk@nic.in(特許及び意匠)、 tmr-helpdesk@nic.in(商標)である⁷⁰。

⁷⁰ 現地法律事務所への調査結果

# 3.4 ユーザーインターフェイス

各法域の電子出願システムのホームページ⁷¹にアップロードされているユーザーマ ニュアル⁷²から抜粋して説明する。

まずは、特許の電子出願システムについて説明する。

Government of India Ministry of Commerce & Industry Department of Industrial Policy & Promotion Controller General of Patents Design & Trade Marks Online Filing Of Patents	Register Sign In
Login With Password Password Sign in ID Digital Signature Password No Account? Sign Up Login	
Home About Us Contact Us	

ID 及びパスワードを入力又は電子証明書を使ってシステムにログインする。

(商標) Online Filing Of Trade Marks、

⁷¹ (特許) Online Filing Of Patents、https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/goForLogin/doLogin (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠) Online Filing Of Designs、https://ipindiaonline.gov.in/eDesign/goForLogin/doLogin (最終ア クセス日:2016年2月25日)

https://ipindiaonline.gov.in/trademarkefiling/user/frmlogin.aspx (最終アクセス日:2016年2月25日)

^{72 (}特許) 2014 Indian Patent Office Comprehensive e-filing services for Patents、

https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual. pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠) マニュアルがアップロードされていない。

⁽商標) Trademark e-Filing 2013、

https://ipindiaonline.gov.in/trademarkefiling/UsefullDownloads/User_Manual_etrademarkfiling.p df (最終アクセス日:2016年2月25日)

	<ul> <li>New Application (Form 1 &amp; 2)</li> <li>Form 2</li> <li>Form 9</li> <li>Form 13</li> <li>Form 18</li> <li>Renewal of Patent</li> <li>Reply to Examination Report etc.</li> </ul>	
Government of Indiana Ministry of Com Department of	a merce & Industry industrial Policy & Promotion	
Controller Gene	oral of Patents Design & Trade Marks	
Online Plin	y OI Patents	INTELLECTUAL PROPERTY INDIA
Quick Form Filing       All Form       New Application       PCT National Phase       Application       File Form 2       File Form 9       File Form 13       File Form 28       Renewal of Patent       Report       Form History       Payments	Select Form -SELECT-	
Control Panel Admin Panel User Ponel Downloads	Home About Us Conlact Us	

ログイン後の初期画面である。画面左側に"Navigation Bar"と呼ばれるメニューリ ストがあり、その最上位には提出する頻度が高い書類の Form の一覧が"Quick Form Filing"としてまとめられている。各フォームの内容や詳細は、DGPDTM のホームペ ージにて確認できる⁷³。



書類作成(Form Draft)から料金支払いが完了するまでのフローチャートである。ロ グイン時に ID 及びパスワードを用いた場合には、書類のアップロード時に電子署名 を書類に付加する。アップロード後、支払い手続に移行する。

⁷³ CGPDTM, Patents, Form and Fees,

http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_FormsFees/index.htm (最終アクセス日:2016年2月25日)
Filing Applicati	on For Grant of Pata	nt - Form 1			
					o. of Pages should include
Type of Application	(SELECT		~		otal no. of Page of drawings,
Type of Specification	-SELECT			al	ostract, SQ Listing as well as
No. of Claims		Total No. of Pages (inc. drawings, Sq. Listing)		P	ages of Description & claims
No of Drawing Sheet(s	0	No. of Priorities	0		
Priorities	Add Priorities				
6			>		No. of Priorities would be
Total No of Pages (Including	Drawings & Abstract  , Claims	and Priorty are going to be used	in Fee Calculation.		auto filled when Priority
Title Of Invention			0	B	details are entered through "Add Priorities" button
Address for Service (India)		^			
Stato Telephone No. Email ID Abstract	Andaman & Nicobar 💟	Fax No.		C	• In case of Natural Person, Applicant or atleast one of the Applicant needs to be the person who is
Cleims			$\sim$		logged in as user • In case of Legal Entity, Name of
Specification			^		logged in user needs to be the applicant or atleast one of the
Applicants	Add Applicants			Г	Applicants
<			>		
Inventors same as	Applicant (copy data)				Jurisdiction shall be decided
Inventors	Add Inventors				automatically as per input
<			>		details of
Jurisdiction SELEC	T				Applicant/Address of
Declaration By Applica	ant(s):				service as additicable (rule 4)
I/We, the applicants he	ereby declare(s) that:-				

新規出願の Form1 の入力画面である。

A: クレームの数や明細書のページ数を入力する。クレーム数が10、明細書のページ 数が30を超えると、追加料金が発生する。

B: 優先権主張の基礎出願が複数有る場合には、"Add Priorities"をクリックして基礎 出願の記入欄を増加させる。これに伴って、"No. of Priorities"の数は自動的に増えて いく。

C: 出願人が自然人の場合、出願人の少なくとも一人は電子出願システムにログイン しているユーザーであることが必要である。

D: インドにおいて特許出願の審査は、コルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイの 4つの所轄庁で審査される。所轄庁は出願人が通常居住する場所によって決定される (特許規則 4)。電子出願における所轄庁(Jurisdiction)は、入力した出願人の住所から 自動的に選択される。

Declaration By Applicant(s):
I/We, the applicants hereby declare(s) that:-
The Provisional specification relating to the invention is filed with this application.
The Complete specification relationg to the invention is filed with this application.
I am/We are, in the possession of the above mentioned invention.
The invention as disclosed in the specification uses the biological material from India and the neccessary permission from the component authority shall be submitted by me/us, before the grant of the patent to me/us.
There is no lawful ground of objection to the grant of the Patent to me/us.
□ I am/We are, the assignee or legal representative to true first inventors.
The application or each of the applications, particulars of which are given in Para-5 was the first application in convention country/countries in respect of my/our invention.
□ I/We claim the priority from the above mentioned application(s) filed in convention country/countries and state that no application for protection in respect of the invention had been made in a convention country before that date by me/us or by any person from which I/We derive the title.
My/Our application in India is based on internation application under Patent Corporation Treaty (PCT) as mentioned in Para-6.
The application is divided out of my/our application, particulars of which are given in Para-7 and pray that this application is treated as deemed to have been filed on ———— under Sec. 16 of the Act.
The said invention is an improvement in or modification of the invention, particulars of which are given in Para-8.
F G Form 9 Form 13 (Normal) Form 28 H (Proof of Rights, PA, Priority Documents etc are required to be submitted origional) I agree that the above information submitted by me are true to my best knowledge.

E: 仮明細書(Provisional specification⁷⁴)を提出する場合、完全明細書(Complete specification)を提出する場合など、該当する項目又は事項にチェックを入れる。

**F**: 特許出願の願書(Form 1)に添付する書類があれば、チェックを入れる。(例: Form 9: 早期公開の申請、Form 13: 早期審査の申請など)

G: Proof of Right(譲渡証), PA(Power of Attorney,代理人委任状), Priority Documents(優先権書類)は、原本(紙書類)の提出が必要である。

H: 必要事項の入力完了後、"Save"をクリックし、"Upload"をクリックする。

⁷⁴ 特許庁、外国産業財産権制度情報、インド特許法、第9条 仮明細書及び完全明細書、 http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

Government of India Ministry of Commerce & Indust Department of Industrial Policy Controller General of Patents Online Filing Of Patents	try / & Promotion Design & Trade Marks		Welcome Kamal Singh Sign out
Quick Form Filing         All Form       Form Type         File Form 1       Upload Document         File Form 2       File Form 9         File Form 13       File Form 13         File Form 18       Renewal of Patent         Form History       Payments         Control Panel       User Panel         Downloads       Form Filing	Select- Select- ABSTRACT DRAWING COMPLETE SPECIFICATION DECLARATION OF INVENTORSHIP (FORM 5) DRAWINGS POWER OF AUTHORITY PRIORITY DOCUMENTS PROVISIONAL SPECIFICATION SEQUENCE LISTING STATEMENT OF UNDERTAKING (FORM 3) TRANSLATIOIN OF PRIOIRTY DOCUMENTS ETC.	File Type	Document & Drawing(*.pdf) •

Formのアップロード後、アップロードする書類(PDF)のアップロード画面に遷移 する。アップロードする書類の種類(仮明細書、完全明細書、図面など)を選択する。

Form Type	Sele	ct				▼ File Type	Document	& Drawing(*.pdf)
Upload Document			Brov	vse		The Type	Dootaniona	a brannig( ipal)
	Subr	mit	Back					
	-	TEMP	APP.#	APP.#	DATE	DOCUMENT	T AS	CONTENT TYPE
Deer	-				40/07/2012			
Remo	ove	IEWP/E-	1/24//2012-DEL		19/07/2012	COMPLETE SP	ECIFICATION	application/pdf

ファイルをアップロードするごとにその一覧が表示される。

Drafted Forms					
	Filter By Show All	•	Go		
Sr. No.	TEMP APPLICATION#	APPLICATION#	ENTRY# FIL	ING_DATE	
1	TEMP/E-1/247/2012-DEL		FORM 1 19/0	7/2012	
2	TEMP/E-1/248/2012-DEL		FORM 1 19/0	7/2012	
			_		
	Prev	view Edit Uplo	ad Discard	Sign Document	

全ファイルのアップロードが完了した後、"Sign Document"をクリックすると、電子署名によって署名される。署名後は、料金の支払い手続に遷移する。

次に、商標の電子出願システムについて説明する。基本的な構成は特許と同一であり、特徴的な部分だけ説明する。



ログイン後の初期画面である。画面左側"Navigation Bar"の一番上にある"IAOI" とはマドリッドプロトコルを利用した国際出願(International Applications Originating from India)のことである。国内出願は、その下の"New Applications"を 選択する。

into i	MM 2		
New MM2(E)			
Application			Guideline to fill the MM2(E) form
Deficiencies	Contracting party who	se office is the office of origin : India	
rregularities	1 Language :	English	) Spanish
Forwarded Requests			
Refused Requests	2 APPLICA	NT'S DETAIL	
Query			
iled MM2 Applications	Applicant's Name :		
Payment	Address :	*	Telephone No :
Drafted MM2		*	
Payment History	Mailing Address :	A	Post Code:
dymont motory	Email :	alok koit7@amail.com	Fax No. :
New Applications	Country		Netionality
Form Filing	Country :	India	
	Lagal Nature :		Place Incorporate : India
Update Application/Forms	Preferred Language :	english © French © Spanish	
Form History	- 3 ENTITLE	EMENT TO FILE	
Payments			
Control Panel	Where the Co	ntracting Party is a State, the applicant is a nat	ional of that State; or
	© where the Cor	ntracting Party is an organization, the name of the	he State of which the applicant is a national: ; or
Downloads	@ the applicant i	s domiciled in the territory of the Contracting D	arty or
Contact Us	the applicant l	as a real and effective industrial or commercia	al establishment in the territory of the Contracting
	Party	as a rear and enecuve industrial or commercia	a composition in the territory of the contractility

新規の国際出願を行う場合には、"New MM2(E) Application"を選択する。この画面は選択後の初期画面である。

		2	
Se	erial No.	Class	Goods and services
1			Remove
	L	-	Add
b) The app is follows:	licant w	vishes to limit the list of g	goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties,
b) The app s follows: Se	licant w erial No.	rishes to limit the list of g	goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties,         Class       List of goods and services for which protection is sought in this Contracting Party

指定商品又は指定役務は、クラス毎に入力していく。

🔲 AG Antigua and Barbuda	🗖 AL Albania	🔲 AM Armenia	🖾 AT Austria
🗖 AU Australia	🗏 AZ Azerbaijan	BA Bosnia and Herzegovina2	🗏 BG Bulgaria
BH Bahrain	🔲 BQ Bonaire, Saint Eustatius	🔲 BT Bhutan	BW Botswana
BX Benelux	BY Belarus	CH Switzerland	CN China
CO Colombia	🔲 CU Cuba	CW Curacao	CY Cyprus
CZ Czech Republic	DE Germany	DK Denmark	🖾 EE Estonia
EG Egypt	🔲 EM Europian Union	ES Spain	🖾 FI Finland
FR France	GB United Kingdom	🔲 GE Georgia	🖾 GH Ghana
GR Greece	HR Croatia	🔲 HU Hungary	IE Ireland
🔲 IL Israel	🗖 IR Irani	IS Iceland	IT Italy
🔲 JP Japan	🖾 KE Kenya	🔲 KG Kyrgyzstan	KP Democratic People¿s Republic of Korea
KR Republic of Korea	🗏 KZ Kazakhstan	LI Liechtenstein	🖾 LR Liberia
🔲 LS Lesotho	🔲 LT Lithuania	LV Latvia	MA Morocco
MC Monaco	MD Republic of Moldova	ME Montenegro	🗖 MG Madagascar
MK The former Yugoslav Republic of Macedonia	🔲 MN Mongolia	MX Mexico	MZ Mozambique
🔲 NA Namibia	NO Norway	NZ New Zealand	OM Oman
PH Philippines	PL Poland	PT Portugal	RO Romania
RS Serbia	RU Russian Federation	SD Sudan	E Sweden
SG Singapore	SI Slovenia	SK Slovakia	SL Sierra Leone
🔲 SM San Marino	ST Sao Tome and Principe	SX Sint Maarten	SY Syrian Arab Republic
SZ Swaziland	🔲 TJ Tajikistan	🔲 TM Turkmenistan	TR Turkey
🔲 UA Ukraine	US United States of America	🔲 UZ Uzbekistan	🗏 VN Viet Nam
🔲 ZM Zambia			
		Uploa	ids Submit Close

指定国はチェックボックスで、選択する。

1990 A	Welcome TREVA HEALTH CARE PR [Proprietor: 120] Sign	out
United Windows of Controller Generation of Con	Id Imerce & Industry Industrial Policy & Promotion eral of Patents Design & Trade Marks of Trade Marks	L
IAOI New Applications	Application for registration of a trade mark for goods or services	
Select Form	Class See Class Details	
File TM 2		
File TM-3	Submit Close	
File TM-4		
File TM-8		
File TM-22		
File TM-37		
File TM-45		
File TM-51		
File TM-52		
File TM-64		
File TM-65		
File TM-66		
File TM-67		
File TM-68		
File TM-69		

新規の国内出願を行う場合には、"New application"の中から "File TM-1"を選択する。その他の Form を提出することもできる。各 Form の内容や詳細は、DGPDTM のホームページにて確認できる⁷⁵。(TM-2: パリ条約による優先権主張を伴う新規出 願、TM-3: 団体商標に係る新規出願など)

## 3.5 通知の送付方法

オフィスアクションが発出された旨の通知及びオフィスアクション自体は、代理人 に対して電子メールで送付される⁷⁶。電子メールでオフィスアクション自体が送付さ れた後、紙書類でもオフィスアクションが送付される。

## 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

<特許77>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・CGPDTM を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出

⁷⁵ CGPDTM, Trade Marks, Trade Marks Rules 2002, Forms & Fee, THE FIRST SCHEDULE、 http://ipindia.nic.in/tmr_new/tmr_act_rules/tmr_rules_2002.pdf (最終アクセス日: 2016年2月25日)

⁷⁶ 現地法律事務所への調査結果

⁷⁷ 2014 Indian Patent Office Comprehensive e-filing services for Patents, page 9、 https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual. pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- 優先権証明書の請求
- ・銀行口座振替の履歴照会
- <意匠78>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・銀行口座振替の履歴照会
- <商標79>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・CGPDTM を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出
  - ・オフィスアクションの受領
  - ・オフィスアクションへの応答
  - ・優先権証明書の請求
  - ・銀行口座振替の履歴照会

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット80

出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない)である。なお、 遺伝子配列表(Sequence Listing)のみテキストファイルである。

#### 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 81

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ又はイメージデータ
- 明細書:テキストデータ又はイメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
- 図面:イメージデータ

⁷⁸ 現地法律事務所への調査結果

⁷⁹ Trademark e-Filing 2013,

https://ipindiaonline.gov.in/trademarkefiling/UsefullDownloads/User_Manual_etrademarkfiling.p df (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁸⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁸¹ 現地法律事務所への調査結果

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ又はイメージデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ又はイメージデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ又はイメージデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ又はイメージデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願人による中間手続書類のフォーマットは PDF である。テキストデータの有無 は問わない⁸²。

#### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

特許、意匠、商標ともに JPEG フォーマットで提出可能であり、音商標を出願する 場合、MP3 フォーマットでの提出が認められている⁸³。

4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許、意匠、商標ともにカラー画像及びグレイスケールでの提出は可能である⁸⁴。

#### 4.2.6 画像の推奨サイズ

特許、意匠では、推奨サイズは規定されていない。商標では、商標見本の画像サイズは原本のサイズが 8cm×8cm のみに限られており⁸⁵、解像度は 300dpi 程度である必要がある⁸⁶。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

## 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

CGPDTM 発出の書類はテキストデータを有する PDF である⁸⁷。

⁸² 現地法律事務所への調査結果

⁸³ Draft Trade Marks (Amendment) Rules, 2015 are published for inviting Public Comments, Rule 27(5).

http://www.ipindia.nic.in/IPActs_Rules/TMR_Amendment_Rules_2015_19November2015.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁸⁴ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁵ 特許庁、外国産業財産権制度情報、インド、商標規則 28、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁸⁶ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁷ 現地法律事務所への調査結果

# 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

CGPDTM 発出の書類のイメージ部は JPEG フォーマットである⁸⁸。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

イメージ部は、カラー画像又はグレイスケールである89。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

CGPDTM から情報を入手することができなかった。

#### 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁹⁰。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

非常時の電子記録媒体の提出は認められていない。ただし、商標の場合のみ、紙書 類による出願に付随して、電子メディアを提出することができる⁹¹。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 CGPDTM は API を公開していない⁹²。

## 5.4 実用新案手続との相違

インドには、日本の実用新案登録制度に相当する制度はない。

⁸⁸ 現地法律事務所への調査結果

⁸⁹ 現地法律事務所への調査結果

⁹⁰ 現地法律事務所への調査結果

⁹¹ 現地法律事務所への調査結果

⁹² 現地法律事務所への調査結果

# C. ロシア特許庁 (ROSPATENT)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

ROSPATENT は、特許、商標の電子出願システムを導入済みであるが、意匠は導入されていない。意匠の電子出願システムは 2016 年中に導入の予定であって、 ROSPATENT が独自に開発を行っている⁹³。

#### 1.2 電子出願率

	特	許	意匠	商	標
	電子出願	全出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	件数	率	件数
2014 年	2%	39,527	5,184	15%	45,820
2013 年	2%	44,222	4,994	14%	45,991
2012 年	1%	43,847	4,640	9%	46,915
2011年	0.1%	41,451	4,197	3%	43,790
2010年	_	42,565	3,997	1%	42,767

上記統計のとおり、電子出願システムは、一部の法律事務所で使われているのみで、 普及していない。参考として、WIPO が公表している意匠の全出願件数も示す⁹⁴。

## 1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁹⁵。ロシアの地方政府と協力して、ROSPATENTの専門家が地方を訪問している。

## 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

電子出願に付随して、紙書類を提出する必要は無い。ただし、優先権書類は紙書類 で提出する必要がある⁹⁶。

⁹³ ROSPATENT への調査結果

⁹⁴ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016年3月7日)

⁹⁵ ROSPATENT への調査結果

⁹⁶ Order No. 327 of October 29, 2008 of the Ministry of Education and Science of Russia Approving the Administrative Regulations to Govern the Performance by the Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks of Its Functions to Process and Examine Patent Applications and to Grant Patents in Accordance with the Established Procedural Rules, Point 10.12、 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=14653 (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 2.2 原本の形態

電子出願システムによりされた出願書類の原本は電子媒体である⁹⁷。

## 2.3 在外者による電子手続

在外者が電子出願システムによって直接できる手続はない。

## ロシア連邦民法98 第1247条 弁理士

2. 市民であってロシア連邦の領域外に常住する者、及び外国法人は、ロシア連邦が 締結した国際条約に別段の定めがない限り、当該連邦当局に登録された弁理士を介し て連邦の知的財産当局に対する手続をなすものとする

出願人、権利者、又はその他の利害関係人が、直接的に又は当該連邦当局に弁理士として登録されていない代理人を介して連邦の知的財産執行当局に対する手続をなす場合、当該連邦当局の請求に応じ、ロシア連邦領域内における連絡先住所を通知する義務を負うものとする。 弁理士その他の代理人への委任条件は、出願人、権利者、又はその他の利害関係人が発行した委任状により証されるものとする。

#### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である。

## 2.5 電子証明書の種類

特許99、商標100ともに、ファイル形式又は USB メモリー形式である。

## 2.6 電子証明書の指定認証局

The Ministry of Communications and Mass Communications が電子署名を所管 する官庁であって¹⁰¹、当該官庁が認可した認証局のリストがウェブ¹⁰²上に公表されて いる。

⁹⁷ The Federal Law of April 6, 2011 No. 63-FZ, "On electronic signature", Article 1、 http://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=32989 (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁹⁸ 特許庁、外国産業財産権制度情報、ロシア連邦民法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁹⁹ System of Electronic Filing Applications for Inventions (Utility Models) User's Guide, Article 3、 http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁰ How to become a customer filing system for the issuance of the certificate of trademark、 http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/how_user_tm (最終アクセス日:2016 年2月25日)

¹⁰¹ The Government Decree of 28.11.2011 No. 976, On the Federal Body of Executive Power Authorized in the Field of Electronic Signature" 、http://e-trust.gosuslugi.ru/docs/post_976.pdf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰² Portal authorized federal body in the use of electronic signatures, This section contains a list of accredited certification centers, http://e-trust.gosuslugi.ru/CA(最終アクセス日:2016年3月7日)

## 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

支払い方法は紙出願と同じである¹⁰³。銀行窓口及びインターネット上での銀行振り 込み及び ROSPATENT 予納口座からの自動振替によって、支払うことができる。

#### 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許104、商標105ともに、紙出願と比較して、出願料金が15%減免される。

#### 2.9 データエントリー料

特許、商標ともに紙出願に対してデータエントリー料は課されない106。

#### 2.10 電子出願システム稼働時間107

特にメンテナンス時間の定めはない。1日24時間、週7日間稼働している。

## 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

特許は専用ソフトウエア(PatDoc)をインストールする必要があり、FIPS のホーム ページ¹⁰⁸からダウンロードが可能である。一方、商標はウェブブラウザを電子出願シ ステムの環境としており¹⁰⁹、Microsoft Internet Explorer が規定されている。

## 3.2 電子出願環境の使用感¹¹⁰

現地法律事務所への調査によると、ROSPATENT に対して出願する際には紙書類 の方が安全で早いとの意見があった。その理由としては、電子出願の場合、テキスト ドキュメントや画像ファイルのフォーマット及びファイルの名前について厳しい要 求があるからである。また、電子出願環境に入力したデータを再度事務所のデータベ ースに入力する手間があるとのことである。

¹⁰³ FIPS, Answers to frequently asked questions about e-filing for a patent on the invention / utility model, http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

¹⁰⁴ FIPS, Answers to frequently asked questions about e-filing for a patent on the invention / utility model, Question 7、http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁵ FIPS, Submission of applications for registration of a trademark and service mark、 http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/tm/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁰⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁰⁸ Manual user (applicant), 3.3. Установка PatDoc,

http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁰⁹ Electronic filing of trademark and service mark, 2.2. Requirements for the qualification of the user、http://www1.fips.ru/file_site/ruk_pol_v13.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹¹⁰ 現地法律事務所への調査結果

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

**ROSPATENT**では、電話と電子メールでのサポートが受けられる。電話番号は+7 499 240 5842、メールアドレスは helpdesk@rupto.ru である。 3.4 ユーザーインターフェイス

FIPS のホームページに掲載されている特許出願システムのマニュアル¹¹¹から一部 を抜粋して説明する。

特許の電子出願システムを使うためには、以下の手順を踏む必要がある。

- ・電子証明書のインストール
   認証局の一覧は、http://e-trust.gosuslugi.ru/CA に掲示されている。
- ・ポータルシステム(https://patdoc.fips.ru/)へのログイン インストールした電子証明書を使ってログインする。
- ・専用ソフト(PatDoc)の設定 ポータルシステムから、PatDocの最新版をダウンロードできる。

以下の画面は、ポータルシステムにログインした後、専用ソフト(PatDoc)をダウン ロードするための画面に遷移した後の画面である。

🖉 Установка - Windows Internet Ex	plorer				
	t_isc				🗾 🔒 😣 🏹 🗵
<u>ф</u> айл <u>П</u> равка Ви <u>д</u> <u>И</u> збранное	Сервис Справка	1			
🖕 Избранное 🛛 🗧 🖌 🍠 ФИПС - Ф	едеральное госу	🛛 🖉 Установка	×		🔤 🖬 🖬 🖬 🖬
ФИПС	ФЕДЕРАЛЬНОЕ БЮДЖЕТНОЕ У ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ПРОМЫШЛЕНН	ГОСУДАРСТВЕНН ЧРЕЖДЕНИЕ ИНСТИТУТ ОЙ СОБСТВЕННО	ое	И	Электронная пода взобретения и поле
🔥 Формы для заполнения	Сообщения	Устанос	<u>ا</u>	킭用	ソフト(PatDoc)のダウンロード
Наименование	Дата	Версия	Описан	ие	
1 <u>PatDoc</u>	11.03.2012	3.4.3.98	Установи	в этү	у программу, вы сможете заполнять необ

¹¹¹ Manual user (applicant), 3. Getting Started、http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

パソコンにインストールした PatDoc を使って、新規出願などの Form を作成する。 以下は、新規出願の Form である。

5 66 68	HOBAN	я заявка на изобретение	56	столные: Редактирование Реденор Иренор Иренория
Отеетственное лицо Ива	аков Иван Иванович			
(54) Название изобретени Кол	ил Вечный денгатель переого рода « MNX <mark>F01B 21:04</mark>		3	
(86) Репистрационный номер залаки и дата международи установленные получающи Ма	исядународной ной водачи, в ведеиствой исядународной заявся Дата 00000000000000000000000000000000000	Адрес для перелисан (полн. Страна <u>Российская Фад</u> та <u>00.00.0000</u> <u>Адрес</u> Кр. Краснопрсии Телефон <del>17946345672</del> 1	й почтовый адрес, ния яли наниен рация п , г. Боготел, ул. 1. Мая, д. 12, кв. 133, Факс 179453365921 E-mail	ованно адросата) очтовый индекс: 662061 Изанову изпок@icon3.ru
+ 1 (4) Представитель	Слисок Занештелей (асего LAT Фанелия Рознос Страна RU Российская Федерация	: 1) Прибалавалавлай (всеко: 1) Авлор Ими Изан Почтоенй индеко: 552051 <mark>LAT</mark> <u>Алрен</u>	ов (всеко: 2) Отчество Иранович ф. Красноярский, г. Боготол, ул. 1 Ма	ая, д. 12, ка. 133 4
на поминать при публики ции с озаявке о выдаче пат	196д Срек представительства 00.00.00000 тента Телефон +79453353721	Факс +79453353721 Е	mall [vanov@icon3.ru	OLDEH 1022222222
Эридическое Лиц 5	Страна RU Российская Федерация казанное лицо изплятся Государственным за	Почтовый индекс: 612261 LAT Адрес иказчиком 💌 Исполнитель работ 000 Тлин	кр. Красноярский, г. Боготол, ул. Про звация" Контра Ив [11-0	иышленная, д. 4 нкт. ет 10.10.2000
<ul> <li>3. (72) Автор</li> <li>Автор</li> <li>Автор</li> <li>че упоминать при публикации са о заявке о вщаче пат</li> </ul>	LAT Фанилия Патров     Страна RU Российская Федерация	Иня Антон Почтовый индекс: 612361 [АТ] Адреи	Отчество Олегович г. Краснодар, д. 2, кв. 4	

入力画面の構成は以下のとおりである。

- 1: コマンドパネル
- 2: フォームの入力状態表示
- 3: データ入力セル
- 4:入力フィールドを追加、編集するためのボタン
- 5: プルダウンメニューの表示
- 6: リストに追加するためのボタン
- 7: リストから削除するためのボタン
- 8: チェックボックス
- 9: タブ
- 10: ボタン表示又はエラーのリストのウィンドウを非表示にする。
- 11: リスト形式

次に商標の出願システムについて、マニュアル¹¹²から抜粋して説明する。ウェブブ ラウザで商標の電子出願システムのメインウインドウを表示させると、以下のように なる。また、出願手順に関する動画が YouTube¹¹³上でも公開されている。

					動作モードパオ	ネル	
Федеральный институт громышленной собственности			Реги Регистраци	стратор		Имя польз Григорьев Алексей Вячен	ювателя: славович (ФИПС)
Новости Б	иблиотек	а заявок Д	окументы заявки	Библиотека	документов Наст	ройки МКТУ	
Библиотека заявок (5 непро	иитанных ло						
Переписка	Создат	ъ Изменить Удали	ъ Отправитъ Загруз	ить пакет	Пока Все заявки	зывать Пакетов на о	странице 10 🗸
Все Создать	*	Дата создания	Рег. номер заявки	Вх. номер заявки	Учетный номер заявки	Дата регистрации	
<u>Удалить выоранную</u> Редактировать выбранну	(10	~	Q	Q	Q	~	
		20.08.2013	-		FOO		
	•	03.03.2013	-		test-04		
		03.03.2013	-		test-03		
	9	27.02.2012	-		test-02		
	2	15.06.2012	2012700495	W12000069	dwawaw	03.07.2012	
		22.05.2012	2012700495	W12000054	dudwdw	01.06.2012	
	A	16.05.2012	2012700356	W12000050	gwertv1	16.05.2012	
	2	15.05.2012	2012700465	W12000061	123456	26.06.2012	
		23.04.2012	2012700464	W12000060	gwerty 111	26.06.2012	
	Страниц	9 из 10 (99 записей) ≪	< 1 2 3 4 5 6 7 8 [9] 1	0 > >>			
	C	войства заявки					~
		войства зальки					
	Pe	гистрационный номе опяциий номер заявки	р заявки:		Дата регистрации: Лата перелачи:		
	Уч	Бходищий номер заявки: Учетный номер заявки: Пользователь:			Дата создания:	30.01.2014 20:31:33	
	По			Алексей Вячеславович			
	Ка Ко	тегория: мментарий:	Bce				
		·				Ŷ	

ページ上部の動作モードパネルには、以下の6つのオプションがある。

- Новости: 公開されたニュースやレポートを表示させるモード
- Библиотека заявок: 商標登録に関する書類や添付書類を作成するモード
- Документы заявки: オプションの出願書類などを作成・削除するモード
- Библиотека документов: FIPS が作成した規則やマニュアルを表示するモード
- Настройки:ユーザーの個人情報を編集するモード
- MKTY:ニース分類に関するモード

¹¹² Electronic filing of trademark and service mark、http://www1.fips.ru/file_site/ruk_pol_v13.pdf (最終アクセス日:2016年3月7日)

¹¹³ Training applications for registration verbally TK (YouTube),

http://www.youtube.com/watch?v=bzP3U-4SKPI (最終アクセス日:2016年3月7日)

以下に、商標の新規出願の Form を示す¹¹⁴。ページ上部には 6 つのタブがあり、それぞれを選択して、必要事項を入力する。

- Заявитель:出願人
- Представитель: 代表者 (Representative)
- Заявляемое обозначение : 商標 (The claimed designation)
- Приоритет:優先権
- Товары и услуги:指定商品、指定役務
- Дополнительные документы:付随文書

😡 Заявитель	😡 Представитель	• Заявляемое обозначение	🛛 Приоритет	😡 Товары и услуги	Ополнительные материалы	
(731) Заявите	ль					
Код страны (ВОИ	4C ST.3):	RU 💌				
Страна:		Россия				
Наименование /	Имя заявителя:					>
Транслитерация Имени заявител	а Наименования / ия:					>
(731) Почтовы	ый адрес заявител	я				
Индекс:						
Территориальна	ая принадлежность:					
Город:						
Улица, дом, квар	ртира					>
Строка адреса						>
Адресат:						
(750) Адрес д	ля переписки					
Индекс:						
Территориальна	ая принадлежность:					>
Город:						
Улица, дом, квар	отира					>
Адресат:	Гр	игорьев Алексей Вячеславович				
E-mail						
🗆 Высылать ко	рреспонденцию на е-т	ail				
Данные заяв	ителя					

上の画面は、「出願人」タブで出願人に関する情報の入力画面である。

 $^{^{114}\,}$  5. APPENDIX 1. TERMS OF COMPLETING THE APPLICATION FOR THE REGISTRATION TK

😡 Заявитель	Представитель	Заявляемое обозначение	🛛 Приоритет	😡 Товары и услуги	0 Дополнительные материалы
(740) Предста	витель				
Патентный по Регистрационный номер:	веренный С Представи 1 0326	тель			
Имя:	Гембицкая Елена Ива	новна			
Адрес:	410005, Саратовская с	обл., г. Саратов, ул. Посадского, д	. 228/244, кв. 59		
Телефон:	(8452)508092, (8452)25	0866			
Факс:					
Email:					
Специализация:	2,3,4,5				

代表者(Representative) に関する入力画面である。

😡 Заявитель	Представитель	😔 Заявляемое обозначение	🛛 Приоритет	😡 Товары и услуги	Ополнительные материалы	
(540) Заявля	емое обозначение					
Горосогор-916-2 Разрешатична ути Максимальный ри	H Yaanine Har ne galinee Har axwee (140): 5	rin				
Категория знак	a:	W				
(571) Описание	заявленного обозначени	18:				
(541) Словесно	е обозначение:					
(591) Цветовое	сочетание:					
(554) Объем	иный знак					
(555) Гологр	рафический знак					
(556) Звуков	ой знак					
(557) Обоня	тельный знак					
(558) Знак, с	состоящий исключительн	о из одного или нескольких цветов				
Световой зн	ак					
(550) Другое		T				
Файл "нетрадиц (земовой миль)	ционного" знака	Выбрать Разрешенные типы файлов: tif tiff doc rtf	mn3 mnen2 avi			

商標 (The claimed designation)に関する画面である。アップロードできるファイル のサイズは 5MB までである。

😡 Заявитель	😡 Представитель	😡 Заявляемое об	означение	🛇 Приоритет	😡 Товары и услуги	• Дополнительные материалы
Приоритет: (64	1) Выделенная заявка	~				
(641) Выде	еленная заявка					
№ первонача	льной заявки: 201470	0156				
Дата первона	ачальной заявки:04.02.2	2014				

優先権主張に関する情報を入力する画面である。展示優先権(ロシア民法第1495条 第2項、日本商標法第9条(出願時の特例)に相当)を主張する場合も、この画面で詳細 を入力する。

Construction Text approximate Text and the construction text and the construction construction to the construction		F	Регистратор		Или пользонателя: Григорьев Алексей Вичеславсяен (ФИПС)
	Новости	Бибпиотека заявок Документы	заявки Библиотека докумен	пов Настройки МКТ.	/
<u>Библиотека заявок. / Заявка "цуй"</u> / Но	вый документ				
Сохранить Отменить					
Изменение документа					^
Тип документа Учетный номер документа: Комментарий: Файл для загрузки данных из XM	Заявление Заявление цуй Краткое описание документа Выбрать				
Заявитель	ттель 😣 Заявляемое обозначение	О Приоритет О Товары и услуги	Ополнительные материалы		
Класс Наименование товари	ов и (или) услуг				
1			No data to display		
Обзор	[X]				Добавить Вставить из МКТУ Проверить

指定商品、指定役務の入力画面である。指定商品、指定役務の名称は、手動で入力 する。複数有る場合には、セミコロンで区切り、セミコロンの後にスペースを1つ配 置する、などの規則に沿って入力する。

<u>Библиотека завеки / Завена "фиф"</u> / Новый рокумент		
Соранить		
Изменение документа	^	
Тип документа Заявление		
Учетный номер документа: Заявление фыф		
Кратое описание долумента 🗾		
Файл для загрузои данных из XML: Выбрать		
Заявитель         О Представитель         Заявляемое обозначение         О Приоритет         О Товары и услуги         О дополнительные материалы		
Дополнительные материалы		
☑ Наличие устава коллективного знака Листов в одном эк	ремпляре 1	
🗵 Наличие перевода на русский язык	вемпляре 1	
Иналичие доверенности ПП Листов в одном эк	земпляре 1	
№ Наличие ходатайства о выделении заявки Любю сеилетель_та:	sewiningpe 1	
Taxia and Antonia an		
Догументы заявог: Добавить Удавить		
П Наименование	Кратире описание	
С Документы по выставочному приоритету 1		
Tect	Тест	
Г 13	13	

出願に付随して提出する書類の入力画面である。団体商標を出願するときの証明書 の添付や、出願に係る商標がロシア語以外の外国語の場合はロシア語の翻訳文の添付 などである。

## 3.5 通知の送付方法

オフィスアクションが発出された旨の通知及びオフィスアクション自体は、代理人 に対して電子メールで送付される¹¹⁵。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続116

- <特許>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・オフィスアクションの受領
  - ・オフィスアクションへの応答

# <商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答

¹¹⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹¹⁶ 現地法律事務所への調査結果

・拒絶査定不服審判の請求

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

4.2.1 出願書類のフォーマット

特許及び商標ともに、XML フォーマットと、Microsoft Word フォーマットが使われる¹¹⁷。

#### 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

手続書類の XML 変換ツールは ROSPATENT から提供されていない。専用ソフト ウエアに入力した書誌事項は XML フォーマットで ROSPATENT に送信されるが、 Microsoft Word フォーマットでアップロードされた文書は、変換されずにそのまま 送信される¹¹⁸。

# 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 119

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:テキストデータ又はイメージデータ

#### 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

特許、商標ともに、XML フォーマット、PDF(テキストデータ無し)及び Microsoft Word フォーマットが使われている¹²⁰。

# 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

特許、商標ともに TIFF のみ使用している。Microsoft Word フォーマットに添付す る画像ファイルは JPEG ファイルが推奨されている¹²¹。

¹¹⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹¹⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹¹⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁰ Frequently asked questions about electronic filing for trademark registration, 2,

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/faq_el (最終アクセス日:2016年2月 25日)

## 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許は、白黒の画像のみ推奨されている。商標は、カラー画像及びグレイスケール 画像による提出ができる¹²²。

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ

商標の TIFF は、各ファイル 5MB が上限であり、解像度は 300dpi が要求されている¹²³。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許は XML フォーマット及び Microsoft Word で、商標は PDF(テキストデータ有り)で発出される¹²⁴。

## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

商標は庁発出書類に TIFF を使用している。特許については、ROSPATENT から 回答を得られなかった¹²⁵。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

商標は庁発出書類のイメージ部にカラー画像及びグレイスケールを使用できる¹²⁶。 特許については、ROSPATENTから回答を得られなかった。

## 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

ROSPATENT から回答は得られなかった。

#### 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない¹²⁷。

¹²¹ Manual user (applicant), 4.2.3. Присоединение файлов к форме (или его редактирование), http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²² 現地法律事務所への調査結果

¹²³ Frequently asked questions about electronic filing for trademark registration, 2、 http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/faq_el (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹²⁴ ROSPATENT への調査結果

¹²⁵ ROSPATENT への調査結果

¹²⁶ ROSPATENT への調査結果

¹²⁷ 現地法律事務所への調査結果

## 5.2 電子記録媒体の提出

予期できない技術的な問題が生じて、電子出願システムが使えないときは、電子記 録媒体と紙書類の提出が可能である。

## 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

ROSPATENT の附属機関である FIPS¹²⁸が"Module for receiving applications from external informational systems"(以下、モジュールと記す)をホームページで 公開している¹²⁹。このモジュールによって、FIPS の情報システムと外部の情報シス テムとが直接通信することが可能となる。

# 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Utility Model)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である¹³⁰。

¹²⁸ Federal Institute of Industrial Property,

¹²⁹ Notice of public testing module accepting applications from external information systems、 http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/test_s (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹³⁰ 現地法律事務所への調査結果

# D. アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

ARIPO では、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。ARIPO の 電子出願システムは KOICA (Korea International Cooperation Agency)、WIPO 及 び ARIPO の共同プロジェクトによって開発されたものであって、この共同プロジェ クトによって ARIPO やその加盟国の ICT(Information and Communication Technology)基盤の改善が進められている¹³¹。

なお、規則によって加盟国は電子出願を拒否することができる¹³²。

#### 1.2 電子出願率

ARIPO から情報を入手することができなかった。参考として、WIPO が公表している各法域の全出願件数を以下に示す¹³³。

	特許	意匠	商標
2014 年	835	154	362
2013 年	692	217	321
2012 年	603	151	311
2011 年	529	52	228
2010 年	424	35	181

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている¹³⁴。

¹³¹ Explore WIPO, ARIPO Online Services and the MS Module dated Oct 19, 2015,

http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=321698(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³²(特許、意匠)REGULATIONS FOR IMPLEMENTING THE PROTOCOL ON PATENTS AND INDUSTRIAL DESIGNS WITHIN THE FRAMEWORK OF THE AFRICAN REGIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION(ARIPO), Rule 5bis Electronic Filing of Patents,

Industrial Designs and Utility Models,

http://www.aripo.org/resources/laws-protocols?download=9:the-harare-protocol-on-patents-utility-models-designs (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標) REGULATIONS FOR IMPLEMENTING THE BANJUL PROTOCOL, Rule 5bis Electronic Filing of Marks、

http://www.aripo.org/resources/laws-protocols?download=8:the-banjul-protocol-on-marks (最終アク セス日:2016年2月25日)

¹³³ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

¹³⁴ ARIPO への調査結果

#### 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに、紙書類を提出する必要はない135。

#### 2.2 原本の形態

電子出願システムを利用する場合、原本は紙書類ではなく電子データとなる。なお、 電子メールに添付して提出された書類の原本は紙書類となり、この場合、ARIPO が 添付ファイルを印刷することとなる¹³⁶。

#### 2.3 在外者による電子手続

電子出願システムを使って在外者がARIPOに対して直接できる手続はない¹³⁷。

#### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は不要である¹³⁸。ID とパスワードを入力して電子出願システムにログ インする。

## 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

口座からの自動引き落とし及びクレジットカードによって、支払うことができる139。

## 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標ともに、紙書類による出願よりも20%減免される140。

#### 2.7 データエントリー料

現在、紙出願に対してデータエントリー料は課されていないが、電子出願の普及を 推進するために、2016年中にデータエントリー料の導入が検討されている¹⁴¹。

(商標) BANJUL PROTOCOL ON MARKS、Section 2 Filing of Applications, 2:1 to 2:3、 http://www.aripo.org/resources/laws-protocols?download=8:the-banjul-protocol-on-marks(最終アク セス日:2016年2月25日)

¹³⁸ ARIPO, USER GUIDE, e-Service, Sign in,

http://eservice.aripo.org/pif/pue/PIFUserGuideList.do#(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³⁵ 現地法律事務所への調査

¹³⁶ ARIPO への調査結果

¹³⁷ (特許、意匠) PROTOCOL ON PATENTS AND INDUSTRIAL DESIGNS WITHIN THE FRAMEWORK OF THE AFRICAN REGIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (ARIPO), Section 2, Filing and Transmittal of Applications, (4)、

http://www.aripo.org/resources/laws-protocols?download=9:the-harare-protocol-on-patents-utility-models-designs (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://eservice.aripo.org/pif/pue/PIFUserGuideList.do#(最終アクセス日:2016年2月25日) ¹³⁹ ARIPO, USER GUIDE, e-Payment, Sign in、

¹⁴⁰ ARIPO, FEE SCHEDULE、http://eservice.aripo.org/pif/pfs/PIFFeeScheduleList.do# (最終アク セス日:2016年2月25日)

¹⁴¹ 現地法律事務所への調査結果

#### 2.8 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは、平日の午前6時から午後6時30分まで稼働している¹⁴²。土 曜、日曜、祝日は稼働していない。

#### 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザであって、特定のブラウザーは推奨されていない¹⁴³。また、システム構築には JAVA の技術が使われている。

#### 3.2 電子出願環境の使用感144

ARIPO の電子出願システムは、シンプルで理解しやすいように作られている。ただし、幾つかのクライアントが紙書類に直筆のサインをするため、紙書類による出願をする場合もある。

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制

ARIPO では、電子メール及び電話でサポートを受けることができる。ARIPO 専門 家のサポートを受けるために、直接訪問することもできる。

問い合わせ先の電子メールアドレスは、rchiweza@aripo.org (ARIPO Admin)である。電話番号は、+263 4 794065 – 68 である¹⁴⁵。

¹⁴² ARIPO, NOTICE, Extended Operation Hour for e-Filing dated 03.08.2015,

http://eservice.aripo.org/pif/pne/PIFNoticeList.do (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁴³ ARIPO, FAQ, Do I need certain software to submit an application just like the EPO?、 http://eservice.aripo.org/pif/pfq/PIFFAQsList.do#(最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁴⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁵ ARIPO, Contact US, http://www.aripo.org/contact-us (最終アクセス日:2016年3月7日)

## 3.4 ユーザーインターフェイス

ARIPO のホームページに掲載されている出願システムのマニュアル¹⁴⁶から一部を 抜粋して説明する。

CARIPO ONLINE SERVICE	ARIPO ONLINE SERVICE SIGN IN
E-SERVICE IP DIGITAL LIBRARY JOURNAL INFORMATION	E-mail Password Remember ID Sign In Porget password? Create New Account
This system has been implemented by the grant of the government of the Republic of Korea.	Copyright(c) 2014 ARIPO
KOICA- Transformation	

電子出願システムのログイン画面¹⁴⁷である。ID(メールアドレス)とパスワードを入 力してログインする。ID の申請もこの画面の" CREATE NEW ACCOUNT"から行う ことができる。

¹⁴⁶ ARIPO, USER GUIDE, e-Service、http://eservice.aripo.org/pif/pue/PIFUserGuideList.do#(最終 アクセス日:2016年2月25日)

¹⁴⁷ https://eservice.aripo.org/pes/pat/tsn/PESSignIn.do (最終アクセス日:2016年2月25日)

	ONLINE FILING         Submit form(s), application, and/or follow-up documents.	-Service > Oline filing
ONLINE SERVICE	New Application Other Document	ts
Profile Sigr	Form Attachment	
() Kim jooshin	Patent O Utility Model O Industrial Design O Tradema	rk
	Upload New Application (Form 3) *	Find
E-SERVICE		
· E-PAYMENT	Attached document(s) +	
• Notification • My Docket B	Description	Find
IP DIGITAL LIBRARY	Claim	Find
JOURNAL	Abstract	Find 🔟
INFORMATION	Drawing	Find
	Submit	
This system has been Implemented by the crack of the		
government of the Republic of Korea.		

A:新規出願に係る法域(特許、実用新案、意匠又は商標)を選択し、新規出願の書類を アップロードする。書類の様式はARIPOが予め提供しているもののみ使用でき、下 記サイト

http://eservice.aripo.org/pif/pfd/PIFEFormList.do にて入手可能である。 B: 出願に際し、必要な書類を添付(アップロード)する。上の画面は、A で特許を選択 した画面であるが、意匠を選択すると以下のように変化する。

Attached document	(5) +				
Graphic reproduction				Find	
Drawing(zip)	•			Find	一一一
		Submit			
<b>(()</b>	ONLINE FI	LING			
	Submit application f	orm or subsequent documents	5	A Home > e-Service :	> Oline filing
ONLINE SERVICE		New Application		Other Documents	
Profile Sign Out	Application No				
() Kim jooshin	AP/D/2014/0000	016			
E-SERVICE Online Filing E-PAYMENT Notification	AP 0011				
• My Docket	Form Attachme	nt			
JOURNAL INFORMATION	Patent	Utility Model	Industrial Design	Trademark	
	Form 4	Form +		Find	
	Drawing	×		Find	一一一
	Description	×		Find	一世
	Claim	×		Find	
			Submit		
This system has been implemented by the grant of the government of the Republic of Korea.					
KOICA- Tore in reserved KOREA					

画面上部の"Other Documents"をクリックすると、画面が切り替わる。優先権の主 張を伴う場合には、出願番号を入力する。その他にも提出する必要がある書類がある 場合には、この画面でアップロードする。すべての書類のアップロードが完了した ら、"Submit"をクリックして完了する。 次に、新規出願する際に提出する書類の様式について説明する。様式は法域ごとに 一覧が提供されている。以下は、特許、実用新案の手続様式の一覧である。ページ上 部の"INDUSTRIAL DESIGN"及び"TRADEMARK"をそれぞれ選択すると、切り替 えることができる。

FORMS			
Download document forms		🕈 Home > Infor	mation > eForms
PATENT & UTILITY MODEL	INDUSTRIAL DESIGN	TRADEMA	RK
Request for grant of patent [Form 3]			Download 🛓
Appointment of representative (Powe	r of attorney) [Form 4]		Download 🛓
B Request by contracting state for remi	ttance of fees [Form 5]		Download 🔳
Application to register licence or othe		Download 🛓	
B Request for conversion of application	into national application [Form 23]		Download 🛓
Request to reconsider decision that su	ubstantive requirements have not been co	omplied with [Form 19]	Download 🛓
Declaration of withdrawal of patent as states [Form 17]	oplication (or patent) or utility model or re	eduction of designated	Download 👤
request to reconsider decision refusin with formal requirements [Form 15]	g application for grant of patent on grour	ds of non-compliance	Download 🛓
Request for alteration of name or add	lress or for correction of error [Form 1]		Download 🛓
Request for copies of extracts from re	egister or from files [Form 2]		Download 🛓
* The downloaded document can't be functi	oning on the web browser. Please use the	Adobe Reader to use the	document.

それぞれの様式は PDF でダウンロードする。ダウンロード後、PDF のフォーム機能を使って必要事項を PDF ファイルに入力する。入力完了後、保存した PDF ファイルを ARIPO にアップロードする。以下に新規出願の様式を貼付する。

AFRICAN REGIONAL INTELLECTURAL PROPERTY ORGANIZATION (ARIPO)								
ARIPO Form No.3 For Official Use								
HARARE PROTOCOL	Date of Receipt by receiving Office:							
REQUEST FOR GRANT OF PATENT OR REGISTRATION OF	APPLICATION No. given by receiving Office:							
(Rule 5(5); Instruction 16)	(Receiving Office's stamp)							
Ta*. Director Conoral	Data of Passint by APIPO Office							
ARIPO Office	APPLICATION No. given by ARIPO Office:							
P.O. Box 4228 Harare	(ARTPO Office's Stamp)							
Zimbabwe								
	FILING DATE:							
薄灰色の枠が、フォーム機能に	Applicant's or Representative's File Reference:							
よる入力箇所である。								
	PCT application no.:							
	PCT publication no.:							
IN THE MATTER OF:								
Application for Grant of Patent	Application for Registration of Utility Model							
I. TITLE OF INVENTION:								
II. APPLICANT(S) (The data concerning each applicant must appea	ar in this box or, if that space is insufficient, in the supplimental box.)							
Additional information is contained in supplemental box								
Name:								
Address:								
Nationality: Use two-letter codes to indicate a	a state in accordance with WIPO standard <u>ST.3</u>							
Country of residence or principal place of business:								
Telephone # Mobile #	E mail							
III. REPRESENTATIVE								
The following representative has been appointed by the applican	t(s) in the power of attorney on ARIPO Form No.4							
accompanying this Form to be filed within two months from the filing of this Form GPA Reference No.								
Name:								
Address:								
Telephone # Mobile #	E-mail Fax #							
IV. DESIGNATION OF STATES (Check the country codes) All 🗸								
BW, GM, GH, KE, LS, LR, MW, MZ, NA, RW, ST, SL, SD, SZ, UG, TZ, ZM, ZW								
* Indicate name and address of the receiving Office (i.e., the industrial property office with which this request Form is filed).								

## 3.5 通知の送付方法

ARIPO が発出するオフィスアクションの通知及びオフィスアクション自体は電子的に送付される¹⁴⁸。

## 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続149

- <特許、意匠、商標共通>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・ARIPO を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出
  - ・オフィスアクションの受領
  - ・オフィスアクションへの応答
  - ・拒絶査定不服審判の請求
  - ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
  - ・知財庁予納口座の履歴照会
  - ・銀行口座振替の履歴照会

なお、ARIPOのホームページには、電子出願システムを通じて手続可能な書類の 一覧が掲載されており、そのリストからそれぞれの様式をダウンロード可能である¹⁵⁰。

#### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット

特許、意匠、商標ともに、PDF(テキストデータの有無を問わない)及び Microsoft Word フォーマットでの提出ができる。なお、意匠出願の場合のみ、ZIP ファイルを 使って図面を提出可能である¹⁵¹。

# 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 152

<特許>

- ・書誌部(願書):テキストデータ又はイメージデータ
- ・明細書:テキストデータ又はイメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
- ・要約: テキストデータ又はイメージデータ

¹⁴⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁰ ARIPO, FORMS、http://eservice.aripo.org/pif/pfd/PIFEFormList.do#(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵¹ ARIPO, USER GUIDE, Online Filing –New Application,

http://eservice.aripo.org/pif/pue/PIFUserGuideList.do#(最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁵² 現地法律事務所への調査結果

図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ又はイメージデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ又はイメージデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

## <商標>

- ・書誌部:テキストデータ又はイメージデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

## 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願書類と同様に、特許、意匠、商標ともに、PDF(テキストデータの有無を問わない)及び Microsoft Word フォーマットでの提出が可能である¹⁵³。

## 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

イメージ部は、JPEGのみを用いることができる¹⁵⁴。

## 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許、意匠、商標ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能で ある¹⁵⁵。

#### 4.2.6 画像の推奨サイズ

画像の推奨サイズは特にない¹⁵⁶。願書に添付する書類の電子ファイル容量や数に制限はない¹⁵⁷。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

ARIPO 発出の書類は PDF(テキストデータの有無を問わない)及び Microsoft Word フォーマットである¹⁵⁸。なお、審査官は、発出するフォーマットを自由に選択できる。

¹⁵³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁷ ARIPO, FAQ, Are there any limits for attachments of applications?,

http://eservice.aripo.org/pif/pfq/PIFFAQsList.do (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁵⁸ ARIPO への調査結果

## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

ARIPO 発出の書類のイメージ部は JPEG フォーマットである¹⁵⁹。

## 4.3.3 通知書類のイメージ部について

ARIPO 発出の書類のイメージ部は、特許のみカラー画像に対応していない(グレイ スケールの発出は可能)。また、意匠及び商標はカラー画像又はグレイスケールにより発出される¹⁶⁰。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

ARIPO から情報を入手することができなかった。

## 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない¹⁶¹。

## 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体の提出は認められていない162。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 ARIPO は API を公開していない。

## 5.4 実用新案手続との相違

実用新案(Utility Model)の電子出願環境は、特許の電子出願環境と同一である¹⁶³。

¹⁵⁹ ARIPO への調査結果

¹⁶⁰ ARIPO への調査結果

¹⁶¹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶² 現地法律事務所への調査結果

¹⁶³ 現地法律事務所への調査結果

IV. その他

# A. ドイツ特許商標庁 (DPMA)

## 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

DPMAでは、特許、意匠、商標ともの電子出願システムを導入済みである。ウェ ブブラウザを用いる DPMAdirektWeb¹と、専用ソフトを用いる DPMAdirekt²の二つ のシステムがある。

DPMAdirektWeb では、電子証明書を使うことなく、商標出願³、意匠出願⁴、意匠 登録の無効申請⁵手続ができる。一方、DPMAdirekt ではその他の手続もできるが、 電子証明書が必要である。

また、EPO の電子出願ソフト OLF を使って、DPMA に対して直接特許出願をす ることもできる⁶。EPO のウェブページから DPMA 向け出願用の plug-in やマニュア ルをダウンロードすることができる⁷。ただし、EPO の電子出願システム CMS を使 って DPMA に対して直接出願することはできない⁸。

³ Sign Die Online-Anmeldung für Designs aturlose Online-Markenanmeldung、 https://direkt.dpma.de/marke/(最終アクセス日:2016年2月25日)

⁵ Der Online-Nichtigkeitsantrag für eingetragene Designs,

https://direkt.dpma.de/nichtigkeitsantrag_design/(最終アクセス日:2016年2月25日) ⁶ EPO, Online Filing in national offices,

¹ DPMAdirektWeb、https://direkt.dpma.de/(最終アクセス日:2016年2月25日)

² DPMAdirekt、http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/index.html (最終アク セス日:2016年2月25日)

⁴ Die Online-Anmeldung für Designs、https://direkt.dpma.de/design/ (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national.html (最終アクセス日:2016年3月7日)

⁷ EPO, DE Deutsches Patent- und Markenamt,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national/de.html (最終アクセス日:2016 年3月7日)

⁸ EPO online filing options comparison table,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/ \$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf(最終アクセス日:2016年3月7日)

	特許		意匠		商標	
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014 年	71%	59,911	67%	7,244	52%	66,612
2013年	66%	57,920	24%	6,421	18%	60,183
2012 年	60%	56,869	16%	6,333	12%	59,848
2011 年	49%	56,661	11%	6,175	9%	64,051
2010年	36%	$55,\!670$	7%	6,193	7%	69,140

#### 1.2 電子出願率

## 1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布⁹及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている¹⁰。

#### 2 電子出願に係る制度

## 1 紙書類提出の要否

電子出願システムによって提出された手続については、紙書類の提出は不要である¹¹。

# 2.2 原本の形態

原本の形態は、電子媒体である12。

⁹ DPMAdirekt (leaflet),

11 現地法律事務所への調査結果

¹² (特許) Section 34 (6) of the Patent Act (Patentgesetz, PatG)、

http://www.gesetze-im-internet.de/patg/(最終アクセス日:2016年3月7日)) in conjunction with Section 3, second sentence, Patent Ordinance (Patentverordnung, PatV)、

http://www.gesetze-im-internet.de/patv/ (最終アクセス日:2016年3月7日)), Section 12 of the Ordinance Concerning the German Patent and Trade Mark Office (Verordnung über das Deutsche Patent- und Markenamt, DPMAV)、

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/allgemein/a9518.pdf (最終アクセス日:2016年3月7日)) and Section 1 (1) no. 1, Section 3 of the Ordinance on Electronic Legal Transactions with the German Patent and Trade Mark Office (Verordnung über den elektronischen Rechtsverkehr beim Deutschen Patent- und Markenamt, ERVDPMAV、

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/allgemein/a9519.pdf (最終アクセス日:2016年3月7日)) (意匠) Section 26 (1) no. 2, (4) of the Design Act(Designgesetz, DesignG)、

http://www.gesetze-im-internet.de/geschmmg_2004/(最終アクセス日:2016年3月7日)) in conjunction with Section 4 (1) of the Design Ordinance (Designverordnung, DesignV)、

www.gesetze-im-internet.de/designv (最終アクセス日:2016年3月7日)) and Section 1 (1) no. 4, Section 2 (1) no. 2, Section 3 of the Ordinance on Electronic Legal Transactions with the German

http://www.dpma.de/docs/service/veroeffentlichungen/flyer_en/dpmadirekt_engl.pdf (最終アクセス 日:2016年2月25日)

¹⁰ DPMA への調査結果
### 2.3 在外者による電子手続

在外者は、電子出願システムを利用して出願日を確保するために出願書類を提出、 権利存続のための料金を支払うこと及び審判請求が可能である¹³。

#### ドイツ特許法14 第25条

(1) ドイツに居所又は登録された事務所若しくは営業所の何れも有していない者は, 同人がドイツにおいて,弁護士又は特許弁護士を代理人として指名しており,それら の者に特許庁,連邦特許裁判所及び特許に影響する民事訴訟における手続において同 人を代理するよう委任している場合に限り,本法に定められている特許庁又は連邦特 許裁判所に対する手続に関与することができ,かつ,特許に由来する権利を主張する ことができる。

### 2.4 電子証明書の要否

DPMAdirekt へのログインに、電子証明書が必要である¹⁵。

### 2.5 電子証明書の種類

電子証明書の種類はカード形式である。The signature card と呼ばれている¹⁶。また、この他にも、EPOにより発行された電子証明書(スマートカード)も使用できる¹⁷。

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/allgemein/a9519.pdf (最終アクセス日:2016年3月7日)) (商標) Section 65 (1) no. 8, (2) of the Trade Mark Act (Markengesetz, MarkenG)、

http://www.gesetze-im-internet.de/markeng/ (最終アクセス日:2016年3月7日)) in conjunction with Section 2 (1), second sentence, of the Trade Mark Ordinance (Markenverordnung, MarkenV)、

http://www.gesetze-im-internet.de/markenv_2004/ (最終アクセス日:2016年3月7日)), Section 12 of the Ordinance Concerning the German Patent and Trade Mark Office (Verordnung über das Deutsche Patent- und Markenamt, DPMAV) and Section 1 (1) no. 3, Section 2 (1) no. 1, Section 3 of the Ordinance on Electronic Legal Transactions with the German Patent and Trade Mark Office (Verordnung über den elektronischen Rechtsverkehr beim Deutschen Patent- und

Markenamt, ERVDPMAV)

¹⁵ DPMAdirekt - digitale Signatur,

¹⁶ DPMAdirekt, Online filing of IP applications,

Patent and Trade Mark Office(Verordnung über den elektronischen Rechtsverkehr beim Deutschen Patent- und Markenamt, ERVDPMAV),

¹³ DPMA への調査結果

^{14 (}特許) 特許庁、外国産業財産権制度情報、ドイツ特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/germany/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁽意匠) Section 58 (1) of the Design Act、http://www.gesetze-im-internet.de/geschmmg_2004/(最終ア クセス日:2016年2月25日)

⁽商標) Section 96 (1) of the Trade Mark Act、http://www.gesetze-im-internet.de/markeng/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/digitalesign atur/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.dpma.de/english/service/e-services/dpmadirekt/index.html (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

### 2.6 電子証明書の指定認証局

**DPMA** が許可している認証局(認定サービスプロバイダ)のリストが、ウェブサイト に掲載されている¹⁸。

#### 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

料金の支払い方法は、以下の4つの方法がある19。

- 1. DPMA 窓口での現金支払い。
- 2. インターネット上での銀行振り込み
- 3. 銀行窓口で現金による銀行振り込み
- 4. 有効な SEPA Core Direct Debit Mandate²⁰による支払

#### 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標ともに、電子手続による出願料金の減免がある²¹。

## 2.9 データエントリー料

紙出願に対してデータエントリー料は課されない22。

#### 2.10 電子出願システム稼働時間

DPMA の電子出願システムは、1 日 24 時間、365 日、稼働している²³。

¹⁸ Zertifizierungsdiensteanbieter,

¹⁷ DPMA, FAQs, Neue Online Services Smart Card des EPA (epoline-Karte) ab September 2013、 http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/faqs/index.html#a21 (最終アクセス 日:2016年2月25日)

http://www.bundesnetzagentur.de/cln_1932/DE/Service-Funktionen/QualifizierteelektronischeSig natur/WelcheAufgabenhatdieBundesnetzagentur/AufsichtundAkkreditierungvonAnbietern/ZertifizierungsDiensteAnbietr_node.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁹ Ordinance on Payment of Costs of the German Patent and Trade Mark Officeand of the Federal Patent Court (Patent Costs Payment Ordinance), Section 1(1) Section 1Routes of payment,

http://www.dpma.de/docs/service/formulare_eng/allgemein_eng/a9511_1.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²⁰ Information Concerning the Use of the SEPA Payment Schemes,

http://www.dpma.de/docs/service/formulare_eng/allgemein_eng/a9534_1.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²¹ DPMA, Information Concerning Costs, Fees and Expenses,

http://www.dpma.de/docs/service/formulare_eng/allgemein_eng/a9510_1.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²² DPMA, Information Concerning Costs, Fees and Expenses,

http://www.dpma.de/docs/service/formulare_eng/allgemein_eng/a9510_1.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²³ 現地代理人への調査結果

#### 3 電子出願の環境について

### 3.1 電子出願システムの環境

DPMAdirektの電子出願システムの環境は専用ソフト、DPMAdirektWeb はウェ ブブラウザである。

専用ソフトは、DPMA ウェブサイトからダウンロードできる²⁴。

#### 3.2 電子出願環境の使用感25

DPMAdirekt は、他の知財庁が採用している電子出願システムと比較して、直感的 (intuitive)ではないという声が聞かれた。また、DPMA に直接出願する際には、 DPMAdirekt を使わず、EPO の電子出願ソフトを使う現地法律事務所もあった。

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制

DPMA では、電話及び電子メールによるサポートを受けることができる²⁶。電話番号は、Mr. Peter Klemm: +49 89 21 95-37 79又はMr. Uwe Gebauer: +89 89 21 95-26 25 である。電子メールアドレスは DPMAdirekt@dpma.de である。

 $^{^{24}\,}$  DPMA, Downloads  $\backsim$ 

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/downloads/index.html (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²⁵ 現地代理人への調査結果

²⁶ DPMAdirekt, Contacts、http://www.dpma.de/english/service/e-services/dpmadirekt/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

3.4 ユーザーインターフェイス

DPMA が公開している DPMAdirekt ユーザーマニュアル²⁷から一部を抜粋して説 明する。以下の画面は、DPMAdirekt のインターフェイスである。

DPMAdirekt 3.5 Demo-Me	odus					_ 🗆 ×
A X X S 🖉 🕷	I 📒 🍥 \Theta 🔵					
						0
	Neueste Nachricht des DPMA				DPMAdirekt Ver	sionsübersicht anzeigen
Deutsches Patent- un <u>d Markenamt</u>	Vielen Dank für das U	Ipdate auf die Version	3.5			
			le Anderungen.			Þ
	Alle P2007 G60	03 W7005 R5703	EP1001 PCT101	NachgangPat	NachgangGbm	P2009 G600
Alle Vorgänge Alle Stati	•					Þ
	Name des Vorgangs	DRN	Amtliches	Aktenzeichen	Inte F	Folgende Aktionen stehen
Vorlagen	A9532					Vorgang importieren
	R P2007					
Entwürfe	DEP1001					
	PCT101					
Unterschriftsbereit	🕫 G6003					
	💖 W7005					
Bereit zur Einreichung	BeschwMa					
	P2797					
Eingereicht	🐝 R5703					
	NachgangPat					
Erledigt	R Patent01					
	Marke01					
	BPat01					
	BeschwPat					
Fehlerhaft	R5730					
	Einzug01	2015012214151500DE		1	08/15	
Alle Vorgänge		201501201601500000			* }	
Alle Vorgänge Alle Stati		Suche in A	Aktuelle Auswahl 🚽 nach			Suche Letzte Suche
1						

画面中央のA部にあるボタンは、提出できる書類(フォーム)の一覧である。以下に その一部を説明する。

- ・P2007: DPMA に対する特許出願²⁸
- ・W7005: DPMA に対する商標登録出願²⁹
- ・R5703: DPMA に対する意匠登録出願³⁰
- ・EP1001: EPO に対する特許出願³¹

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/design/r5703.dot (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁷ DPMAdirekt Benutzerhandbuch,

http://www.dpma.de/docs/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/dpmadirekt/benutzerhandbuch_5 _11_2015.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{\}rm 28}$  Antrag auf Erteilung eines Patents,

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/patent/p2007.dot (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁹ Antrag auf Eintragung einer Marke in das Register、

http://www.dpma.de/docs/service/formulare/marke/w7005.dot (最終アクセス日:2016年2月25日) ³⁰ Antrag auf Eintragung eines Designs、

Alle Vorgänge Alle Stati	インターフェイス左側には、書類を選択するためのボタンが並
Vorlagen	んでいる。
Entwürfe	Vorlagen:テンプレート
Unterschriftsbereit	Entwürfe:草稿
Bereit zur Einreichung	Unterschriftsbereit:著名の準備 Bereit zur Einreichung.:ファイルの準備完了
Eingereicht	Eingereicht:提出
Erledigt	Erledigt:終了
Fehlerhaft	
	Fehlerhaft : 欠陥ある
Alle Vorgänge	alle Vorgänge: すべてのオプション

例えば、DPMAに対する商標出願の願書のテンプレートを表示させるためには、"W7005"と"Vorlagen"をクリックすると、表示される。

Formulareditor - Deutsches Patent	t - Patent01			X
Datei Bearbeiten Ansicht				
Abschnitt 1 des Antrags: das	Antragstellerformular			
<ul> <li>Eine hier eingegebene Adresse</li> <li>Ein Klick auf <ul> <li>Zeigt die gesp</li> </ul> </li> </ul>	lässt sich mit → 🛄 für spä eicherten Adressen an. Zu	tere Vorgänge speichern. m Einfügen reicht ein Doppelklick auf	den gewünschten D	atensatz.
Patentanmeldung     Anmelder     Mustermann Anton	Mustermann Anton			
Vertreter     Ganwälte & Partner Patentanw     Zustelladresse (Anwälte & Partne     Zahlung     Gang Einzugsermächtigung	Sonstige Namenszusätze: Anrede / Titel: Vorname: Nachname: Zusätzliche Adresszeilen: Straße, Hausnummer: Land, Postleitzahl und Ort:	Ouristische Person  Anton  Mustermann  Musterweg 5  Deutschland	Natürliche Perso	n
	Telefon: E-Mail: Handelsregisternummer:		Fax: bei Amtsgericht:	
			Prüfen	Speichern Beenden

上の画面は、特許出願フォームの入力画面である。画面左側には入力事項が5つの カテゴリーに分割されて表示されている。右側は入力画面である。

³¹ Request for grant of a European patent、http://www.epo.org/form1001-editable (最終アクセス 日:2016年2月25日)

Ҟ Patentanmeldung
🚊 👽 Anmelder
Altmann Tobias
Vertreter
🛛 😾 Zustelladresse (Altmann Tobias)
🗄 🕤 Zahlung
🔤 🕺 Einzugsermächtigung

入力が必要なカテゴリーには、赤いマークがついている。入力が完了すると、緑色 に変わる。

ちなみに、5つのカテゴリーは、次のように分けられている。

- 1. Anmelder:出願人
- 2. Vertreter:代理人(代理人は必須ではないため、灰色のマークが付いている)
- 3. Zustelladresse:連絡先
- 4. Schutzrechtsantrag:保護の要求(権利を要求する法域によって変化する)
- 5. Zahlung: 支払い

Formulareditor - Marke - Marke	01	X
Datei Bearbeiten Ansicht		
Abschnitt 4 des Antrags: Re	egisterkarte Marke	
<ul> <li>Mithilfe der Register-Abfrage e</li> <li>Klicken Sie im Ergebnisfenste</li> </ul>	erfahren Sie, ob eine Wortmarke bereits eingetragen ist. •r der Abfrage doppelt auf eine Marke, um den Registereintrag im Browser zu öffnen.	
Deutsche Markenanmeldung     1 Anmelder	Marke      Waren und Dienstleistungen Prioritäten Anhänge	Marke 1
Vertreter 2 Zustelladresse	Marke 1	
	Gewünschte Markenform: Wortmarke	
🔇 Einzugsermächtigung	Wiedergabe der Marke:         8           Beschreibung der Marke(optional)         nach §8(6) MarkenV	
	Internes Aktenzeichen: 08/15	
	Eintragung schwarz/weiß     Farbige Eintragung - Wörtliche Benennung der Farben (rot, grün, blau,	.)
	Es wird die Eintragung als Kollektivmarke (§§ 97 ff. MarkenG) beantragt.	
	r Prüfen Speichern	Beenden

上の画面は、商標出願フォームの入力画面である。画面左側4番目のカテゴリーが Marke(商標)と変わっている。その他は、特許と同じである。 次に、DPMAdirektWebを使った商標出願³²について説明する。こちらのシステム を使うとき、電子証明は不要であって誰でも使える。

DPMA direktWeb		
Online-Markenanmeldung	Online-Designanmeldung	Online-Nichtigkeitsantrag Design
DPMAdirektWeb - Sigr	aturlose Online-Markena	anmeldung
Mit dieser Anwendung könne	n Sie beim Deutschen Patent- u	nd Markenamt eine Marke online anmelden.
Sie werden in sieben Schritte Sternchen gekennzeichnet.	n durch die Anwendung geführt	. Die erforderlichen Angaben sind mit einem
Das Zeichen, das Sie als Mar die Anwendung einfügen. Es	ke anmelden möchten, können S kann nach der Absendung des	Sie entweder als Wort eingeben oder als Datei in Antrags nicht mehr verändert werden.
Für Ihre Markenanmeldung n der Marke gekennzeichnet w Dienstleistungen nicht mehr "Internationalen Klassifikatio Klassen aufgeteilt. Nach der Anmeldung zu zahlen ist. Für Anwendung ein "Warenkorb"	nüssen Sie auch bestimmte <b>War</b> erden sollen. Nach Absendung o erweitert werden. Alle Waren ur n von Waren und Dienstleistung Zahl der beanspruchten Klasser ^r die Auswahl der Waren und Die ' zur Verfügung.	en und/oder Dienstleistungen angeben, die mit des Antrags kann die Liste der Waren bzw. nd Dienstleistungen sind aufgrund der gen für die Eintragung von Marken" in insgesamt 45 n richtet sich die Höhe der Gebühr, die für die enstleistungen steht Ihnen innerhalb der
Bitte beachten Sie, dass die kann (§ 8 MarkenG). Insbeso beschreiben (z.B. Äpfel für Ol ähnliche oder identische Mar Marke Widerspruch erheben.	Marke wegen absoluter Schutzh Indere Angaben, die die beanspi bst), können nicht registriert we ken eingetragen sind. Inhaber ä	indernisse von der Eintragung ausgeschlossen sein ruchten Waren oder Dienstleistungen lediglich rden. Das DPMA prüft außerdem nicht, ob bereits ilterer Marken können ggf. nach der Eintragung der
Mit der Einreichung dieser An als drei Klassen fallen, eine G hinzu. Innerhalb der Anwend Nach Absendung der Anmeld Ihnen das Aktenzeichen mitg die Gebühr ausschließlich unt	meldung wird, wenn die beansp Sebühr in Höhe von 290,- € fällig lung werden die Gebühren je na ung erhalten Sie innerhalb weni jeteilt wird, unter dem Ihre Anm ter Nennung dieses Aktenzeiche	oruchten Waren und Dienstleistungen in nicht mehr I. Für jede weitere Klasse kommen jeweils 100,- € Ich anfallenden Klassen berechnet und angezeigt. Iger Tage eine Empfangsbescheinigung, in der eldung im DPMA geführt wird. Bitte überweisen Sie Ins!
Wird die Anmeldegebühr nich gezahlt, so gilt die Anmeldun	nt innerhalb von drei Monaten na Ig als zurückgenommen (§ 6 Pat	ach der Einreichung der Anmeldung vollständig KostG).
Die Daten Ihrer Anmeldung v veröffentlicht (§ 33 Abs. 3 Ma	verden in dem elektronischen Sc arkenG).	hutzrechtsauskunftssystem DPMAregister
Anmeldung		
Zur Anmeldung Ihrer Marke g natürliche Person / Privatp juristische Person / Firma	jeben Sie bitte an, ob Sie als Pri verson	vatperson handeln oder als juristische Person!
Anmelden		
商標出願についての記	 兑明があった後、画面 _量	

人/会社による出願かを選択するボタンがある。

³² DPMAdirektWeb - Signaturlose Online-Markenanmeldung、(最終アクセス日:2016年2月25日)

1.	2.	з.	4.	5.	6.	7.
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden
Anmelder						
Für weitere In	nformatione	n nutzen Si	e bitte die <u>Hilfe</u> .			
	Firma	э: *				
Ac	dresszusatz	z:				
	Straße, Nr	.: *				
	Postleitzah	l: *				
	Ort	t: *				
	Land	l: * Japa	in		¥	
	Telefor	n:				
	E-Mai	l:				
Weitere Ann	melder					
zurück	۲					weiter

# 次に、出願人の氏名/名称、住所、電話番号、メールアドレスを入力する。

1. 🗸	2.	3.	4.	5.	6.	7.	
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden	
Vertreter							
Für weitere	Informatione	n nutzen Sie	e bitte die <mark>Hilfe</mark> .				
Die Beauftra Wenn Sie ke sogenannte	igung eines V iinen Wohnsit n Inlandsvert	ertreters (z. z, Sitz oder reter bestel	. B. Anwalt / Kanzle Niederlassung in I llen.	ei) ist grundsätzlich fr Deutschland haben, n	eiwillig. nüssen Si	e einen Vertr	eter als
Vertreter	hinzufügen						
_	_						
zurü	ck						weiter

次は代理人の入力画面である。代理人の選出は必須ではないが、ドイツ国内の居住 者ではない場合には、ドイツ国内に居住する代理人の選出が必要であると記載されて いる。

	2. 🗸	3.	4.	5.	6.	7.
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden
Anschrift						
Für weitere	Information	en nutzen S	ie bitte die Hilfe.			
Folgende Ac sollen.	dresse soll a	ls Anschrift	verwendet werden	, an die Postsendung	en des DP	MA zugestellt werden
Anmelder	1:					
test						
test test						
Japan	_					
0123456789 test@test.co	9 om					
O Abweich	ende Ansch	rift:				
	Anred	de: * Bitt	e auswählen: v			
Titel/N	lamenszusa	tz:				
Nac	chname/Firm	1a· *				
	Vornam	ne:				
	Vornan Adresszusa	ne:				
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfa	ne:				
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfad Postleitza	he:				
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfad Postleitza O	hl: *				
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfac Postleitza O Lar	ne:	tschland			
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfad Postleitza O Lar Telefo	ne:	tschland			
Straße,	Vornan Adresszusa Nr. / Postfac Postleitza C Lar Telefo E-M:	ne:	itschland			

次は、DPMAから連絡先を入力する。初めに入力した住所と同じであれば、入力 を省略できる。

1. 🗸	2. 🗸	3. 🗸	4.	5.	6.	7.	
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden	
/erzeichn	nis der Wa	aren / Die	enstleistungen				
ür weitere	Information	en nutzen S	ie bitte die <mark>Hilfe</mark> .				
uche in de	r Klassifika	tionsdatenl	oank				
	Sucht	Degriff		suchen			
zurü	ck						weiter

指定商品/指定役務の入力画面である。キーワードを入力して、関連するクラスを検 索することができる。

1.	~	2. 🗸	3. 🗸	4.	5.	6.	7.		
A	nmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absender	ı	
Ve	rzeichr	is der W	aren / Die	enstleistungen					
Für	weitere	Information	ien nutzen S	Gie bitte die Hilfe.					
Suc	che in de	r Klassifika	ationsdaten	bank					
		Suchi	pegriff per	1	suchen				
		~ ~ ~							-
1 -	43 von 4	3 Treffer(n)	aus der Kla	ssifikationsdatenban	k				
Tre	efferlist	e							
#	Klasse			Beschreib	ung		Hi	nzufügen	^
1	1	Amylalkoho	ol [Pentanol]						
2	4	Penetrieröle	e für Türschlö	isser			✓		
3	4	Vorwiegend	l aus technisc	hen Ölen bestehende F	enetriermittel				
4	5	Penicillinprä	äparate						
5	7	Pendelschut	tzbremsen fü	r Greifzangen			✓		
6	7	Pendelschut	tzbremsen fü	r Greifer					
7	7	Pendelschut	tzbremsen fü	r Krangabeln					
8	10	Abschnürrir Erektionsste	nge zur Aufre örungen	chterhaltung der Peniss	steifheit bei Männern m	it			
9	10	Insulin-Pen	s						Υ.
M	arkierte	Einträge hi	nzufügen						
	zurü	ck						weiter	

# 検索キーワードとして、「pen」を入力した時の検索結果である。

1. 🗸	2. 🗸	3. 🗸	4. 🗸	5.	6.	7.
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden
<b>Markenfo</b> Für weitere	orm Information	ien nutzen S	Sie bitte die <mark>Hilfe</mark> .			
Bitte wähle	n Sie:					
<ul> <li>Wortmark</li> <li>Wort-/Bild</li> </ul>	ke dmarke					
O Bildmarke	e ne Markenfo	rm				
auswähler						

次に、商標の種類(文字商標、図形商標など)を選択する。

1. 🗸	2. 🗸	3. 🗸	4. 🗸	5.	6.	7.	
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden	
<b>Bildmarke</b> Für weitere	e Information	en nutzen S	ie bitte die <mark>Hilfe</mark> .				
Hochladen o	ler Datei						
Bitte verwer Sie bitte die Farbtiefe für beträgt sie s	Bitte verwenden Sie eine Datei im <b>JPEG-Format</b> (*.jpg) mit einer maximalen Dateigröße von <b>1 MB</b> . Beachten Sie bitte die Mindestkantenlänge von <b>945 Pixel</b> und eine Höchstkantenlänge von <b>1890 Pixel</b> . Die erforderliche Farbtiefe für farbige Abbildungen beträgt <b>24 Bit/Pixel</b> ; für Abbildungen in schwarz/weiß oder Graustufen beträgt die <b>8 Bit (Divel</b>						
Datei hochla 参照	iden: ファイルが選打	択されていま	せん。				
Farbangabe	n:						
Oschwarz/v	veiß						
Farbige Einti	ragung mit f	folgenden Fa	arben (z. B. gelb, ro	ot, grün)			
zurü	ck					weiter	

図形商標を選択すると、イメージファイルのアップロード画面に遷移する。 また、着色の有無も選択する。

1. 🗸	2. 🗸	3. 🗸	4. 🗸	5. 🗸	6.	7.	
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden	
Kosten Für weitere Wollen Sie e (Hierbei falle Beschleuni	Information ine beschle en zusätzlich <b>igte Prüfun</b> g	en nutzen S unigte Prüfu ne Kosten in <b>g beantrage</b>	ie bitte die <mark>Hilfe.</mark> Ing beantragen? I Höhe von <b>200 EU</b> In	I <b>R</b> an.)			
			Gebührenar	t			Kosten
Anmeldege (Kosten für d	<b>bühr</b> die Markenan	meldung incl	. drei Klassen)				290,00 EUR
Klassengeb Kosten für 1	öühr zusätzliche	e Klasse (Di	e Anmeldung umfass	st insgesamt 4 Klassen	)		100,00 EUR
					Ge	samtkosten	390,00 EUR
zurü	ck						weiter

次は、出願料金が自動的に計算され表示される。

1. 🗸	2. 🗸	3. 🗸	4. 🗸	5. 🗸	6. 🗸	7.
Anmelder	Vertreter	Anschrift	Waren/ Dienstleistungen	Markenwiedergabe	Kosten	Absenden
Abschluss	5					
Bitte überpr das Setzen	üfen Sie noo des Häkche	chmals die v ns am Ende	on Ihnen gemacht dieser Seite sowi	ten Angaben auf Rich e durch Eintragung Ił	tigkeit und hres Name	d bestätigen Sie dies durch ns.
Anmelder						
Anmelder 1 test test						
test test						
Japan 0123456789	•					
test@test.co	om					
Vertreter						
Es wurde ke	in Vertreter	beauftragt				
Anschrift						
Firma						
test						
test test						
Japan 0122456790						
test@test.co	, om					

Verzeichnis der Waren / Dienstleistungen			
5 WAREN/DI	ENSTLEISTUNGEN AUS 4 KLASSEN		
Klasse	Beschreibung		
1	Amylalkohol [Pentanol]		
4	Penetrieröle für Türschlösser		
4	Vorwiegend aus technischen Ölen bestehende Penetriermittel		
5	Penicillinpräparate		
7	Pendelschutzbremsen für Greifzangen		
Leitklasse: Kl Marke	asse 1		
	Bezeichnung	Wert	t
- Varkenform: Wortmarke			
Markenform:		Wortmarke	
Markenform: Wiedergabe de	er Marke:	Wortmarke test	
Markenform: Wiedergabe de Kosten	er Marke: Gebührenart	Wortmarke test	Kosten
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegeb (Kosten für die	er Marke: Gebührenart Ühr Markenanmeldung incl. drei Klassen)	Wortmarke test	<b>Kosten</b> 290,00 EUR
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegebi (Kosten für die Klassengebü Kosten für 1 z	Gebührenart Gebührenart ühr Markenanmeldung incl. drei Klassen) hr usätzliche Klasse (Die Anmeldung umfasst insgesamt 4 Klassen)	Wortmarke test	Kosten 290,00 EUR 100,00 EUR
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegeb (Kosten für die Klassengebü Kosten für 1 z	Gebührenart Gebührenart Ühr Markenanmeldung incl. drei Klassen) hr usätzliche Klasse (Die Anmeldung umfasst insgesamt 4 Klassen)	Wortmarke test Gesamtkosten	Kosten 290,00 EUR 100,00 EUR 390,00 EUR
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegeb (Kosten für die Klassengebü Kosten für 1 z	Gebührenart Gebührenart ühr Markenanmeldung incl. drei Klassen) hr usätzliche Klasse (Die Anmeldung umfasst insgesamt 4 Klassen)	Wortmarke test Gesamtkosten	Kosten           290,00 EUR           100,00 EUR           390,00 EUR
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegebi (Kosten für die Klassengebü Kosten für 1 z ) * Hiermit DPMAregister Dritte weiter. Vor- und Nach	Gebührenart ühr : Markenanmeldung incl. drei Klassen) hr usätzliche Klasse (Die Anmeldung umfasst insgesamt 4 Klassen) bestätige ich die Richtigkeit der eingegebenen Daten und stim zu (§ 33 MarkenG). Das DPMA gibt im Wege der Datenabgabe name des Absenders: *	Wortmarke test Gesamtkosten me der Veröffentlicht veröffentlichte Daten	Kosten 290,00 EUR 100,00 EUR 390,00 EUR
Markenform: Wiedergabe de Kosten Anmeldegebi (Kosten für die Klassengebü Kosten für 1 z Maregister Dritte weiter. Vor- und Nach	Gebührenart ühr : Markenanmeldung incl. drei Klassen) hr usätzliche Klasse (Die Anmeldung umfasst insgesamt 4 Klassen) bestätige ich die Richtigkeit der eingegebenen Daten und stim zu (§ 33 MarkenG). Das DPMA gibt im Wege der Datenabgabe name des Absenders: * Kostenpflichtig anmelden	Wortmarke test Gesamtkosten me der Veröffentlicht veröffentlichte Daten	Kosten 290,00 EUR 100,00 EUR 390,00 EUR

最後に、確認画面である。画面の最下部に送信者の名前を署名して提出する。

### 3.5 通知の送付方法

DPMA が発出する書類は、すべて紙書類である³³。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続34

<特許>

- ・ドイツ国内出願及び EP 出願に係る願書の提出
- ・DPMA を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・審査請求書の提出
- ・オフィスアクションへの応答
- · 異議申立
- <意匠>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・無効審判の請求

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・審判請求

### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

### 4.2.1 出願書類のフォーマット35

出願書類は、XML フォーマット及び PDF により提出される。なお、PDF は、テ キストデータを含むものに限られる。

#### 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

XML フォーマットの変換ソフトは DPMA から提供されていないので、現地法律事務所は EPO が提供する PatXML を使用している³⁶。

### 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)

<特許>

・書誌部(願書):テキストデータ

³³ 現地法律事務所への調査結果

³⁴ DPMAdirekt, Willkommen beim System für elektronischen Rechtsverkehr DPMAdirekt、 http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/index.html (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

³⁵ DPMA, Bearbeitungsvoraussetzungen gemäß § 4 ERVDPMAV,

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/unterstuetz teformate/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁶ 現地法律事務所への調査結果

- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務: テキストデータ
- ・商標見本:テキストデータ又はイメージデータ

### 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット37

中間処理書類は、XMLフォーマット及び PDF で提出される。なお、PDF はテキ ストデータを含むものに限られる。

### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット38

特許の場合、イメージ部分のフォーマットは TIFF 又は JPEG である。意匠及び商 標のフォーマットは JPEG である。

### 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否39

特許の場合、グレイスケール画像による提出は可能であるが、カラー画像による提 出はできない。意匠及び商標の場合、カラー画像及びグレイスケール画像による提出 が可能である。

³⁷ DPMA, Bearbeitungsvoraussetzungen gemäß § 4 ERVDPMAV,

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/unterstuetz teformate/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁸ DPMA, Bearbeitungsvoraussetzungen gemäß § 4 ERVDPMAV,

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/unterstuetz teformate/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁹ DPMA, Bearbeitungsvoraussetzungen gemäß § 4 ERVDPMAV、 http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/unterstuetz teformate/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ40

<特許>

JPEGフォーマットの場合、最大サイズはA4サイズ相当、解像度は150dpi×150dpi である。グレイスケールのみ受け付けられる。

TIFF の場合、白黒画像であれば、最大サイズは A4 サイズ相当、解像度は 300dpi ×300dpi である。相当するピクセル数は横 2480pixel×3508pixel である。グレイス ケール画像の場合、256 階調、最大サイズは A4 サイズ相当、解像度は 150dpi×150dpi である。相当するピクセル数は横 1240pixel×1754pixel である。

<意匠>

JPEG フォーマットの最小解像度は 300dpi である。ファイルサイズは最大 2MB である。

<商標>

JPEG フォーマットの解像度は、縦及び横ともに最小で 945dpi、最大で 1890dpi である。ファイルサイズは最大 1MB である。

### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット41

庁発出の書類は、すべて紙書類で発出される。2017年より電子データでの発出を 予定している。

### 5 その他

### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁴²。

### 5.2 電子記録媒体の提出

CD-ROM による提出が可能である⁴³。

⁴⁰ DPMA, Bearbeitungsvoraussetzungen gemäß § 4 ERVDPMAV,

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/allgemeineinformationen/unterstuetz teformate/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁴¹ DPMA への調査結果

⁴² 現地法律事務所への調査結果

⁴³ Section 3 (2) of the Ordinance on Electronic Legal Transactions with the German Patent and Trade Mark Office (Verordnung über den elektronischen Rechtsverkehr beim Deutschen Patentund Markenamt, ERVDPMAV)、http://www.dpma.de/docs/service/formulare/allgemein/a9519.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 DPMA は専用ソフト DPMAdirekt の interface description(DPMAdirekt Schnittstellenbeschreibung)を公開している⁴⁴。

# 5.4 実用新案手続との相違

実用新案手続との相違はない45。

⁴⁴ DPMA, Technische Information,

http://www.dpma.de/service/e_dienstleistungen/dpmadirekt/technischeinformation/index.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)

⁴⁵ 現地法律事務所への調査結果

# B. イギリス知的財産庁 (UKIPO)

### 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

UKIPO は、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

また、EPO の電子出願ソフト OLF を使って、UKIPO に対して直接特許出願をす ることもできる⁴⁶。EPO のウェブページから UKIPO 向け出願用の plug-in やマニュ アルをダウンロードすることができる⁴⁷。ただし、EPO の電子出願システム CMS を 使って UKIPO に対して直接出願することはできない⁴⁸。

現地法律事務所の中には、事務所職員の教育コスト削減のために、UKIPO に対する出願にも OLF を使用すると回答する事務所もあった。

	特	許	意	匠	商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014年	84%	23,040	—	5,084	98%	51,016
2013年	85%	22,936	_	5,210	97%	46,362
2012 年	75%	23,229	_	5,231	94%	40,238
2011年	66%	22,256	_	4,730	91%	36,641
2010年	_	21,917		4,200		31,763

1.2 電子出願率49

意匠の電子出願システムは2015年から導入されているため、調査時点(2015年末) での電子出願件数(意匠)の情報は得られなかった。

### 1.3 PR の方法

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁵⁰。

⁴⁹ UKIPO への調査結果

⁴⁶ EPO, Online Filing in national offices,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national.html (最終アクセス日:2016年3月7日)

⁴⁷ EPO, GB Intellectual Property Office,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national/gb.html (最終アクセス日:2016 年3月7日)

⁴⁸ EPO online filing options comparison table,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/ \$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf(最終アクセス日:2016年3月7日)

⁵⁰ UKIPO への調査結果

### 2 電子出願に係る制度

### 2.1 紙書類提出の要否

電子出願システムによってされた出願については、紙書類の提出は不要である51。

#### 2.2 原本の形態

電子出願システムにより提出された書類の原本の形態は、電子媒体である。

#### 特許法52 第124A条 電子通信の利用

(14) ある事項が所定の方法によりなされなければならないとする本法の要件は,当該 事項が次の使用によりなされた場合は、満たされる。

(a) 電子様式による書類の使用,又は

(b) 電子通信の使用

### 2.3 在外者による電子手続

在外者はUKIPOの電子出願システムを利用して、出願日を確保するために出願書類を提出及び権利存続のための料金を支払うことが可能である⁵³。

ただし、EEA(欧州経済地域、European Economic Area)⁵⁴域内の居住者であれば、 その他の手続もできる。

### 特許規則55103 送達宛先

(4) 本条規則に基づいて提出される送達宛先は,連合王国,他の EEA 国又はチャン ネル諸島にある宛先でなければならない。

### 2.4 電子証明書の要否

UKIPOの電子出願システムに電子証明書は不要である⁵⁶。

⁵¹ 現地法律事務所への調査結果

⁵² 特許庁、外国産業財産権制度情報、英国特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/england/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁵³ UKIIPO への調査結果

⁵⁴ Countries in the EU and EEA、https://www.gov.uk/eu-eea (最終アクセス日:2016年2月25日) ⁵⁵ 特許庁、外国産業財産権制度情報、英国特許規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/england/tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{56}}$  UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, Section 4 & 5,

https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office#file-by-other-electronic-method s (最終アクセス日:2016年2月25日)

### 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、銀行振り込み、UKIPO予納口座からの自動振替、クレジットカード、 デビットカード及び小切手による支払いが可能である⁵⁷。

### 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許58及び商標59は、電子手続による出願料金の減免があるが、意匠60の減免はない。 現地法律事務所によると、紙や印刷コストの削減、事務所の文書管理システムがペ ーパーレスであること、紙書類の送付と比較して時間の節約になることの理由から、 意匠には出願費用の減免がなくとも電子出願を使うといわれている。

### 2.7 データエントリー料

特許61、意匠62、商標63ともに、紙出願に対してデータエントリー料は課されない。

### 2.8 電子出願システム稼働時間

UKIPO の電子出願システムは、午前1時から午前2時30分を除いて、毎日稼働 している⁶⁴。

https://www.gov.uk/patent-your-invention/apply-for-a-patent (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁵⁷ UKIPO, Directions: filing patent applications by electronic means, Section 12,

https://www.gov.uk/government/publications/filing-patent-applications-by-electronic-means-2/dir ections-filing-patent-applications-by-electronic-means (最終アクセス日:2016年2月25日)及び UKIPO, how to pay us、

https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-office-how-to-pay-us (最終アク セス日:2016年2月25日)

⁵⁸ UKIPO, Patenting your invention, 5. Apply for a patent,

⁵⁹ UKIPO, Register a trade mark、https://www.gov.uk/register-a-trademark (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁶⁰ UKIPO, Register a design, 3. Apply、https://www.gov.uk/register-a-design/apply (最終アクセス 日:2016年2月25日)

⁶¹ UKIPO, Patent forms and fees,

https://www.gov.uk/government/publications/patent-forms-and-fees/patent-forms-and-fees (最終ア クセス日:2016年2月25日)

 $^{^{62}\,}$  UKIPO, Design forms and fees,

https://www.gov.uk/government/publications/design-forms-and-fees/design-forms-and-fees (最終ア クセス日:2016年2月25日)

 $^{^{\}rm 63}\,$  UKIPO, Trade mark forms and fees,

https://www.gov.uk/government/publications/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees

⁶⁴ UKIPO, Directions: filing patent applications by electronic means, 4. Online filing,

https://www.gov.uk/government/publications/filing-patent-applications-by-electronic-means--2/dir ections-filing-patent-applications-by-electronic-means#online-filing (最終アクセス日:2016年2月 25日)

#### 3 電子出願の環境について

3.1 電子出願システムの環境

特許65、意匠66、商標67ともに、電子出願システムの環境はウェブブラウザである。

#### 3.2 電子出願環境の使用感

EPO の電子出願システム OLF を使って UKIPO へ特許出願することが可能である ため、現地法律事務所は UKIPO の電子出願システムは使わないとのことである⁶⁸。

#### 3.3 電子出願システムのサポート体制

UKIPO では、電話、FAX 及び郵便によるサポートが受けられる⁶⁹。電話番号は+44(0)30 0300 2000 及び+44(0)16 3381 4000、FAX 番号は+44(0)16 3381 7777 である。

⁶⁵ UKIPO, Apply for a Patent、https://www.gov.uk/apply-for-a-patent (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁶⁶ UKIPO, Apply to register a design、https://www.gov.uk/apply-register-design (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁶⁷ UKIPO, Register a trade mark、https://www.gov.uk/register-a-trademark (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

⁶⁸ 現地法律事務所への調査結果

⁶⁹ UKIPO, Guidance and notes: filing patent applications by electronic means, 7. Enquires and service availability,

https://www.gov.uk/government/publications/filing-patent-applications-by-electronic-means--2/gui dance-and-notes-filing-patent-applications-by-electronic-means#enquires-and-service-availability (最終アクセス日:2016年2月25日)

### 3. 4 ユーザーインターフェイス

UKIPO の電子出願システムは、電子証明書や ID 及びパスワードが無くとも利用 できるので、実際の画面をキャプチャーして説明する。



この画面は、UKIPO に対する特許出願の方法を説明するページである⁷⁰。このページの緑色のボタンをクリックして、電子出願を始める。

🎊 Intellectu	al Property Office	
Apply for a UK Patent	- Form 1	
Step 1 of 14		
Your reference		
Reference:	001	
Priority Document Ac	ccess Service (PDAS)	
Do you want a copy of this applie	cation to be made available for PDAS ?	
Yes	0	
No	۲	
		Next

始めの画面は、整理番号の入力と、WIPO が提供する Priority Document Access Service (PDAS)利用について選択をする。

⁷⁰ UKIPO, Apply for a patent、https://www.gov.uk/apply-for-a-patent (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

Step 2 of 14				
Add new applicant (pe	rson)			
Title:				
First Name:				
Middle Name(s):				
Last Name:				
Address:				
Town or City:				
County or Region:				
Postcode:				
Country:	Select a country		~	
ADP Number:				
Tick if applicant is also the inventor				
Tick to use these details for all correspondence				
Tick to use these details for PDAS Contact				
Add applicant details Cancel	1			
				Previous Next

次に、出願人の情報を入力する。

Step 3 of 14		
Address for service -		
Has a representative to act as a	n address for service been appointed?	
Yes	۲	
No	0	
		Previous Next

次に、代理人の有無について選択する。

Step 5 of 14		
Inventorship & deriv	ation of rights	
Is there an applicant who is not	t an inventor or an inventor who is not an applicant?	
Yes	۲	
No	0	
		Previous Next

次に、発明者ではない出願人がいるか否かを選択する。

Step 6 of 14	
Priority claims	
Are you claiming priority from one or more earlier filed applications?	
Yes 🔾	
No 🔘	
	Previous Next

次は、優先権主張の有無を選択する。優先権を主張する場合には、以下の画面が表示され先の出願の詳細を入力する。

Step 6 of 14	
Priority claim details	
Country or issuing office: National Offices	~
Application number:	
Date of filing: (dd/mm/yy	yy)
Tick to request Priority □ Documents from PDAS	
PDAS Access Code:	
Tick if late declaration: 🗆	
Attachment 参照 ファイルが選択されてい	. <mark>ません。</mark>
Attachment Type:Please Select Y	
Add to application Cancel	
	Previous Next

Step 7 of 14			
Copies and certificat	Copies and certificates		
Do you wish to purchase certifie	ed copies of this application?		
Yes	۲		
No	0		
	Previous Next		

次に、この発明に関連する証明書を添付するか否かを選択する。

Step 8 of 14	
Divisional application	
Is this a divisional application ?	
Yes	0
No	۲
	Previous Next

次に、この出願が分割出願であるか否かを選択する。

Step 9 of 14		
Title of the invention		
Title of Invention:		
	н. Н	
	Previous	Next

次に、発明の名称を入力する。

Step 10 of 14	
Single document spe	cification
Do you want to attach your spec	ification (description, claims and/or abstract) as a single PDF file ?
Yes	0
No	
	Previous Next

次に、明細書、特許請求の範囲、概要を一つの PDF ファイルで提出するか否かを 選択する。一つのファイルで提出することを選択した場合には、下の画面が表示され る。アップロードするファイルを選択し、書類ごとにページ数を記入する。別に図面 の PDF ファイルもアップロードする。

Step 10 of 14	
Single document specification upload	
Single Specification 参照 ファイルが選択されていません。	
Description page range:	
Claims page range:	
Abstract page range.	
Drawings Document <b>参照…</b> ファイルが選択されていません。	
Ē	Previous Next

Step 11 of 14		
Add other documents		
Attachment:	参照 ファイルが選択されていません。	
Туре:		
Add to Application Cancel		
		Previous Next

他にも添付する書類があれば、添付する。

Step 12 of 14	
Payment	
Is the application fee being paid	with this application?
Yes	0
No	$   \bullet $
Request for search (F	Form 9A)
Do you wish to request a search	on this application?
Yes	0
No	•
	Previous Next

料金が支払い済みであるか否かを選択する。

Step 13 of 14						
Summary	Summary					
Please take th declaration at	Please take this opportunity to check the content of the form(s) and specification document(s) below, then complete the declaration at the bottom of this page and click the "Next" button to proceed to the payment and/or submission pages.					
Complete	d forms					
If you want a co	opy of any completed form(s), yo	ou may save it	now and/or reque	st an emailed copy o	n the next page.	
Click to View	Description (click to amend)	No. Filed	Fee (GBP £)	Sub Total (GBP £)	Check to Delete	
POP	Form 1 Request for grant of a patent	1	0.00	0.00		
(200KB)						
	Application fee	1	20.00	20.00		
POF	Fee Sheet	1	0.00	0.00		
(150KB)						
			Total:	20.00	Delete	

提出前の確認画面である。料金が自動的に計算される。

Step 14 of 14				
Completed patent form(s)				
If you want the IPO to email a copy of the completed patent form(s) back to you, please read the below, otherwise click 'Next'.	warning and tick the box			
If requested, the patent forms will be attached to your confirmation email.				
<b>Warning</b> Please note that the IPO cannot guarantee that information returned to you via email will remain secure and safe from interception.				
I have read the above, and wish to have a copy of my patent form(s) sent by email to <b>test@test.com</b>	Previous Next			

確認が完了したら、UKIPO に提出する。

## 3.5 通知の送付方法

UKIPO 発出の書類は、すべて紙書類で発出される⁷¹。

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

<特許72>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出

<意匠73>

・国内出願に係る願書の提出

⁷¹ 現地法律事務所への調査結果

⁷² UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, 4.2 Patent forms available、 https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office (最終アクセス日:2016年2月25 日)

⁷³ UKIPO, Application to register one or more designs, Details,

https://www.gov.uk/government/publications/application-to-register-one-or-more-designs (最終アク セス日:2016年2月25日)

<商標74>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・異議申立

### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

### 4.2.1 出願書類のフォーマット

特許の場合、出願書類は PDF のみであり、遺伝子配列表のみテキストファイルで 提出される⁷⁵。意匠と商標の場合、予め準備されたオンラインウィザードに沿って必 要事項を入力するため、特定の書類は提出されない⁷⁶。

## 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 77

- <特許>
  - ・書誌部(願書):テキストデータ又はイメージデータ
  - ・明細書:テキストデータ又はイメージデータ
  - ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ又はイメージデータ
  - ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
  - 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

 $^{^{74}}$  UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, 4.3 Trade mark forms available,

https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁷⁵ UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, 4.1 IPO web filing systems、 https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office#file-on-line (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁷⁶ 現地法律事務所への調査結果

⁷⁷ 現地法律事務所への調査結果

### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

特許、意匠、商標ともに、中間処理書類は、郵便又は FAX で提出される必要がある⁷⁸。

#### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

特許の場合、図面は PDF で提出する⁷⁹。意匠の場合、JPEG, GIF 又は TIFF⁸⁰、商標の場合、JPEG 又は TIFF で提出される⁸¹。

### 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許の場合は、カラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない⁸²。一方、 意匠⁸³及び商標⁸⁴の場合は、カラー画像及びグレイスケール画像による提出ができる。

### 4.2.6 画像の推奨サイズ

特許の場合、全ファイルで最大 20MB まで提出することができる⁸⁵。意匠の場合、 合計 7 つのファイルまで、それぞれ最大 4MB のファイルを提出することができる⁸⁶。 商標の場合、印刷時の最大サイズは幅 17cm 及び高さ 24cm、一つの出願につき 60 ファイル、合計 5MB まで、それぞれのファイルは最大 4MB である⁸⁷。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/354954/patents2007 0110.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁸³ UKIPO, Designs Form DF2A – Guidance Notes,

⁸⁴ UKIPO, Acceptable Images,

⁷⁸ 現地法律事務所への調査結果

⁷⁹ UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, 4.1 IPO web filing systems、 https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office#file-on-line (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁸⁰ UKIPO, Apply to register a design、https://www.gov.uk/apply-register-design (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁸¹ UKIPO, Acceptable Images,

https://www.ipo.gov.uk/types/tm/t-os/t-os-forms/tm3-introduction/tm3-imagehelp.htm (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

⁸² UKIPO, The Patents Rules 2007 (as amended), SCHEDULE 2, PART 3 REQUIREMENTS: DRAWINGS 15.

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/472618/DF2A_fillab le.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

https://www.ipo.gov.uk/types/tm/t-os/t-os-forms/tm3-introduction/tm3-imagehelp.htm (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

⁸⁵ UKIPO, How to file documents with the Intellectual Property Office, 4.1 IPO web filing systems、 https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property -office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office#file-on-line (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁸⁶ UKIPO, Apply to register a design、https://www.gov.uk/apply-register-design (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

⁸⁷ UKIPO, Acceptable Images,

https://www.ipo.gov.uk/types/tm/t-os/t-os-forms/tm3-introduction/tm3-imagehelp.htm (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット88

特許及び意匠の場合、UKIPO 発出の書類はすべて紙書類である。なお、商標の場合、テキストデータを含む PDF で発出される。

#### 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

UKIPO から発出される書類の商標のイメージ部分のフォーマットは JPEG である⁸⁹。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

UKIPO から発出される書類において、商標はカラー画像又はグレイスケールにより発出される⁹⁰。

### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ⁹¹

商標のファイルサイズの上限は 5MB であり、フォーマットは、出願人が提出した データフォーマットに依存する。

#### 5 その他

### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない⁹²。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体による提出はできない93。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 UKIPO は API を公開していない⁹⁴。

### 5.4 実用新案手続との相違

イギリスには日本の実用新案登録制度に相当する制度はない。

⁸⁸ UKIPO への調査結果

⁸⁹ UKIPO への調査結果

⁹⁰ UKIPO への調査結果

⁹¹ UKIPO への調査結果

⁹² 現地法律事務所への調査結果

⁹³ 現地法律事務所への調査結果

⁹⁴ UKIPO への調査結果

# C. フランス産業財産庁 (INPI)

### 1 電子出願システム全般

### 1.1 電子出願システム導入状況

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムを導入済みである。2016年に電子出 願システムの大規模改修が予定されている。電子出願システムに関するウェブサイト も一部更新がされているが、システムのマニュアルにアクセスできない状況となって いる。マニュアルの公開はされているが、アクセスに問題があって、アクセスできな いと思われる。そのため、以下に記載する情報は、改修前の情報であって、改修後の システムについての情報は得られていない。

また、EPO の電子出願ソフト OLF を使って、INPI に対して直接特許出願をする こともできる⁹⁵。EPO のウェブページから INPI 向け出願用の plug-in やマニュアル をダウンロードすることができる⁹⁶。ただし、EPO の電子出願システム CMS を使っ て INPI に対して直接出願することはできない⁹⁷。

	特	許	意匠		商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014年	82%	16,533	42.9%	6,016	82%	91,928
2013年	81%	16,886	0%	5,524	77%	91,214
2012年	78%	16,632	0%	5,787	77%	86,000
2011年	75%	16,757	0%	6,271	66%	86,002
2010年	69%	16,580	0%	6,503	56%	87,450

1.2 電子出願率

#### 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている⁹⁸。

⁹⁵ EPO, Online Filing in national offices,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national.html (最終アクセス日:2016年3月7日)

⁹⁶ EPO, FR Institut National de la Propriété Industrielle,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national/fr.html (最終アクセス日:2016 年3月7日)

⁹⁷ EPO online filing options comparison table,

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/ \$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf(最終アクセス日:2016年3月7日) ⁹⁸ INPI への調査結果

#### 2 電子出願に係る制度

#### 2.1 紙書類提出の要否

特許は、紙書類を提出する必要はない⁹⁹。一方、意匠¹⁰⁰の場合、知的財産規則第 R512 条 5¹⁰¹及び第 R512 条 11¹⁰²に規定する以下の追加書類は紙書類を提出する必要 がある。

- ・優先権主張を伴う出願である場合には、優先権書類
- ・意匠の図形複製又は写真
- ・所定の手数料の納付証明

また、商標¹⁰³の場合、知的財産規則第 R712 条 3¹⁰⁴及び第 R712 条 4¹⁰⁵に規定する以下の追加書類は紙書類を提出する必要がある。

・優先権主張を伴う出願である場合には、優先権書類

・出願する商標が団体商標である場合、団体の組合員による商標の使用を規定する 書類

### 2.2 原本の形態

電子出願システムにより提出された書類の原本の形態は、電子媒体である106。

 $^{^{99}}$  Décision 2015-74 du Directeur Général et R<br/>612-1 du code de la PI, Article 1,

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁰⁰ Decision No. 2014-65, Article 8、

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_2014-65_depot_dm.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰¹ Code de la propriété intellectuelle - Article R512-5,

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=1085AB03784EEFBCEC8D6CBBB2 B8E245.tpdila21v_1?idArticle=LEGIARTI000006280299&cidTexte=LEGITEXT000006069414&d ateTexte=20151116(最終アクセス日:2016年3月7日)

¹⁰² Code de la propriété intellectuelle - Article R512-11,

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=F4113B0FCD5D42FB108C816B8B3751C1.tpdila21v_1?idArticle=LEGIARTI000006280314&cidTexte=LEGITEXT000006069414&dateTexte=20151116(最終アクセス日:2016年3月7日)

¹⁰³ Décision 2013-834, Article 8、https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_inpi_dem_rem.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁴ Code de la propriété intellectuelle - Article R712-3,

https://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=F4113B0FCD5D42FB108C816B8B 3751C1.tpdila21v_1?idArticle=LEGIARTI000029122807&cidTexte=LEGITEXT000006069414&da teTexte=20151116(最終アクセス日:2016年3月7日)

 $^{^{105}}$ Code de la propriété intellectuelle - Article R<br/>712-4,

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=1085AB03784EEFBCEC8D6CBBB2 B8E245.tpdila21v_1?idArticle=LEGIARTI000006280795&cidTexte=LEGITEXT000006069414&d ateTexte=20151116(最終アクセス日:2016年3月7日)

¹⁰⁶ (特許) Décision 2015-74 du Directeur Général et R612-1 du code de la PI 、

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf (最終アクセス日: 2016年2月25日)

#### 2.3 在外者による電子手続

紙出願と同様に、European Economic Area 外の出願人は代理人により代理される 必要がある。

#### フランス 知的財産法¹⁰⁷ 第 L612 条 1 (特許)

特許出願は、本章によって定められ、かつ、規則によって詳細が明示された方式及び 要件に従って行われなければならない。

### フランス 知的財産法第 L512 条 2 (意匠)

出願は、本巻に定める方式及び条件に基づいて行わなければならない。

出願は、それが許容されるためには、出願人の同定及び該当する意匠の複製を含まな ければならない。

審査によって次のことが明らかになった場合は、出願は拒絶される。

(a) 出願が, 所定の条件に基づいて又は所定の方式によって行われていないこと

(b) 意匠を公表すれば、公序良俗に反することになること

ただし, 拒絶は, 先ず出願人に対し, 場合により出願の不備の是正又は意見の提出を 要請することなしには宣告されない。

頻繁に商品の形状及び体裁を変更する産業に属する意匠の場合は、出願は、国務院布 告によって定められた簡易方式で行うことができる。このような出願に由来する権利 は、当該出願が、意匠の公告予定日直前の6月の間に、前段落にいう布告において 定められた一般的要件に従うに至らなかった場合は、失効が宣告される。

### フランス 知的財産法 第L712条2(商標)

登録出願は、本編によって定められ、かつ、国務院布告によって決定された方式及び 条件に従って提出され、公告される。登録出願には、特に標章の見本及びそれを使用 する商品及びサービスの一覧を含めなければならない。

(意匠) Décision 2014-65 et R512-1、

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_2014-65_depot_dm.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁽商標) Décision 2013-834 et R712-1 et R712-24、

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_inpi_dem_rem.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁰⁷ 特許庁、外国産業財産権制度情報、知的財産法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/france/chiteki_zaisan.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 2.4 電子証明書の要否

特許¹⁰⁸、意匠¹⁰⁹、商標¹¹⁰ともに、電子証明書が必要である。特許の場合、EPOの 電子証明書を使って、INPIに対してフランス国内出願の電子出願をすることも可能 である¹¹¹。

#### 2.5 電子証明書の種類¹¹²

特許、意匠及び商標の電子証明書はファイル形式であり、PKI(Public Key Infrastructure)認証基盤が使われている。

また、EPO の電子出願システムの専用ソフト OLF を使って、フランス国内出願の 電子出願を行うこともでき、この場合の電子証明書の種類はカード形式である¹¹³。

#### 2.6 電子証明書の指定認証局

認証機関は INPI のみである¹¹⁴。

#### 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、銀行振り込み、INPI 予納口座からの自動引き落とし、INPI 出願窓口 での現金払い及びクレジットカードでの支払いが可能である¹¹⁵。

### 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許及び商標は、出願料金の減免がある。意匠は減免されない116。

¹¹⁰ Décision 2013-834, Article 3 and 4,

114 現地法律事務所への調査結果

(商標) INPI, Combien coûte une marque?、

¹⁰⁸ Décision 2015-74 du Directeur Général et R612-1 du code de la PI, Article 3 and 8、 https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹⁰⁹ Decision No. 2014-65, Article 3 and 4、

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Decision_2014-65_Depot_DM.pdf (最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_inpi_dem_rem.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹¹ EPO, Online Filing in national offices, FR Institut National de la Propriété Industrielle、 http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national/fr.html (最終アクセス日:2016年 2月 25日)

 ¹¹² Décision 2013-834, Article 3、Decision No. 2014-65, Article 3 及び Décision 2015-74, Article 8
 ¹¹³ Guide d'utilisation Dépôt électronique, page 4, Introduction,

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/depot_electronique/Guide_d_utilisation_module_FR _v4.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁵ (意匠) INPI, Combien coûte un dessin ou modèle ?、

https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/les-dessins-modeles/combien-coute-u n (最終アクセス日:2016年2月25日)

https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/la-marque/combien-coute-une-marqu e (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹¹⁶ Tarifs applicables au 1er juillet 2015 、

https://www.inpi.fr/sites/default/files/presentation_internet_tarifs_1er_juillet_2015.pdf (最終アク セス日:2016年2月25日)

	特許	意匠	商標	
紙出願	36	20	250	
電子出願	26	39	210	
	(単位:ユーロ)			

### 2.9 データエントリー料

紙出願に対してデータエントリー料は課されない117。

#### 2.10 電子出願システム稼働時間

電子出願システムは24時間、365日稼働している118。

#### 3 電子出願の環境について

### 3.1 電子出願システムの環境

特許、意匠、商標ともに、電子出願システムの環境はウェブブラウザである。特許の場合、EPOの専用ソフトである OLF¹¹⁹にフランス国内出願用パッチ¹²⁰を適用して使うことも可能である。

#### 3.2 電子出願環境の使用感¹²¹

INPIの電子出願システムは、難しい電子情報システムの知識がなくとも使えるといわれており、また、出願プロセスは短く、明確なので誰でも使い易いように構築されている。

(意匠)

¹¹⁹ EPO, Online filing, Download software for filing with the EPO,

121 現地法律事務所への調査結果

¹¹⁷ 現地法律事務所への調査結果

^{118 (}特許)

http://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/demarches-en-ligne/depot-de-brevet-en-ligne.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)、

http://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/demarches-en-ligne/depot-de-dessins-et-modeles-en-ligne.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽商標)

http://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/demarches-en-ligne/depot-de-marque-en-ligne.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/download.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹²⁰ EPO, Online Filing in national offices, FR Institut National de la Propriété Industrielle,

https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national/fr.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

# 3.3 電子出願システムのサポート体制122

INPI では電話、電子メール、郵便、WEB フォームでサポートが受けられる。電話 番号は、 +33 171 087 163 、電子メールアドレスは contact@inpi.fr、郵便は INPI 15 rue des Minimes CS50001 92677 Courbevoie Cedex、WEB フォームのアドレスは https://depot-marque.inpi.fr/doc.html?lang=fr&section=helpme(商標のみ)である。

¹²² 現地法律事務所への調査結果
## 3.4 ユーザーインターフェイス

INPIの電子出願システムは2016年中に大規模な改修が行われる予定であって、新 しいインターフェイスについての情報は得ることができなかった。よって、この項で はEPOの専用ソフトOLFを使ってフランス INPI に直接出願する際のインターフェ イスを説明する。INPI 作成のマニュアル¹²³から一部を抜粋して説明する。

॑॑॑॑॑॑॑॑॑॑॑॑॑						
<u>Fichier</u> É <u>d</u> ition <u>Affichage</u> É <u>t</u> apes	de dépôt <u>O</u> utils A	ijde				
$\textcircled{P} \cong \bigtriangledown \bigtriangledown \bigtriangledown \bigtriangledown \lor \lor \lor$	0			В		۲ نې
Formulaires - FR(COMPLEMEN	NT) - COMPLEME	NT			66	ntrées disponibles
Toutes les demandes	Tous	rojet À signer	À envoyer	Envoyé	Nom	۹
Simon	Nom	Туре		Description		Groupe
🔚 Formulaires	COMPLEMENT	FR(COMPLEMENT)	Dépôt de pièces compl	émentaires		FR
🕞 Modèles	DEPOT	FR(DEPOT)	Requête en délivrance	d'un brevet fran	içais C	FR
Transformation Corbeille	EP(1001E)	EP(1001E)	Requête en délivrance	d'un brevet eur	opéen	EP
	EP(1038E)	EP(1038E)	Documents déposés ul	térieurement		EP
└────┤A	Euro-PCT(1200E)	EP(1200E)	Entrée dans la phase e d'office désigné ou élu	européenne (l'OE )	B agissant en qualité	EP
	PCT/RO/101	РСТ	Requête PCT/RO/101			PCT

上の画面は、専用ソフトのインターフェイスである。主な表示部分について説明する。

A: Répertoires (ディレクトリ): 各書類がまとめて格納されている。

- ・Toutes les demandes (All applications): すべての書類が格納されている。
- ・Dossier par défaut(Default folder):保存書類が格納されるデフォルトフォルダ。
- ・Formulaires (Forms): 各書類のフォームが格納されている。
- ・Modèles Corbeille (Trash Models) : 削除された書類が格納されている。

B: Barre d'état(トレイ):下のC欄に表示する書類を抽出する。

- ・Tous (All): すべての書類を表示する。
- ・Projet (Draft): 草稿中の書類を表示する。
- ・A signer (Ready to Sign):署名待ちの書類を表示する。
- ・A envoyer (Ready to Send):署名が完了し、送信待ちの書類を表示する。
- Envoyé(Sent):送信済みの書類を表示する。

C: Info Panel: 選択された書類の一覧や、書類の詳細が表示される。

¹²³ Guide d'utilisation Dépôt électroniqu e(User Guide Electronic Filing)、 http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/depot_electronique/Guide_d_utilisation_module_FR _v4.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

d	a Dépôt en ligne epoline⊕						_	
E	ichier É <u>d</u> ition <u>A</u> ffichage É <u>t</u> a	pesi	de dépôt <u>O</u> utils A	ide				
ł	$\mathbb{P}   \langle   \rangle     \otimes  $	P	0				Ô	?
F	ormulaires - FR(COMPLE	MEN	T) - COMPLEME	NT		6 entrée	s dispor	nibles
	Toutes les demandes	٦	Tous Pr	ojet Á signer	A envoyer Envoye	3	1	Q
	Simon		Nom	Туре	Description		iroupe	
	📇 Formulaires		COMPLEMENT	FR(COMPLEMENT)	Dépôt de pièces complémentaires		FR	
	🕞 Modèles		DEPOT	FR(DEPOT)	Requête en délivrance d'un brevet français		FR	
	📅 Corbeille		EP(1001E)	EP(1001E)	Requête en délivrance d'un brevet européen		EP	
			EP(1038E)	EP(1038E)	Documents déposés ultérieurement		EP	
			Euro-PCT(1200E)	EP(1200E)	Entrée dans la phase européenne (l'OEB agissant en q d'office désigné ou élu)	ualité	EP	
			PCT/RO/101	PCT	Requête PCT/RO/101		PCT	

上の画像は、Form の一覧を表示させた画面である。フランス出願だけでなく、EP 出願、PCT 出願も表示されている。

🚡 Dépôt en li	ligne epoline® - FR(Pal	tent) - demo	And the local distances of the			_ 🗆 🗵
Eichier Edition	n Affichage Outils Fe	nêtres Ajde				
FR(Patent)	- Projet - demo			Derniè	e <del>saarogar</del> de	le 11/01/2008
Requête 🚫	Noms 🚫 Priorité	Matière biologique	Documents 🛇 Paiement des taxes 🛆	Annotations		
Requete a Nature de la Etablisseme Titre de l'i	en delivrance a demande : ent du rapport de recherch invention	ie :	E			
Réducti	ion de taxes requises	En qualité de	: <b></b>			
					<u></u> 4 <u>∧</u>	3 🛈 0

この画面は、フランス特許出願フォームの入力画面である。このフォームは複数の ページから構成されており、画面上部のタブをクリックすることによって切り替える。 フランス出願には、右から Request, Names, Priority, Biological Material,

Dosuments, Fee Payment, Annotations(注釈)のタブが並んでいる(D)。

入力が完了していないタブには赤いマークが付いている(E)。

Request タブでは、出願人の属性、サーチレポートの種類、発明の名称を入力する。

<mark>ଛ</mark> Dépôt en ligne epoline® - FR(Pa Fichier Édition Affichage Outils F	atent) - demo Fenêtres Aide						_ _ ×
🔚 🕨 🛛 🖓 🖓							?
FR(Patent) - Projet - demo				Derr	nière sauveg	arde le 1	1/01/2008
Requête 🛇 Noms 🛇 Priorité	Matière biologique	Documents 🛇	Paiement des taxes 🛕	Annotations			
							r 1
Demandeur, Pers. physique	Société :						
Demandeur, Pers. morale	Forme juridique :		Préciser				
Mandataire, Pers. physique Mandataire, Pers. morale	N° SIREN :		Code AF	E-NAF :			
2 Inventeur	Nationalité :		-				
F	Adresse :		Téléphone Fax :	e: [			
	Code postal :		Mèl :				
	Ville :		Affaire su	ivie par :			
	Pays :						
	C Adresse différen	te pour la correspor	ndance				
					<b>◎</b> 6	6	6

Name タブの入力画面である。出願人、代理人、発明者の氏名などを入力する。そ れぞれ複数人いる場合は、画面左上の+ボタンをクリックして入力欄を増やす(F)。

Echier Édition Affichage Outils Fe	tent) - demo mêtres Aide			×
				(?)
FR(Patent) - Projet - demo			Derniè	re sauvegarde le 11/01/2008
Requête 🛇 Noms 🛇 Priorité	Matière biologique	Documents 🛇 Paiement des taxes 🛆	Annotations	
<b>₽</b> + ₩				
National	Etat :		*	
Régionale				
Internationale	Date de priorité :	jj.mm.aaaa <u>IIS</u>		
	Numéro de la demande :			

優先権の入力画面である。優先権を主張する場合には、Name タブ同様に画面左上の+ボタンをクリックして入力欄を増やす。

🕌 Dépôt en ligne epolir	ne® - FR(Pa	itent) - demo				_ 🗆 🗙
Eichier Édition Affichage	e <u>O</u> utils F	<u>e</u> nêtres Aide				
	P					3
FR(Patent) - Projet	- demo				Dernièr	e sauvegarde le 11/01/2008
Requête 🛇 Noms 🛇	Priorité	Matière biologique	Documents 🛇	Paiement des taxes 🛆	Annotations	
	Déta Réfé Auto	lis concernant la matière biol rence : nté de dépôt : éro de dépôt :	x experts (article R	.612-43 du CPI)		2

Biological Material タブである。Biological Material の寄託に関連する出願である 場合には、必要事項を入力する。



Documents タブである。明細書や特許請求の範囲をアップロードする。この画面 は PDF ファイルをアップロードしている画面である。これまでのタブと同様に画面 左上の+ボタンをクリックして書類を追加する。

Dépôt en ligne epoline® - FR(I	Patent) - demo				-0×
	r grieures mille				(?)
FR(Patent) - Projet - demo				Dernière	sauvegarde le 11/01/2008
Requête 🛇 Noms 🛇 Priorité	Matière biologique	ocuments 🛇	Paiement des taxes 🛆	Annotations	
Corps du brevet Listages de séqu	ences Autres Documents				
	Nom de fichier d'origine :	description.pdf		Nombre de	e pages: 13
Fichier corps du texte					
The textebrevet.pdf	C Description			De la page :	î à 🤊 🧖
	Revendications Nombre de revendications:		12	De la page :	10 à 12 👰
	Figure à publier avec l'abrég	é: [	1 (p.ex: 1, 2, 5)	De la page :	13 à 13 🗗
	Numéro de la planche de des	sins à publier ave	c l'abrégé :		
					3 12 ▲ 7 ④ 14

一つの PDF ファイルに明細書、特許請求の範囲、要約書類が含まれる場合には、 それぞれの書類のページ数を入力する必要がある。また、クレーム数も入力する。こ の情報を基に、出願料金が自動計算される。

hier É <u>d</u> itio	ligne epolin in <u>A</u> ffichage	e® - FR(Pa	atent) - demo enêtres Aide					
		12						
(Patent	) - Projet -	demo					Derniè	ère sauvegarde le 11/01/
quête 🛇	Noms 🚫	Priorité	Matière biologique	Documents 🛇	Paiement de	s taxes 🛆	Annotations	
Sélection o	les taxes Dé	étails relatifs It taxes séle	au paiement   ctionnées	2	Descri	iptif	<u> </u>	<u></u>
	Code ta/	Y (	Description	1	Montant EUR	Réduction	Quantité	Montant dû EUR
	062	Dépôt d'ur	ne demande électronique	2002	25,00	)	1	25,00
Barèm	as des taxes	en Euro						

Fee Payment タブの入力画面である。入力された情報を基に、出願料金が自動表示される。

#### 3.5 通知の送付方法¹²⁴

オフィスアクションがあった旨の通知及びオフィスアクション自体が代理人に電子的に送付される¹²⁵。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続126

- <特許>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・INPIを受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出
  - ・オフィスアクションへの応答
  - ・INPI 予納口座の履歴照会

<意匠>

・国内出願に係る願書の提出

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・INPI を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- · 異議申立

#### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット127

特許、意匠、商標ともに、XML フォーマット、PDF(テキストデータの有無は問わない)及び Microsoft Word フォーマットによる提出が可能である。

#### 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール¹²⁸

手続書類のXML変換ツールは、INPI発行のCD-ROMから入手することが可能である。

## 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 129

<特許>

書誌部(願書):テキストデータ

¹²⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁶ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁸ 現地法律事務所への調査結果

¹²⁹ 現地法律事務所への調査結果

- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

### 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

出願書類と同様に、特許、意匠、商標ともに XML フォーマット、PDF(テキストデ ータの有無は問わない)及び Microsoft Word フォーマットによる提出が可能である¹³⁰。

## 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

特許¹³¹、意匠¹³²、商標¹³³ともに、JPEG, PNG, TIFF, GIF のフォーマットによっ て提出することが可能である。

## 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許、意匠、商標ともにカラー画像及びグレイスケールによる提出が可能である134。

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ

特許¹³⁵及び意匠¹³⁶の場合、最大の画像サイズは原本のサイズが 21cm×29.7cm である。一方、商標¹³⁷の場合、最大の画像サイズは原本のサイズが 8cm×8cm である。 いずれの場合も、フォーマットによる違いはない。

¹³⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹³¹ Décision 2015-74 du Directeur Général et R612-1 du code de la PI, Article 5,

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹³² Decision No. 2014-65, Article 7

¹³³ Décision 2013-834, Article 7、https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_inpi_dem_rem.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹³⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹³⁵ Décision 2015-74 du Directeur Général et R612-1 du code de la PI, Article 5,

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ¹³⁶ Decision No. 2014-65, Article 7、

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

## 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許、意匠、商標ともに、庁発出の書類はテキストデータ付きの PDF により発出 される¹³⁸。

### 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

特許、意匠、商標ともに、庁発出の書類がイメージファイル単独で発出されること はなく、PDF に貼付される形態で発出される¹³⁹。

### 4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許、意匠、商標ともに庁発出の書類はカラー画像及びグレイスケールにより発出 される¹⁴⁰。

## 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

INPI から回答を得ることはできなかった¹⁴¹。

## <u>5 その他</u>

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない¹⁴²。

## 5.2 電子記録媒体の提出

特許、意匠、商標ともに、電子記録媒体の提出はできない143。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無 INPI は API を公開していない¹⁴⁴。

## 5.4 特許出願手続と実用新案登録(実用証)出願手続の相違点

特許出願手続と実用新案登録(実用証)出願手続の相違点はない145。

142 現地法律事務所への調査結果

¹³⁷ Décision 2013-834, Article 7

¹³⁸ INPI への調査結果

¹³⁹ INPI への調査結果

¹⁴⁰ INPI への調査結果

¹⁴¹ INPI への調査結果

¹⁴³ 現地法律事務所への調査結果

¹⁴⁴ INPI への調査結果

¹⁴⁵ 現地法律事務所への調査結果

## D. カナダ知的財産庁 (CIPO)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

CIPO は、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

### 1.2 電子出願率146

	特調	午147	意	匠	商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014 年	25%	8,068	18%	5,799	96%	50,862
2013年	22%	8,213	14%	5,357	99%	48,160
2012 年	17%	8,570	17%	5,353	95%	50,048
2011 年	15%	8,755	11%	5,227	93%	46,326
2010年	14%	8,516	10%	5,141	92%	42,430

## 1.3 PR の方法¹⁴⁸

<特許>

**PR**活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動によって実施されている。また、CIPO 職員が特許代理人との Joint Liaison Committee¹⁴⁹ (JLC)に参加し、その場で **PR**活動を行っている。

<意匠>

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び紙媒体による パンフレットの作成・配布によって実施されている。

<商標>

PR活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。新しい機能やツールを公開したときには、オンラインや講師によるセミナーを開催している。新しい情報のアナウンスはツイッターや電子メールで周知をしている。

¹⁴⁶ CIPO への調査結果

¹⁴⁷ 国内出願のみの件数であって、PCT 出願件数は含まない。電子出願された PCT 出願件数について CIPO は集計していない。

¹⁴⁸ CIPO への調査結果

¹⁴⁹ CIPO, Joint Liaison Committee: Meeting Minutes,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00122.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

## 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに、紙書類の提出は不要である¹⁵⁰。

#### 2.2 原本の形態

特許、意匠、商標ともに、原本の形態は電子媒体である。

## 特許法151 第8.2条 電子的又は他の方式による書類又は情報の保存

規則に従うことを条件として、本法律に基づいて電子的又は他の方式により長官が受 領した書類又は情報は、如何なる情報保存機器を用いても記入又は記録することがで き、この情報保存機器は、保存した書類又は情報を適切な時間内に理解可能な方式に 再生することが可能な機械的又は電子的なデータ処理システムを含むものとする。

## 2.3 在外者による電子手続

<特許>

電子出願システムを使って、在外者が CIPO に対して直接できる手続はない。

## 特許法 第29条 非居住者である出願人

(1) カナダの一定の住所に居住せず又は営業を行っていないと認められる特許出願人は、特許の出願日に、カナダの一定の住所に居住し又は営業を行っている個人又は事務所をその代理人として指名しなければならない。

<意匠152>

在外者は、電子出願システムを利用して出願日確保のための出願及び権利存続のための料金の支払いが可能である。

現在の法律の下では、在外者による出願は意匠登録の前までに、カナダの送達住所 を得るために代理されなければならない。

## 意匠法153 第9条 出願

(2) 出願書類は,法律第4条(1)(b)に記載の宣言書に加え,次の情報及び書類を含まなければならない。

(e) 出願人がカナダ所在の営業所を有していない場合は,送達代理人の名称及び住所

¹⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹⁵¹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵² CIPO への調査結果

¹⁵³ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ意匠法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

<商標154>

在外者は、電子出願システムを利用して出願日を確保するための出願及び料金の支 払いが可能である。

商標法は、明確には在外者による出願や料金の支払いを妨げてない。しかしながら、 カナダの住所を持っていない出願人はカナダ国内の住所を持つ代理人によって代理 される必要がある。

## 商標法155 第30条 出願の内容

(g) カナダにおける出願人の主たる事務所又は営業所の住所がある場合は、その住所、 及びカナダに出願人の事務所又は営業所が存在しない場合は、外国での出願人の主た る事務所又は営業所の住所、並びに出願又は登録に関する通知を送付することがで き、かつ、出願又は登録の手続に関して出願人又は登録名義人自身に送達するのと同 一の効果を以って送達することができる、カナダの個人若しくは事務所の名称及び住 所

#### 2.4 電子証明書の要否

基本的に、電子証明書は不要である。ただし、CIPOを受理官庁とする PCT 出願 を行う場合には、WIPO 発行の電子証明書が必要¹⁵⁶となる¹⁵⁷。

## 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

電子出願した際の料金の支払い方法は、クレジットカード及び CIPO 予納口座からの自動引き落としである¹⁵⁸。紙書類のファクシミリ又は郵送での出願や、CIPO 窓口での出願では、他の料金支払い方法も可能である。

¹⁵⁴ CIPO への調査結果

¹⁵⁵ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/shouhyou.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

¹⁵⁶ CIPO, WIPO's digital certificates,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01355.html?Open&wt_src=cipo-pat ent-main&wt_cxt=moreinfo#wipo(最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁵⁷ WIPO 発行の電子証明書については、WIPO の章で説明する。

 $^{^{\}rm 158}\,$  CIPO, Methods of Payment Accepted, Ways to send a payment,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03055.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

### 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許¹⁵⁹及び意匠¹⁶⁰出願の場合、電子手続による出願料金の減免がない。一方、商標 出願¹⁶¹では、出願料金が減免される(電子出願:250 カナダドル、紙出願:300 カナダド ル)。

## 2.7 データエントリー料

特許、意匠、商標ともに、紙出願に対してデータエントリー料は課されない¹⁶²。

## 2.8 電子出願システム稼働時間

CIPO の電子出願システムは、1日24時間、365日稼働している。

## 特許規則163 第5条 連絡

(6)長官宛ての通信は、カナダ特許公報に長官により指定された電子的又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。

## 意匠規則164 第3条 通信

(6) 長官宛ての通信は、長官がカナダ特許公報で指定した電子的送信手段又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。

## 商標規則¹⁶⁵ 第3条 通信

(6)長官宛ての通信は、長官がカナダ特許公報で指定した電子的送信手段又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00640.html?Open&wt_src=cipo-id-main&wt_cxt=toptask (最終アクセス日:2016年2月25日)

162 現地法律事務所への調査結果

¹⁵⁹ CIPO, Fees – Patents,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00142.html?Open&wt_src=cipo-pat ent-main (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶⁰ CIPO, Fees – Industrial designs,

¹⁶¹ CIPO, Fees – Trademarks,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr02003.html?Open&wt_src=cipo-t m-main (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶³ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ特許規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶⁴ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ意匠規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/ishou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

¹⁶⁵ 特許庁、外国産業財産権制度情報、カナダ商標規則、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/canada/shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

## 3 電子出願の環境について

## 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境はウェブブラウザである¹⁶⁶。Internet Explorer 7.0, 8.0、 Firefox 4.0 and 5.0、Safari 5.1.2 をサポートしている。

#### 3.2 電子出願環境の使用感¹⁶⁷

特許、意匠、商標の電子出願システムはそれぞれ別のシステムであって、意匠及び 商標は使いやすいといわれている。また、特許の電子出願システムは他の方法による 出願に比較してクレジットカードでの支払いが可能であるという点のみアドバンテ ージがあり、出願費用の減免もない。

また、意匠の電子出願システムは、紙出願よりも使うデータの準備に紙出願よりも 時間を費やすが、出願費用の減免もない点が欠点であるといわれている。

## 3.3 電子出願システムのサポート体制

電話、電子メール、郵便、CIPO 事務所での直接の訪問によってサポートが受けら れる¹⁶⁸。電話番号は+1-819-934-0544、電子メールアドレスは ic.cipocontact1.ic@canada.ca である。

¹⁶⁶ CIPO, System and Browser Requirements,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00047.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

¹⁶⁷ 現地法律事務所への調査結果

¹⁶⁸ CIPO, Contact、http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00006.html (最 終アクセス日:2016年2月25日)

## 3. 4 ユーザーインターフェイス

ウェブサイト"My Industry Canada Account"においてユーザーアカウントを入手 してから、Form の一覧が掲載されている¹⁶⁹ウェブページから、作成しようとする Form をクリックする。以下の画面は、特許出願の Form である。

*	Canadian Intellectual Property Office	Office de la propriété intellectuelle du Canada	Ca	anadä
	An Agency of Industry Canada	Un organisme d'industrie Canada		
e 6	A Contraction			
20		Canadian Intellectu	al Property Office	9
	IST.	cipo.ic.	gc.ca	Y
França	nis Hom	e Contact Us	Help Search canada.g	c.ca
Home : Complet	> <u>Patents</u> > <u>Filing/</u> ting/Filing	Completing an Application > Filing/	Completing a Canadian Application for Patent	
Instru	iction Page			
Assist	ance A	Il personal information created, h	eld or collected by the Canadian Intellectual Pro	operty
Proble	em Report C	Office is protected under the <u>Priva</u> urpose for which it is being collec	<u>acy Act</u> . This means that you will be informed o ted and how to exercise your right of access t	f the o that
C1P0	OPIC I	nformation. You will be asked for y	your consent where appropriate.	
	<u>R</u>	ead the full notice.		
	(	* Required Field when filing a r	new application)	
	ſ		D.	
		1. Application (Required	a)	
		New Application		
		OR Application number		
	L			]
	ſ			
		2. Title of Invention		
		Title		
	L			
	ſ		/_ · · ·	
		3. *Divisional Applicatio	on (Required)	
		Not Applicable		
		Application number Filing Date (YYYY/MM/DD)		
	L			

まず、出願の種類(新規出願又は出願の追完)、発明の名称及び分割出願に該当する 場合には親出願の出願番号及び出願日を入力する。

¹⁶⁹ CIPO, Forms,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr00021.html?Open&wt_src=cipopatent-main#patents (最終アクセス日:2016年2月25日)

	lulleu)	
	····· ,	
Family Name		
First Name		
Initial		
<b>OR</b> Name of Corporation or Firm		
Address		
City/Town		
Province/State		
Country		~
Postal/Zip Code		
Telephone No		
Fax No		
E-Mail Address		
Add another Applicant Dele	ete Applicant #1	
5.1 Inventor #1		
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State	Applicant(s)	
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State Country	Applicant(s)	~
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code	Applicant(s)	✓
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No.	Applicant(s)	✓
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No. Fax No.	Applicant(s)	✓
5.1 Inventor #1 The Inventor is the same as the Family Name First Name Initial Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No. Fax No.	Applicant(s)	✓

次に、出願人及び発明者の氏名/名称、住所及び連絡先を入力する。それぞれ複数 人いる場合には、記入欄を増やすこともできる。

6. Statement of Legal	Representative
$\Box$ To be filed at a later date.	
The inventor is whose complete representatives of the inventor.	e address is , and the applicant is the legal
7.1 *Priority Documen	t #1 (Required)
□ Not Applicable	
Application Number	
Country	✓
Filing Date (YYYY/MM/DD)	
Add another Document De	lete Document #1
8. Patent Agent for Ap	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country	plicant
<b>8. Patent Agent for Ap</b> Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code	plicant
8. Patent Agent for Ap Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code	plicant
8. Patent Agent for Ap Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No.	plicant
8. Patent Agent for Ap Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No. Fax No.	plicant
8. Patent Agent for Ap Family Name First Name Initial Name of Corporation or Firm Address City/Town Province/State Country Postal/Zip Code Telephone No. Fax No. E-Mail Address	plicant

次に、優先権主張を伴う場合には、先の出願の出願番号及び出願日を記入する。ま た、代理人の氏名、連絡先などを記入する。

9. Associate Patent Age	ent for Applicant	
Family Name		
First Name		
Initial		
<b>OR</b> Name of Corporation or Firm		]
Address		
City/Town		
Province	~ ~	1
Country Postal Code	CANADA	]
Telephone No		1
Fax No.		
		]
		1
E-Mail Address		
E-Mail Address Reference Number		
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b>	tative	
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative	tative	t
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name	tative is the same as agent or associate agent	] t
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name First Name	tative is the same as agent or associate agent	t
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name First Name Initial	tative is the same as agent or associate agent	
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name First Name Initial <b>OR</b> Name of Corporation or Firm	tative	] t
E-Mail Address Reference Number 10. Canadian Represen The canadian representative Family Name First Name Initial OR Name of Corporation or Firm Address	tative is the same as agent or associate agent	<b>t</b>
E-Mail Address Reference Number 10. Canadian Represen The canadian representative Family Name First Name Initial OR Name of Corporation or Firm Address City/Town	tative is the same as agent or associate agent	t
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name First Name Initial <b>OR</b> Name of Corporation or Firm Address City/Town Province	tative is the same as agent or associate agent	t ] ]
E-Mail Address Reference Number 10. Canadian Represen The canadian representative Family Name First Name Initial OR Name of Corporation or Firm Address City/Town Province Country Postal Code	tative is the same as agent or associate agent CANADA	t ]
E-Mail Address Reference Number 10. Canadian Represen The canadian representative Family Name First Name Initial OR Name of Corporation or Firm Address City/Town Province Country Postal Code	tative is the same as agent or associate agent CANADA	t
E-Mail Address Reference Number <b>10. Canadian Represen</b> The canadian representative Family Name First Name Initial <b>OR</b> Name of Corporation or Firm Address City/Town Province Country Postal Code Telephone No.	tative is the same as agent or associate agent CANADA	t ] ]

カナダ国内の代理人についての情報を入力する。

## 11. Small Entity Status

□ The applicant believes that in accordance with the *Patent Rules* they are entitled to pay fees at the small entity level in respect of this application and in respect of any patent issued on the basis of this application.

The action of entering a name in the box below is considered to have the effect of a signature. For the purpose of the above declaration of small entity status, the signature required is that of the applicant, or the appointed patent agent, if one has been appointed and accordingly the person actually entering the name in the box must, as applicable, be either the applicant or the agent themselves.

## 12. *Representative Drawing Number (Required)

Not Applicable

Number

## 13. Request for Examination

Selection-

Yes

O No.

## 14. *Description of Fees (Required)

I am including the following fees:

15. Fees Total		
\$ 0	(format: 999)	

料金が減免される Small Entity に該当するか否か、出願と同時に審査請求をする か否か、追加料金の有無を入力し、すべての料金を入力する(自動計算されない)。

Closing Details	
-*Payment Method (Required)-	
•	Not Applicable Credit Card (Your credit card information is entered after the validation process.) Note: Requires JavaScript and cookies enabled. Deposit Account (Requires deposit account number.)
Authorization Statement	
The Commissioner of Patents on deduct the prescribed fee from t	behalf of the Receiver General is hereby authorized to his firm's deposit account.
Deposit Account	
*Correspondence Type Selection Electronic Mail (Non secure Regular Mail	(Required)

料金の支払い方法及び中間処理書類の送付方法を選択する。

*Attachments (Required)					
Comments:					
File: (Required)	参照	ファイルが選択されていません。			
	Click on ASCII file	the 'Browse' button to select .TIF, .PDF or			
Type of Document: (Required)		v			
Add File (Click "Add File" after	er each att	achment)			
Validate Preview/Save					
Return to menu					

最後に、明細書などの PDF ファイルをアップロードする。

### 3.5 通知の送付方法¹⁷⁰

特許のみ、電子的にオフィスアクション自体が代理人に送付される。意匠及び商標 の場合は、紙書類で代理人宛に送付される。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

CIPO のウェブページには、電子出願システムを利用して提出可能なフォームの一 覧が掲載されている¹⁷¹。

<特許>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・CIPO を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・CIPO 予納口座の履歴照会

<意匠>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・CIPO を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションへの応答
- ・優先権証明書の請求
- ・CIPO予納口座の履歴照会

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・オフィスアクションへの応答
- ・優先権証明書の請求
- ・CIPO 予納口座の履歴照会

¹⁷⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷¹ CIPO, Forms,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr00021.html?Open&wt_src=cipo-patent-main#patents (最終アクセス日:2016年2月25日)

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット

特許の出願書類は TIFF 又はテキストデータを含む PDF¹⁷²である。遺伝子配列表のみ TXT フォーマットである。一方、意匠¹⁷³及び商標¹⁷⁴の出願書類は TIFF、テキストデータを含む PDF である。

## 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ) 175

- <特許>
  - ・書誌部 (願書): イメージデータ
  - ・明細書:イメージデータ
  - ・特許請求の範囲(Claims) : イメージデータ
  - ・要約:テキストデータ又はイメージデータ
  - 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:イメージデータ
- ・意匠に係る物品名:イメージデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:イメージデータ
- ・指定商品又は指定役務:イメージデータ
- ・ 商標見本: イメージデータ

## 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット

特許176、意匠177、商標178ともに、中間処理書類は TIFF 及びテキストデータを含む PDF である。特許の遺伝子配列表のみ TXT フォーマットである。

¹⁷³ CIPO, Correspondence Procedures, 4. Details concerning the electronic formats accepted,

¹⁷² CIPO, General correspondence—Patents,

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01970.html?Open&wt_src=cipo-pat ent-main&wt_cxt=online (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00633.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

¹⁷⁴ CIPO, Trademarks Examination Manual — Page 2 of 5, II.6.2.1 Form and Size — Rule 27(1) 、 https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03634.html (最終アクセス日:2016 年2月25日)

¹⁷⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁷⁶ CIPO, Correspondence Procedures, 4. Details concerning the electronic formats accepted、 http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00633.html (最終アクセス日:2016 年2月25日)

¹⁷⁷ CIPO, Correspondence Procedures, 4. Details concerning the electronic formats accepted

¹⁷⁸ 現地法律事務所への調査結果

#### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット179

特許、意匠、商標¹⁸⁰ともに、中間処理書類のイメージ部分は、TIFF である。さら に、意匠は JPEG も利用できる。

#### 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許¹⁸¹の場合、カラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない。また、 意匠¹⁸²及び商標¹⁸³の場合、はカラー画像による提出はできないがグレイスケールでの 提出が可能である。

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ

特許の TIFF 場合、解像度は 300 又は 400dpi、サイズは紙書類と同様に原本のサ イズが 8.5 インチ×11 インチ又は A4 サイズである。意匠の場合、TIFF 及び JPEG ともに解像度は 300dpi、サイズは紙書類と同様に、原本のサイズが 8.5 インチ×11 インチである¹⁸⁴。商標の画像サイズは最大 1MB、少なくとも 1 辺の長さが 827pixel 以上である¹⁸⁵。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

## 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット186

特許の場合、庁発出書類のフォーマットは PDF(テキストデータを含む場合と含まない場合がある)及び TIFF で発出される。

また、意匠の書類はXML及びテキストデータを含む PDF で発出される。基本的 に CIPO 意匠部門は電子的に書類を発出することはしないが、出願人が電子出願をし た場合、Submission Receipt を電子的に CIPO は発出する。さらに、出願人がオン ラインで維持費用を支払った場合、Confirmation of Maintenance Notice が電子的に 発出される。

一方、商標の書類は PDF(テキストデータを含む場合と含まない場合がある)及び Microsoft Word 及び HTML で発出される。

¹⁷⁹ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁰ CIPO, Trademarks Examination Manual — Page 2 of 5, II.6.2.1 Form and Size — Rule 27(1) 、 https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03634.html (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

¹⁸¹ CIPO, Correspondence Procedures, 4. Details concerning the electronic formats accepted

¹⁸² CIPO, Correspondence Procedures, 4. Details concerning the electronic formats accepted

¹⁸³ CIPO, Trademarks Examination Manual — Page 2 of 5, II.6.2.1 Form and Size — Rule 27(1) ¹⁸⁴ 現地法律事務所への調査結果

¹⁸⁵ CIPO, Trademarks Examination Manual — Page 2 of 5, II.6.2.1 Form and Size — Rule 27(1) ¹⁸⁶ CIPO への調査結果

## 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット187

特許の場合、CIPO 発出書類のイメージ部分は TIFF で発出されるが、意匠の場合、 CIPO 意匠部門は電子的に書類を発出しない。一方、商標の場合、イメージ部分のフ ォーマットは TIFF で発出され、音商標であれば、MP3 及び WAV フォーマットで発 出される。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について188

特許の場合、イメージ部分のカラー画像及びグレイスケールによる発出はできない。 意匠の場合、CIPO 意匠部門は電子的に書類を発出することはしない。商標の場合、 イメージ部分のカラー画像による発出はできない。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ189

特許の場合、すべての書類は白黒画像、300dpiの TIFF でスキャンされる。意匠の 場合、CIPO 意匠部門は電子的に書類を発出することはしない。商標の場合、特に制 限はないが、音商標の場合、最大 5MB である。

## 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない¹⁹⁰。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

特許、意匠、商標ともに、電子記録媒体による提出ができる。提出できるメディアは、3.5 inch diskette, CD-ROM, CD-R, DVD, DVD-R である¹⁹¹。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無¹⁹² CIPO は API を公開していない。

#### 5.4 実用新案手続との相違

カナダには、日本の実用新案登録制度に相当する制度は存在しない。

¹⁸⁷ CIPO への調査結果

¹⁸⁸ CIPO への調査結果

¹⁸⁹ CIPO への調査結果

¹⁹⁰ 現地法律事務所への調査結果

¹⁹¹ CIPO, Correspondence Procedures, Electronic Media accepted by the Patent Office

¹⁹² CIPO への調査結果

## E. オーストラリア知的財産庁 (IP Australia)

## 1 電子出願システム全般

## 1.1 電子出願システム導入状況

IP Australia は、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。

### 1.2 電子出願率193

	特	許	意	匠	商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014 年	96%	7,014	97%	6,612	99%	64,408
2013年	82%	9,892	86%	6,601	98%	62,878
2012 年	19%	7,492	9%	6,207	94%	63,035
2011 年	10%	6,920		5,782	91%	61,479
2010年	8%	6,136		5,351	89%	59,315

なお、出願件数には PCT の国内移行出願は含まれていない。

## 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動によって実施されている¹⁹⁴。

### 2 電子出願に係る制度

## 2.1 紙書類提出の要否

紙書類の提出は不要である195。

## 2.2 原本の形態

原本の形態は電子媒体である196。

## 2.3 在外者による電子手続

在外者は電子出願システムを利用して出願日を確保するために出願書類の提出及 び権利存続のための料金を支払うことが可能である¹⁹⁷。

¹⁹³ IP Australia への調査結果

¹⁹⁴ IP Australia への調査結果

¹⁹⁵ 現地法律事務所への調査結果

¹⁹⁶ (特許) Regs 1.3, 3.2, 3.2A, 3.2B and 22.2AA of the Patents Regulations 1991、

http://www.comlaw.gov.au/Series/F1996B02697 (最終アクセス日:2016年2月25日) (意匠) Regs 1.04 and 11.01A of the Design Regulations 2004、

http://www.comlaw.gov.au/Series/F2004B00136 (最終アクセス日: 2016年2月25日)

⁽商標) Regs 4.1, 4.2, 21.1 and 21.21AA of the Trade Marks Regulations 1995、

http://www.comlaw.gov.au/Series/F1996B00084 (最終アクセス日:2016年2月25日)

特許、意匠、商標ともに、電子出願又は紙出願のどちらであっても、出願人を制限 するような規定は存在しない。しかし、出願人はすべての手続においてオーストラリ ア国内に手続のための住所を届け出る必要がある。この住所に対して、IP Australia から書類が郵送される¹⁹⁸。オーストラリア国内の住所を出願時に届け出することがで きれば、在外者が IP Austraria に対して直接出願することは可能である。

#### 特許法199 第221条 書類の送達

本法がある者に書類を送達,提供又は送付するよう定めており,かつ,該当する者が オーストラリアにおける書類の送達宛先を局長に通知している場合は,書類は当該宛 先に郵送することにより,その者に送達,提供又は送付することができる。

## 意匠法200 第145条 書類の送達

本法がある者に対して送達され、与えられ又は送付される書類について規定してお り、かつ、その者が書類の送達先としてオーストラリアにおける宛先を登録官に与え ている場合は、当該書類は、その宛先への郵便によりその者に対して送達、付与又は 送付することができる。

## 商標法201 第215条 送達宛先

(5) 送達宛先は、オーストラリア国内の宛先でなければならない。

#### 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は不要である202。

## 2.5 電子手続した際の出願料金等の支払方法

電子手続した際の出願料金等の支払方法は、クレジットカードのみである²⁰³。電子 以外の方法による出願をした場合には、他の支払い方法も選択できる²⁰⁴。

¹⁹⁷ IP Australia への調査結果

¹⁹⁸ (特許) Regs 3.2C of the Patents Regulations 1991、

http://www.comlaw.gov.au/Series/F1996B02697(最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠) Regs 11.19 of the Design Regulations 2004、http://www.comlaw.gov.au/Series/F2004B00136 (商標) Regs17A.74 of the Trade Marks Regulations 1995、

http://www.comlaw.gov.au/Series/F1996B00084 (最終アクセス日: 2016年2月25日)

¹⁹⁹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、オーストラリア特許法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/australia/tokkyo.pdf (最終アクセス日:2016年2月 25日)

²⁰⁰ 特許庁、外国産業財産権制度情報、オーストラリア意匠法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/australia/ishou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁰¹ 特許庁、外国産業財産権制度情報、オーストラリア商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/australia/shouhyou.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

 $^{^{202}\,}$  IP Australia, Tips for registering and applying online,

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/eservices/learning-centre/tips-for-registering/ (最終 アクセス日:2016年2月25日)

## 2.6 電子手続による出願料金の減免

特許205、意匠206、商標207ともに、電子手続による出願料金の減免がある。

## 2.7 データエントリー料

特許、意匠、商標ともに、データエントリー料は課されない。

#### 2.8 電子出願システム稼働時間208

毎週水曜日の午後7時30分から午後10時30分及び毎週土曜日の午前0時から午後9時はメンテナンスのため停止している。その他の時間にメンテナンスが予定されている場合は、事前にメールによる通知がある。

### 3 電子出願の環境について

#### 3.1 電子出願システムの環境209

電子出願システムの環境はウェブブラウザであり、TLS1.0 をサポートしている必要がある。また、JAVA の技術が使われている²¹⁰。

## 3.2 電子出願環境の使用感

IP Australia の電子出願システムは、すべてのステップにおいてガイドラインなどの必要な情報が示されており、ユーザーフレンドリーであって使いやすいといわれている。

²⁰⁴ IP Australia, Doing business with us, How to pay us:

²⁰⁵ IP Australia, Patent fees,

²⁰⁶ IP Australia, Design fees,

²⁰⁷ IP Australia, Trade mark application fees,

²⁰⁸ IP Australia, System availability,

 $^{^{203}}$  IP Australia, General payments, Please note e<br/>Services accepts Visa or Mastercard payments only.,

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/eservices/learning-centre/general-payments/ (最終ア クセス日:2016年2月25日)

http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/(最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/patents/time-and-costs/fees/ (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/designs/time-and-costs/fees/ (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/trade-marks/timeframes-and-costs/trade-mark-appl ication-fees/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/about-this-site/system-availability/(最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁰⁹ IP Australia, Tips for registering and applying online, Tips for registering,

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/eservices/learning-centre/tips-for-registering/ (最終 アクセス日:2016年2月25日)

²¹⁰ 現地法律事務所への調査結果

## 3.3 電子出願システムのサポート体制

IP Australia では、電話及び問い合わせフォームによるサポートが受けられる²¹¹。 電話番号は、1300 65 1010(オーストラリア国内から)及び+61 2 6283 2999(オースト ラリア国外から)である。受付時間は月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで である。問い合わせフォームのアドレスは

http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/contact-us/customer-enquiry-form/である。

²¹¹ IP Australia, Contact Us、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/contact-us/(最終アクセス日: 2016 年 2 月 25 日)

## 3. 4 ユーザーインターフェイス

IP Australia がウェブページにおいて特許出願の手順を説明している²¹²。そのページから画像を抜粋して説明する。

. 25		+SERVICES HOME   - A A A +	
Australian Ge	Arenament STANDARD	PATENT APPLICATION	
Welcome	1 Sign Out	Current date & time (AEST): 05/07/2012 11:25 /	AM.
APPLICAN	T OR AGENT SELECTION	Total Payable \$370.	00
App	ovide your own reference for this applicat	tion O O O Additional Summary	
Provide	Your reference	•	
Inc ag	dicate if you are filing this application as e	either an applicant or an	
agent		cation as the applicant or as one of	of
C	<ul> <li>Applicant</li> <li>Agent</li> </ul>	in on behalf of the applicant(s)	
		NIX	Ð

始めに、出願人が整理のために使う整理番号を入力する。

	<u>*</u> 4	#SERVICES H	IOME	
Australian Go IP Austr	STANDA	RD PATENT	APPLICATI	ON
Welcome	i senou		Current date & time (AEST) 05	07/2012 11:25 46
NVENTIO	nvention title			\$370.0
our referen	The invention title is a short	and descriptive name f	or your invention *	-O menuty
vention til	Test invention title for my star	ndard patent		
The invent Test inven	A maximum of 600 characters is	allowed		
A maximur	inventors			
iventors	TITLE GIVEN NAME(S)	FAMILY NAME	ACTION	
nn	Test	User	Remove	TION
ADD INVE	ADD INVENTOR			NEXT

次に、発明の名称と発明者を入力する。

 $^{^{212}\,}$  IP Australia, eServices - Patent Applications,

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/eservices/learning-centre/user-documentation/eserv ices-patents/#step0 (最終アクセス日:2016年2月25日)

Australian Government IP Australia	STANDARD PA		N
			8
RELATED APPLIC	ATIONS atent Application	Total Payable.	\$370.00
I am entitl	ed to claim priority on the basis of one or m ed to file a Divisional application on the bas ed to claim priority on the basis of one or m cation is for a Patent of Addition	nore earlier Provisional application(s)	0
PREVIOUS     CANCEL		SAV	NEXT O

関連する出願として、仮出願、分割出願、優先権主張の基礎となる出願が有る場合 には、チェックを入れる。チェックを入れた場合には、出願番号や出願日を入力する。

	I sign Out		Current date	& time (AEST): 05/07/2	012 11:26 AU
SPECIFICATION	I and the second s			Total Payable	\$370.00
Attach th	ne details of your spec	ification in Er	nglish 🐵		-1
tro ndi	Description *		Browse	) )	
	Sequence listing		Browse	, )	

明細書、特許請求の範囲などの書類ファイルをアップロードする。



電子記録媒体の提出の有無、微生物に関連するか否かを選択する。

-service	S ROME   - A A A +		
Australian Government STANDARD PATENT	APPLI	CATIO	N
Welcome Test User (bastuser)   Sign Cut	Current date	& time (AEST): 16/07/3	2012 11:00 AM
			8
ENTITLEMENT O		Total Payable	\$370.00
Your reference Test Patent Application	0	~	~
I state that Test User, nominated for gran	t of the p	atent:	
<ul> <li>is an actual inventor.</li> <li>has entitlement from the actual inventor(s) (eg. by a</li> </ul>	assignment,	agreement,	etc).
CANCEL		5	WE AS DRAFT

出願人が発明者自身であるか又は発明者から特許を受ける権利を継承しているか を選択する。

Velcome	1 Sign Out	Current date & time (AEST): 05/07/2012
Indic	ate if you have any additional requests	
	Examination request 🛛 😨	
4	Type of examination	
ic	<ul> <li>Full examination</li> </ul>	
	O Full examination - Expedited	
	<ul> <li>Accelerated examination under the</li> </ul>	Patent Prosecution Highway (PPH)
	Postponement of Acceptance	
	Do you intend to support the request for exami media such as paper documents or CDs?	nation by providing separate physical
	◯ Yes ⊙ No	

出願と同時に審査請求を行う場合には、チェックをする。早期審査の請求もできる。

	Main Contrat	ASERVICES HOME	- * * * *		
	Main Contact				
Australian Government	Name	Test User		ATIC	)N
IP Australia Welcome	Address for legal service and correspondence	15 Bowes Street Woden ACT 2602 Australia		(AEST): 05/07/2	2012 11:25 AM
	Invention Details		Edit details		6
SUMMARY Your reference Test Pate	Invention title Inventors	Test invention title for my stand Test User	dard patent	Total Payable	\$370.0
Applicant or Agent App Selection	Related Applications		Edit details	Additional Requests	Summary
Fees payable					
Standard Complete Pate Approved Means)	Specification		Edit details		
Total payable	Description	Patent Case 001 Description.pdf			
Applicants	Claims	Patent Case 001 Claims.pdf			Edit details
Testilizer	Abstract	Not provided			
Test User	Sequence listing	Not provided			
Main Contact	Drawings	Not provided			Edit details
Na	Additional Requests		Edit details		
Address for legal serv and corresponder					
Invention Details	PREVIOUS	PROCEED TO P	AYMENT >		Edit details

最後に出願の概要を確認して、料金支払い手続に進む。

## 3.5 通知の送付方法²¹³

特許及び商標の場合、オフィスアクション自体が電子的に代理人宛に送付される。 代理人は電子出願システムにログインしてオフィスアクションをダウンロードする 必要がある。一方、意匠の場合、現在は紙書類による通知が送付されているが、間も なく、特許や商標と同様に電子出願システムにログインしてオフィスアクションをダ ウンロード可能になる予定である。

## 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

電子出願環境を利用して提出できるフォームの一覧が、IP Australiaのウェブサイトに掲載されている²¹⁴。

<特許>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・IP Australia を受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- 出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・知財庁予納口座の履歴照会

<意匠>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求

(意匠) IP Australia, Designs forms、

²¹³ 現地法律事務所への調査結果

²¹⁴ (特許) IP Australia, Patent forms、

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/patents/patent-forms/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/designs/designs-forms/ (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

⁽商標) IP Australia, Trade mark forms、

http://www.ipaustralia.gov.au/get-the-right-ip/trade-marks/tools-and-resources/trade-mark-forms/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・知財庁予納口座の履歴照会

<商標>

- ・国内出願に係る願書の提出
- ・EPOを受理官庁/本国官庁とする国際出願に係る願書の提出
- ・出願審査請求書の提出
- ・オフィスアクションの受領
- ・オフィスアクションへの応答
- ・拒絶査定不服審判の請求
- ・無効審判の請求
- ・審査経過(包袋)情報の閲覧請求
- ・優先権証明書の請求
- ・知財庁予納口座の履歴照会

## 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

## 4.2.1 出願書類のフォーマット215

特許の場合、出願書類のフォーマットは PDF、TIFF、Text、Microsoft Word、PNG、 XML 又は JPEG での出願が可能である。意匠出願の場合 PNG が、商標の場合さら に JPEG が利用できない。

特許、意匠、商標の場合も、IP Australia は PDF を推奨しており、テキストデー タの有無は問わない。

## 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール

IP Australia は手続書類の XML 変換ツールを提供していない²¹⁶。

4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)217

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:イメージデータ
- ・特許請求の範囲(Claims) : イメージデータ
- ・要約:イメージデータ
- 図面:イメージデータ

²¹⁵ IP Australia, Doing business with us, For submissions using our online services - eServices or our B2B system、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²¹⁶ 現地法律事務所への調査結果

²¹⁷ 現地法律事務所への調査結果

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット²¹⁸

出願書類と同様であって、特許の場合、出願書類のフォーマットは PDF、TIFF、 Text、Microsoft Word、PNG、XML 又は JPEG での出願が可能である。意匠出願の 場合 PNG が、商標の場合さらに JPEG が利用できない。

特許、意匠、商標の場合も、IP Australia は PDF を推奨しており、テキストデー タの有無は問わない。

## 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット²¹⁹

特許、意匠、商標ともに、JPEG, PNG, TIFF が使える。

特許の場合、図面は PDF での提出を推奨している。一方、意匠及び商標の場合、 PNG フォーマットでの提出を推奨しており、音商標の場合、MP3 及び PNG フォー マットで提出可能である。

## 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否220

特許の場合、カラー画像及びグレイスケール画像による提出はできない。一方、意 匠及び商標の場合、カラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能である。

²¹⁸ IP Australia, Doing business with us, For submissions using our online services - eServices or our B2B system、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²¹⁹ IP Australia, Doing business with us, For submissions using our online services - eServices or our B2B system、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²²⁰ IP Australia, Doing business with us, For submissions using our online services - eServices or our B2B system、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

## 4.2.7 画像の推奨サイズ221

特許、意匠、商標ともに、画像サイズは原本のサイズが A4 サイズ(29.7cm×21cm)、 解像度は 200dpi から 600dpi の間で 300dpi が推奨される。添付されるファイル容量 の合計は最大 20MB までである。意匠及び商標の場合、カラー画像の色空間は sRGB に限られる。

## 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

#### 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット222

特許及び商標の場合、書類は PDF(テキストデータが有る場合と無い場合がある) で発出される。一方、意匠の場合、現在は紙書類で発出されるが、将来的には PDF での発出を予定している。

#### 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット223

すべての庁発出書類が PDF 発出されており、PDF ファイルの中に、JPEG, TIFF 又は PNG フォーマットの画像が貼付されている。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について224

特許の場合、カラー画像及びグレイスケールによる発出はしない。一方、商標はグ レイスケールでのみ発出する。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ225

IP Australia から回答を得ることはできなかった。

## <u>5 その他</u>

## 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない²²⁶。

²²¹ IP Australia, Doing business with us, For submissions using our online services - eServices or our B2B system、http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/ (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²²² IP Australia への調査結果

²²³ IP Australia への調査結果

²²⁴ IP Australia への調査結果

²²⁵ IP Australia への調査結果

²²⁶ 現地法律事務所への調査結果

## 5.2 電子記録媒体の提出227

特許、意匠、商標ともに、電子記録媒体の提出はできない。ただし、特許出願の明 細書が 999 ページを超過するなど、電子出願システムを使って出願できない場合に限 り、電子記録媒体(CD-ROM, CD-R, DVD 又は DVD-R)での提出ができる。

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

IP Australia は API を公開していない²²⁸。

## 5.4 実用新案手続との相違

特許(Standard Patent)と実用新案登録(Innovation Patent)の出願手続の相違点はない²²⁹。

²²⁷ 現地法律事務所への調査結果

²²⁸ IP Australia への調査結果

²²⁹ 現地法律事務所への調査結果
# F. メキシコ産業財産庁 (IMPI)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

IMPIは、意匠及び商標のみ電子出願システムを導入済みであり、特許及び実用新 案の電子出願システムは2018年の導入予定である²³⁰。この新システムはIMPIが独 自に開発をしている。

### 1.2 電子出願率

	特許	意	匠	商標		
出願年	全出願件数	電子出願 率	全出願	電子出願 率	全出願	
2014 年	16,135	1%	4,011	13%	$125,\!665$	
2013 年	15,444	1%	3,080	8%	114,159	
2012年	15,314	0.003%	3,705	1%	105,825	

2011 年以前の出願件数のデータは IMPI から得られなかった。また、参考として、 WIPO が公表している特許の全出願件数も示した²³¹。

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている²³²。

#### 2 電子出願に係る制度

#### 2.1 紙書類提出の要否²³³

意匠、商標ともに、紙書類の提出は不要である。ただし、提出した電子ファイルに 技術的な問題生じた場合には、紙書類の提出が求められることもある。

## 2.2 原本の形態

意匠、商標ともに原本の形態は電子媒体である²³⁴。

²³⁰ IMPI への調査結果

²³¹ WIPO IP Statistics Data Center, http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm (最終アクセス日: 2016年3月7日)

²³² IMPI への調査結果

²³³ Decision which states the guidelines for the presentation and reception of applications indicated in the Payment and Electronic Services Portal (PASE) before IMPI, Article 10 and 13、 https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/acuerdo_marca_en_linea.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

# 2.3 在外者による電子手続²³⁵

意匠、商標ともに、在外者が電子出願システムを使って直接できる手続はない。電子出願システムを使う際に必要となる電子署名 Firma electrónica avanzada(FIEL) を取得するためには、メキシコ人であるか、メキシコへの有効な移住書類が必要なためである。また、メキシコ産業財産権法 183 条によって、出願を行う者は、通知を受け、受領するためのメキシコ国内の住所を指定しなければならないことが規定されており、通常はメキシコ国内の代理人が指定される。

# 產業財產権法²³⁶ 第 183 条

すべての出願について、当該出願を行う者は、通知を受け、受領するための国内の住 所を指定しなければならず、この住所に変更があれば産業財産権庁に伝達しなければ ならない。住所変更を伝達しなかった場合、通知は記録に記載された住所において適 法に実施されるとみなされる。

本法に定める行政手続において、この手続の範囲でなされる手続上及び最終的な決定 並びに当事者不在で実施される手続におけるかかる決定は、前項にいう住所において 当事者らに通知することができなかった場合には、産業財産権庁における公示板に掲 示すること及び官報における公告を通じて関係当事者に通知することができる。

#### 2.4 電子証明書の要否

意匠、商標ともに、電子証明書 FIEL が必要である²³⁷。

# 2.5 電子証明書の種類

電子証明書はファイル形式及び USB メモリ形式である²³⁸。

#### 2.6 電子証明書の指定認証局

IMPI 指定の認証局は、Ministry of Economy、Tax Management Office (SAT)及び Ministy of Public Function である²³⁹。

²³⁴ Decision which states the guidelines for the presentation and reception of applications indicated in the Payment and Electronic Services Portal (PASE) before IMPI, Article 6 and 10、 https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/acuerdo_marca_en_linea.pdf (最終アクセス日:2016 年2月25日)

²³⁷ Decision which states the guidelines for the presentation and reception of applications indicated in the Payment and Electronic Services Portal (PASE) before IMPI, Article 5、 https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/acuerdo_marca_en_linea.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²³⁸ Article 7 of the Interinstitutional Agreement establishing the Guidelines for the Standardization, Implementation and Use of Electronic Certificates in the Federal Public Administration

²³⁵ IMPI への調査結果

²³⁶ 特許庁、外国産業財産権制度情報、メキシコ産業財産権法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

# 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、IMPIの料金支払システム(PASE)²⁴⁰によって、銀行振り込みによって 支払う必要がある²⁴¹。

#### 2.8 電子手続による出願料金の減免

意匠242、商標243ともに、電子手続による出願料金の減免はない。

## 2.9 データエントリー料

意匠、商標ともに、データエントリー料は課されない244。

# 2.10 電子出願システム稼働時間245

IMPIの電子出願システム稼働時間は平日(月曜日から金曜日まで)の24時間である。 稼働していない日に送信された書類は翌開庁日に送信/配信されたとみなされる。

²⁴⁰ IMPI, PASE, PORTAL DE PAGOS Y SERVICIOS ELECTRÓNICOS DEL IMPI、 https://eservicios.impi.gob.mx/seimpi/(最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁴¹ Decision which states the guidelines for the presentation and reception of applications indicated in the Payment and Electronic Services Portal (PASE) before IMPI, Article 14、 https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/acuerdo_marca_en_linea.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²³⁹ Article 7 of the Interinstitutional Agreement establishing the Guidelines for the Standardization, Implementation and Use of Electronic Certificates in the Federal Public Administration and Article 18 of the Electronic Certificate Law.

²⁴² IMPI, TARIFA DE INVENCIONES, MODELOS DE UTILIDAD, DISEÑOS INDUSTRIALES Y ESQUEMAS DE TRAZADO DE CIRCUITOS INTEGRADOS、

http://www.impi.gob.mx/servicios/Paginas/TarifadeInvencionesdeDisenodeCircuitos.aspx (最終ア クセス日:2016年2月25日)

²⁴³ IMPI, TARIFAS MARCAS, AVISOS Y NOMBRES COMERCIALES,

http://www.impi.gob.mx/servicios/Paginas/tarifamarcasavisosnombres.aspx (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

²⁴⁴ 現地法律事務所への調査結果

²⁴⁵ Decision which states the guidelines for the presentation and reception of applications indicated in the Payment and Electronic Services Portal (PASE) before IMPI, Article 12、 https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/acuerdo_marca_en_linea.pdf (最終アクセス日:2016 年2月25日)

# 3 電子出願の環境について

# 3.1 電子出願システムの環境246

電子出願システムの環境はウェブブラウザである。ブラウザーは Mozilla Firefox, Internet Explorer 及び Google Chrome がサポートされている。また、Adobe Reader と JAVA のインストールが必要である。

# 3.2 電子出願環境の使用感

IMPIの電子出願システムは使いやすいが、情報をアップロードするためのプラットホームが複雑であるといわれている。また、メキシコ国内のインターネット環境が良くないため、まれにネット回線のスピードが遅くなることもあるといわれている。

### 3.3 電子出願システムのサポート体制247

IMPIでは、電話及び電子メールでサポート受けることができる。電話番号は+52 15553340700又は+52 1800 5705990、電子メールアドレスは patentesenlinea@impi.gob.mx 又は marcaenlinea@impi.gob.mx である。

²⁴⁶ IMPI, REQUISITOS TÉCNICOS,

https://eservicios.impi.gob.mx/ayudaSEIMPI/requisitos_tecnicos2p.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

²⁴⁷ 現地法律事務所への調査結果

3. 4 ユーザーインターフェイス

意匠の電子出願マニュアル248から一部を抜粋して説明する。

	Dission de Documentos * A Regresar a MASE   Acerca de A Certar sesion
Abril, 2015 11:47:02	Usuario
Diseño Industrial CAPTURA DE	SOLICITUD DE REGISTRO DE DISEÑO INDUSTRIAL
Tipo Solicitud Solicitantes Inventores	Apoderados Personas Autorizadas Prioridad Memoria Técnica Figuras Anexos
Tipo Solicitud	
*Tipo Solicitud	Registro de Diseño Industrial 💌
*Titulo de la Invención	Seleccione una opció 💌 de Simbolo
Fecha de Divulgación Previa	
Divisional de la Solicitud	ejemplo: NU/#2010/123456
Fecha de Presentación de la Solicitud Inici	
Observaciones	

上の画面は、意匠電子出願の初期画面である。入力事項が画面上部の複数のタブに 分割されており、最初のタブが表示されている。最初のタブでは、意匠の種類、意匠 の名称などを入力する。

参考として、以下にタブの表題と英語訳を記載する。

I. TIPO DE SOLICITUD (TYPE OF APPLICATION) II. SOLICITANTES (APPLICANTS) III. INVENTORES (INVENTORS) IV. APODERADOS (PARENTS) V. PERSONAS AUTORIZADAS (AUTHORIZED) VI. PRIORIDAD (PRIORITY) VII. MEMORIA TÉCNICA (TECHNICAL MEMORY) VIII. FIGURAS (FIGURES) IX. ANEXOS (ATTACHMENTS)

²⁴⁸ IMPI, Presentación de la Solicitud de Diseño Industrial en Línea、 https://rdu.impi.gob.mx[:]8091/rdu⁻patentes/MANUAL_RDU_SOL_DISENOS.pdf (最終アクセス 日:2016年2月25日)

o Solicitud	Solicitantes	Inventores	Apoderados	Per	sonas Autorizadas	Prioridad	Memoria Técnica	Figuras	Anexos
Datos de	I Solicitante								
*Tipo de	Solicitante	Seleccion	e una opción			-			
*Tipo de	Persona	FÍSICA	+						
*Razón	Social					5	olodie		
*Pais de	Nacionalidad	Seleccion	e una opción						
"Estado Colonia Teléfono Fax		Exte	nsión		Población "Calle "Núm. Ext. Correo-e		Int.		
Deineinelli	The second second	Agregar	Daio de Desti	lancia.	Estado Dab	Lance	ilar	Colonia Assián	
PrincipalN	ombre Pais de l	Nacionalidad	Pais de Resid	dencia	Estado Pobl	ación Có	ódigo Postal Calle	Colonia Acción	

次のタブは、出願人の入力画面である。出願料金の減免が受けられる出願人である 場合には、その属性も入力する。次の発明者タブも同様である。

Prioridad Reclama	da								
Agregar Prior	idad Reclama	da	۲	Si	•	No			
*Paie			Seleccio	ne			-		
"Número de S	Serie de Priori	idad			2				
Easta da Dr	ocontoción				-				
r echa de Pr	esemación								
					Agregar				
Pais de Origen	Núr	nero de Serie	de Priorie	lad be agree	Agregar	Fecha de	Presentación	Acción	

優先権主張に関する情報の入力タブである。優先権を主張する場合には、基礎出願の出願国、出願番号、出願日を入力する。

mento						
"Seleccione el tipo de doc	umento:					
Seleccione	-					
Seleccione						
REIVINDICACIÓN		· Freed				
El documento se encuento	a en en ulorna.	<ul> <li>Espan</li> </ul>	oi Une	rente al español		
	*Seleccione el tipo de doc Seleccione Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN Er docamento se encuento	*Seleccione el tipo de documento: Seleccione Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN La documento se encuentra en en ruroma.	*Seleccione el tipo de documento: Seleccione Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN Er documento se encuentra en encuentra. • Españ	*Seleccione el tipo de documento: Seleccione Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN Er documento se encuentra en en nuoma.	*Seleccione el tipo de documento: Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN Er documento se encuentra en en comma. • Español • Diferente al español	*Seleccione el tipo de documento: Seleccione DESCRIPCIÓN REIVINDICACIÓN Er documento se encuentra en en taroma: • Español • Diferente al español

出願に関連する書類(Descripción 又は Reivindicación)をアップロードする画面 である。

Tipo Solicitud Solicitantes	s Inventores	Apoderados	Personas Autorizadas	Prioridad	Memoria Técnica	Figuras	Anexos
		Cargar Imagen		- 2			
		Cancelar too	do				
Númer	D		Imagen		Acciones	5	
		No	ha agregado ninguna Figura	1			
Guardar	Finalizar	Captura		Vi	sta Previa		
os campos con símbolo " son	datos obligatorios						

意匠の画像ファイルをアップロードするタブである。アップロードできるファイル は GIF, JPEG 又は TIFF である。

Tipo So	olicitud	Solicitantes	Inventores	Apoderados	Personas Autorizadas	Prioridad	Memoria Técnica	Figuras	Anexos
					Lista de Anexos				
	<b>U</b>	OTROS					9	3	Th.
	<b>U</b>	ACREDITAMENTO CAUSAHABIENCIA					°,	7	Th
	4	TRADUCCIÓN DE D	ESCRIPCIÓN				9	7	Th
		TRADUCCIÓN DE R	EIVINDICACION				Q,	2	7

その他書類のアップロード画面である。アップロードする書類のフォーマットは PDF である。

# 3.5 通知の送付方法

現在、IMPIの電子出願システムは出願のみ可能である²⁴⁹。庁からの通知は電子的 に送付されていない。

#### 4 電子出願書類のフォーマットについて

## 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続250

- <<p><意匠、商標>・国内出願に係る願書の提出
- 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

# 4.2.1 出願書類のフォーマット

意匠²⁵¹、商標²⁵²ともに出願書類のフォーマットは PDF である。テキストデータの 有無は問わない。

#### 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)253

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット

庁からの通知は電子的に送付されていない²⁵⁴。

### 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット

意匠²⁵⁵のイメージ部分のフォーマットは GIF, JPEG, TIFF である。一方、商標²⁵⁶は GIF のみである。

²⁴⁹ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁰ 現地法律事務所への調査結果

 $^{^{251}\,}$  IMPI, Presentación de la Solicitud de Diseño Industrial en Línea, VIII. FIGURAS,

https://rdu.impi.gob.mx:8091/rdu-patentes/MANUAL_RDU_SOL_DISENOS.pdf (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²⁵² 現地法律事務所への調査結果

²⁵³ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁴ 現地法律事務所への調査結果

### 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

意匠、商標ともにカラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能である²⁵⁷。

#### 4.2.6 画像の推奨サイズ

意匠の画像ファイルの推奨サイズは、規定されていない。

### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット258

IMPI は電子データによる書類を発出しない。すべて紙書類で発出される。

#### 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない²⁵⁹。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体提出の可否について、IMPIは明確に規定していない²⁶⁰。

5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無²⁶¹ IMPI は API を公開していない。

# 5.4 実用新案手続との相違

特許及び実用新案の電子出願システムは導入されていない。

²⁵⁵ IMPI, Presentación de la Solicitud de Diseño Industrial en Línea, VII. MEMORIA TÉCNICA、 https://rdu.impi.gob.mx[:]8091/rdu⁻patentes/MANUAL_RDU_SOL_DISENOS.pdf (最終アクセス

日:2016年2月25日)

²⁵⁶ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁷ 現地法律事務所への調査結果

²⁵⁸ IMPI への調査結果

²⁵⁹ 現地法律事務所への調査結果

²⁶⁰ 現地法律事務所への調査結果

²⁶¹ IMPI への調査結果

# G. 台湾智慧財產局 (TIPO)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

TIPOは、特許、意匠、商標の電子出願システムを導入済みである。2014年に最新の出願システムを導入したばかりであり、システム改良の予定はない²⁶²。

## 1.2 電子出願率

	特	許	意	匠	商	標
出願年	電子出願	全出願	電子出願	全出願	電子出願	全出願
	率	件数	率	件数	率	件数
2014 年	15%	46,378	21%	8,148	48%	75,933
2013年	15%	49,218	14%	8,968	41%	74,031
2012 年	14%	51,189	17%	8,248	30%	74,357
2011 年	14%	50,082	14%	7,736	25%	67,620
2010年	14%	47,442	13%	7,220	16%	66,496

台湾の法律事務所では、現行の紙出願を好む習慣が残っているといわれる。なお、 最新の電子出願システムに変更してからは、特許の電子出願率が昨年から1年間で約 10%程度増加している²⁶³。

台湾の法律事務所によれば、1~2年前から TIPO が事務所を訪問して、電子出願 システム導入協力を依頼している。しかし、大規模で歴史のある事務所ほど長い年月 をかけて紙書類による大規模な管理システムを構築しているため、このシステムを電 子出願システム向けに変更することは大変な作業であるといわれている。

#### 1.3 PR の方法²⁶⁴

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている。

TIPO は毎年、最新のオンラインサービスについてのセミナーを開催している。こ の情報について興味を持っている人は誰でも TIPO にアクセスすることができる。ア クセスがあった場合、TIPO は直接訪問して詳細を伝えるようにしている。最も効率 的な方法は、ユーザーを訪問し、パソコンを使いながら step by step で電子出願シス テムの使い方を教えることだと TIPO は考えている。昨年は 50 以上の代理人事務所 を TIPO は訪問した。

²⁶² TIPO への調査結果

²⁶³ TIPO への調査結果

²⁶⁴ TIPO への調査結果

### 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠、商標ともに、紙書類を提出する必要はない²⁶⁵。

#### 2.2 原本の形態

特許、意匠、商標ともに、原本の形態は電子媒体である266。

#### 2.3 在外者による電子手続

在外者が電子出願システムを利用して直接できる手続は、権利存続のための料金の 支払いのみである。その他の手続は代理人に委任して手続を行う必要がある。

#### 専利法267 第11条

出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを 行うことができる。

台湾内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。

代理人は、法令に別段の規定がある場合を除き、弁理士でなければならない。 弁理士の資格及び管理は別途法律で定める。

#### 商標法268 第6条

商標登録の出願及びその関連事務は、商標代理人に委任してこれを行わせることがで きる。但し、台湾国内に住所又は営業所を有していない者は、商標代理人に委任して これを行わせなければならない。

商標代理人は国内に住所を有していなければならない。

²⁶⁵ (特許及び意匠) TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Patent Applications and Services by Electronic Means, Article 3、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5101314105771.docx (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Trademark Applications and

Services by Electronic Means, Article 3、https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5861485171.doc (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁶⁶ (特許及び意匠) TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Patent Applications and Services by Electronic Means, Article 3、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5101314105771.docx (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Trademark Applications and

Services by Electronic Means, Article 3、https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5861485171.doc (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁶⁷ 特許庁、外国産業財産権制度情報、台湾専利法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁶⁸ 特許庁、外国産業財産権制度情報、台湾商標法、

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

# 2.4 電子証明書の要否

電子証明書は必要である269。

# 2.5 電子証明書の種類

電子証明書は、カード形式、ファイル形式又は USB メモリ形式である²⁷⁰。

# 2.6 電子証明書の指定認証局

認証を受ける者の属性(自然人、一般営利法人、政府機関又は特殊法人)によって、 指定される認証局が異なる²⁷¹。以下の4つの認証局は政府によって設立されたもので ある。

- Certificate IC card for natural person issued by Certificate Authority of Ministry of Interior (MOICA, http://moica.nat.gov.tw/en/index.html):個人
- Certificate IC card for business entity issued by Certificate Authority of Ministry of Economic Affairs (MOEACA, http://moeaca.nat.gov.tw/about.html):一般営利法人
- Certificate IC card or software certificate for government authority or unit issued by Government Certification Authority (GCA, http://gca.nat.gov.tw/index.html):政府機関
- Certificate IC card for school, foundation, organization, etc. issued by XCA (http://xca.nat.gov.tw/):特殊法人

これらの認証機関以外にも、TAIWAN-CA, Inc²⁷²によって発行される Intellectual Property IC card or software certificate も使用することが可能である²⁷³。

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5101314105771.docx (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Trademark Applications and Services by Electronic Means, Paragraph 1 of Article 5、

²⁶⁹ (特許及び意匠) TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Patent Applications and Services by Electronic Means, Paragraph 1 of Article 5、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5861485171.doc (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁷⁰ TIPO, 電子服務 FAQ, Pages 4 to 6、

https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7610&CtUnit=3708&BaseDSD=7&mp=1 (最終アクセス 日:2016年2月25日)

²⁷¹ TIPO, 線上教學 >> 如何註冊成為會員? >> 註冊成為會員基本流程、

https://tiponet.tipo.gov.tw/elearning/_data/_RC_DATA/TIPO_Content/content_html/020_learning_ 1_01.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁷² TAIWAN-CA, Inc, http://www.twca.com.tw/Portal/english/coporate_profile/mission.html (最終 アクセス日:2016年2月25日)

²⁷³ TIPO, 電子服務 FAQ, 電子申請須使用哪些種類的電子憑證?

https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=475781&ctNode=7610&mp=1 (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 2.7 電子手続した際の出願料金等の支払方法

出願料金は、銀行窓口で現金による銀行振り込み、インターネット上での銀行振り 込み、銀行口座からの自動振替、TIPO 窓口での現金支払いが可能である²⁷⁴。

#### 2.8 電子手続による出願料金の減免

特許、意匠、商標ともに、出願料金は減免される275。

### 2.9 データエントリー料

データエントリー料は課されない276。

# 2.10 電子出願システム稼働時間

電子出願システム稼働時間は、平日休日問わず1日24時間である。ただし、平日の21:00から22:00はシステムメンテナンスが予定されている²⁷⁷。

#### 3 電子出願の環境について

# 3.1 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境は専用ソフト E-SET である。TIPO のウェブサイトから ダウンロードできる²⁷⁸。

# 3.2 電子出願環境の使用感

TIPO の電子出願システムはウェブベースのシステムではなく、専用ソフトによっ て提供されているため、アップデートの度に新しい専用ソフトをコンピューターにイ ンストールする必要があるため、ユーザーフレンドリーではないといわれている。

また、専用ソフトは、Microsoft Word フォーマットを直接扱うことはできず、PDF ファイルに変換する必要がある。この変換ソフトは TIPO から提供されているが、変 換時に記号などの特殊文字が正しく変換されないこともある。

さらに、TIPO の電子出願システムは十分に成熟及び安定していないといわれている。TIPO はテストバージョンを一般には公開しておらず、正式バージョンのリリース前にはTIPO 事務所内でのみテストバージョンを試用することができる。そのため、

²⁷⁴ TIPO, 電子服務 FAQ, 電子申請案件如何繳費?

https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481956&ctNode=7610&mp=1(最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁷⁵ (特許及び意匠) TIPO, Regulations of Patent Fees、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=4112010263671.doc (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標) TIPO, Schedule of Trademark Fees 2012、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=381917302966.doc (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁷⁶ 現地法律事務所への調査結果

^{277 (}公財) 交流協会、台湾知的財産権ニュース (No.226) 2016年1月15日発行

²⁷⁸ TIPO, 下載列表、https://tiponet.tipo.gov.tw/S040/help/download045File.htm (最終アクセス日: 2016年2月25日)

現地法律事務所側で動作テストを十分することなく、正式バージョンがリリースされ るので、電子出願システムに不具合が多いと推測される。

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

**TIPO**では、電話及び電子メールでのサポートを受けられる²⁷⁹。電話番号は+886-2-8176-9009、電子メールアドレスは tipoeservice@tipo.gov.tw である。

²⁷⁹ TIPO, Electronic Services FAQ, Page 120,

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

3.4 ユーザーインターフェイス

TIPO が公開しているユーザーマニュアル280から一部を抜粋して説明する。



この図は、TIPO の電子出願のフローを示したものである。願書や明細書は基本的 に Microsoft Word で作成する。Microsoft Word には、TIPO が提供するアドインソ フト(PDF 轉檔工具/增益集)を組み込むことによって、TIPO が準備している各書類の テンプレートから提出する書類を作成することができる。また、このアドインソフト は、PDF への変換機能も有しているので、書類の作成完了後、PDF に変換すること ができる。

願書、明細書等の PDF ファイルの準備が完了したら、委任状や優先権証明書などの PDF ファイルと一緒に、電子出願専用ソフト E-SET を通じて電子出願をする。

²⁸⁰ TIPO, 電子申請 導引文件、https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module045/Manual.pdf (最終 アクセス日: 2016年2月25日)



アドイン機能がインストールされた Microsoft Word のメニューから"空白範本"(テ ンプレート)をクリックし、作成する書類の書類を選択する。選択後、書式が表示さ れ、Microsoft Word で各項目を記入・編集する。上の画面は、特許出願の願書を作 成する書式を選択している。

<u>MIR</u>	電子申請導引文件_20140309.docx - Microsoft Word 留片工具	x
檔案 常用 插入	版面配置 參考資料 郵件 校開 檢視 增益集 智慧局 格式	^ ?
■ 合併時福 ● 合併時福 ● 商品 ● 商品 ● 項別	副         調整         調整         ジグ         砂砂         ご         ご         ご           通用         規要         規要         面式         股         項表         空白         糸統         道道法         道道法         通貨         一         日         一         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日         日	
	描 <del>、</del> 檢核 開啟 說明 更新	
€ 4 2		122
	▲新增客戶成員 ◎新增代理人 ■■由舊電子匯入 ■ 匯入 ■ 匯出 國理申該人 國理錄明人 國理代理人 預度	
	电冲气器中之度指示器器 (加) 中文性名化影器 新文姓名化名器 部校 用的	
	申議,場定為算: 通知] 順序 每戶代詞 ID 中文政品培育 英文政品培育 取消 (	

出願人や代理人は、アドレス帳の機能を使うことができる。事前に入力されていれ ば、容易に入力することができる。



出願人や代理人の指定が完了した後、願書の該当箇所に必要事項を貼り付けることができる。

👿 🚽 🕶 🗧 酸明專利申請書.docx [相喜模式] - Microsoft Word	- • • ×	
概念 常用 插入 版面配置 參考資料 契件 校開 檢視 增益集 智慧局	۵ 😭	
🖷 🗆 a gha 🙀 🌉 🎎 🔜 🚮 🚮 📣 🛞 险 📚 🔂	1/ 規費計算	
韓 商品 圓 通訊 規鑽 規	生活出让事用这	
福 到別 片 懸 試昇 微依 製作 圧 開知 範本 操作 範欄 増入 给核 間段 19日	發明等利中調書	÷
	☑ 一併申請實體審查	
	摘要頁數 1	
2 【望明本人就相同創作任中調本發明專利之间日·另中調新型專利】 是		
22 【中文本資訊】	說明書頁數 5	
* 【摘要頁數】 1	出结由和你因百些 1	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	甲資學利範圍見數 1	
☆ 【園式頁數】 2	圖式頁數 2	
8 【頁數總計】 9		
□ 【 甲腈學利範園項数】 > 【 要求 要給】 2	圖式圖數 2	
	由结束利筋圆顶曲 5	
8 【繳費資訊】	THE ART DECEMBER AND	
※ 【徽資金額】 9900 【修理论题】	【治明書百典】	E .
8 LIAGROCHE	【申請專利範圍頁數】	1
8 【附送書件】	【圖式頁數】 【百數續計】	2
は【基本質料表】	【申請專利範圍項數】	5
8 【發明說明書】	【愛國友圖】	2
※【發明申請專利範圍】	【繳費資訊】	
♀ 【發明圖式】 【处文本】	【繳費金額】	9900 -
☆ 【簡禮字本】		
* 【優先權證明文件首頁中譯本】	会已。 開始試算	插入至word
♀ 【優悪期證明文件】 【烝任書】		~
◎ 【國內生物材料寄存證明文件】		
8 【國外生物材料寄存證明文件】		
3 【生初材料為通常知識者易於獲得證明文件】		
3 【檔案具結】本 <u>申請責所檢送之PDF</u> 檔或影像檔與原本或正、"9同。		
(個資具結)申請人已詳閱申請須知所定個人資料保護注意事項 (公共主体約1年、毎年年以)、万日本第2月の方法(第一時)(10年前)	8 木由誌 ***	
(标墨本資料表、安住香外), 个包宫應扩保密之個人資料; 其載有個人資 產局標供任何人以自動化或非自動化之方式閱答、約絡、攝影或影印。		1
□ 頁面: 2 / 4 字數: 1,214 爻 中文(台灣) 插入	3 ⊒ 90% ⊖	

料金の計算機能も、アドインとして組み込まれている。請求項の数、明細書のページ数、図面のページ数を入力すると、料金が自動計算される。自動計算の後、願書に 必要事項を貼付することができる。

空白表單已設定好	没落編號,段
落文字編寫完成後	,按Enter鍵即
會自動產生下一段之	之段落編號
【發明說明】	【發明說明】
【 ⁶⁹⁹ 年至之经济领域】	【發明所屬之技術環境】
【0001】	【COOL】 #春1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容1 內容
[先射并復] 【C002】	1內第1內第1內第1內第1內第1內第1·鍵入Enter鍵
【 ⁰⁰⁰¹ 1003】	【先約技術】 【C003】
ii	a
[黄焼方式]	a
ii	【發明/內容】
	【0004】
a	"
[ 【重式規單投码】	【實施方式】
[ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [	【0005】
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 【圖式機單純例】 □ 【圖式機單純例】 □ 【0006】
■	「主要子は23時10円」
東京:1/1   手数:71   ダ 中文(前期)   刻人   □□ 0 G G 3 目 90% ○ ○ ○ ● .	夏夏1/1  早飯153   ジ 中文(田町)   図人

明細書の段落番号を自動的に入力する機能もある。



Microsoft Word での書類作成が完了した後、PDF ファイルに変換する。

發明專利申請書	▶ 測試案例 → 發明專利 → 4→ 授尋 發明專利 ○
【附送書件】	説明(H) 井田討会 ▼ 値絡 新措資料本 1000 ▼ 「11 ④
【基本資料表】 Contact.pdf	Table         Table           Table         Table
【發明摘要】 Abstract.pdf 【發明說明】 Description.pdf 【發明申請專利範圍】 Claims.pdf 【發明圖式】 Drawings.pdf	Contact.pdf     Description.pdf       Drawings.pdf     PoreignSpec.pdf       DYellowOceanApplyRight.pdf     又YellowOceanPowerAtterney.pdf       可致明專利申請書.pdf     Description.pdf
【外文說明書或圖說】 ForeignSpec.pdf 【研究實驗新穎性優惠期證明文件】ICExperiment.pdf 【申請權證明書】 YellowOceanApplyRight.pdf 【委任書】 YellowOceanPowerAtterney.pdf	一個完整之申請案件資料夾應含 有申請書PDF檔中述及的所有文件
大趣: 3	

それぞれの書類ごとに、PDF ファイルを作成し、同じフォルダに保存する。

● 電子服務快遞工具(E-SET)								
					1 卡月憑證	<b>登入</b> ]	軟體憑證登入	]   🗢
<ul> <li>案件管理</li> <li>通集送件(1)</li> </ul>	■入案件 を章並送件 図入案件			to the				
● 已送案件(14)	授等・全部条件	▼ 目訂茶件	名稱  ▼	授辱				
● 送件失敗(0)	自訂案件名稱 自	訂案件編號 申言	请名稱	申請案號	申請人	代理人	匯入時間	~
<ul> <li>&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;&gt;</li></ul>	動態商標測試案件 N1	164988 X X	《公司動態設計…		XX综合有限公司		2014/03/13 1	9:39:38
<ul> <li>線上檢核</li> </ul>								
電子公文								
↓ 下載區								
規費								
▶ 案件瀏覽								
1 日誌記錄								
④ 匯入記錄(2)								
● 送件記錄(14)								
<ul> <li>● 系統更新記錄</li> </ul>								
	基本資料 原始匯入資料 图	[入執行訊息						•
		自訂案件名稱	動態商標測試案的	ŧ				Â
		自訂案件編號	NT64988	Lind O O O ARKAN				
		申請名稱	ムム公司剔想設計	「図 ムムム(杉巴)				-
		申請種類 申請人	動態商標註冊 XX綜合有限公司	1				
		代理人						
0 🖸		匯入時間	2014/05/15 19:59:58	5				*
						_	_	

次に、専用ソフト E-SET を立ち上げ、メニューバーの中から「匯入案件」をクリックする。



作成した書類が保存されているフォルダを選択する。

選擇匯入案件	P. C	P					
E:20120515送件資料夾 選擇工作資料夾 磁擇工作資料夾。 劉知:D:/201	20405美件资料夹/						
可匯入寮件清單 例如 + D./20120405送件資料夾/1→ T₩-001 商標註冊 T₩-002-發明專利 T₩-003 發明專利 T₩-004_聲音商標	<del>66</del> 01	由諸家供資料本					
	選擇匯入>>	之上層目錄					
	<<取消匯入						
✓ 確定匯入							

選択されたフォルダに保存されている書類の一覧が表示される。

選擇匯入案件	A 7 6 6 6				
	E-20120515送件資料夾				
選擇工作資料夾	還擇工作資料夾。例如:D:/20120405送件資料夾/				
可歷入案件清單	创细+D./20120405迭件资料夹/ ₩-08 <mark>0</mark> 1				
TW-001_商標註冊 TW-002_發明専利 TW-003_發明専利 TW-004_聲音商標					
	浙江 ※ 第 2     广     广     新江 ※ 第 2     广     浙江 ※ 第 2     广     新江 ※ 第 2     广     新加工 ※ 第 2     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     北     北     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     「     北     」     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、      、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、     、				
	✓ 確定匯入				

実際に提出する書類を選択する。

當次匯入記錄		
匯入摘要清單:	匯入詳細資訊:	٦
選擇種入筆數:4筆 1.TW-001 商標註冊 	▲ 基本資料表表單結構驗證開始: 基本資料表表單結構驗證成功。	
2.TW-002 發明專利 種入失敗 3.TW-003 發明單利 種入成功!	基本資料表欄位格式驗證開始: 基本資料表欄位格式驗證成功。 =	
4.IW-004 壁音商標 匯入失敗	基本資料表欄位內容驗證開始: 基本資料表欄位內容驗證成功。	
	XML轉換開始: 檔案配置開始: 檔案配置成功。	
	XML轉換成功。	
	說明書檔案配置成功。	
	說明書轉換開始: 說明書轉換成功。	
	編輯案件資訊檔開始: 編輯案件資訊檔成功。	
	•	
共匯入筆數:4筆。 成功筆數:2筆。 失敗筆數:2筆。		
至日誌-匯入記錄 再匯入其他案件	記錄另存新檔 至已匯入案件匣	.11

選択した書類の書式が自動的にチェックされる。

	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
案件管理	
<ul> <li>已送案件(14)</li> </ul>	授尋: 全部案件 → 自訂案件名稱 → 授尋 🔍
● 送件失敗(0)	□ 自訂案件名稱 自訂案件編號 申請名稱 申請案號 申請人 代理人 匯入時間 ▼
● 案件歷史(0)	■ 動態商標測試案件 NT64988 XX公司動態設計 XX综合有限公司 2014/03/13 19:39:38
<ul> <li>線上檢核</li> </ul>	
電子公文	<b>可</b> 强 摆 卡 ヒ 馮 諮 戓
↓ 下載區	引运洋下升芯位或状腔芯位立入
規費	
2 案件瀏覽	
日誌記錄	
<ul> <li>• 匯入記錄(2)</li> </ul>	
<ul> <li>送件記錄(14)</li> </ul>	
● 系統更新記錄	
	基本資料 原始匯入資料 匯入執行訊息 ▼
	自訂案件名稱。動態商標測試案件
	自訂案件編號 由語之類 USU at at the second and usual at the second
	申請案號
	申請種類動態商標註冊
(2) 🖸	<b>國入時間</b> 2014/05/15 19:59:58

次に、電子署名ファイルを選択し、電子署名する人を確定する(画面右上)。

🖨 電子服務快遞工具(E-SET)	BALLY MALE FOR FOR THE STATE	- 0 ×
	簽章人·因XX	•
案件管理		
<ul> <li>已送案件(14)</li> </ul>	搜尋:全部窯件 → 自訂窯件名稿 → 搜尋 🔍	
<ul> <li>送件失敗(0)</li> </ul>	自訂案件名稱 自訂案件編號 申請名稱 申請案號 申請人 代理人 匯入時間	谢 🗸
● 案件歷史(0)	☑ 動態陶標測試案件 NT64988 XX公司動態設計 XX综合有限公司 201403/1	13 19:39:38
● 線上檢核	可与避免第史此後,则"强"的变形分子。	
🔁 電子公文	川勾进多军条针俊,勐进[僉早业达针]	
↓ 下載區		
規費		
2 案件瀏覽		
日誌記錄		
·          ·          ·		
<ul> <li>送件記錄(14)</li> </ul>		
● 系統更新記錄		
	基本資料原始進入資料僅入執行訊息	
	自訂案件名稱]動態商標測試案件 自訂案件經验[NT54088	
	申請4額 XX公司動態設計圖 XXX(彩色)	
	申訪業號 申訪種類動態商標註冊	E
	<b>申請人</b> XX综合有限公司 (+)341	
2 🖸	1942八 國入時間 2014 02 13 19-39-38	
		•

画面右上の電子署名者名、画面中央部の電子署名する出願を確認後、画面上部の" 簽章並送件"をクリックすると、PDFファイルが電子署名され、TIPOに送信される。

轰章並送件	
送件摘要清單:	送件詳細資訊:
選擇送件筆數:2筆 1.TW003_發明專利 送件成功!收文文號 = 1012000237-0	▲ 編輯余叶貝司通知20 · ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲
2.TW001 商標註冊 送件成功!收文文號 = 1017001077-0	電腦檢核成功。
	资章成功。
	驗單開始: 驗單成功。
	附件完整性檢核開始: 附件完整性檢核成功。
	分割檔案開始: 分割檔案共3份。成功。
	傳送檔案開始: 傳送檔案成功。
运件成切後 立刻取得文案號	收件編號=101T00000877 收文文號=1017001077-0 申請案號=101001077
	02.0
至送件失敗團 💾 另存簽章送件記錄	賤送件 ● 至日誌-送件記錄 ● 匯出送件成功清單 ● 至已送案件匣

送信結果が表示され、送信が成功すれば出願番号が付与される。

# 3.5 通知の送付方法

オフィスアクションの送付があった旨の通知及びオフィスアクション自体は、電子的に受け取ることができる²⁸¹。ただし、電子的に受け取ることに同意した代理人又は 出願人に限られる。

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

- <特許、意匠、商標共通282>
  - ・国内出願に係る願書の提出
  - ・出願審査請求書の提出
  - ・オフィスアクションの受領
  - ・オフィスアクションへの応答
  - 優先権証明書の請求
  - ・銀行口座振替の履歴照会

また、商標の場合のみ、台湾経済部訴願審議委員会に対する行政不服は電子手続で 行うことができる²⁸³。

# 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

# 4.2.1 出願書類のフォーマット

特許、意匠、商標ともに、出願書類は PDF で出願される²⁸⁴。テキストデータの有 無は問わない。なお、Microsoft Word フォーマット及び HTML フォーマットから PDF への変換ソフト²⁸⁵が TIPO から提供されている。

²⁸¹ (特許及び意匠) TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Patent Applications and Services by Electronic Means, Article 15-1、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5101314105771.docx (最終アクセス日:2016年2月25日) (商標)TIPO, Regulations Governing the Implementation of Filing Trademark Applications and Services by Electronic Means, Paragraph 1 of Article 15-1、

https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=5861485171.doc (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁸² TIPO, Electronic Services FAQ, Page 37, 38, 40 and 41、

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁸³台湾経済部訴願審議委員会(MOEA),線上申請、

http://www.moea.gov.tw/Mns/aa/content/SubMenu.aspx?menu_id=11415 (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁸⁴ TIPO, 電子申請 導引文件, 第4章 如何撰寫申請書、說明書等文件, page 25、

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module045/Manual.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ²⁸⁵ TIPO, PDF 轉檔工具/增益集(HTML2PDF/增益集)、

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module045/HTML2PDF/Html2Pdf-1.9.0.zip (最終アクセス 日:2016年2月25日)

# 4.2.2 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)286

- <特許>
  - ・書誌部 (願書): テキストデータ
  - ・明細書:テキストデータ
  - ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
  - ・要約:テキストデータ
  - 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

<商標>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・指定商品又は指定役務:テキストデータ
- ・商標見本:イメージデータ

#### 4.2.3 出願人による中間手続書類のフォーマット²⁸⁷

出願書類と同様に、特許、意匠、商標ともに、中間処理書類は PDF である。テキ ストデータの有無は問わない。なお、意見書や補正書を電子的に提出しても費用の減 免はない²⁸⁸。現在は、約 80%の書類が未だに紙書類を使って提出されており、審査 官が発送するオフィスアクションの約 50%は電子書類で送付されている²⁸⁹。

# 4.2.4 出願書類イメージ部フォーマット290

特許、意匠、商標ともに、イメージ部分は JPEG 又は TIFF である。代理人委任状 や優先権証明書などの書類は、JPEG, TIFF, GIF, BMP 又は PDF で提出する。非伝 統的商標を出願する場合、MPEG 又は AVI ファイルで提出できる。なお、MP3 フォ ーマットは導入を検討中であるが、具体的な導入時期は未定である²⁹¹。

287 現地法律事務所への調査結果

²⁹⁰ TIPO, Electronic Services FAQ, Page 42,

²⁸⁶ 現地法律事務所への調査結果

²⁸⁸ 現地法律事務所への調査結果

²⁸⁹ TIPO への調査結果

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁹¹ TIPO への調査結果

#### 4.2.5 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否292

特許、意匠、商標ともに、カラー画像及びグレイスケール画像による提出が可能で ある。

#### 4.2.6 画像の推奨サイズ293

特許及び意匠の場合、画像サイズは原本のサイズが1辺8cm以上、解像度は300dpi 以上である。一方、商標の場合、画像サイズは原本のサイズが1辺5cm以上8cm以 下の正方形、解像度は300dpi以上である。

#### 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

# 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット

特許、意匠、商標ともに、書類はテキストデータを含む PDF で発出される。

# 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット

特許、意匠、商標ともに、庁発出書類のイメージ部分は JPEG 及び TIFF で発出される。商標の場合、さらに WAV, MPEG, AVI フォーマットが使われている。

# 4.3.3 通知書類のイメージ部について

特許、意匠、商標ともに、カラー画像又はグレイスケールによって発出される。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ

特許、意匠の場合、画像ファイルは最大で 2010pixel×2010pixel、解像度は 300dpi である。一方、商標の場合、最大 945pixel×945pixel、解像度は最小 300dpi である。

#### 5 その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない²⁹⁴。

### 5.2 電子記録媒体の提出

電子記録媒体による提出はできない²⁹⁵。電子出願システムが使えない場合には、紙 書類を提出する。

²⁹² TIPO, Electronic Services FAQ, Page 88,

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁹³ TIPO, Electronic Services FAQ, Page 42,

https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁹⁴ 現地法律事務所への調査結果

²⁹⁵ 現地法律事務所への調査結果

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

TIPO は API をウェブサイトで公開している²⁹⁶。このウェブサイトでは、TIPO が 提供する電子出願(e-filing)サービスと電子送達(e-delivery)サービスを紹介している。 TIPO は独自に XML Schema を開発している。

# 5.4 実用新案手続との相違

特許出願手続と実用新案登録出願手続は同一である297。

²⁹⁶ TIPO, 申辦業務 Web Service、https://tiponet.tipo.gov.tw/S040/help/download055File.htm (最終 アクセス日:2016年2月25日) ²⁹⁷ 現地法律事務所への調査結果

# H. 世界知的所有権機関(WIPO)

# 1 電子出願システム全般

# 1.1 電子出願システム導入状況

WIPO が受理官庁となる国際特許出願の電子出願システムとして ePCT²⁹⁸を、意匠 の電子出願システムとして E-Filing Portfolio Manager²⁹⁹を、それぞれ導入済みであ る。商標はマドリッド協定議定書の制度上、本国官庁を通じて国際事務局に願書を提 出する³⁰⁰。したがって、WIPO は商標出願のための電子出願システムを導入していな い。

山甌左	特	許	意匠			
山原平	電子出願率	全出願件数	電子出願率	全出願件数		
2014年	79%	214,316	89%	2,924		
2013年	77%	205,290	88%	2,990		
2012年	74%	195,335	83%	2,604		
2011年	70%	182,437	79%	2,521		
2010年	66%	164,341	66%	2,385		

1.2 電子出願率

# 1.3 PR の方法

PR 活動は、インターネットの知財庁ウェブサイトでの広報活動、紙媒体によるパンフレットの作成・配布及び電子出願環境の利用者向けセミナー開催によって実施されている³⁰¹。

毎年、日本国特許庁が開催する知的財産権制度説明会(実務者向け)³⁰²では、「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス」という講義が行われ、ePCT についての説明もされている。講義資料もアップロードされている³⁰³。

302 特許庁、平成 27 年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト、

²⁹⁸ WIPO, ePCT、https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp(最終アクセス日:2016年2月25日)

²⁹⁹ WIPO, E-Filing Portfolio Manager、https://www3.wipo.int/login/en/hague/index.jsp (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

³⁰⁰ 特許庁、マドリッド協定議定書の概要、https://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/mado.htm (最終 アクセス日:2016年2月25日)

³⁰¹ WIPO への調査結果

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h27_jitsumusya_txt.htm (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁰³ WIPO,特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_jitsumusya_txt/15.pdf (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)及び https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_jitsumusya_txt/15_s.pdf (最終ア クセス日:2016 年 2 月 25 日)

## 2 電子出願に係る制度

# 2.1 紙書類提出の要否

特許、意匠ともに紙書類の提出は不要である304。

## 2.2 原本の形態

特許及び意匠の場合、原本の形態は電子媒体である305。

# 2.3 電子証明書の要否

特許の場合、電子証明書は必要である306。

意匠の場合は不要である³⁰⁷。WIPO Account³⁰⁸で作成した ID とパスワードを入力 してシステムにログインする。

# 2.4 電子証明書の種類

特許の場合、電子証明書はファイル形式及びスマートカード形式である309。

# 2.5 電子証明書の指定認証局

特許の場合、WIPO 指定の認証局は、WIPO、EPO 及び SECOM (セコム)である³¹⁰。

# 2.6 電子手続した際の出願料金等の支払方法

WIPO を受理官庁と指定した PCT 出願の場合、出願料金の支払い方法は、WIPO 予納口座からの自動振替又はクレジットカードである³¹¹。

意匠の場合、出願料金の支払い方法は、クレジットカード、WIPO予納口座からの 自動振替又は銀行振り込みである³¹²。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000032125.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁰⁴(特許)WIPO,特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ページ39、 (意匠)法律事務所への調査結果

³⁰⁵ (特許) WIPO, Administrative Instructions under the Patent Cooperation Treaty, Section 705、 http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/s705.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

⁽意匠)外務省、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、第一条 (viii)、

³⁰⁶ WIPO、ePCT スタート ガイド、http://www.wipo.int/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

³⁰⁷ WIPO, Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement, Section 205、 ³⁰⁸ WIPO, WIPO Account、https://www3.wipo.int/wipoaccounts/en/usercenter/public/register.jsf (最 終アクセス日:2016年2月25日)

³⁰⁹ WIPO、ePCT スタート ガイド、Page 3

³¹⁰ WIPO、ePCT スタート ガイド、Page 3

 $^{^{311}}$  WIPO, Guidelines for filing international applications using the ePCT system, FEES – ONLINE PAYMENT TO RO/IB, page 42,

http://www.wipo.int/pct/ja/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

³¹² WIPO, How to file your application: Fees and payment, Payment,

http://www.wipo.int/hague/en/how_to/file/fees.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

#### 2.7 電子手続による出願料金の減免

WIPO を受理官庁と指定した PCT 出願の場合、出願料金の減免がある³¹³。意匠の 場合、出願料金の減免はない³¹⁴。

### 2.8 データエントリー料

特許の場合、紙出願に対してデータエントリー料は課されない³¹⁵。意匠の場合、書類による出願では、意匠の複製物の表示ページが第2ページ以降、1ページ増えるごとに 150 スイスフランの追加の手数料が課される³¹⁶。電子出願ではこの手数料が課 されない。

#### 2.9 電子出願システム稼働時間

特許の場合、ePCT は1日24時間、365日稼働している。ただし、メンテナンスの必要が有る場合には、事前に ePCT ポータルサイトでアナウンスがされる³¹⁷。 意匠の場合、出願システムは1日24時間、365日間稼働している³¹⁸。

#### 3 電子出願の環境について

#### 3.1 電子出願システムの環境³¹⁹

特許の場合、ePCT の電子出願システムの環境はウェブブラウザである。ePCT で サポートされているブラウザーは Internet Explorer 7 以降と Mozilla Firefox 3.6 以降(推奨)である。意匠の場合も、電子出願システムの環境はウェブブラウザであ る³²⁰。

³¹⁷ WIPO, ePCT, FAQs, System availability,

³¹³ WIPO, PCT Fee Tables 2016、http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf (最終アクセ ス日:2016年2月25日)

³¹⁴ WIPO, Schedule of Fees、http://www.wipo.int/hague/en/fees/sched.htm (最終アクセス日:2016 年 2 月 25 日)

³¹⁵ WIPO, PCT Fee Tables 2016、http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf (最終アクセ ス日: 2016年2月25日)

³¹⁶ WIPO, Schedule of Fees, Item 2.2、http://www.wipo.int/hague/en/fees/sched.htm (最終アクセス 日:2016年2月25日)

https://pct.eservices.wipo.int/p_sn_li.aspx?ClickType=2&NodeID=164 (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

³¹⁸ 法律事務所への調査結果

³¹⁹ WIPO、ePCT スタート ガイド、Page 1

³²⁰ 特許庁、WIPO ハーグ E-Filing システムの解説(参考訳)、1ページ、

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/wipo_hset/01.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

# 3.2 電子出願環境の使用感

特許の ePCT は使いやすいといわれている。意匠の E-Filing Portfolio Manager も 使いやすいといわれている。出願フォームが、ほとんどの場合で直感的で分かり易く 説明されてあるからである。また、出願方法のチュートリアルが公開されている³²¹。

# 3.3 電子出願システムのサポート体制

WIPO では、特許の場合、電話及び電子メールによるサポートを受けられる³²²。電話番号は+41 22 338 9523、メールアドレスは epct@wipo.int である。

意匠の場合も、電話及びコンタクトフォームによるサポートを受けられる。電話番号は+41 22 338 7575、コンタクトフォームのアクセス先は

http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=designs である。

³²¹ WIPO, Hague System E-Filing Tutorial (E-Filing version 2.2),

http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html (最終アクセス日:2016年2月25日)

 $^{^{322}\,}$  WIPO, Contacts, Questions about e-filing with PCT-SAFE, ePCT and DAS,

http://www.wipo.int/pct/en/ (最終アクセス日:2016年2月25日)

**3.4 ユーザーインターフェイス** WIPO 作成の ePCT 出願ガイドライン³²³から一部を抜粋して説明する。

The ePCT system offers two statust types of union services		PCT Newsleller mailing but
<ul> <li>ePCT public services, reparing the creation of a standard 6070 use (provident considering the accessibility and the sec of the York).</li> </ul>	er account, scrable the calored of cocornersta, account to cocornersta solar conservations female e	developments
<ul> <li>aPCT phase services, requiring additional automitative by upload of kacitoes to automated users for immaterial spplitulation field at</li> </ul>	ing a right cathlicity to a WPO case acroant provide a hal raile in Annainy 2008	
ePOT anvets services	ePGT audit services	ENURTCETS
Access of CT provide services. There is the constant of que existence insurance income using internet transmentions ing in the classing of the	( Access ePCT public services, ) Income on APCT and assume	Control Martine     Applicant Later gastal     Article Training particulation     Prog.     Office Training particulation     Prog.     Office Training and Training Article Training     Instants and the Applicability
		SECRECETA ION OFFICES
Contra Co	nan account	Catting started for Offices     Ciffice start guide     Influers less for Ciffices*
		DINES SHORTCUTS
associată ferinares: Musile Frafilis 214- (mini-mental), înternet îngrese 71. De anezer - ne înternet nemeta înternet înternet înternet an al înternet îngrese 71.	a annotation to Person instant.	<ul> <li>Try oFCT to OEACcreate</li> <li>PCT Resources</li> </ul>

ePCT ポータルサイト³²⁴から電子証明書を使って ePCT private services にログインする。

ePCT eOwner	ship Notificatio	iers. My	History	Port	tolios Workbench	ePCT-Filing D	raft Actions. An	n-IB-19Nov				
Items 1-10 of 30	8 10 💌 per	page Fi	iter: All									¢
Create New IA	Import New IA											
File reference :	IA Number +	Type :	Status +	RO :	Creation date =	Last update +	Applicant Name :	Priority +	My rights :	My comments	Warning	Action
Ann-HB-17NGV		New IA	Draft	8	17 Nov 2014 10:15 CET	19 Nov 2014 16 53 CET	WPO	29 Nov 2013	eGwner	2		datate <u>backup</u>
121546585		New IA	Draft	96	19 Nov 2014 14:10 CET	19 Nov 2014 14:59 CET	COMPANY		*Editor	2		deiele backup
🤌 Ann-IB-12May		New IA	Draft	18	19 Nov 2014 14:08 CET	19 Nov 2014 14:08 CET	CORPORATION		ethnee	2		dalete backup

画面上にタブが並んでいるが、新規出願する際には"ePCT-Filing"タブを選択する。

ePCT eO	wnership	Notications	My History	Portfolios	Workbench	ePCT-Filing
hems 1-10 o	r 414 [	0 💌 per page	Filter: A	vi		
Create New IA	💠 impo	rt New IA (.zip)				

画面左上の"Create New IA"ボタンをクリックする。

Create New IA		
File reference *	N/R#-12345	
Receiving Office *	18 - International Bureau of WIPO	
	Look up national security requirements	
		Create Cancel

最大12文字までの整理番号(file reference)を入力し、受理官庁を選択する。

 $^{^{323}}$  WIPO, Guidelines for filing international applications using the ePCT system, FEES – ONLINE PAYMENT TO RO/IB, page 42,

http://www.wipo.int/pct/ja/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf (最終アクセス日:2016年2 月 25 日)

³²⁴ WIPO, ePCT Portal、https://pct.wipo.int/ePCT (最終アクセス日:2016年2月25日)

Filing options	Priority claims	Designations	Names	international search	Declarations	Bizlogy	1A contanta	Accompanying terms	Faai	Simular	Access-lights	Bummary + Fila IA	
													14

新規出願が作成されると、書誌事項や添付ファイルを入力するためのタブが画面上 部に表示される。

- Filing Ontions		
File reference *	AT-Test	
Receiving Office *	AT - Austrian Patent Office	Change receiving Office to RO/IB
Filing method *	ePCT-Filing 👻	
Language of Request *	DE - German 💌	
Language of filing of the international application *	DE - German 💌	

最初の Filing Option タブでは、願書の言語と、出願明細書の言語を入力する。言語の関係で、受理官庁を変更する場合は、この画面で変更できる。

Type "	National
Country-Office *	
Filing Clate *	
Application number	
Option(ii) for providing the priority	Receiving Office to prepare and transmit to the International Bureau
opcument to me to .	To se provided by the applicant
	An electronic copy of the priority document is attached (certified by the issuing Office)
	🗇 International Bureau to obtain from a digital library
The receiving Office is requested	to restore the right of priority for this earlier application, if required.

次の Proirity Claims タブでは、優先権主張の有無を入力する。

ſ	Parlandi
I	- La signations
	The filing of this request constitutes under Rule 4.9(a), the designation of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents.
	However, DE Germany is NOT designated for any kind of national protection JP Japan is NOT designated for any kind of national protection KR Republic of Korea is NOT designated for any kind of national protection

次の Designations タブでは、指定国を入力する。PCT 出願の指定国から DE、JP、 KR を除外することができる。指定国を全指定しない場合は、特定の指定国を一覧表 から選択できる。

Party *	Applicant .	
Type "	Legal entity	
Applicable designations *	Al x	
Name *	<b>I</b>	
Street address	3	
Country		2
Postal Code		
City		
State of Hationality		
State of Residence		۲
Telephone		
Fax		
Notifications to be sent by	Email Only	

次の Names タブで、出願人や発明者の情報を入力する。アドレスブック機能もあるので、事前に登録してある出願人等を選択することもできる。

これらの他にも、International Search(国際調査機関の選択)、Declarations(宣誓 書)、biology(微生物関連発明)、Accompanying Items(遺伝子配列表などの添付)、Fee In General(料金)、Signature(電子署名)、Access Rights(アクセス権の設定)のタブが ある。

New IA MyRef Validation Report: 🛛 🌒 2 (Prevents Sing) 👗 2 (Requires correction) 🧇	ROW Pronou request ISAEP Filing language: EN - English
Fing options Priority claims Designations Names International search	Declarational Biology IA contents Accompanying turns Fees Signature & Access rights Sammery + File IA
CExpand/Collapse all	
D Filing options	
Priority claime	
C Designations	8
D Names	<u>10</u>
International search	8
O Declarations	B
D Biology	12
🛛 M contests 🔞 3 🚠 1	Dia d
C Accompanying Reme	2
D Fees	8
O Signature 🔔 1	
Access rights	8

最後に、Summary + File IA タブで入力内容を確認し、問題なければ出願する。

次に、意匠の電子出願システム E-Filing Portfolio Manager のインターフェイスに ついて説明する。日本国特許庁が公開している日本語チュートリアル(参考訳)³²⁵から 一部を抜粋して説明する。

Applicant(s)	Information concerning	the applicant		
Representative	Name and address			
Correspondence Designation(s)	Name *	Telephor	ne Caracteria de	
Design(s)	Zip/Post code	E-mail a	ddress	
escription	Town*	Address	of website	
eator(s)	Country* Select a country (*) Compulsory	:		
iority(ies)	Entitlements **			
hibition(s)				
	Nationality		Select a Contracting Party	
Publication	Domicile		Select a Contracting Party	
Signature	Real and effective industrial or establishment	commercial	Select a Contracting Party	
	Habitual residence		Select a Contracting Party	
Payment/Validat.	(**) Indicate at least one entitlement	t		
immary	Applicant's Contracting Part	y (ACP)		
Return to e-filing manager	Applicant's Contracting Party	Select a Contracting Part	ey •	•
				Save Cance
				and the second second

上の画面は、電子出願システムのインターフェイス画面である。画面構成は以下の とおりである。

(1) WIPO 参照番号 (画面中の①)

WIPO 参照番号が常に左上角に表示されている。この番号は、本システム内において出願を識別するとともに、WIPO と連絡を取る必要がある場合に提示すべきものとなる。

(2) 項目ヘルプ (画面中の②)

出願の特定のセクションの入力の仕方が分らない場合は、各セクションの右上角に あるヘルプボタン(?ボタン)をクリックする。

(3) データ入力に関する情報(画面中の③)

作業進行中のガイドとして、データ入力に関するボックスの情報には、現在入力を 行っている特定のセクションに関する具体的な情報(ヒント、助言、注意事項)や、エ ラーメッセージが表示される。

³²⁵ 特許庁、WIPO ハーグ E-Filing システムの解説(参考訳)、1ページ、

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/wipo_hset/01.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日)

			C			
Name *	Telepho	one				
Address *	Fax					
Zip/Post code	E-mail	E-mail address				
Town*	Addres	Address of website				
Country* Select a country	•					
*) Compulsory						
Entitlements **						
Nationality		Select a Contracting Party	•			
Domicile		Select a Contracting Party				
Real and effective industrial or co establishment	ommercial	Select a Contracting Party				
Habitual residence		Select a Contracting Party				
(**) Indicate at least one entitlement						
Applicant's Contracting Party	(ACP)					
Applicant's Contracting Party Se	lect a Contracting Par	ty +				
			Save Cance			
		0				
pplicant(s) registered						

出願人に関する入力項目である。最初のセクションに必須項目(名称若しくは氏名、 住所等)を入力する。また電子メールアドレスの入力も推奨されている。その後、ス クロールダウンメニュー(プルダウンメニュー)を使用して、少なくとも1 つの出 願資格を表示させる。必要に応じて(1999 年改正協定に拘束される国の出願人は必 ず)「出願人の締約国(ACP)」を1つ選択する。
Select at least one Contr	acting Party	
ontracting Party	Full name	Information
AL	Albania	
AM	Armenia	
AZ	Azerbaijan	
BA	Bosnia and Herzegovina	
BG	Bulgaria	0
BJ	Benin	
BN	Brunei Darussalam	
BW	Botswana	
BX	Benelux	
BZ	Belize	
СН	Switzerland	
CI	Côte d Ivoire	
DE	Germany	
DK	Denmark	0
EE	Estonia	0
EG	Egypt	
EM	European Union	
ES	Spain	
FI	Finland	0
FR	France	
GA	Gabon	
GE	Georgia	
GH	Ghana	0
GR	Greece	
HR	Croatia	0

締約国の指定に関する入力画面である。締約国の名称をクリックし、締約国を選択 します。選択したすべての締約国は強調表示される。 意匠に関する入力画面は3つに分割されている。

Information concernin	g design(s)		
Total number of design(s) : Total number of reproductio	0 n(s): 0		0
Locarno Class:	Select a Locarno class	)•1	

1つ目は、本願のロカルノ分類を特定します

Add a d	lesign		×
Locarno S	Subclass	Select a Subclass	
Product i	ndication *		
Save	Cancel	(*) Compulsory; One indication per design;	

2 つ目は、各意匠に関して Locarno Sub-class(ロカルノ分類のサブクラス)(任意) と Product Indication(製品の表示)(必須)を入力する。

Reproduction(s) for design No.1			
Extensions allowed: jpg and tif			
omoo1_001.jpg			
📀 m001_002.jpg			
交 m001_003.jpg			
📀 m001_004.jpg			
📀 m001_005.jpg			
📀 m001_006.jpg			
📀 m001_007.jpg			
Verify Cancel			
No. of repros. File na	me Legend (optional)	) View Actions	
No records found			

3つ目は、画像ファイルのアップロード画面である。画像のアップロード時にファ イルが要件に合致しているか、自動的にチェックされる。

Publication of international registration	
Color or black and white publication	
Color publication (if all or some of the reproductions are in color, these shall be published in color)	
Black-and-white publication	
Date of publication	
Publication six months after date of international registration	
Immediate publication	
O Deferment of publication for:	
s	ave

公表に関する入力画面では、白黒による公表かカラーによる公表かを選択する。 Date of publication(公表日)、希望する公表の時期に該当するボタンをクリックする。

ne applicant(s)	Applicant's name
John Doe	Applicant 5 hance
50111 200	
The representative	-
John Des's representative	Representative's name
John Doe 's representative	
the application is signed by a downloaded as a single pdf	a representative, a power of attorney for each applicant file.
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name	a representative, a power of attorney for each applicant file.
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found Reference	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found Reference Application reference	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found Reference Application reference Name of contact person	a representative, a power of attorney for each applicant file. Actions
the application is signed by a downloaded as a single pdf Selection File name No records found Reference Application reference Name of contact person E-mail address of contact per	a representative, a power of attorney for each applicant file.

署名に関する入力画面では、名前を確認する。代理人によって署名がなされる場合は、アップロード アイコンをクリックし、PDF 形式の委任状を添付する。

Breakdown of fees		
International registration basic fee	397.00	CHF
Level 2 Standard designation fee (CH) (1 x 60.00)	60.00	CHF
Level 3 Standard designation fee (BN) (1 x 90.00)	90.00	CHF
Individual designation fee (EM) (1 x 67.00)	67.00	CHF
Individual designation fee (KR) (1 x 210.00)	210.00	CHF
Publication of reproductions (7 x 17.00)	119.00	CHF
TOTAL		943.00 CHF
In case of deferment, the applicant wishes to pay	the fees at th	e latest 3 weeks before the expiration of

出願前に Summary で入力内容や手数料の内訳を確認する。

Summ	ary
V	IPO HAGUE The International Design System
	HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS
	Application for International Registration
	E-filing Reference : WIPO39830
APP	LICANT'S DETAILS(1)
APPL	ICANT
	Name : John Doe
	Address : 34 des Colombettes Geneva 1202 CH - Switzerland
	Telephone :     Eav :     Eav :
	E-mail address : tohn.doe@email.com
	Address of website :
ENTI	TLEMENT TO FILE
	Nationality : CH
	Domicile :
	Reminder : Your application is already saved and accessible from Portfolio Manager. However, it is not sent yet.
	Before sending your application, please ensure that it is complete and in order. Once sent, an application cannot be modified or withdrawn.
1	I confirm that I have reviewed my application and its contents and accompanying documents

確認ボックスにチェックを入れ Send(送付)をクリックすると、出願は審査のために WIPO に送付される。

# 3.5 通知の送付方法

特許の場合、ePCT プライベートサービスによって通知を確認できる³²⁶。 意匠の場合、国際出願が方式要件を満たしてない場合、国際事務局は「不備の通知 (irregularity letter)」を郵便で代理人宛てに送付する³²⁷。

# 4 電子出願書類のフォーマットについて

# 4.1 電子出願環境を利用して行うことができる手続

ePCTの機能は、パブリックサービス及びプライベートサービスで分けられており、 それぞれの機能一覧は以下のとおりである³²⁸。



ePCTの機能 :パブリック/プライベートサービス				
機能名	パブリック サービス	プライベート サービス		
ePCT出願	×	0		
中間書類の提出 (ドキュメントアップロード)	0	0		
中間書類の提出 (オンラインアクション機能)	×	0		
PCT国際出願情報の閲覧	×	0		
タイムラインの表示	×	0		
電子メールによる通知	×	0		
手続き履歴の参照	0	0		
ワークベンチによる管理	×	0		
eOwnershipによるアクセス権の管理	×	0		
第三者情報提供	0	×		

³²⁶ WIPO, 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ページ 37

³²⁷ 法律事務所への調査結果

³²⁸ WIPO, 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ページ 36 及び 38

意匠の場合、電子出願のための E-Filing Portfolio Manager、国際登録の更新を行 なうための E-Renewal³²⁹、そして国際出願、国際登録に関する手数料を納付するた めの E-Payment³³⁰の 3 つのツールが現在ユーザーに提供されている。

### 4.2 出願人より提出される電子データのフォーマット

# 4.2.1 出願書類のフォーマット331

特許の場合、出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない) 又は XML 形式である。

意匠の場合、出願書類のフォーマットは PDF(テキストデータの有無は問わない) である。宣誓書、委任状などの提出時に使われる³³²。

#### 4.2.2 手続書類の XML 変換ツール³³³

特許の場合、ePCT のオンライン変換機能を用いて、Microsoft Word フォーマット が XML ファイルに変換される。

# 4.2.3 データの種類(テキストデータ又はイメージデータ)334

<特許>

- ・書誌部 (願書): テキストデータ
- ・明細書:テキストデータ
- ・特許請求の範囲(Claims):テキストデータ
- ・要約:テキストデータ
- 図面:イメージデータ

<意匠>

- ・書誌部:テキストデータ
- ・意匠に係る物品名:テキストデータ
- ・意匠を記載した図面:イメージデータ

³²⁹ WIPO, International designs E-Renewal System,

https://webaccess.wipo.int/erenewal_dm/IndexController?lang=EN (最終アクセス日:2016年2月25日)

³³⁰ WIPO, Trademarks and Industrial Designs, E-Payment Service,

https://webaccess.wipo.int/epayment/(最終アクセス日:2016年2月25日)

³³¹ WIPO, 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ePCT 出願(2)、ページ 181、 https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_jitsumusya_txt/15.pdf (最終アクセス日:2016 年 2月 25 日)

³³² WIPO, INFORMATION NOTICE NO. 3/2013, ANNEX,

http://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2013/hague_2013_3.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ³³³ WIPO,特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ePCT 出願(2)、ページ181、 ³³⁴ 法律事務所への調査結果

# 4.2.4 出願人による中間手続書類のフォーマット335

特許の場合、中間処理書類は PDF である。テキストデータの有無は問わない。一方、意匠の場合、中間処理書類は電子出願環境により提出できない³³⁶。

#### 4.2.5 出願書類イメージ部フォーマット

特許の場合、イメージファイル単独で提出することはない。PDF ファイルに貼付 されて提出される。

意匠の場合、イメージファイルは JPEG 又は TIFF である³³⁷。

# 4.2.6 カラー画像及びグレイスケール画像による提出の可否

特許の場合、グレイスケール画像のみ提出できる。カラー画像は認められていない ³³⁸。意匠の場合、カラー画像及びグレイスケール画像により提出が可能である³³⁹。

#### 4.2.7 画像の推奨サイズ

特許の場合、PDFファイルは最大 20MB である³⁴⁰。意匠の場合、推奨解像度は 300dpi、サイズは最小 3cm×3cm、最大 16cm×16cm、画像ファイルの容量は1つ のファイルにつき 2MB である³⁴¹。

# 4.3 知財庁より発出される電子データのフォーマット

# 4.3.1 知財庁発出の通知書類フォーマット³⁴²

特許の場合、WIPO 発出の書類はテキストデータが埋め込まれていない PDF で発出される。

意匠の場合、WIPO 発出の書類は PDF で発出される。PDF はテキストデータを含む場合と、含まない場合がある。また、HTML フォーマットでも発出される。

http://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2013/hague_2013_3.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ³³⁸ WIPO, PCT Applicant's Guide-International Phase 5.159、

http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf (最終アクセス日:2016年2月25日) ³³⁹ WIPO, How to file your application: Prepare reproductions, Summary of technical requirements for image files,

³³⁵ WIPO,特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス、ドキュメントアップロード-プライベートサービス(1)、ページ 192、

³³⁶ 法律事務所への調査結果

³³⁷ WIPO, INFORMATION NOTICE NO. 3/2013, ANNEX,

http://www.wipo.int/hague/en/how_to/file/prepare.html#accordion__collapse__01 (最終アクセス 日:2016年2月25日)

³⁴⁰ WIPO, Guidelines for filing international applications using the ePCT system, VALIDATION OF ATTACHED FILES, Page 18

³⁴¹ WIPO, How to file your application: Prepare reproductions, Summary of technical requirements for image files,

http://www.wipo.int/hague/en/how_to/file/prepare.html#accordion__collapse__01 (最終アクセス 日:2016年2月25日)

³⁴² WIPO への調査結果

#### 4.3.2 通知書類のイメージ部のフォーマット343

特許、意匠ともに、WIPOから発出されるイメージデータは PDF に貼付されて発出されるだけである。イメージデータ単独では発出されない。

#### 4.3.3 通知書類のイメージ部について344

特許の場合、PDF データは白黒画像のみ発出される。意匠の場合、カラー画像及 びグレイスケールにより発出可能である。

#### 4.3.4 イメージ部分における画像サイズ345

特許の場合、WIPO からは PDF データのみ発出される。イメージデータ単独では 発出されない。

意匠の場合、PDF データのファイルサイズの上限は 2MB である。

#### <u>5</u> その他

#### 5.1 申請書類の作成補助機能

申請書類の作成を補助するウェブサイトやツール、インタラクティブ申請等は提供 されていない³⁴⁶。

#### 5.2 電子記録媒体の提出

WIPO に対して電子記録媒体を提出することはできない³⁴⁷。

# 5.3 電子出願ソフトの API (Application programming interface) 公開の有無

WIPO は API を公開していない³⁴⁸。

# 5.4 実用新案手続との相違

PCT 出願時に保護の種類(特許又は実用新案登録)を明示することはできない。国内移行の時に、保護の種類を明示することになる³⁴⁹。

³⁴³ WIPO への調査結果

³⁴⁴ WIPO への調査結果

³⁴⁵ WIPO への調査結果

³⁴⁶ 現地法律事務所への調査結果

³⁴⁷ 現地法律事務所への調査結果

³⁴⁸ WIPO への調査結果

³⁴⁹ 特許庁、PCT 国際出願関係手続 Q&A、【問】願書には保護の種類の記入欄がありません。実用新 案を取りたいときはどのように表記するのですか。、

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_tetuduki_qa.htm#a4(最終アクセス日:2016年2月25日)

平成28年3月

平成 27 年度 特許庁產業財產権制度各国比較調查研究等事業

# 主要国、機関及び台湾における電子出願環境 に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成: 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階 電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510 http://www.aippi.or.jp/